

## <目次>

序論	1
第1章 DDR とは何か——先行研究の検討	
はじめに	9
1. 2000年の国連文書(S/2000/101)によるDDRの定義	10
2. DDRへの関心の高まり	17
3. 小型武器問題——DDRと双子の関係	22
4. DDRの先行研究	29
4-1 海外での研究	30
4-1-1 マッツ・バーダルによる論文	30
4-1-2 政策論文：BICCを中心に	32
4-1-3 2002年以降の論文：アフガニスタンDDR以後	35
4-2 日本国内での研究	41
5. 新しいDDRの定義：2006年の統合DDRスタンダード	45
おわりに	54
第2章 国際平和活動におけるDDRの位置づけ ——平和維持と平和構築との結節点	
はじめに	58
1. 国際平和活動の展開	59
1-1 国連の動き	59
1-1-1 集団的安全保障システムの構想 —平和のための秩序作り	59
1-1-2 『平和への課題』—その挫折と修正	62
1-1-3 『ブラヒミ・レポート』—平和活動の整理	65
1-1-4 『ハイレベル・パネル・レポート』 —国連平和構築委員会の設置	68
1-2 国際平和活動の定義	74
2. 平和維持と平和構築とをつなぐDDR	77
2-1 平和維持と平和構築の定義づけ	77
2-1-1 平和維持	77
2-1-2 平和構築	81
2-2 結節点としてのDDR	87
おわりに	95
第3章 分析枠組みの構築——DDRメカニズム	
はじめに	96
1. DDRメカニズムの要素	98

1-1	和平合意	98
1-2	ガバナンス制度	103
1-3	治安／安全保障上の安定化	107
1-4	経済社会開発	107
2.	国際平和活動と DDR メカニズム	113
2-1	国際平和活動と和平合意	114
2-2	国際平和活動とガバナンス制度	115
2-3	国際平和活動と治安／安全保障上の安定化	116
2-4	国際平和活動と経済社会開発	117
	おわりに	119

#### 第4章 国連 PKO 対象国と DDR の形成

	はじめに	120
1.	国連 PKO と DDR	121
2.	事例研究: 国連 PKO 対象国と DDR の形成	124
2-1	中米	124
2-2	モザンビーク	127
2-3	カンボジア	130
2-4	ソマリア	133
2-5	リベリア	135
2-6	タジキスタン	138
2-7	アンゴラ	140
2-8	中央アフリカ共和国	144
3.	DDR メカニズムによる評価	147
3-1	総合評価	147
3-2	要素別評価	150
3-2-1	和平合意	150
3-2-2	ガバナンス制度	152
3-2-3	治安／安全保障上の安定化	152
3-2-4	経済社会開発	154
	おわりに	155

#### 第5章 国連 PKO 対象国と DDR の発展

	はじめに	157
1.	事例研究: 国連 PKO 対象国と DDR の発展	158
1-1	シエラレオネ	158
1-2	コンゴ (民)	163
1-3	リベリア (2003 年以降)	166
1-4	コートジボワール	168
1-5	ハイチ (2004 年以降)	172
1-6	ブルンジ	173

1-7	スーダン	-----	175
2.	DDR	メカニズムによる評価	-----179
2-1	総合評価	-----	179
2-2	要素別評価	-----	184
2-2-1	和平合意	-----	184
2-2-2	ガバナンス制度	-----	188
2-2-3	治安／安全保障上の安定化	-----	189
2-2-4	経済社会開発	-----	190
おわりに		-----	191
結論		-----	193
添付資料	国連安保理決議・マンデート文言集 (DDR 関連)	-----	200
参考文献		-----	214



## 序論

### 1. 問題の所在

禍々しい武力紛争（後）の地域社会において、平和維持（peacekeeping）から平和構築（peacebuilding）にかけてのフェーズに切れ目なく行われる一連の国際平和活動は不可欠である。これは、武力紛争の中でも特に、冷戦終結後に顕在化した国内紛争への対応、すなわち和平プロセスの構想から和平の合意・履行に至るまでの長期的な対応を考察する上で、武力紛争解決や復興支援に関わる実務者や研究者にとって今や共通認識である。平和維持と平和構築との継ぎ目を作り出す作業が必要であると叫ばれてから久しいが、両者の「間」を埋めるべき対象は、「フェーズ間」だけでは説明不足であろう。つまり、両者の継ぎ目に必要なのは、時間であり、機能であり、行為主体であり、分野であり、政策であったりする。包括的な国際平和活動のあり方を模索する上で、こうした複合的なフェーズをいかにして組み合わせ、どのようにしてこうしたギャップを埋めるのかといった議論は避けられない。

ただし、そもそも平和維持だけでは対応できない問題があったからこそ、平和構築の必然性が生じてきたのだという出発点を忘れてはならない。すなわち、冷戦以後の国際平和活動のあり方の検討過程においては、国際連合平和維持活動（国連 PKO）が従来の平和維持機能だけではなく平和構築機能も担う存在となるべきであるという議論があった。そうした状況の中、「DDR」、すなわち、元戦闘員（ex-combatants）に対する武装解除（disarmament）、動員解除（demobilization）、再統合（reintegration）の一連の活動は、国連 PKO 環境において平和構築の分野にも重なる具体的オペレーションのひとつとしてその重要性を増してきている。

DDR の目的は、元戦闘員から武器を回収しつつ、軍事組織を解体し、これらの元戦闘員を社会に再統合するプロセスを提供することであり、全体の和平プロセスからいえば、軍事組織とその元戦闘員が再び武力を行使する不安定要因をなくすことである。したがって、DDR は、紛争当事者間によって結ばれた和平合意の維持と履行に向けた第一歩であると同時に、紛争後の平和構築と新た

な紛争予防にもつながる支援と言える。平和維持と平和構築との継ぎ目としての意義が、ここにある。

しかし、国際平和活動の現場では、DDR の実施に際し様々な困難に直面する。その最も深刻な事態は、紛争当事者による和平合意の無視によるものであろう。なぜならば、DDR 活動とは、DDR の対象者による自発的な態度を基本とする作業であり、和平合意は紛争当事者による自発的 DDR の意思表示でもあるからである。そのため、紛争当事者によって形成された自発的な合意の破棄は、DDR の実施基盤の喪失につながる。こうした状況は、単に DDR のみならず、全ての国際平和活動にとっても深刻なチャレンジである。したがって、国際社会による更なる行動としては、平和創造や平和強制など、より強力で適切な手段を用いて、紛争当事者間の合意の再形成を図る必要がある。この場合、紛争当事者が和平合意を無視する要因として、合意の形成自体にも問題がなかったかどうかについても検討課題であり、特に実務者にとっては緊急の対応を迫られることになる。

こうした合意の形成段階の問題への対処だけでなく、合意の履行段階における具体的な進め方にも配慮がいる。DDR に関して言えば、例えば、武装解除や動員解除を進めていく履行プロセスにおいて、紛争当事者間で具体的な武装解除プログラムの手続きを巡り争いとなれば、合意の履行を阻害することになる。それは、紛争当事者の個人と組織の両レベルにおいて、「紛争当事者のどちらが先に銃を下ろすか」といったジレンマへの具体的取り組みでもある。さらに、動員解除された元戦闘員が社会復帰を目指そうとしても、短期的になりがちな復興支援の枠組みの中では、それが十分ではないケースもありえよう。動員解除した直後の元戦闘員は、市民社会で活躍できる仕事の能力もなければ、帰る家もないといった状況に置かれることが多いのである。そうした場合、DDR プログラムの一環として動員解除の際に提供された一時的なサービス（一時生活費、短期職業訓練、健康診断等）だけでは心許ない。したがって、本来 DDR でシビリアンとなったはずの元戦闘員は、実質的にシビリアンとしての存在たりえず、再び非合法的な戦闘活動に戻らざるを得ない者もでてくるのである。

他方、平和の維持を任務の基本原則としている国連 PKO に特有の問題として、

維持すべき平和が崩壊した状況では国連 PKO という手段は本質的に馴染まないことがあるが、これは、DDR についても同様に言える。この問題は、国連 PKO がその原則（同意、不偏／中立、軽／非武装）に基づいた行動しかできないという従来からの制約に関連している。すなわち、和平合意が無視され戦闘行為が伴った状況下では、中立性や受け入れ合意といった国連 PKO の原則が崩れてしまうため、（理念上は）派遣された国連 PKO が機能不全に陥る。このシナリオに従えば、その国連 PKO は、DDR を含むマンデートを実施できないということになる。ただし、こうした原則論の一方で、国連 PKO は国連憲章第 7 章下での一定の「強かさ (robustness)」を備える場合もあり、また、国連 PKO 以外の国際平和活動との組み合わせも考えられる。DDR についても、国連 PKO の枠組みだけではなく、今や様々な行為主体が関与するようになっており、治安上の支援も含め、国際平和活動全体としての対応が考えられよう。

このように、DDR は、その意義とは裏腹に、実際には様々な問題を抱えている。このような状況の中、果たして国際平和活動には、DDR の実施、あるいはそのための支援のためにどのような対応が求められているのであろうか。特に、平和維持と平和構築との継ぎ目の役割を担うと考えられる DDR の効果的実施のためには、どのような理念と戦略を整えていけばよいのであろうか。そして、そのような条件を満たすためのメカニズムを見出すことは可能であろうか。

## 2. 本稿の目的、分析手法および結論

本稿における国際平和活動 (international peace operations) とは、紛争予防、平和創造、平和維持、平和強制、平和構築の諸手段を講じることで、人道上の危機をもたらす紛争や暴力をなくし、平和という理念を共有できる安定した社会を構築することを目的として、国際的に展開する諸主体（国家、国際機関、NGO など）が行うあらゆる活動、あるいはその総和のことを指す。ここでいう活動とは、これまで国連を中心にして議論が収斂してきた「(国連) 平和活動」の統合的かつ包括的な考えに加え、国連に限らない主体の総合的な関与を意味すると同時に、これらの手段と目的とを共有する個別プログラムのことを指している。DDR は、こうした活動の一部として捉えられる。

さらに本稿では、国際平和活動の中でも DDR と関連が深い平和維持と平和構築とのフェーズ（時間、目的、機能）間の複合的連動に際して、具体的な国際平和活動の手段とその目的について着目する。平和維持——それは、多機能化してきた国連 PKO の任務の一部である——とは、紛争当事者の合意に基づいて、主に軍事的手段により停戦を監視し、再び戦闘状態に至らないような状況を維持することを、平和構築とは、秩序ある平和のために国家における正統なガバナンス制度を確保していく中で、人々が経済的・社会的自立に向けた希望のある社会を構築することを、本稿では意味している。既に問題意識のところで述べたように、紛争解決に向けて対応する国際社会が、この 2 つのフェーズを間断なく進めていくことが重要である。本稿では、これらのフェーズを連動させるには、実は DDR の諸要素に関連する国際平和活動の具体的手段を用意する必要があると説く。

したがって本稿の目的は、平和維持と平和構築との複合的な意味での継ぎ目に関わる DDR が、これら双方の複合的連動を促すために、どのような国際平和活動の手段（目的）を持ち合わせたメカニズムを整えたらよいのかという点を明らかにすることである。

そのために本稿では、まず、国際平和活動における DDR の位置づけを示し、平和維持と平和構築とのフェーズ間の結節点としての DDR の特徴を明らかにする。その上で、DDR に関する先行研究を踏まえ、国際平和活動の中でも DDR を推進すると考えられる 4 つの関連要素——すなわち和平合意、ガバナンス制度、治安／安全保障上の安定化、経済社会開発——を導き出す。さらに本稿は、DDR に不可欠なこうした諸要素を満たすための国際平和活動の手段と目的を明らかにし、DDR を推進するための装置を「DDR メカニズム」として提示する。このメカニズムが、平和維持と平和構築との継ぎ目を強固にし、複合的な連動を引き起こすことを仮定する。ここでいう「複合的連動」とは、すなわち平和維持と平和構築とを複合させるために、DDR が結節点となって平和維持と平和構築とのフェーズをつなげていく状態——すなわち連動すること——をイメージしている。なお、DDR と密接に関連する平和維持と平和構築との連動に際しては、上記に挙げた DDR の 4 つの要素についても、DDR を介してその要素間



での複合性がありうる。すなわち、和平合意、ガバナンス制度、治安／安全保障上の安定化、経済社会開発との間にも DDR を通じて複合的連動が起こりうるであろう。

このような分析枠組み（DDR メカニズム）を提示した上で、DDR を行う国連 PKO と、その派遣地域（中米、モザンビーク、カンボジア、ソマリア、リベリア、タジキスタン、アンゴラ、中央アフリカ共和国、シエラレオネ、コンゴ民主共和国 [コンゴ（民）]、コートジボワール、ハイチ、ブルンジ、スーダン）における DDR 活動を実証分析し、本稿で提示するメカニズムと照らし合わせつつ考察する。

繰り返しになるが、本稿では、その結論として、以上に示した DDR メカニズムを確保することで、DDR を推進し、その結果、DDR が結節点として、平和維持と平和構築とのフェーズ間の複合的連動を促す点を証明したい。これらの作業を通じて、国際平和活動における DDR の実像に迫り、特に国連 PKO が派遣された場合の平和維持と平和構築との継ぎ目が DDR を通じて中断なく行われる意義を示すことが可能となるであろう。そこでは、本稿が示す DDR メカニズムが大きな役割を担う。

### 3. 論文の意義と創造性

国際平和活動の諸手段——本稿では紛争予防、平和創造、平和維持、平和強制、平和構築のことを指す——は、これまでに紛争解決に関わる実務や学術の世界で幾度となくその鳥瞰図が示され、また各手段間の関連についての議論となってきた。その中で、具体的な実証研究といえば、国連 PKO や多国籍軍といった軍事的形態や、あるいは、「紛争と開発」または「紛争と人道支援」に関心を持つ政府間国際機関や各国援助機関といった非軍事的形態に対し、それぞれ個別に焦点をあてるものが多かった。これらの研究は、国際平和活動の手段・目的・主体を明らかにすることで、紛争後地域の現場における業務のあり方に対して包括的な政策的インプリケーションを与えてきた一方で、国際政治学の中では限られた分野であり、学術的には更なる成果を必要としている。国際平和活動の総論的・概略的研究は既に多数の成果が見られてはいるが、これから

は国際平和活動に対する社会科学の理論の適用と発展を試行すると同時に、個別のプログラムや具体的実施事項まで手を広げ、これが全体に与える影響分析を深化させることが重要と考えられる。

こうした認識に立てば、国際平和活動の具体的プログラムに焦点を当て、理論的考察を加える分析手法には価値がある。したがって、第 1 に、国際平和活動における DDR といった個別プログラムの研究を提示することには意義がある。しかも、本稿は、国際平和活動といった包括的側面と DDR といった個別側面とのつながりを、特に平和維持と平和構築との継ぎ目の中で明示することを目指している。

国際社会が DDR に関心を寄せてきた背景には、国内紛争後の状況に対応が求められてきた国連 PKO の多機能化がある。DDR は、1990 年代後半から徐々に国連 PKO のマンデートに加えられ、その具体性を増してきている。そのため、DDR に焦点をあてた研究をする場合には、国連 PKO のマンデートとその実践に注目する必要があるが、この側面に集中的に分析を試行した DDR 研究はこれまでに類を見ない。また個別の事例（モザンビーク、シエラレオネ、アフガニスタンなど）に着目した研究はいくつか発表されてきているが、DDR をマンデートにもつ国連 PKO をすべて網羅した研究はない。したがって本研究は、その第 2 の意義として、これまで不十分であった国連 PKO の個別プログラムの分析を深めるとともに、DDR マンデートの全体像に迫ることで、その精度を高めている。

そして第 3 に本稿が創造的な意義を示しているところとしては、手段としての国際平和活動がどのように DDR の推進に役立てられているのか、その連動性をひとつのメカニズムとして捉え、主張した点である。本稿は、こうしたメカニズムを確保する中で、DDR が結節点となって平和維持と平和構築との継ぎ目を強固にし、双方の複合的連動を促進することを明らかにしている。

このような本稿の意義は、さらに大枠にして捉えられるならば、国際平和活動の研究、国連 PKO 研究、DDR 研究を発展させる上で役立てられよう。繰り返しになるが、本稿では、国際平和活動における DDR が、平和維持と平和構築との継ぎ目の結節点として連動するメカニズムを提示し、国連 PKO とその派遣地

域を検証することでその意義を示し、詳細な問題点を乗り越えるためのインプリケーションを提案する。

#### 4. 本稿の構成と概要

本稿は序論と結論との間に5つの章を設けている。

第1章では、DDRとは何かについての詳細を示し、DDRに関するこれまでの主要な先行研究を検討する。

第2章では、国際平和活動におけるDDRの位置づけの前提として、これまでの国際平和活動に関する総括的な経緯と議論を概観する。さらには平和維持とDDR、平和構築とDDRとのそれぞれの関係について明らかにする。

第3章では、既に分析手法の項目で示した通り、本稿の分析枠組みとしての「DDRメカニズム」を提示する（以下、第4章および第5章で行う実証分析の基礎となっている）。

第4章では、まず「DDR」あるいは「武装解除」のマンデートを明記した国連PKOを列挙する。その上で、冷戦終結以後から1999年のDDRに関する国連安全保障理事会（国連安保理）公開会合までの国連PKOの対象国を中心に、各事例のDDRに関する検証を行い、DDRメカニズムによる一定の評価を試みる。第4章で扱う事例は、DDRメカニズムを構築する観点からすると、形成段階のものばかりである。その点、これらの事例を通じ、今や「DDR」として定着した意義を国際社会が見出すまでの変遷を見ることが可能となろう。

第5章では、1999年のDDR国連安保理公開会合以後（2006年7月まで）の国連PKOの対象国を中心に、DDRが発展してきた状況を検証し、DDRメカニズムを通じた評価を行う。DDRが国連PKOのマンデート化につながったのは、1999年の終わりに派遣決定を受けたシエラレオネを対象にした国連PKOからである。国連安保理において、国連PKOのマンデートにDDRの活動内容を盛り込むことの重要性が提起されたのは、まさにDDR国連安保理公開会合の議論を受けてからであった。以後、DDRは、国連PKOのマンデートの枠内で具体化されていき、かつ国連PKO以外の活動によっても実施に移されてきている。そこでは、国際社会による重層的な取り組みが、DDRを巡って行われてきた事例が

見受けられる。

## 第1章 DDR とは何か——先行研究の検討

はじめに

1. 2000年の国連文書（S/2000/101）によるDDRの定義
  2. DDRへの関心の高まり
  3. 小型武器問題——DDRと双子の関係
  4. DDRの先行研究
    - 4-1 海外での研究
      - 4-1-1 マッツ・バーダルによる論文
      - 4-1-2 政策論文：BICCを中心に
      - 4-1-3 2002年以降の論文：アフガニスタンDDR以後
    - 4-2 日本国内での研究
  5. 新しいDDRの定義——2006年の統合DDRスタンダード
- おわりに

はじめに

紛争予防や平和構築といった国際平和活動についての考察は、現代の紛争解決に関する研究や実務を行う関係者の中で、1990年代後半から徐々に進められてきた。一方、平和維持に関する議論については、国連PKOの発足からその発展過程に至るまで、すでに半世紀以上の歴史がある。ただしそれも、冷戦終結後の新たな国際環境の変化に伴い、包括的な国際平和活動の議論に組み込まれていった。そのような中、DDRは、国際平和活動の一部として、特に平和維持や平和構築の分野におけるひとつの議題として、国連を中心に検討され始めた。

1999年7月8日、国連安保理は、DDRが国際の平和と安全に関わる議題であるとして、初めてその議事スケジュールに盛り込んだ。それは、国連安保理公開会合という会議形式により、多くの加盟国が参加をする中で行われた<sup>1</sup>。「紛争後の平和構築及び平和と安全と維持」という議題ではあったが、その会合では、まさしくDDRが主役となる内容の国連安保理議長声明が発表された<sup>2</sup>。以来、国連安保理において、DDRの重要性に対する認識が高まり、国連PKOの派遣決議に示されるマンデートの中に「DDRプログラム」が組み込まれるようになってきている。

---

<sup>1</sup> UN Doc. S/PV.4020, S/PV.4020 (Resumption 1) and S/PV.4021.

<sup>2</sup> UN Doc. S/PRST/1999/21.

国際平和活動に対するDDRの関係を位置づける前に、本章では、そもそもDDRとは何かについて明らかにし、その先行研究を考察する。本章は、5つの節から構成される。第1節では、2000年に国連事務総長報告書として国連安保理に提出された国連文書(S/2000/101)に示された「DDRの定義」を紹介する。続く第2節では、「DDRへの関心の高まり」として、これまでの経緯について概観する。第3節では、特に武装解除プロセスと関連性が高く、DDRが議論されるきっかけとなった「小型武器問題」に触れ、さらに、第4節では「DDRの先行研究」についての検討を日本国内と海外の別に行う。最後に第5節では、2006年3月に国連総会に国連総会文書として提出されたDDRに関する新しい「統合DDRスタンダード」についての概要と現状における論点を示す<sup>3</sup>。

## 1. 2000年の国連文書(S/2000/101)によるDDRの定義

前述の国連安保理議長声明(国連文書S/PRST/1999/21)の要請を受けて、2000年2月には、国連事務総長報告書『DDRにおける国連平和維持の役割』<sup>4</sup>が、国連安保理に提出されている。これを契機として、国際社会は、次第にDDRの重要性を認識するようになり、国連PKOのマンデートにDDRの文言を積極的に組み込み、現場で具体的行動を推進していくようになった。国連PKOが経験を蓄積する度にそのマンデートも詳細さを増し、一部の事例では「DDRR (DDR+帰還[repatriation])」とも呼ばれるようになった。また、UNDPや世界銀行なども国連PKOとは別にDDRに関するプログラムを形成するなど、DDRの概念は国際平和活動の枠内において定着し、かつ発展を遂げてきている。

同報告書によれば、(国連PKOの環境下における)DDRとは、①武装解除、すなわち紛争地域における「小型武器 (small arms)」、「軽兵器 (light weapons)」、「重兵器 (heavy weapons)」の回収および廃棄、②動員解除、すなわち紛争当事者による軍事組織解体の開始、および元戦闘員が市民生活へ移行するプロセス、③再統合、すなわち経済的、社会的に生産的な市民生活を元戦闘員とその家族に提供するプロセス——の包括的アプローチのことを指している。DDRについ

---

<sup>3</sup> UN Doc. A/60/705.

<sup>4</sup> UN Doc. S/2000/101.

ての同報告書による詳しい定義は、次の通りである（筆者による直訳）。

表 1. 国連事務総長報告書（国連文書S/2000/101）によるDDRの定義<sup>5</sup>

武装解除（disarmament）：武装解除とは、紛争地域における小型武器 <small>(small arms)</small> <sup>6</sup> 、軽兵器および重兵器 <small>(light and heavy weapons)</small> の回収のことである。この作業は、通常、戦闘員（combatants）の集会所 <small>(assembly)</small> および兵舎 <small>(cantonments)</small> にて行う。また、これらの廃棄については、兵器の安全な保管および最終的な処分を含む兵器管理プログラムの開発も同様に含む。地雷除去もまたこのプロセスの一部となりうる。
動員解除（demobilization）：動員解除とは、紛争当事者がその軍事組織の解体を開始し、戦闘員が市民生活へと移行し始めるプロセスのことをいう。一般的には、元戦闘員の登録、当座の基本的ニーズに見合う援助、除隊そして彼らの地域のコミュニティへの移動を含める。新たに組織された軍隊への登用が行われることもある。
再統合（reintegration）：再統合とは、経済的、社会的に生産的な市民生活を元戦闘員とその家族に与えるプロセスのことをいう。一般的には、現金または報酬のようなもの、職業訓練とそれによる収入を作り出すプロジェクト、といったパッケージの用意を含める。これらの手法による効果を上げるためには、その他のより拡大した事業によるところが大きい。すなわち、難民および国内避難民の帰還のための援助、コミュニティおよび国家レベルでの経済開発、インフラの再統合、本当の意味での和解努力、そして制度改革といったものである。地方の能力強化は再統合の長期的な成功にとって重要である。

こうした定義は、D、D、Rの各段階を適切に示す一方で、DDRの包括性を無視しない。繰り返すと、DDR活動の目的は、元戦闘員から武器を回収しつつ、軍事組織を解体し、これらの元戦闘員を社会に再統合するプロセスを提供することであり、全体の和平プロセスから見れば、軍事組織とその構成員が再び武力を行使する不安定要因をなくすことである。こうした目的を達成するために

<sup>5</sup> *Ibid.*, para.6.

<sup>6</sup> この場合のsmall armsは、より専門的には「小火器」と訳されてきたが、2001年の国連小型武器国際会議（The United Nations Conference of Illicit Trade on Small Arms and Light Weapons in All its Aspects）の開催に向けた準備段階で、日本の外務省が本件の問題に関する小火器、軽兵器、弾薬・爆発物を総称して、わかりやすく「小型武器問題」とした経緯がある。右説明については、『外交青書平成14年度版』外務省、2002年、109頁を参照のこと。なお、本稿では、「small arms」の一語を軽兵器、弾薬・爆発物と並列して訳す場合、「小型武器」とすることにする。ただし、文脈上、「小型武器問題」とした場合、日本の外務省による上記定義によるものとする。

は、同報告書にも示されているDDRの連続性が必要となってくる<sup>7</sup>。

元戦闘員は、武装解除および動員解除を受け入れる条件として、少なくとも、除隊と同時に政治的、経済的、社会的に安定した希望のある市民生活を送れるという保証を求めてくる。このような環境が確保されないならば、武装集団のメンバーが武装集団に留まりたいと考えることは当然であろう。治安悪化が激しさを増し、その結果、社会不安が高まることになれば、ますます残存する小型武器の需要は高まり、正規軍や非正規軍の区別のない混沌とした戦闘の再発を招くことになる。

正規軍や非正規軍、あるいは民兵など、およそ所属の不明な武装者たちを前にして、DDRの政策立案・実施主体は、誰に対するDDRを行うかという問題にも直面する。DDRの対象は、「元戦闘員」とするのが通常であるが、それぞれの元戦闘員の所属がどこにあるかは必ずしも明確ではない。2000年のDDR国連事務総長報告書(S/2000/101)によれば、「紛争当事者の軍事組織(military structure)の解体」と定義されているほかに、子供兵士(child soldier)の文脈では「『軍隊(armed forces)』に再編入されないようにすべき」、また新国軍の創設の文脈では「新たに統合された『軍隊(military force)』』としている<sup>8</sup>。軍事組織という表記は、正規軍や非正規軍といった区分の何れにも当てはまるし、あるいは破綻国家のような地域で正規・非正規と分けられない場合にも使用が可能である。しかし、組織がどの程度の規模であるかを含め、DDRの対象としての軍事組織の定義は広く、その認識のためには事例ごとの和平の構想や合意内容によって異なってくる。

なお、一連の「D-D-R」は、「武装解除—動員解除—再統合」の順に表記されるが、これは、必ずしもその順番で段階的にプロセスが進展していくことを意味しない。状況によっては、武装解除は、動員解除の途中や前後に継続して行われることもありうるし、再統合のプロセスでさえも同様である。あるいは紛争後地域のパワー・バランスを十分考慮しながら、対象地域としての要所を順番に秩序立ててDDR活動をとり進めていく中では、要所ごとのDDRの進捗状況

---

<sup>7</sup> Note.4, UN Doc. S/2000/101, para.8.

<sup>8</sup> *Ibid.*, para.6 and 12.



が異なってくる場合もあろう。それぞれの意義から考えて一番望ましいのは、国際平和活動が、D、D、Rの3つのプロセスを同時に開始し、武装解除と動員解除を早期に完了し、再統合については長期的な取り組みで望むということであろう。

ただし、こうした見解はあくまで理念上のものである。特に現場の実務者がDDRを具体的に履行する場合には、実施後の評価も念頭に置きつつ、その手順の詳細を作成し、プロジェクトを進めなくてはならない。よく言われるように、治安の回復は、紛争後地域での最優先事項である。そのため、治安の回復に直結する武装解除の作業は、実際のDDR活動の中でも不可欠である<sup>9</sup>。たとえDDRの対象となる武装組織が計画されたDDRを受け入れたとしても、結果として使用可能な武器が残り、DDRを受けたはずの武装組織によって紛争が再発した場合には、「不十分な武装解除」<sup>10</sup>であったと評されてしまう。しかし、DDRだけが治安の回復に効果があるかといえばそうではない。治安の回復には、当該国の新国軍・警察や、国連PKOや多国籍軍といった外部アクターによる治安装置のプレゼンスが重要である。DDRの中でも、「DD」の部分を優先させると同時に、治安装置による治安回復を進める作業が求められることも多い。

他方、DDRの対象者である戦闘員は、DDRにおける武器の提出を渋る一方で、社会復帰に必要な一時的な供与（reinsertion）を欲しがる。そのため、まずは使い物にならない武器から先に提出するのが戦闘員の常套であり、したがって、DDRプログラムで対応しきれない部分では、多くの使用可能で強力な武器が残ることになる。そのような環境で、再び紛争の兆候が見られるようになれば、武装組織のネットワークが始動し、元戦闘員が残存する武器を手にとることにつながるという危険が生じることになりかねない。そのため、DDRの履行にお

---

<sup>9</sup>Report of a seminar on Disarmament, Demobilization and Reintegration of Former Combatants: Lessons Learnt and Challenges Ahead, organized by CERl, Paris, June 2004. processed.

<sup>10</sup> 不十分な武装解除であっても、計画された当該DDRプロジェクトがどの範囲までを対象としていたかによって、評価対象の枠組みも変動するであろう。こうした点は、再統合の範囲の問題も含めて、プロジェクトの射程とその限界を認識しておく必要がある。ただし、こうした場合でもなお、不十分な武装解除は、DDRの究極的な目的を阻害することになる。

いて、ただ機械的に作業を進めるだけではDDR本来の目的を達成することはかなわない。また、だからといって、インセンティブとしての「R」を先行させる戦略や、「DD」の部分だけをせきたてる方策だけでも不十分であろう。DDRの履行には、計画案（対象者の政治プロセス、履行プロセス、監視、コミュニティとの連携等）を粛々と順次実施すればよいというものではなく、履行段階においても、DDRの対象者の政治的・経済的・社会的欲求に対して敏感に対応しなくてはならない。もしくは、DDRに先駆けた計画案では、創造的なマルチ・オプションを立てながら入手情報に対する評価を見積もる必要が出てこよう。こうしたアプローチは実際の履行プロセスの計画手法には馴染みにくいことは確かだが、DDRのようなオペレーションでは政治的な変動性や複合性は避けられない。

同報告書でも、国連PKO環境下でのDDR支援には、その実施計画立案のための正確な情報収集が欠かせないと示されている<sup>11</sup>。すなわち、同報告書は、これに必要な情報としては、紛争当事者の規模や軍事組織の地理的配置、兵力数、武器のタイプや配置、などがあり、こうした情報も含めて計画立案には、武装解除と動員解除実施のための場所を決定する合意作り、DDRの実施タイミング、などを具体的に決めていかななくてはならないとしている。こうした計画立案のための基礎は、当該紛争に関わる和平合意にある。紛争当事者は和平合意に従って上記にあるような計画作りを進めていく。ただし、計画の作成段階から履行に至るまで、（カンボジアや東チモールなどでの暫定行政機構は別として）支援主体としての国連PKOは、国内のガバナンス制度（復員省やDDR国内委員会などの設置）の構築に際しては、そのオーナーシップを尊重しつつ作業にあたることになる。

和平合意に従って計画立案する際の問題点は、和平合意の内容をいかにして具体化するかという困難と重なってくる。すなわち、政治的リーダーのレベルでの和平合意の調印は、すぐさまフォロワーとしての武装組織メンバーを納得させるだけの説得力になるとは限らない。つまり、トップ・レベルでの和平合意

---

<sup>11</sup> Note.4, UN Doc. S/2000/101, paras.12-25.

が、武装組織メンバーによる具体的なDDRプログラムの受け入れを意味するものではないのである<sup>12</sup>。これは、和平合意を具体化していくことで逆に合意へのコミットメントが低下していくひとつの事例と言えよう。しかも、和平合意に従って、すぐさま武装組織が完全で正確な軍事情報を、DDRを実施する国連PKOなどに対して提供するとは考えにくい。こうした点は、既に本稿の序論でも示した通りだが、武装組織のリーダーから戦闘員、あるいは非戦闘員に至るまで、DDRの全ての対象者がこうした具体的な合意へのコミットメントの必要性を理解し、その履行を準備しなくてはならないだけに、困難な作業である<sup>13</sup>。

こうした困難を乗り越えるための方策のひとつとして、同報告書は、特にローカルにいる人々に対してオーナーシップの意味を理解してもらい、適切で十分なリソースに支えられた広報活動を通じてDDRの意義を知ってもらうことが大事であるとしている<sup>14</sup>。また、同報告書は、DDRの計画立案に際しては、子供兵士への適切な対応を個別に扱うべきであるとして、国際人権法等による国際法上の規範を重視し、厳格に子供の保護の観点を盛り込まなくてはならないと報告している<sup>15</sup>。

計画立案の後には、DDRの履行段階に入るわけだが、同報告書はD、D、Rの際のそれぞれの留意点について次のようにも指摘している。武装解除の対象者が所持する武器は、彼らにとっての防衛手段であったり、個人のアイデンティティあるいはシンボルそのものを象ったものであったりすることから、彼ら自身の安全確保や、彼らの政治的意図の考慮、あるいは基礎的ニーズの提供といった確証が彼らには必要であると、同報告書は述べている<sup>16</sup>。

このような条件は、和平合意を境にした大幅なレジーム・チェンジ以後に起きうる武装組織のパワーの減少や喪失を恐れる武装組織のリーダーにとっても同様である。停戦の履行前後から戦闘員が兵舎（cantonment）に到着する頃までには、武装解除支援に際してのロジスティックスの準備を整えなくてはならな

---

<sup>12</sup> *Ibid.*, para.14.

<sup>13</sup> *Ibid.*, para.16.

<sup>14</sup> *Ibid.*, para.17.

<sup>15</sup> *Ibid.*, paras.18-25.

<sup>16</sup> *Ibid.*, paras.26-28.

いのである。同報告書は、こうした武装解除のためのロジスティックスの準備には、小型武器の回収と廃棄に関する技術的で制度的な知識を備えた人材を配置することも重要であるとしている<sup>17</sup>。さらに、同報告書は、武装解除時の武器・弾薬の厳格な回収と廃棄の重要性に触れ、武器の不法取引を防ぐ意味でも、武器の回収後は速やかに廃棄することが望ましいと報告している<sup>18</sup>。

次に、動員解除について、同報告書は、武装解除と同様に動員解除は和平プロセスにとっての重大な試練であるとしている。つまり、武装解除同様、動員解除は、武装組織のリーダーにとってパワーを失う機会であり、戦闘員にとっても、それまでに培ってきた軍事上のスキル、構築してきた社会ネットワーク、あるいは軍事的強制力に裏打ちされた政治的影響力といった資本の放棄を意味するのである<sup>19</sup>。動員解除された元戦闘員は、新たな社会ネットワークで生計を立てねばならない。それだけではなく、元戦闘員は、戦闘員だったという非難の下、新たな仕事もなく、頼れる人脈もないまま、自分の家族や親戚、あるいはコミュニティの人々と対面しなければならないというプレッシャーのもとに置かれるのである。

同報告書は、DDRの支援主体がDDRの対象者が感じる不安を少しでも軽減するように信頼構築を高めるようなサービスを確保する一方で、動員解除に際しての治安強化のため、(特に国連PKOが)十分な抑止力となるように人員を増員させるなど、その監視能力を高めておくべきであるとしている<sup>20</sup>。また同報告書は、DDRのための治安の強化にあたっては、地域機関や多国籍軍の支援も含め、協力のためのフレームワーク作りが不可欠であるともしている<sup>21</sup>。加えて同報告書は、動員解除の際のキャンプ地点では、国連機関やNGOなどの人道・開発主体が同時展開し、動員解除のための一時的な供与物資や、トレーニング、カウンセリングなどが含まれることが望ましいとしている<sup>22</sup>。

---

<sup>17</sup> *Ibid.*, para.36. 同報告書が主張するDDR支援の対応時における国連PKOの有用性については、第2章第2項で引用する。

<sup>18</sup> *Ibid.*, paras.42-52.

<sup>19</sup> *Ibid.*, paras.58-59.

<sup>20</sup> *Ibid.*, paras.67-68.

<sup>21</sup> *Ibid.*, paras.69-71.

<sup>22</sup> *Ibid.*, paras.72-73.

ここではオペレーションの最後の段階として位置づけられる再統合については、同報告書は、連続したDDRの中で最も複雑なパートであるとしている<sup>23</sup>。なぜなら動員解除された元戦闘員が市民社会に再編入されるには、動員解除時の短期的で直接的な国際支援だけでなく、当該国の努力に基づいた長期的な経済社会開発を必要とするからである。長期に亘る「R」の取り組みのためには、物質的なインフラ整備から、ガバナンス制度構築に関する政治的インフラ、あるいは社会インフラの整備が不可欠である。したがって、同報告書は、短期の武装解除や動員解除を要するDDRに合わせた「R」を実施するために、初期フェーズの自発的資金をもっと充実させるべきであると提言している<sup>24</sup>。

同報告書は、その結論として、以上に示したような留意点を踏まえ、DDRがより効果的に実施されるためには、国連PKOの計画立案を行う国連PKO局が中心となって、国連の中で制度的な協調を進めていくべきであるとまとめている<sup>25</sup>。

## 2. DDR への関心の高まり

DDR のように武装解除に関連する活動は、現代だけのものではなく、おそらく人間が社会の中で武器を手にして争うようになったその頃から、それぞれの戦後処理には欠かせない作業であったはずである。しかし、DDR という用語が作り出され、国際社会の注目を集めてきたのはつい最近のことである。DDR への関心が高まってきた背景には、既に本稿の序論で示したように、冷戦終結後の国際環境の変化に対応を迫られた国連 PKO が、そのマンデートの内容を拡大してきたことに関係している。すなわち、国連 PKO は、近年顕在化するようになった内戦型の武力紛争に対処するために、紛争後の国内地域を中心とした治安維持から、短期的な人道支援や、さらには対象国の長期的な開発復興に関する任務といった義務を拡大してきている。こうした中で、治安維持から開発復興までの様々な要素を含む DDR のような活動が国連 PKO の枠組みで取り組まれ始めたのである。

1990 年代後半からの DDR への関心の高まりを段階的に見るとするならば、①

---

<sup>23</sup> *Ibid.*, para.80.

<sup>24</sup> *Ibid.*, paras.84-86.

<sup>25</sup> *Ibid.*, paras.105-115.

小型武器問題と国連 PKO 枠内での DDR マンデート化、②2000 年 G8 サミットと国連ミレニアム・サミットでの着目、③国連 PKO と国連 PKO 以外の国連機関を中心とした DDR 活動の発展、の 3 つの時期に分けてみるのがわかりやすい。

その第 1 の時期として、DDR は、紛争後地域における小型武器問題の解決のための実践的活動として脚光を浴びた。小型武器問題は、1990 年代後半から 2001 年の国連小型武器国際会議開催までの数年間は、その準備会合において DDR と一体のものとして議論されてきた経緯がある。1997 年に報告書の作成に至った小型武器に関する国連政府専門家パネルでの議論を、同パネルの議長を務めた堂之脇光朗は、次のように振り返っている。

「外部からの支援策として、1997 年の報告書がまず重視したのが、紛争終了に際しての和平合意や紛争終了後に派遣される平和維持軍の任務の中に武装解除、武器回収、武器廃棄などについて明記することの必要性であり、そのための国連による『指針』の確立の緊要性であった。これは、こうした指針が曖昧であったために紛争終了後に平和維持軍が派遣されても武器回収が不徹底に終わり、小型武器の過剰氾濫状態が改善されなかった事例が少なくないことが認識されたからである。」<sup>26</sup>

同パネル報告書は、国連PKOの任務の中に武装解除、武器回収、武器廃棄などを含めることについての必要性を指摘し、そのための国連による指針を確立すべきである提言している<sup>27</sup>。また、1998 年に国連安保理の議長国であった日本は、国連安保理の議題のひとつとして「アフリカにおける紛争の原因、および永続的な平和と持続可能な発展」を提出している。この国連安保理会合での議論を受けて、1998 年 4 月に公表された国連文書の中の一節では、「紛争後の平和構築にとって元戦闘員の再統合および社会復帰が重要課題である」と明記されている<sup>28</sup>。

このような議論を踏まえ、1999 年 7 月、マレーシアが議長国を務める中、国連安保理公開会合が開催され、DDR についての問題が、はじめて国連安保理に

---

<sup>26</sup> 堂之脇光朗「小型武器問題と日本の対応」木村汎編『国際危機学—危機管理と予防外交』世界思想社、2002 年、314 頁参照。

<sup>27</sup> UN Doc. A/52/298. para.79.

<sup>28</sup> UN Doc. A/52/871-S/1998/318, para.63. ('The causes of conflict and the promotion of durable peace and sustainable development in Africa,' Report of Secretary General, 13 April 1998.)

において討議されたのである。そこで採択されたDDRに関する国連安保理議長声明の要請を受けて作成されたのが、既に触れた国連事務総長報告書「DDRにおける国連平和維持の役割」<sup>29</sup>である。国連において「DDR」の表現が多用され始めたのはまさにこの時期であり、同年にシエラレオネに派遣された国連PKOには、一連のDDRマンデートが初めて盛り込まれた。後述するが、シエラレオネの事例以降、これまで内戦地域に派遣された国連PKOの全てのマンデートに「DDR」の文字が並べられている。

第2の時期は、2000年のG8サミットと国連ミレニアム・サミットの頃を指している。その中心議題にDDRが取り上げられることで、その用語が広く国際社会に知られるようになった。2000年の「九州・沖縄G8サミット」のホスト国であった日本は、そのG8外相会合で、「紛争予防のためのG8宮崎イニシアティブ」を採択し、紛争後の状況下におけるDDRの中核的重要性を示した。また、2000年9月に開催された国連ミレニアム・サミットにおいても、ニューヨークの国連本部に参集した各国首脳は『ブラヒミ・レポート』の勧告を集約する形式で、ミレニアム宣言を採択した。その際、DDRの重要性についても再確認をしている。

さらに、この2000年G8サミットの取り組みを受けて、2002年にカナダで開催された「カナナスキスG8サミット」でも、G8紛争予防の議題の枠組みでDDRに関する具体的提言が行われている<sup>30</sup>。カナナスキスG8サミットでは、宮崎イニシアティブの内容に引き続いて「DDRは、平和構築および持続的開発の主要な貢献を行うものである」とした上で、次のようなDDR成功のための条件を提示している。

「過去の経験は、DDR成功のためのいくつかの前提条件を示唆している。すなわち、すべての紛争当事者が真に関与している和平合意、DDRに関与する主体間における適切な調整および明確で明瞭なリーダーシップならびにDDRを機能させるための人的、物的および財政的リソースのことを指す。DDRは、国連安保理により任務を与えられた平和維持活動の一環として行われる。その観点から、『ブラヒミ・レポ

---

<sup>29</sup> Note.4, UN doc. S/2000/101.

<sup>30</sup> 外務省ホームページより参照。

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/kananaskis02/g8gai\\_fyobo.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/kananaskis02/g8gai_fyobo.html)

ート』は関連する国連諸機関間の調整の改善と DDR における国連 PKO 局のより大きな役割を勧告した。しかしながら、紛争後の平和構築の一部として地域的機関および NGO が DDR において貴重な役割を担うことができる場合もまた存在する。」

このように、G8 各国は、紛争地域における DDR 活動の中核を国連 PKO が担っていることを強調するとともに、地域的機関や NGO にも DDR 作業の補完的役割があることにも期待感を示した<sup>31</sup>。また、同提言は、より詳しく、元戦闘員の再統合へのアプローチについて、その最善の行動には次の項目が含まれるとしている。

- 政治、経済、社会、メディア、公共サービス、市民社会、軍事、その他の事項——というより幅広い事項を考慮する。
- 可能な限り迅速に、元戦闘員、および紛争で破壊された社会自体のニーズを評価する。
- 紛争には関与しなかったが、紛争により被災した市民にも恩恵をもたらすような現実的な奨励措置を提供する。
- 適当な基金の支出を含む社会復帰計画を支援するための活動に関するドナー間のより良い調整を行う。

再統合プロセスでは、幅広い分野からの様々なアプローチが必要であり、その目的を達成していくためには関連組織間の調整が不可欠である。そのため、2002 年の G8 サミットに参加した各国首脳達は、DDR の効果的实施に向けた資金調達とドナー間調整に基づく再統合政策に G8 が包括的に取り組まなくてはならないことを改めて表明した。また、その G8 会合では、元戦闘員だけに焦点を当てるのではなく、紛争によって被災した一般市民にも配慮した支援を含めるべきであるとの指摘もあった。これは、元戦闘員だけでなく、彼らが帰還するコミュニティ全体が、安定した市民社会の発展を必要としていることと密接に関連している。すなわち、市民が平和の配当としての恩恵を受けていく中で、

---

<sup>31</sup> 同宣言の結論部は、地域的機関と NGO の役割に関して、「G8 は、紛争後の平和構築の一部として、DDR への支援において地域的機関により果たされる役割を、リベリアにおける ECOMOG による支援の潜在的可能性を含む前例に基づき、認識する。G8 は、DDR のような平和構築活動が長期的に現地で作業する訓練された要員を必要とすることに同意し、この目的を達成するために国際機関および NGO の双方における能力開発を支持する。」と示している。



被災した一般市民と（DDRの対象としての）元戦闘員との間のギャップができるだけ生じないように十分に考慮した支援策が要求されているのである。

以上に示したとおり、2000年と2002年に開催されたG8サミットでは、DDRが中心的議題のテーマとして取り上げられた。その後の定期的なG8会合では、DDRは主な議題に上がってはいないが、9・11米国同時多発テロ以降のアフガニスタンでの紛争後平和構築に関し、2002年4月に開催されたG8治安会合によって治安部門改革の一部門としてDDRが位置づけられたことは、DDRの政策上の重要度を大幅に高めたと言えよう<sup>32</sup>。

そして、いよいよDDRが発展していく第3段階として、国連PKOと国連PKO以外の国連機関を中心としたDDR活動が発展した時期がある。すなわち、国連PKOと、国連PKO以外の国連機関を中心としたDDRに関する取り組みは、2000年以降に大幅に増加した（詳しくは本章第5項を参照のこと）。1999年のシエラレオネの事例から、国連PKOの枠組みでDDRの実施に関する経験を積み重ねると同時に、元戦闘員の再統合を中心に関与する国連機関もDDRへの取り組みを強化してきている。世界銀行は、主に再統合に関する資金供与の面で関与し、それがDDRの対象地域で最も重要なファンドを形成する場合もあるし、他方、国連開発計画（UNDP）が再統合の主要な支援組織として機能する場合もある。また、ドナー国の開発実施機関が直接再統合のプロジェクトを推進する場合もある。その他、国連児童基金（UNICEF）や国連移動機関（IOM）など、様々な国連機関が専門別にDDRに関与するようになったことも見逃せない貢献である。

例えば、UNDPは、それまでのDDRに関する経験を踏まえ、DDRに関するプラクティス・ノート<sup>33</sup>を2006年にまとめている。同ノートによれば、UNDPは、1991年よりDDR活動に貢献してきており、平和維持のコンテキストの枠内では、アフガニスタン、アンゴラ、コートジボワール、コンゴ（民）、エルサルバドル、ハイチ、リベリア、モザンビーク、シエラレオネ、スーダンで、他方、平和維

---

<sup>32</sup>上杉勇司・篠田英朗・瀬谷ルミ子・山根達郎「アフガニスタンにおけるDDR：その全体像の考察」『HIPEC研究報告シリーズ（広島大学）』、No.1、2006年、8頁を参照のこと。

<sup>33</sup>United Nations Development Programme, *Practice Note: Disarmament, Demobilization, and Reintegration of Ex-combatants*, 2006.

持環境でない事例については、中央アフリカ共和国、コモロ諸島、インドネシア、ニジェール、コンゴ共和国、ソマリア、ソロモン諸島、ウガンダで実施してきたとしている<sup>34</sup>。また、UNDPが考えるDDRの目的として、①再統合をファシリテートすることによって、また社会復帰と回復を始める環境づくりをすることによって、治安の安定に貢献すること、②紛争とならないための信頼醸成を通じて普通の人々との信頼を回復すること、③将来起こりうる暴力的紛争を緩和し、予防すること、④国民和解に貢献すること、⑤復興と開発のために人的・資金的リソースと社会資本を自由化すること、の5点を強調している<sup>35</sup>。

基本的には開発を専門にしてきた UNDP であるが、武力紛争後の問題にも積極的に取り組む必要が出てきた。しかし、以上の「DDR の目的」からは、それでも UNDP は開発復興の分野に軸足を置いていることが見て取れる。事実、DDR の中心的役割の一端を担う場合も多い UNDP が、DDR の目的と称して以上のような5点を挙げていることは、DDR の目的を秩序の回復とする見方とは相容れない場面があることを示している。ただし、DDR が包括的な取り組みであり、広範な平和構築活動と密接に関連している以上、こうした組織間の目的の乖離はむしろ当然であると受け止めれば、当面の問題はいかにして DDR をめぐったアリーナで役割分担を行っていくかということになるだろう。そうなれば、その役割分担を決めるプロセスの先には、DDR の全体的な目的を明らかにし、その目的を関連エージェント間で共有していくことにつなげる必要がある（こうしたエージェント間の統合 DDR に向けた最近の動きについては、本章第5項で詳述する。）。

以上、国際社会が DDR に対して関心を寄せるようになり、その度合いが高まってきた背景についての3つの時期を確認した。

### 3. 小型武器問題——DDR と双子の関係

小型武器問題については、1990年代半ばから、国連を中心として徐々に議論が活発化したが、前述の通り、DDR の議論もここから始められた経緯がある。

---

<sup>34</sup> *Ibid.*, p.9.

<sup>35</sup> *Ibid.*, p.10.

本項では、そうした経緯を見つめ直し、DDRの観点から小型武器問題のこれまでの議論を振り返ってみる。

小型武器問題——簡便で入手し易い小型武器の使用による戦闘行為が蔓延する、紛争終結後に必要となくなったはずの小型武器が過度に残存する、それが、再び紛争を引き起こす原因となる——これが、一連のストーリーとしてよく知られるところであろう。既に紹介したように、1995年から小型武器問題が国連総会で採択され始めてから5年、国連小型武器に関する問題解決の重要性が、2000年に開催された国連ミレニアム総会で提言された『ミレニアム宣言』に盛り込まれるまでになった<sup>36</sup>。また、2001年にはニューヨークの国連本部で「小型武器の非合法取引のあらゆる側面に関する国連会議」が開催され、その2年後にフォローアップ中間会合が行われるなど、小型武器の破棄および回収に向けた国際社会による取り組みが継続している。

1997年に国連小型武器政府専門家パネルが作成した報告書によれば、小型武器は、「国連が関与する紛争で実際に使われているタイプ」と限定した上で、特に軍事用に製造された武器が対象であるとし、①戦闘員1名で携帯、使用が可能な「小型武器 (small arms)」、②戦闘員数名で運搬、使用が可能な「軽兵器 (light weapons)」、③弾薬及び爆発物 (ammunition and explosives) の3種類のことを指している。ただし、一般的に日本語ではこれらを総称して「小型武器」と呼んでいる<sup>37</sup> (英語では、Small Arms and Light Weaponsの略としてSALWと表記することが一般的である。)

---

<sup>36</sup> UN Doc. A/RES/55/2, para.9.

<sup>37</sup> 外務省軍備管理・科学審議官組織編『我が国の軍縮外交』(財)日本国際問題研究所軍縮・不拡散センター、2002年、109頁を参照。

表 2. 国連小型武器専門家パネル報告書による小型武器等の分類<sup>38</sup>

小型武器	回転式拳銃、自動式拳銃、ライフル銃およびカービン銃、小型軽機関銃、突撃銃、軽機関銃
軽兵器	重機関銃、携帯型手榴弾発射台、携帯型発射砲、携帯型対戦車用銃および無反動ライフル銃、携帯対戦車ミサイルおよびロケット発射装置、携帯用対空高射砲、口径 100 ミリ以下の直撃砲
弾薬・爆発物	小型武器用弾薬筒、軽兵器用弾薬およびミサイル、対空・対戦車用可動式砲弾およびミサイル、対人・対戦車用手榴弾、地雷、爆発物

次に、小型武器に関して、実際の脅威をもたらすひとつひとつの数字を見てみよう。2001 年の「国連ミレニアム宣言履行に向けたロードマップ」と題した国連事務総長報告書によれば、以下の記述がある。

「小型武器の不法取引は国際の平和と安全にとって深刻な問題である。小型武器の過度な蓄積と容易な入手は、紛争後の復興と開発に向けた努力を行う上で危険であり、人間の安全保障を脅かし、人道法および人権法を侵害する。小型武器は少なくとも 95 カ国において 600 以上の企業で合法的に製造され、世界規模での生産額をみると、小型武器は 14 億ドル、爆発物は 26 億ドルとなっている。5 億の小型武器、軽兵器が世界に存在するといわれている。紛争地域の外でも経済、社会、人間開発にとって深刻な影響を及ぼしている<sup>39</sup>。」

また、2002 年 9 月に国連安保理に提出された国連事務総長報告書「小型武器」によれば、「今日では、少なくとも 6 億 3900 万もの数の小型武器が世界に出回っており、そのうちの 60% 近くが民間人によって合法的に所持され…（中略）…小型武器の使用の結果、毎年 50 万人もの人々が命を落とし、また、1990 年代には 400 万人もの人々が紛争に巻き込まれて亡くなっている」と報告されている<sup>40</sup>。小型武器問題がどれだけ深刻か、国際社会が注目する点は、まさにここにある。

では、この問題が政策課題としてどのように認識されてきたのであろうか。

<sup>38</sup> UN Doc. A/52/298, para.26. 小型武器分類の日本語訳については、国連広報センター『なくそう！小型武器・対人地雷展（パンフレット）』2001 年、を参考にして本稿の筆者が作成した。

<sup>39</sup> UN Doc. A/56/326, para.75.

<sup>40</sup> UN Doc. S/2002/1053, paras.3-4.

その背景として、冷戦終結後に国内紛争が顕在化するようになったことがその理由に挙げられよう<sup>41</sup>。実際に1990年以後に発生した49件の主要な紛争のうち、46件が小型武器だけが使用された紛争であったという<sup>42</sup>。小型武器の紛争地域における使用が国連において議論されるきっかけとなったのが、1994年秋にマリ共和国のコナレ大統領（当時）の国連に対して行った要請であった。それは当初、ガリ国連事務総長（当時）に対し、国内紛争終結後も同国の治安を脅かしている小型武器の回収についての支援を直接求めた一件にすぎなかった。しかし、これを真剣に受け止めたガリが、1994年に同国に国連調査団を派遣したことで、その深刻さが明るみとなり、このことが小型武器の「問題化」の布石となったのである<sup>43</sup>。

その後、『平和への課題・補足』<sup>44</sup>において、ミクロ軍縮<sup>45</sup>——それは、冷戦期には大量破壊兵器の問題の影に隠れてそれほど重視されてこなかった通常兵器の軍縮に改めて焦点をあてるもの——と称して、特に対人地雷と小型武器の問題について国連が中心となって取り組むべきことが提唱された。

このような現状を検討するため、前述の「小型武器政府専門家パネル」が設置され、1997年にその成果をまとめた報告書が国連に提出された。さらに、同パネルの活動の後継として「小型武器政府専門家グループ」が設置され、1999年には新たな報告書が国連に提出されている<sup>46</sup>。1997年の報告書は、小型武器の過剰蓄積および取引をいかにして削減し、防止するかについての24項目の勧告を示し、さらに1999年の報告書ではこれらの具体策の実施状況について報告、

---

<sup>41</sup> Peter Wallensteen and Margareta Sollenberg, “Armed Conflict, 1989-2000”, *Journal of Peace Research*, Vol.38, No.5, 2001, pp.629-644.同論文によれば、1989年～2000年迄の間、延べ数で世界の74の地域で111件の紛争が発生しており、その内104件が国内紛争（他国による介入を伴う場合を含む）であったと報告されている。

<sup>42</sup> Jeffrey Boutwell and Michael Klare, “Small Arms and Light Weapons: Controlling the Real Instruments of War”, *Arms Control Today*, Vol.28, No.6, 1998, pp.15-23.

<sup>43</sup> 堂之脇光朗「グローバリゼーションと安全保障—軍備登録制度、予防外交、小型武器、テロリズム—」日本国際問題研究所編『国際問題』No.511、2002年10月、42頁。

<sup>44</sup> Boutros Boutros-Ghali, *Supplement to An Agenda for Peace*, United Nations, New York, 1995.

<sup>45</sup> A Project of the Graduate Institute of International Studies (Geneva), *Small Arms Survey 2002*, Oxford, 2002, p.282.によれば、現在は、実際の軍縮（practical disarmament）と呼ばれるに至っている。

<sup>46</sup> UN Doc. A/54/258.

さらに発展させた 27 項目の勧告を行った。勧告の中身は多岐に亘るが、これらの報告がベースとなり、2001 年に開催された「小型武器の非合法取引のあらゆる側面に関する国連会議」で採択された「行動計画」を含む最終文書にまとめられた<sup>47</sup>。ただし、この行動計画の採択にあたっては、市民による武器の所持および非国家主体による武器移転の制限に関するドラフトを盛り込むことは見送られた。なぜならば、小型武器問題は紛争後地域に限った議論であったにもかかわらず、同会議では、非同盟諸国を中心とした途上国が、米国ライフル協会を支持する米国の姿勢に反発するあまり、審議の最中からそのドラフトに固執する傾向がみられたためである。カミロ・レジェス同会議議長<sup>48</sup>は、「合意に向けた会議の不能に（我々は）失望した——あるひとつの国による懸念のせいで」と最終会合で述べ、その米国を非難した<sup>49</sup>。しかし、そもそも小型武器問題は、国連が関与する紛争地域への関心を前提としていた経緯があり、2001 年の同会議における米国と途上国との間の不一致は、その議論の方向性としてはどこか逸れたものとなったことは否めない。

最終的な「行動計画」には、その 2 つの柱として、過剰蓄積防止策および過剰蓄積削減策が掲げられた。具体的には、①過剰蓄積防止策、すなわち、関係する国内法令の整備、安全な管理、刻印制度の確立、関連データの整備、厳格な輸出基準の適用、余剰となった武器の破壊、税関、国境警備当局の相互協力など、②過剰蓄積削減策、すなわち、DDR の実施、法制度の整備、民主化支援、開発支援、治安改革など——といった様々な内容が盛り込まれた。また、これらの内容を実施に移し、フォローアップを行う必要があるとの認識から、同最終文書は、遅くとも 2006 年までには再検討会議を開催し、それまでの間にも 2 年毎に中間会合を開く予定について明記した。

これを受けて、2003 年には、2001 年の同会議のフォローアップ会合として小型武器中間会合が開催された。同中間会合における議論は、日本が議長国を務

---

<sup>47</sup> UN Doc. A/CONF.192/15.

<sup>48</sup> 在ジュネーブ軍縮会議コロンビア政府代表部大使。レジェス氏の 2001 年の小型武器国連会議の議長選任に際して、非同盟諸国（NAM）グループを中心とした多くの途上国が同氏を推挙した経緯がある。

<sup>49</sup> Keith Krause, 'Multilateral Diplomacy, Norm Building, and UN Conferences: The Case of Small Arms and light Weapons,' *Global Governance*, Vol.8, No.2, 2002, p.247.

める中、特に小型武器の非合法による拡散とこれによる世界規模での被害をもたらしつつあることの問題認識から出発し、全会一致原則に則った多国間主義を貫くことを目指す方向で進められた。最終的に同中間会合は、被害国が小型武器の軍縮プロセスを「オーナーシップ」の原則に基づいて推進可能であるという共感を得たことで、中間点としての一定の区切りをつけた。

さらには、2005年の第2回中間会合を経て、2006年6月26日～7月7日、国連小型武器再検討会議がニューヨークにて開催された。しかし、同再検討会議では、小型武器規制の是非を巡って参加各国で議論が紛糾し、共同成果文書も採択されないまま閉会した。言うまでもなく、会議の趣旨から考えれば不本意な結果となった大きな理由は、同会議に提出された（不法取引に限る）小型武器規制案が合法的な銃取引にも影響を及ぼすとの懸念をもつ米国による強い反対であった。

これらの取り組みと平行して、1995年から毎年、国連総会でも「小型武器」決議が採択されている。また、1999年からは、数回に亘り国連安保理で小型武器に関する公開会合が開催されている<sup>50</sup>。

次に、国連小型武器専門家パネルが小型武器問題に含めている弾薬・爆発物、および地雷除去の問題は、DDRとどのような関係にあるのだろうか。既に述べた2000年のDDRに関する国連事務総長報告書（S/2000/101）では、「武装解除」に「地雷除去」を含めている一方で、本節で焦点を当てている「小型武器問題」の枠組みの中では（弾薬・爆発物の除去の一部として）「地雷除去」を含めている。しかし、この「武装解除」には「弾薬・爆発物」という用語は含まれてはいない。これらの定義を交互に見ると、①地雷問題は本当にDDRに含まれるのか、あるいは、②弾薬・爆発物はどうしてDDRに含まれないのかという2つの疑問がまずは湧いてくる。

---

<sup>50</sup> 国際社会におけるこれまでの小型武器問題に対する取り組みの詳細については、堂之脇光朗「小型武器問題と日本の対応」木村汎編『国際危機学—危機管理と予防外交』世界思想社、2002年、305-323頁が詳しい。なお、小型武器問題とDDRとの関連を報告した山根達郎「武力紛争と小型武器問題—DDR支援を中心に—」『紛争予防（平成14年度外務省委託研究報告書）』日本国際問題研究所、2003年3月、63-75頁、も参照されたい。

少なくとも地雷除去は、単純に、DDRの一部であり、他方で「小型武器問題」の一部なのであろう。しかし、上記の疑問①にこだわれば、国連は、実は地雷問題とDDRとを別の政策枠組みで捉えたかったという推測ができる。つまり、国際社会は、1999年3月に発効した対人地雷全面禁止条約<sup>51</sup>を形成することで、既に地雷問題に対する枠組みを築いており、したがって、政策上はDDRの問題を別のスキームとして捉えたかった、という見方である<sup>52</sup>。

事実、対人地雷禁止条約は、対人地雷の生産、使用、輸出を全面禁止し、さらに貯蔵地雷は4年以内、埋蔵地雷は10年以内に破壊することを例外・留保条件なしに国家に対して義務付けるというものであり、DDRの趣旨とは明らかに異なっている。このためか、2000年のDDRに関する国連事務総長報告書（国連文書S/2000/101）では、DDRを実施するための望ましい環境作りとして、「例えば国連PKOが行う地雷除去」<sup>53</sup>を別途挙げている。その上、本章第5節で紹介する2006年の「DDR統合スタンダード」の定義では、「地雷除去」はDDRの定義自体には含まれてはいない<sup>54</sup>。

他方、この条約の前文には、「いったん敷設されると、毎週、毎月にも罪のない無防備な市民、特に子供を殺傷し、経済の再建と復興を妨げ、国内外の難民の帰還を不可能にし、かつ深刻な結果をもたらす対人地雷によって引き起こされている惨害と犠牲に終止符を打つことを決意」すると書かれている。これをみると、地雷問題とDDRとの関係は、武装解除の問題というよりも、むしろ再統合の問題とのつながりで見えてくる。つまり、元戦闘員を再統合していくプロセスの中で、対人地雷の問題はDDRとに比べても大きな阻害要因となる。地雷除去が進まなければコミュニティの再建も成り立たず、DDRのサービスを受けた元戦闘員も、シビリアンとしての生活を脅かされることになる。

上記の疑問②に関し、「弾薬・爆発物」が2000年のDDR報告書ではDDRの定

---

<sup>51</sup> 正式名は、「対人地雷の使用、貯蔵、生産および以上の禁止ならびに破壊に関する条約」である。

<sup>52</sup> 対人地雷問題に関する最近の研究では、例えば国際レジーム論の視角から論じたものとして、足立研幾『オタワプロセス—対人地雷禁止レジームの形成』有信堂、2004年、がまとまっている。

<sup>53</sup> Note.4, UN Doc. S/2000/101, para.85.

<sup>54</sup> Note.3, UN Doc. A/60/705, para.20.



義に含まれなかったが、実は、同報告書の武装解除の具体的手法を示す中身として、武器・弾薬の廃棄について書かれてあった<sup>55</sup>。その後、2002年に国連PKO局が公表した具体的実施ガイドライン（『国連PKO環境におけるDDR：弾薬の回収および廃棄のための原則とガイドライン（修正版）』）では、DDRにおける「弾薬」の処理について説明している<sup>56</sup>。また、2006年の「DDR統合スタンダード」の武装解除の定義では含まれるようになった<sup>57</sup>（爆発物に地雷が含まれているとも考えられる）。

このように、小型武器（この場合は地雷を含む）問題への国際社会の対応は、国連PKO環境におけるDDRの必要性を生み出す上で、DDRにとって不可欠なステップであった。しかし、小型武器問題のスキームでは、DDRは、紛争後に武器を回収する削減策のひとつとして挙げられ、紛争後の小型武器の回収・廃棄作業の一手段と考えられている。一方、元戦闘員の社会復帰を目指しながらも治安の安定化を目指すDDRは、「小型武器問題」とは趣旨が異なっている。

#### 4. DDRの先行研究

DDRのあり方に関する研究は、特に平和構築への関心の高まりを受けて、主に国際政治の分野における学術や実務に携わる人々の中で次第に注目を浴びつつある。DDR活動は現場のオペレーションのひとつとして捉えられてきた向きもあり、学術的な対象にはなりにくかった。しかし、国連PKOがDDRの経験を重ねてきていることや、アフガニスタンで「治安部門改革（Security Sector Reform: SSR）」の一部としてDDRが国際的支援のもとに実施されたことも影響して、ごく最近になってDDRに関する論文も目に付くようになってきた。以下では、海外と国内の別で先行研究を紹介しつつ、本稿の検討課題につなげたい。

---

<sup>55</sup> Note.4, UN Doc. S/2000/101, para.42.

<sup>56</sup> Department of Peacekeeping Operations, *Disarmament, Demobilization and Reintegration in A peacekeeping Environment: Revised Principles and Guidelines for the Collection and Destruction of Ammunition*, pp.7-9. なお、右報告書の弾薬（ammunition）の定義によれば、弾薬（ammunition）、爆発処理装置（explosive ordnance [disposal]）、爆発物（explosives）を含むとしている。

<sup>57</sup> Note.3, UN Doc. A/60/705.

#### 4-1 海外での研究

DDRに関するまとまった研究としては、マッツ・バーダルによる論文『内戦後の武装解除と動員解除』（1996年）が最も先行している<sup>58</sup>。他方、1990年代後半からは、ボン国際軍民転換センター（Bonn International Center for Conversion: BICC）や、国際平和アカデミー（International Peace Academy: IPA）などでの政策志向の研究機関によるDDRへの政策研究が相次いだ。さらに、既に本稿で指摘した通り、2001年以降のアフガニスタンにおける復興支援では、SSRの一部としてDDRを実施されたことへの反響から、特に2004年以降はDDRに関する論考が増加傾向にある。本項では、こうしたDDRに関する海外での先行研究を、①マッツ・バーダルの論文、②政策論文（BICCを中心に）、③紛争後のアフガニスタンのDDRを契機として主に2002年以降に公刊された論文、の順に概観する。

##### 4-1-1 マッツ・バーダルによる論文

マッツ・バーダルによるDDRに関する論文は、今日国際社会がDDRと呼ぶようになったこの用語を、カンボジア、ソマリア、モザンビーク、アンゴラなどの事例から捉え、それを分析対象とした先端的な研究であった。同論文は、その主要な結論として、「予備計画や外部支援を必要とする一連のDDR活動は、そのすべてが激しく政治的なプロセスを踏み、紛争の根本原因を解決（あるいは軽減）するための政治的経済的復興と平行した努力に依存している」<sup>59</sup>としている。この結論は、極めて政治的な影響を受けやすいDDR活動の履行自体が独立した効果を目指すには限界があるという認識に立っている。「DDRは政治的プロセスである」<sup>60</sup>とするバーダルの主張は、武装解除および動員解除に関して少なくとも次の3点を考慮すべきという考えを併せもっている。

○ 武装解除および動員解除の対策は、全体的な政治的合意の一部として紛争当事者間で合意される。

○ これらの対策は、戦争における決定的勝利を収めた正統政府あるいは反乱

<sup>58</sup> Mats R. Berdal, 'Disarmament and Demobilization after Civil Wars', *Adelphi Paper*, No.303, 1996.

<sup>59</sup> *Ibid.*, p.5.

<sup>60</sup> *Ibid.*, p.5.

軍によって着手される。

○ 権力の中枢機関が戦争の解決に向けてまとまりがない場合、および、国内に広がる治安の悪化が継続する場合には、各軍閥を武装解除するための強制的行動が必要と考えられる。

こうした考えからは、DDR にとって和平合意との連動が不可欠であることを確認させられると同時に、その和平合意は戦争の勝利者が主導するという極めて当たり前の理解を思い起こさせる。バーダルは、和平プロセスの枠組みの中で、「非合法」な軍事衝突が継続する場合には、強制武装解除もありうるという考えに至っている。

また、同論文は、DDRに関連した新国軍・警察の形成のあり方についても触れており、国家秩序を維持するための、治安面でのガバナンス強化が急務であることを示唆している<sup>61</sup>。さらに、同論文は、外部支援やその調整のあり方、動員解除および再統合の迅速で十分な資金調達が必要にも触れ、①DDRの問題はすべて国内紛争に登場し、その多くは局地的紛争の性格を有すること、②長期化した紛争には、代替的な経済社会秩序の創出が役立てられること、③小型武器問題を重視すること、の3点を通してDDRの進展のための鍵を提供している<sup>62</sup>。ここからは、DDRは国内紛争全体の問題であるとしながらも、地理的には局地的な性格があることから、コミュニティ単位の経済再建と治安の回復がDDRにとって有効であり、そのための再統合支援を包括的に推進するための仕組みが求められているのだと読み取れる。

最終的に同論文は、その結論として次の8点を挙げている<sup>63</sup>。

○ 適切でない場合、国内紛争に対する強制武装解除は相当なリスクを伴う。代わりに同意を基調とした戦略では、武器を紛争当事者間の政治的プロセスから除去することを目指すよりも、その経済的な価値や治安上の意義を低減していくことを目的とすべきであろう。

○ 動員解除、再統合、そして新国軍創設等のための対策は、正式な和平合意を導くための交渉の際に合意されなくてはならない。

---

<sup>61</sup> *Ibid.*, p.11.

<sup>62</sup> *Ibid.*, p.11.

<sup>63</sup> *Ibid.*, pp.74-77.

○ 動員解除および再統合のプログラムは、効果的にデザインされ、管理されなくてはならない（資金の分散を避けること、短期間での武装解除および動員解除の作業に続いて元戦闘員の社会復帰を慎重にリンクすること、など）。

○ 国際機関、NGO、ドナー国による支援は、再発しうる暴力を伴うリスクを負うことなく、紛争の激しさの度合いを緩和してきたこれまでの事例（ローカル・キャパシティや国家機関の再建および創設など）における実績以上に集中しなくてはならない（国家警察、司法組織の強化など）。

○ 治安部門の活動を再構成し、監視することを目的としているドナーは、さらに、シビリアン・コントロールや、不安定化、人権違反といった問題にも注意を払わなくてはならない。

○ 拡大しながらも効果的な支援にするためには、限定されたリソースや不十分な計画といった困難に対処するだけではなく、脆弱な経済状況の上に実施される海外からの支援による動員解除プログラムの社会的経済的インパクトにもその影響力を考慮しなくてはならない。

○ 初期の再統合に向けての努力は、コミュニティに基盤を置き、プログラムの実施については熟練者を起用することで、最大限の成功を約束するように行われなくてはならない（農業を再開するための土地の収用など）。

○ 地雷から生じる危機への対応として、国際社会は、地雷の移転や製造の制限を促進しなくてはならない（再統合支援の一環）。

これらの諸点はどれも、DDR の現場の要請に基づく具体的な提言である。他方、同論文は、学術的な作業としては緒に付いたばかりという感があり、DDR プログラム自体の問題点を報告しているにすぎない。しかしながら、国連 PKO において DDR マンデートが主流となる以前の 1996 年にそれまでの事例を踏まえた詳細な調査を行っている同論文は、まさに DDR 研究のパイオニア的存在である。その後の実務の発展と重ね合わせてみると、現場の要請に対し、同論文の提言は実に的確な示唆を与えていたことは意義が大きい。

#### 4-1-2 政策論文：BICC を中心に

前述のバーダルの論文の他では、1990 年代後半～2002 年頃にかけて DDR に直接焦点を当てた論考は少なかったが、BICC や IPA などの研究機関では、DDR に関する特別報告が行われた。特に BICC は、1999 年 8 月、「開発協力における軍縮と紛争予防」をテーマにした国際会議を開き、2000 年 2 月にはこの成果を BICC

レポートとしてまとめている<sup>64</sup>。

その中で、キース・キングマ（BICC動員解除・平和構築プロジェクト・リーダー）は、『戦後の動員解除、再統合、平和構築』と題した報告を行っている<sup>65</sup>。キングマは、紛争後の平和構築にとっては動員解除および再統合を早期に実施することが重要であるとした上で、元戦闘員が全体的な和平プロセスに対して潜在的な脅威を感じないようにすべきであると主張している。すなわち、動員解除プログラムは、効果的ロジスティックス、武装解除、基礎的ニーズの充足（食料・医療・カウンセリングなどの確保）を通じて「潜在的な利益」を得る機会を提供しているという。

また、キングマは、動員解除支援に関して当該国に対する外部アクターが大きな役割を担う一方、「不適切な協調」もあるという。その説明によれば、ボスニアにおいては外国の軍事プレゼンスが強力すぎたとし、現地での和平プロセスでは、このような対応は時として動員解除を困難にすると評価している。その意味で、キングマは、『政治』が最初にくる。紛争における真の政治的解決を基礎とした上で、動員解除、再定住、再統合が成り立つ」と結論づける。ただし、ここでキングマは、政治的解決のための手段がどのようなものであるべきかについては、その詳細を避けている。

さらに、同報告は、全体的な平和構築の文脈においても、結局は長期的視点に立ち、紛争当事者間の広範囲に亘るやりとりや協調——透明性を確保したダイアログによる信頼醸成——が必要であると指摘している。この見方からは、DDRが長期的な性格を有するだけでなく、DDRが長期的な平和構築活動の不可欠な一部であることを想起させられる。

他方、IPAは、2002年2月、UNDPとの共催で「約束から実践へ：暴力的紛争の予防のための国連能力の強化に向けて」と題したワークショップを開催しており、「危機的状況下における元戦闘員の恒久的DDRのためのフレームワーク」といった最終文書をまとめている<sup>66</sup>。この最終文書のサマリーには、次の諸点が

---

<sup>64</sup> Herbert Wulf (ed.), *Disarmament and Conflict Prevention in Development Cooperation*, Bonn International Center for Conversion (BICC) (Report 14), February 2000.

<sup>65</sup> Kees Kingma, 'Post-war Demobilization, Reintegration and Peace-building,' in *Ibid.*, p.28.

<sup>66</sup> IPA Workshop Report, "A Framework for Lasting Disarmament, Demobilization, and

示されている。

○ DDR の成功にとって恒久的平和を達成することは重要である。武装解除と動員解除のあり方に対しては相当の国際的な関心が払われており、これからは再統合分野における更なる分析とリソースが必要である。

○ DDR プログラムは、経済開発、SSR、難民および国内避難民との統合、正義と和解を取り込んだ全体的に統合された復興戦略の一部とすべきである。

○ 「政治的意思」と、「国家による買収 (national buy-in)」は、DDR プログラムの成功の秘訣である (政府と国内コミュニティによる元戦闘員の受入準備、国際社会によるファシリテーションおよびモニタリングなど)。

○ DDR のための戦略的計画は、地方のオーナーシップを確保しつつ関係者間の信頼を醸成すると同時に、労働部門、開発ネットワーク、専門家の確保といった予備作業を和平合意以前に始める準備を持たなくてはならない。

○ DDR プログラムの正しい履行のためには、元戦闘員の間で高まる期待と、(プログラムを単なる) 親切心 (favorism) だと批判する人々の間に湧き上がる憤慨とを、バランスよく解決に導かねばならない。

○ 追加事項として、女性の元戦闘員の曖昧な地位、扶養家族の役割、エイズなどの健康問題等についても考慮しなくてはならない。

なお、同報告は、DDR における調整は不可欠とした上で、DDR における様々な主体や段階で重複やギャップが生じていると指摘している。すなわち同報告書は、このことを次のように理由づけている。

「調整は、主体の間だけではなく、DDR プログラムの各段階においても言える。一般的に国連PKOはDDRの実施にあたって主要な責任を持つが、再統合についてはマンデートに含まないこともある。同様に国連PKOのDDRマンデートが不在の場合、国軍再建のための戦略において再統合はそのプロセスに含まないことがほとんどである。そのため、こうした事例においては、再統合の問題は、当該国に継続して駐留しているその他の主体 (UNDP、世界銀行、NGOなど) の課題となる一方で、これらの主体ではDDRに対する調整が困難であることは周知の通りである。」<sup>67</sup>

ここで IPA による報告では、パワーを重視する紛争管理の手法と経済社会開発の手法との間のギャップを抱え込む DDR 活動に対し、それぞれを専門にする主体を越えた統合アプローチが整理されていない点を率直に指摘している。こ

---

Reintegration of Former Combatants in Crisis Situation,” IPA-UNDP Workshop, 12-13 December 2002, German House, New York.

<sup>67</sup> *Ibid.*, p.9.

の指摘の背景には、開発を専門とするエージェントの側からは DDR を一体のものとして捉えがたいといった不満もあったと考えられる。ただし、再統合の分野を DDR の一部として、いかにして戦略的に実施していくかについて同ワークショップの中で議論が集中したのは当然の流れである。なぜなら、DDR は、軍事的に統合されたオペレーションを前提とする国連 PKO だけでも、あるいは非軍事の開発組織だけでも完遂できない活動である上に、双方が歩み寄りながら統合オペレーションを進めない限りは効果的な実施が困難であるからである。

BICCは、その後も継続的にSSRへの関心と共にDDR研究を継続している。2002年にBICCは、例えば、エチオピア・エリトリア紛争を背景としたエリトリア人民解放戦線（EPLF）の自発的な武装解除と動員解除に関しては表面的な成果しか現れなかったかと指摘する論文<sup>68</sup>や、『軍閥文化に対するチャレンジ：アフガニスタンでのタリバン後のSSR』と題したアフガニスタンのSSRの困難さに焦点を当てた政策論文を公刊している<sup>69</sup>。また、BICCは、2003年には、アンゴラ<sup>70</sup>や中央アフリカ共和国<sup>71</sup>におけるDDRと小型武器問題についての概要を示した政策論文をまとめている。さらに、BICCは、2005年には、アフガニスタンにおける子供兵士を対象にした様々な行為主体による対応についてまとめている<sup>72</sup>。BICCによる継続したDDR研究は、政策研究として、こうした地域・分野に特化した検証を目的として進められている。

#### 4-1-3 2002年以降の論文：アフガニスタンDDR以後

2001年9月11日の米国同時多発テロを受けて、米国主導による「テロとの戦

---

<sup>68</sup> Amanuel Mehreteab, 'Veteran Combatants do not fade away: A comparative study on two demobilization and reintegration exercises in Eritrea,' *Bonn International Center for Conversion (paper 23)*, Bonn International Center for Conversion, 2002.

<sup>69</sup> Mark Sedra, 'Challenging the Warlord Culture: Security Sector Reform in Post-Taliban Afghanistan,' *Bonn International Center for Conversion (paper 25)*, Bonn International Center for Conversion, 2002.

<sup>70</sup> Joao Gomes Porto, 'Sustaining the Peace in Angola: An Overview of Current Demobilization, Disarmament and Reintegration,' *Bonn International Center for Conversion (paper 27)*, Bonn International Center for Conversion, 2003.

<sup>71</sup> Lucien Mufor Atanga, 'Tackling Small Arms in Central Africa,' *Bonn International Center for Conversion (paper 29)*, Bonn International Center for Conversion, 2003.

<sup>72</sup> Vera Chrobok, 'Demobilizing and Reintegrating Afghanistan's Young Soldiers: A Review and Assessment of Program Planning and Implementation,' *Bonn International Center for Conversion (paper 42)*, Bonn International Center for Conversion, 2005.

い」に対する帰結として、その現場のひとつとなったアフガニスタンでは、2001年にボン合意が締結された。これを受けて国際社会の支援を通じた同国におけるSSRが指導し、同改革の一部を構成するDDRは、紛争後の国家建設にとって不可欠な作業として位置づけられた。この「アフガニスタンDDR」をきっかけとして、DDRに関する論文も、2002年頃から海外でも公刊数が増えてきている。

アフガニスタンに関する論考としては、2002年にThe Third World Quarterlyから論文『アフガニスタンにおける元戦闘員のDDR：交錯する文化的視点から見た教訓』が発表されている<sup>73</sup>。同論文は、当時、アフガニスタンで設定されたばかりのDDRに関する計画について、同国の平和構築プロセスと十分に連動させて行うべきであると主張した<sup>74</sup>。2002年の段階ではDDRはまだ実施されていなかったが、その時期に発表された同論文は、アフガニスタンにおける政治状況が紛争後も複雑であることから、将来的な治安の確保が困難であると予想している。

そうした見方をした上で、同論文は、アフガニスタンにおける「武装解除は未解決のままであり続けるであろう」と予測し、しかし、そのことが再統合の遅れにつながってはならないと主張する<sup>75</sup>。また、同論文は、アフガニスタンの文脈では武装解除ができない場合でも動員解除を模索するべきであるとしている。確かに、2002年の段階では、アフガニスタンの国家建設に対して国連が小規模の限定的関与（ライト・フットプリント・アプローチ）のスタンスを選択していたことから、DDRの戦略に関しても、十分な軍事プレゼンスを背景とした「D-D」を進めるのではなく、「R」による武装組織に対する供与を強調したやり方、すなわち「R-D-D」の手順を考えていた<sup>76</sup>。

しかし、その後のアフガニスタンで実施された「DDRプロジェクト」の実践は、この予想に反するものであった。つまり、アフガニスタンDDRの政策立案・

---

<sup>73</sup> Alpaslan Ozerdem, 'Disarmament, Demobilization and Reintegration of Former Combatants in Afghanistan: Lessons Learned from a Cross-cultural Perspective,' *Third World Quarterly*, Vol.23, No.5, pp.961-975.

<sup>74</sup> *Ibid.*, p.961.

<sup>75</sup> *Ibid.*, p.973.

<sup>76</sup> 伊勢崎賢治『武装解除—紛争屋が見た世界』講談社現代新書、2004年、154—155頁参照。



実施当局者は、「R」をインセンティブとしたDDRのやり方はDDRの対象である軍閥勢力に対しては「てこ」にならないという判断から、DDRに関する大統領令を根拠とする政治的圧力をかけて武装解除を積極的に推進していったのである<sup>77</sup>。結果的にこれが功を奏し、DDRプロジェクトが公式に終了している 2006年7月現在においても、そのDDRプロジェクトで対象——すなわち、合法的にDDRの対象となった旧北部同盟の各武装組織——とならなかった「非合法」な武装組織や民兵による治安の悪化は今も続いたままである。その意味で、同論文が予測したように、アフガニスタンにおける治安回復の困難さが影響して武装解除は現在も完遂していない状況であると言えよう。

また、2004年にはマーク・ナイト等が『銃、キャンプ、現金：戦争から平和への移行期における元戦闘員の武装解除、動員解除、供与（reinsertion）』と題した論文を発表している<sup>78</sup>。この2004年の論文では、この動員解除時の「供与」を含めたDDRが「戦争から平和の移行期」における平和構築の成否にとって重要な役割を担っていると指摘する<sup>79</sup>。同論文は、DDRのアセスメントに向けた着眼点として、社会契約としての武装解除、兵舎（cantonment）を利用しない場合の動員解除、および資金供与支援の3点を挙げ、それぞれの重要性を考察している。

同論文は、武装解除は単に軍事的作業としての非武装化だけではなく、元戦闘員が当該政府や関与する国際社会と、社会経済的に保証された新しい生活を約束する「社会契約」の機能を果たすべきであると指摘している<sup>80</sup>。ここで示されている「社会契約」の定義は不明だが、同論文は、こうした契約の一方を担う国際社会を体現する実施機関のひとつとして、マンデートが明白な軍事組織である国連PKOの影響は無視できないとしている<sup>81</sup>。少なくとも、この主張は、もし国連PKOが「社会契約」を通じて交わした武装解除への見返りを満たせなか

---

<sup>77</sup> 同上、154—155頁。

<sup>78</sup> Mark knight and Alpaslan Ozerdem, 'Guns, Camps and Cash: Disarmament, Demobilization and Reinsertion of Former Combatants in Transition from War to Peace,' *Journal of Peace Research*, Vol.41, No.4, 2004, pp.499-516.

<sup>79</sup> *Ibid.*, p.499.

<sup>80</sup> *Ibid.*, pp.505-507.

<sup>81</sup> *Ibid.*, p.506.

った場合には、和平プロセス全体をも失敗させるという契約破棄——これは、DDRのみならず和平合意の破棄を意味する——に連動することを想起させる。こうした「社会契約」の視点から立てば、国連PKOなどによるDDR支援は、元戦闘員の期待を十分に満たすものでなくてはならないということになる。

また、同論文は、動員解除のための兵舎（cantonment）の設置は軍事的手続きとそのため煩雑なロジスティックスを要することから、より実践的なオペレーションを目指すには、兵舎を設置することなくより簡易な武装解除センターなるもので代用できるとしている<sup>82</sup>。そうすることで、DDRの遅延を防ぎ、地方に適した動員解除とサービスの供与に向けた道が開けてくるという。

他方、動員解除時のプロセスで行われる元戦闘員に対する現金供与に関し、これは、全体の供与パッケージの効果を損ねないように提供すべきであるとも同論文は指摘する<sup>83</sup>。確かに、現金払いはあくまで一時的なものであり、それ自体が再統合を約束するものでは決してないことを理解し、より長期にわたる社会再統合を支援する必要がある。また、現金払いの行為には、支払い金額をめぐって支援対象国間で格差がある場合、その不平感から暴動のきっかけを作ってしまうこともありうる。

例えば、シエラレオネとリベリアなどのような隣国同士の場合、国境を越えた人の移動が比較的容易なことも影響してそうした問題は表面化しやすい。さらに、現金供与は、動員解除センターに向けてオペレーションに必要な現金を乗せた輸送車で移動する場合、移送ルート確保、秘密保持、相当の警護、などを準備しなくてはならないという問題もある。多くの内戦が21世紀になっても顕在化しているアフリカに関しては、例えばジェフレイ・イシマも、2004年に発表した論文で、こうした「現金供与」の意義と問題点について同様の指摘を行っている<sup>84</sup>。

ジョアナ・スピーアーは、2002年にIPAから出版されたスティーブン・ステッドマン等による共著『内戦を終わらせる：和平合意の履行』において、論文「武装

---

<sup>82</sup> *Ibid.*, p.509.

<sup>83</sup> *Ibid.*, p.551.

<sup>84</sup> Jeffrey Ishima, 'Cash Payments in Disarmament, Demobilization and Reintegration Programmes,' *Journal of Security Sector Management*, Vol.2, No.3, September 2004.

解除と動員解除」を載せている<sup>85</sup>。同論文は、本稿でこれまでに紹介してきた論点と同様に、和平合意の履行にとってDDRが重要な役割を果たすといった指摘をした上で、その履行のための鍵となる要素として、①和平合意、②履行環境、③紛争当事者、④査察、を挙げている。同論文は、履行モデルを提供するものではないと付言しつつも、これらの要素が武装解除と動員解除にとって好ましいものかどうか精査する必要性を訴え、アンゴラなどいくつかの実証分析をコンパクトに添えている。

ロバート・ムガは、これまでに紹介したようなDDRの履行に伴う実施上の難しさを、あえて「DDR批判」として悲観的に捉え直した論文を2005年に発表している<sup>86</sup>。その核心的な批判は、和平合意以降は「紛争後」であるとする一般的な見方に起因する。つまり、同論文は、「紛争後」だからといって市民に対する脅威が低減されるわけでは全くないとし、これは、イラクやアフガニスタン、ハイチやスーダン、あるいはアフリカ大湖地域の諸国などの事例を見れば残念なことに証明されていると悲観する<sup>87</sup>。したがって、こうした脅威が存続する「紛争後」地域においては、武装組織による自発的な態度を必須とするDDRを実施するための平和構築を過大評価すべきでない、同論文は釘を刺す。

確かに、「紛争中」と「紛争後」の状況を区別して判断することは、特に脆弱国家においては困難である。これに関連して、暴力が再発している「紛争後」の争いの要因は多様かつ複合的であり、そうした「紛争後」の争いを和らげることもまた至難の業である。暴力的紛争の暴力の程度、和平合意の遵守の度合い、新国家の建設の度合い、和平合意の当事者以外の紛争当事者による行動、市民の安全の度合い、など、「紛争後」となった時点を判定する価値基準は様々であり、かつそれぞれの基準を裏打ちする価値の選択も実は曖昧なままである。

そのため、DDRのように、紛争から平和へのトランジションを埋める支援活

---

<sup>85</sup> Joanna Spear, 'Disarmament and Demobilization,' in Stephen John Stedman, Donald Rothchild and Elizabeth M. Cousens (eds.), *Ending Civil Wars: The Implementation of Peace Agreements*, Lynne Rienner Publishers, 2002, pp.141-182.

<sup>86</sup> Robert Muggah, 'No Magic Bullet; A Critical Perspective on Disarmament, Demobilization and Reintegration (DDR) and Weapons Reduction in Post-conflict Contexts,' *The Round Table*, Vol.94, No.379, April 2005, pp.239-252.

<sup>87</sup> *Ibid.*, p.239.

動として注目される活動は、評価基準が曖昧であり、履行状況の進展を計るためのモニタリング評価の前提条件から外れたものになりやすい<sup>88</sup>。つまり、DDRのような紛争から和平へのトランジションを埋めるためのプロジェクトは評価しにくく、したがって特に政策実施機関からは敬遠されやすいのである。同論文は、このような条件の中でも、DDRはその目的と成功条件を掲げない限りその効果は計れるものではないと批判している<sup>89</sup>。

その他、論文ではないが、2004年には、ドイツ技術協力公社 (German Technical Cooperation: GTZ)、ピアソン平和維持センター (Pearson Peacekeeping Centre: PPC)、等が共同で開発した『DDR: 実践フィールドおよびクラスルームガイド』といった実務家要請のための教材もできている<sup>90</sup>。同教材は、興味深い点として、民軍協力とDDRの関連を示している。これによれば、「動員解除は、戦闘員が主にシビリアンとなるためのプロセスであり、他方、武装解除は軍事作業ではあるが、武装解除に続く全ての作業はシビリアンとなるための作業である」とした上で、「NGOもDDRのプロセスに関与すべき余地がある」と指摘している<sup>91</sup>。

こうした点は、軍事的な業務と捉えられがちな「DD」の作業に対し、治安上の問題など条件付ながら、NGOを含め非軍事組織による支援を可能にする道筋を提供している。事実、2005年8月～12月までにインドネシアのアチェで活動していた武装組織GAMに対して行われた武装解除および動員解除は、非武装のアチェ監視団 (Aceh Monitoring Mission: AMM) (ヨーロッパ連合 [EU] 主導) によって実施・完了した。この際、AMMは840丁の武器を受け入れ回収したが、その構成員であるシビリアンは、EUから派遣された退役軍人に加え、軍事的知識のなかった調整員も作業に当たったという<sup>92</sup>。

---

<sup>88</sup> *Ibid.*, p.248.

<sup>89</sup> *Ibid.*, p.249.

<sup>90</sup> German Technical Co-operation (GTZ), The Norwegian Defence International Centre (NODEFIC), Pearson Peacekeeping Centre (PPC), and Swedish National Defense College (SNDC), *Disarmament, Demobilization, and Reintegration: A Practical Field and Classroom Guide*, 2004. <http://www.fhs.se/upload/DDRHandbook.pdf>

<sup>91</sup> *Ibid.*, p.16.

<sup>92</sup> AMM関係者に対する本稿の筆者によるインタビュー、2006年2月10日、インドネシア、アチェ。なお、同地域におけるDDRについては、Government of Indonesia, *Disarmament, Demobilization and Reintegration in Aceh: The Case for Sustainable Economic Reintegration (Guiding Principals)*, Government of Indonesia, December 2005.が詳しい。

また、スウェーデン政府が主催して研究が進められてきた報告書『DDRに関するストックホルム・イニシアティブ最終報告書』<sup>93</sup>が2006年に公表されている。同報告書は、和平プロセスにおけるDDR役割、再統合における政治や経済社会との関連付けと概念化、個人とコミュニティの双方のニーズに対応する持続可能な再統合の重要性、DDR／正義／和解との間のリンク、DDRにおける資金調達の開発、等についての勧告を行っている。

以上、DDRに関するこれまでの海外での主な研究について概観した。

#### 4-2 日本国内での研究

日本国内において、DDRに関して、2005年までに発表された研究成果としては、伊勢崎賢治、土岐日名子、星野俊也による業績が代表的であった。2006年に入り、川口智恵によるものの他、広島大学に所属する篠田英朗、上杉勇司、瀬谷ルミ子、山根達郎による共同論文が公刊されている。

伊勢崎は、シエラレオネ、東チモール、アフガニスタン各国における紛争処理の現場において、平和構築を自らが実践してきた経歴を持つ。特にDDRに関しては、国連シエラレオネ派遣団国連事務総長特別代表上級顧問兼DDR部長（2001年6月～2002年3月）、および、在アフガニスタン日本大使館DDR班長の要職を歴任している。伊勢崎は、その豊富な経験を踏まえ、主に現場の視点から数多くの著作や報告を行ってきた。その中でもまとめたものとしては、著書『武装解除—紛争屋が見た世界』がある<sup>94</sup>。同書では、紛争地域において勤務してきた本人の半生を綴りながらも、東チモールにおける暫定自治の状況や、シエラレオネとアフガニスタンにおける武装解除の実態を詳細に報告し、今後の介入のあり方に対する政策提言を行っている。同書は、DDRをわかりやすく、「武装解除とはその名が示すとおり、戦闘員に武器を捨てさせること…（中略）…動員解除とは、軍事組織の呪縛を解くこと…（中略）…理想的にはコマンドーの解任（もしくは拘束）、そしてその部隊の解体させる政治決定。つまり、武

---

<sup>93</sup> Ministry for Foreign Affairs of Sweden, *Stockholm Initiative on Disarmament, Demobilization, Reintegration Final Report*, Ministry for Foreign Affairs of Sweden, 2006.

<sup>94</sup> 伊勢崎、前掲『武装解除—紛争屋が見た世界』参照。

装組織の首脳部に自らの腹心のコマンダーを解任させ、そしてその部隊の解体を命令させる。…（中略）…貧困が再動員される理由にならないように、復員事業を行い、一般の社会生活に再統合する」と示している<sup>95</sup>。ここでは、技術的な手法として、「動員解除は、通常、その下部組織のほうから段階的に行う。同じ軍事組織の上層部に、下部組織そして腹心のコマンダーたちを解任する責任を最後まで取らせるというやり方が、最も政治的に有効」と指摘している。

伊勢崎は、DDRプログラムの実施にあたって留意すべき多くの点を示している。これらをあえて筆者なりに集約すると、少なくとも次の6つが挙げられよう。

○ 選挙以前に武装解除および動員解除を終了する。

○ 紛争当事者の首脳部で結ばれた和平合意だけでは武装解除は始まらず、同一の指揮系統をもつ武装集団の個々の戦闘員への周知徹底が必要である。武装集団が分権的なシステムの場合には、それぞれのコマンダーと接触するなど、さらに個別の作業が要求される。

○ DDRプログラムの進行にあたっては、対象者への中立性を確保すべきである。特に再統合における約束が十分でない場合には、公正さに問題が残りやすく、暴力の引き金になることもある。

○ DDRだけで全ての武器を回収できるとは限らない。

○ 武装解除や動員解除が進まないからといって、R-D-Dの順、すなわち再統合支援をインセンティブとして先行させるのは適切ではない。DDRは、非強制であり、「武装勢力」の自発性に重点を置くが、武装解除や動員解除を行うには、政治的には軍事組織を解体させるという強制力が必要である。

○ 武装解除とは、力の均衡を崩すことであり、武装解除プロセスの最中に生じる力の空白の問題にも取り組まなくてはならない。

伊勢崎が主に現場の視点からDDRにおける政治性や軍事性を強調したことは、非軍事的作業ととらえられがちな平和構築のあり方に一石を投じたと言えよう。

また一方で、DDRが非強制を前提としている作業であるがゆえに、「武装勢力」側の武装解除や動員解除を導くための「政治的強制」が不可欠であると伊勢崎

---

<sup>95</sup> 同上、108頁。

は提起している。伊勢崎によるこうした主張に裏付けられた実践上の強制手段はどのようなものかは同書においては必ずしも明らかではない。しかし、こうした現場の要請を踏まえ、理念的には対象者の自発性を基本とするDDRに対し、どのような権限／権威、あるいは手段による強制が紛争（後）の現場で実践され、また機能しているのかという問題についても目を向ける価値がある。つまり、我々が容易に理解しうるように、理念的には非強制であっても、実践では強制となるという矛盾から目をそらすことは、真理の探求の観点からすべきではないのである。少なくとも、国際平和活動の観点から解釈する場合は、こうした現象を平和強制（後述）との接点がDDR活動にとって重要な要素を含んでいるものとして理解せざるを得ない。

次に土岐は、モザンビークとシエラレオネにおける紛争事例を詳細に分析し、DDRの成功条件を提示している<sup>96</sup>。同論文の主な目的は、「特に除隊兵士の社会復帰分野に重点を置き、ドナーの援助動向およびプログラムの有効性を分析し、DDRが平和構築プロセスにより効果的に寄与する可能性を模索すること」であるとしている。最終的に同論文は、モザンビークおよびシエラレオネの両事例から導き出した教訓として、DDR支援に際した4つの指針を提案している。それは、①和平合意への政治的意思、②迅速な行動、③開発志向の社会復帰プログラム、④和解と紛争予防、である。そこで土岐は、紛争当事者による和平合意に対するコミットメントがDDRの実現に最も重要な要素であるとして、その政策的インプリケーションにつなげている。ここでいう「迅速な行動」とは、プログラムの遅延を防ぐと共に、治安問題を予防する目的で、国際社会に対し、十分かつタイムリーな国連PKOの派兵を実現するための資金協力を求めることであるとしている。また、開発分野との関連では、本稿でこれまで紹介してきた論考が示すところに加え、同論文は、「除隊兵士を同質なグループとして捉えるのではなく、個々人の状況や特性が勘案されるべき…（中略）…その意味で、女性や子供への配慮を和平合意等を含める必要がある…（中略）…それらの文

---

<sup>96</sup> Toki Hinako, 'Peace-building and the Process of Disarmament, Demobilization, and Reintegration: the Experiences of Mozambique and Sierra Leone,' Institute for International Cooperation (JICA), March 2004.

言が実際に行動に移されるような体制を構築し、モニタリングを強化」すべきであると主張する<sup>97</sup>。さらに、同論文は、シエラレオネでの真実和解委員会などの成果を挙げ、「和解」促進のための取り組みが元戦闘員の社会復帰にも貢献すると言い、小型武器問題の解決が紛争予防にもつながると結論づけている。

星野は、論文『平和構築とDDR』の中で、DDRの促進のためには有効で信頼のおけるSSR、すなわち当該国家の治安／安全保障部門の改革が不可欠であると指摘している<sup>98</sup>。また、同論文は、紛争終結後の平和構築過程の実際として、モザンビーク、シエラレオネに加え、日本のDDR支援として、カンボジア、東チモール、アフガニスタンの事例について紹介している。さらに同論文は、SSRやDDRのことを「つとめて国内的な活動であり、したがって、この文脈で用いられる『安全保障 (security)』の概念は対外的な脅威からの防衛に関わる国軍の再編もあるが、第一義的には国内の『治安 (security)』の維持であり、『軍縮 (disarmament)』とはもっぱら国内における戦闘員 (正規軍兵士や民兵、パラミリタリー、ゲリラなど) の『武装解除 (disarmament)』である。<sup>99</sup>」として、国際問題との次元を異にする点を峻別している。これは、SSRやDDRが示す内容を明確に示す上で重要な指摘である。また、星野は、その「むすび」として、「DDRやSSRが民主的なガバナンスの形成プロセスの中に位置づけられる必要があることも正しく認識しておくべき」としつつも、DDRやSSRの困難な側面に触れ、当該国の「セルフ」の分裂、不在、外部からの強要といった事態には、DDR以前の課題にも取り組まなくてはならないとしている<sup>100</sup>。

川口は、2006年3月、論文『DDRの形成：多機能型平和維持活動を超えて』を発表した<sup>101</sup>。同論文は、国連PKOの多機能化に伴う平和構築概念の発展と、DDRの出現を関連づけ、開発とDDR、国連PKOのDDRマンデートの変遷をわかりやすくまとめている。他方、篠田、上杉、瀬谷、山根のグループは、アフガ

---

<sup>97</sup> *Ibid.*, pp.98-99.

<sup>98</sup> 星野俊也「平和構築とDDR」黒澤満編『大量破壊兵器の軍縮論』信山社、2004年、327—351頁。

<sup>99</sup> 同上、332頁。

<sup>100</sup> 同上、348頁。

<sup>101</sup> 川口智恵「DDRの形成—多機能型平和維持活動を超えて—」『国際公共政策研究』第10巻、第2号、2006年、77—95頁。



ニスタンDDRについての詳細を論文『アフガニスタンにおけるDDR：その全体像の考察』<sup>102</sup>で発表している。また、同様にアフガニスタンDDRに関して、同グループの各人は、篠田『アフガニスタン平和構築の背景と戦略—DDRに与えられた役割の考察』<sup>103</sup>、上杉『アフガニスタンにおける地方復興チーム（PRT）とそのDDRへの貢献（英文）』<sup>104</sup>、瀬谷『平和構築におけるDDRの成果、限界と今後の役割』<sup>105</sup>、山根『アフガニスタンにおけるDDRの特色—国連PKO事例との比較検討—』<sup>106</sup>をそれぞれの視点から論文を発表している。

以上、本節では、DDRに関し、日本における主な先行研究の概要を述べた。

## 5. 新しいDDRの定義—2006年の統合DDRスタンダード

2006年3月2日付の国連文書（A/60/705）として、第60回国連総会にてDDRに関する国連事務総長報告書が提出された。同報告書は、第59回国連総会決議A/59/296のうちのセクション11パラ5の要請を受け、複合的な国連PKO、および国連PKO以外の国連によるオペレーションにおけるDDRプロセスに対する国連の関与を再検討した結果である。その際、国連が過去5年の間に経験してきたDDR活動は、その教訓としてレビューすることで活かされるものとされた<sup>107</sup>。

今やDDR活動と言えれば国連PKOだけによるものではなく様々な行為主体が関与するようになった現場の実践を踏まえ、同報告書の検討は、15の国連機関から構成される組織間ワーキング・グループが設置される中で進められた<sup>108</sup>。議

---

<sup>102</sup> 上杉・篠田・瀬谷・山根、前掲論文。

<sup>103</sup> 篠田英朗「アフガニスタン平和構築の背景と戦略—DDRに与えられた役割の考察」『HIPEC研究報告シリーズ（広島大学）』、No.2、2006年。

<sup>104</sup> Yuji Uesugi, 'The Provincial Reconstruction Teams (PRTs) and their contribution to the Disarmament, Demobilization and Reintegration (DDR) process in Afghanistan', *HIPEC Research Report Series*, No. 3, 2006.

<sup>105</sup> 瀬谷ルミ子「平和構築におけるDDRの成果、限界と今後の役割」『HIPEC研究報告シリーズ（広島大学）』、No.5、2006年。

<sup>106</sup> 山根達郎「アフガニスタンにおけるDDRの特色—国連PKO事例との比較検討—」『HIPEC研究報告シリーズ（広島大学）』、No.4、2006年。

<sup>107</sup> Note. 3, UN Doc. A/60/705, Summary.

<sup>108</sup> Members of Inter-agency Working Group on DDR として、国連軍縮局（UNDDA）、国連PKO局（UNDPKO）、国連政治局（UNDP）、国連広報局（UNDPI）、ILO、IOM、国連エイズ合同計画（UNAIDS）、UNICEF、UNDP、国連女性開発基金（UNIFEM）、国連訓練調査研修所（UNITAR）、世界人口基金（UNFPA）、UNHCR、国連世界食糧計画（WFP）、

論の中心は、「新しい政策アプローチ」の検討であり、その結果、「統合DDRスタンダード (integrated DDR standard)」といった行動指針が打ち立てられた。その中核として同報告書は、DDRの統合作業にあたっては、「人間中心のアプローチ (a people-centered approach)、再統合の原則に重点を置いた統合アプローチ、および当該国家のオーナーシップ中心のアプローチが取られるべきである」<sup>109</sup>とまとめている。

この報告書は、2000年にアナン国連事務総長が提出したDDRに関する国連事務総長報告書 (S/2000/101) の改訂版とも受け止められるが、その後の5年間に経験した教訓を随所に活かしつつ、国連PKOとそれ以外の国連機関によるDDR活動との総合的観点からさらに一步踏み込んだ提言集となっているところが新しく、価値がある。つまり、前回の報告書の主要なテーマが、国連PKOのマンデートの一部としてのDDRを想定していたのに対し、今回は国連PKO以外のオペレーションについても同等に扱い、平和構築の現場でのこれまでの実践を反映している。したがって同報告書は、事例の対象も広げており、DDR活動を行う国連PKO以外のオペレーションについても分析対象としている。すなわち、同報告書は、アフガニスタン、インドネシア (アチェ)、ニジェール、コンゴ共和国、ソマリア、ソロモン諸島、スリランカ、ウガンダ等においても、国連PKO以外のDDR活動が実施されているとしている<sup>110</sup>。

国連PKOはもとより、UNDPをはじめとして、この報告書の作成段階から関与してきたエージェントは何れも、包括的な取り組みを必要とするDDR活動にとって中心的役割を担うようになった。これは、DDRの取り組みが、武装解除といった軍事技術的な作業に留まらず、再統合に伴う開発、労働市場の拡大、戦闘に関与する子供や女性に対する特別なニーズ、元戦闘員の家族へのケア、など様々なサービスが求められていることを意味している。同報告書作成のために参集した国連機関は、DDRの統合ミッションを達成するために、まずはパイロット・プログラムのなトレーニングとして、2005年以降のスーダンとハイ

---

国連保健機関 (WHO) で構成された。

<sup>109</sup> Note.3, UN Doc. A/60/705, Summary.

<sup>110</sup> *Ibid.*, para.3.

チの事例において統合 DDR スタンドアードを実践に移している。

こうした実践を積み重ねる中で、同報告書は、これまでのDDRに対する国連の関与による結果として、14項目の教訓を提示している<sup>111</sup>。

① DDR は、広範な平和構築および回復プロセスから独立して履行できず、より広い平和、回復 (recovery)、開発フレームワークを調整する中心的プログラムである。

② DDR の成否は、すべての紛争当事者の政治的意思に依存している。

③ DDR (特に R) プロセスは、PKO 活動の撤退以降も行われる必要がある。

④ DDR に対する国連の分散的活動は、和平プロセスの成功を崩すことになる。

⑤ 経験してきたDDRから得た教訓をシステムとして捉え、将来に活かす。

⑥ 統合 DDR ユニットの設置により、統合されたプランニングおよびプログラムが可能となるであろう。

⑦ 例えば、関連する行財政手続きにおける合意文書の作成を通じて、統合DDRユニットの設置を形成することが必要である。

⑧ DDR は、小型武器の削減と共に、法の支配、治安部門を改革し再検討するためのトランジションの時期を調整するように立案されなくてはならない。

⑨ 元戦闘員の持続可能な再統合は、DDR プロセスの鍵であり、多くの事例において、和平プロセスの成功のための分岐点となっている。再統合のためのプランニングはできるだけ早期に開始し、市場の需要に即して、進行中の開発プログラムと調整しつつ計画されなくてはならない。

⑩ 時宜を得た、信頼性の高い、調整されたファンディングは DDR の成功にとって不可欠である (多くの場合、国連ではプレッジされてからファンドとして使用できるまで6~8ヶ月ものギャップが存在する。)

⑪ 軍事組織に関与している子供<sup>112</sup>を武装解除、動員解除および再統合する際の法的・同義的義務の観点から、子供に対するDDRは、大人に対するDDRに付随して行われるべきではなく、あるいはSSRや権力分掌といった広い内容のための交渉の帰結として取り扱われるべきではない。

⑫ 武装グループは成人男性、成人女性、子供といった区分だけでとらえられるべきではなく、文化やジェンダーに配慮しつつ、戦時中にそれぞれが担ってきた役割に見合うニーズに対応するようにプログラムが組まれなくてはなら

---

<sup>111</sup> *Ibid.*, para.9.

<sup>112</sup> 2006年の同報告書では、もはや「子供兵士 (child soldier)」という呼び方はされていない。また、同報告書は、「兵士 (soldier)」という用語は使わず、「戦闘員 (combatant)」の用語に統一している。

ない（若者、精神的／身体的障害者を含む）。

⑬ 医療支援を行うスペシャリストを配置するなど、（性的暴力に関連した）HIV／エイズに配慮した DDR を実施すべきである。

⑭ 多くの紛争が地域的な広がりを見せていることから、DDR に対するクロス・ボーダー的な取り組みが必要である。

同報告書は、DDR が広範な平和構築の全体に関わる中心的な位置づけにあると教訓①にて示しているが、これは、包括的な DDR が平和構築全体の成否を左右する重要な調整役であることを指摘するものである。そのため教訓③および④にあるように、国連 PKO と国連 PKO 以外の活動とが連動し、DDR が継続されなくてはならない点を確認している。

しかし、教訓②では、DDR の成否は、紛争当事者による政治的意思に依存していると指摘している。この点は、現状に対する評価としては正しいのであろうが、平和構築全体の成否に影を落とす内容となっている。つまり、武装組織による自発的 DDR が DDR の成功条件であれば、DDR に反対する武装組織への対応は棚上げの問題となる可能性が高いのである。したがって、この現状評価を追認するならば、国際社会の役割としては、国際平和活動を通じ、自発的 DDR が促進するように武装組織に働きかけることであろう（本稿第 3 章における国際平和活動の手段の検討を参照のこと）。

また、教訓⑥～⑭は、何れも DDR の統合ミッションのあり方について述べており、迅速な資金調達を得たプランニングから履行段階に至るまでの具体策を提示している。特に、「R」の部分についての充実した統合プロセスの必要性をその教訓として指摘している。

次に同報告書は、こうした教訓を踏まえ、新しい「統合 DDR スタandard」のアプローチが取るべき第一歩として、次の 6 点を挙げ、DDR の統合ミッションに向けた組織開発を目指している。

① 平和維持、および、それ以外の活動環境における統合 DDR スタandard のアプリケーションを通じた共通の国連アプローチ

② 本部とフィールド間のプランニング、コミュニケーション、統合、協調

に関する改善

③ それぞれのパートナー（国連加盟国を含む）によって実施される DDR に関する問題点や政策に国連が関与し、助言するための包括的取り組みに向けた基礎作り

④ 時宜を得た、効果的な、十分なリソースに基づく DDR の履行

⑤ 統合 DDR スタンダードによるトレーニングを基礎とした民軍協力センター間の協調

⑥ 国連フィールド・スタッフのキャパシティおよび知識の開発

さらに、同報告書は、DDRのコンセプトとして、国連によるDDRの全体に関わるゴールは開発復興を行う以前の治安の強化である点を強調している<sup>113</sup>。これによれば、DDRは国際と国内、あるいはシビリアンと軍人、といった平和維持と紛争後の平和構築および開発とのネクサスに基づく包括的なプログラムである上、治安の確保に関連して、SSRと密接に連携して執り行われるべき活動であると説明している<sup>114</sup>。こうしたコンセプトを前提とした上で、包括的なDDRは次のように新しく定義された<sup>115</sup>。

○ 武装解除とは、戦闘員（あるいはシビリアンの場合もある）の所持する小型武器、弾薬・爆発物、軽兵器、重兵器の回収、文書化、管理、廃棄のことを指す。武装解除は、責任ある武器管理プログラムの開発も含める。

○ 動員解除とは、軍隊 (armed forces)、および、その他の武装グループ (other armed groups) から、活動中の戦闘員の正式に統制された任務を解くことを指す。動員解除の第 1 段階としては、この目的のための設計されたキャンプ（兵舎 [cantonment sites]、野営地 [encampments]、集合地 [assembly areas]、バラック兵舎 [barracks]）内の軍隊を集めるための一時的なセンターにおいて、個々の戦闘員の手続きから始められる。動員解除の第 2 段階としては、復員のための供与 (reinsertion) と呼ばれる動員解除した者に対する支援パッケージを用意する作業となる。

○ 復員のための供与 (reinsertion) とは、再統合といったより長期的なプロセスを前にして、動員解除時に DDR の対象者に供与される支援のことを指す。復員のための供与とは元戦闘員とその家族の基礎的ニーズをカバーする移行期支援 (transitional assistance) のひとつの形態であり、トランジショナルな安全確保

---

<sup>113</sup> Note.3, UN Doc. A/60/705, para.20.

<sup>114</sup> *Ibid.*, paras.21-22.

<sup>115</sup> *Ibid.*, paras.23-27.

に必要な賃金、食料、衣服、シェルター医療サービス、短期教育、トレーニング、雇用、道具を含むことができる。再統合が開発分野における長期的で継続的な社会経済プロセスである一方で、復員のための供与（reinsertion）は短期的に、即時に必要となる物質および／あるいは資金支援のことを指し、「1年以内」に実施されうる。

○ 再統合とは、元戦闘員がシビリアンの地位を獲得し、持続的な雇用と収入を得ることによるプロセスを指す。再統合は、本質的に、開かれた時間軸（open time frame）に沿った社会経済プロセスの上であり、第一に、ローカル・レベルのコミュニティにおいて実施される。国家と国家責任の一般的な開発の一部として、長期的な外部支援は不可欠となることが多い。

2000年のDDRに関する国連事務総長報告書（S/2000/101）と比べてみると、一番大きな違いとしては、動員解除の一部として、復員のための供与（reinsertion）の重要性をさらに踏み込んで強調しているところである。もちろんそのエレメントは2000年の国連事務総長報告書でも動員解除と再統合の両項目において言及されているが、今回はより明瞭な表現となった。

武装解除の定義に関しては、対象となる存在が戦闘員だけではなく、「武装した」シビリアンについても含む場合があると同報告書は付記している。この指摘は、内戦の状況下では形式的な軍隊に帰属した戦闘員だけでなく、「その他のシビリアン」であつても自らの身を守るために、あるいは何らかの戦闘に参加するために武器を手に入れているという実態を反映している。また、2000年の国連事務総長報告書（S/2000/101）における武装解除の定義には、小型武器回収の枠内での地雷除去が特別に明示されていたが、今回の報告書では特段の言及はない。これは、小型武器問題の枠組みでは地雷除去のスキームが別途存在することから、取り立てて武装解除の枠組みに挿入しなかったものと考えられる。その代わり、今回の報告書における武装解除の定義には、2000年のDDRに関する国連事務総長報告書にはなかった「弾薬・爆発物の回収」が挿入されている。この追加により、従来から小型武器問題で扱われてきた小型武器リストと一致するようになった。

動員解除に関しては、復員のための供与（reinsertion）を別に項目だてたことその他、動員解除を実施する場所として、ただ単に軍事専門的な兵舎をイメージするだけでなく、あらゆる集会所を想定しているところが新しい。これは、軍

事任務のひとつとして建設される兵舎の確保には、手続きの複雑さに加え、時間がかかるという弊害を乗り越えるために考案されたものであり、より簡易な動員解除センターの設置はDDRの現場で適用されつつある<sup>116</sup>。

再統合に関しては、今回の報告書による再統合は、より長期的で無制限の社会経済活動であることを確認し、元戦闘員が真のシビリアンの地位を獲得するプロセスであると強調した。こうした位置づけは、戦闘員とシビリアンとの理念的分別に従った認識の仕方を採用したものと考えられるが、場合によっては、DDR プロジェクトによってその対象者である戦闘員がシビリアンに転換したという言説に従い、再統合はいつまで行われるべき活動か、といった疑問に蓋をする効果も付随していることに注意しなくてはならない。

冒頭、同報告書の中心的原則は「人間中心」であると紹介したが、同報告書は、具体的に「人間中心」を含めた7つの原則を提示している<sup>117</sup>。

- ① 人間中心 (people centered) : DDR は、意図された参加者、および裨益者 (beneficiaries) の特別なニーズに取り組まなくてはならない。
- ② 柔軟性 (flexibility) : DDR におけるコンテキストがその複雑さを増してきていることに鑑み、国連によるアプローチは、DDR が履行されうるそれぞれの国や地域に対応した柔軟性を備えなくてはならない。
- ③ 説明責任と透明性 (accountability and transparency) : 国連はすべての DDR 活動とその資金メカニズムにおける独立したモニタリング、オーバーサイトおよび評価のための透明性を確保したメカニズムを構築しなくてはならない。
- ④ 国民／国家によって (nationally owned) : 国連は、DDR プロセスにおける効果的で広範なナショナル・オーナーシップがその履行の成功にとって重要であり、また元戦闘員の持続的な再統合にとって不可欠であるということを確認しなくてはならない。
- ⑤ 統合 (integrated) : 国連は統合された DDR アプローチの採択を勧告する。
- ⑥ 十分な計画作り (well-planned) : DDR プログラムは、セイフティ／セキュリティ、アセスメント／プランニング／モニタリング／評価、広報、トランジション、出口戦略、について十分に注意して準備しなくてはならない。
- ⑦ 参加者および裨益者 (participants and beneficiaries) : 通常の DDR シナリオにおいて、DDR への参加者は、戦闘員、通常時／非常時の軍隊、軍事グループに帰属する者を含む。

<sup>116</sup> Knight and Ozerdem, *op.cit.*, p.507.

<sup>117</sup> Note.3, UN Doc. A/60/705, paras.28-41.

こうした諸原則をさらにまとめるならば、国連による DDR とは、適切に統合された DDR アプローチを通じて現地の特性に見合う手法によって、DDR の対象者に対する特別なニーズを満たしていく活動、ということなる。DDR がひとつのプログラムである以上、このように履行の対象を明確にし、一定の目的に従って統合されたアプローチを目指すことは重要なことであり、その原則となりうる。

ただし、DDR の対象者の選択については、当該地域の和平構想や合意内容に従って決定される傾向を考慮すれば、履行段階における原則もまた、そうした和平構想の路線上に置かれることを忘れてはならないであろう。なぜなら DDR が履行されうる現地の状況に応じた柔軟性を確保することは、履行原則を決定する以前の和平構想に対する順応性を確保することと同義だからである。つまり、ここで言う DDR 原則とは、和平構想と密接なつながりがあり、それぞれの構想に従って決められていくのである。

したがって、DDR の参加者／裨益者の原則も具体的事例によって対象者の範囲は異なりを見せる。紛争解決の帰結としての和平構想・合意によっては、DDR の対象者と非対象者との境界が政治意図的に分離される場合は少なくない。同報告書も、DDR に対する参加者のリスト化が個々の政治状況による交渉を経て作成された和平合意に影響を受ける点を指摘している<sup>118</sup>。

同報告書は、その結論／勧告として、①統合プログラム支援（integrated programme support）、②統合DDRスタンダードの履行、③制度的制限に対する取り組み、④政策とツールの開発、⑤オンライン・リソース・センターの開発と維持、⑥国連内部でのキャパシティ・ディベロップメントとトレーニング、⑦パートナーシップの強化、といった 7 点を掲げている<sup>119</sup>。ここではまずその冒頭部分において、同報告書の作成にあたって主導的な役割を担ったワーキング・グループが統合されたDDRを支援していくための更なる検討を継続していくこと勧告している。また、統合されたDDRの履行に際しては、既にスーダン

---

<sup>118</sup> *Ibid.*, para.38.

<sup>119</sup> *Ibid.*, paras.60-73.



とハイチの事例でパイロット・プログラムを実施されていることを踏まえ、国連機関、特にUNDPと国連PKO局とが人事の面で密接に連携し、かつ、国連カントリー・チームの中のDDR班は、国連カントリー・チームと国連PKOとが共同でプランニング&オペレーションを取り進めていけるよう支援しなくてはならないと勧告している（結論／勧告①および②）。

他方、同報告書は、DDRに関する統合作業にあたっての難点に対し、統合DDRの考えを受け入れる組織文化の構築や、そのための共同トレーニング／ミッションのためのユニット作りなど、ワーキング・グループが積極的に統合メカニズムの構築を目指すよう勧告している（結論／勧告③）。また、同報告書は、統合DDRスタンダードでは、法の支配、SSR、より広範な回復プロセスなどに関連する分野に見られる政策ギャップを解消のためにワーキング・グループが取り組むべき点についても勧告している（結論／勧告③）。ワーキング・グループを中心にDDRに関する情報ツールとしてのオンライン・リソース・センターの設置（結論／勧告⑤）や、包括的（generic）トレーニングの実施（結論／勧告⑦）は新しい提案だが、一方で同報告書は、パートナーシップの強化に関し、今回のワーキング・グループに参加をしていなかった世界銀行やNGOをいかにして今後のDDRスタンダードに取り込んでいくかという残された課題についても触れている（結論／勧告⑧）。

こうした統合DDRスタンダードの実践に向けた取り組みは、国連組織全体の改革とも関連し、特に同報告書は、統合DDRスタンダードの開発自体が2005年末に新設された国連平和構築委員会の課題にもなると最後に指摘している<sup>120</sup>。つまり、同報告書の和平プロセス全体をカバーする平和構築は、DDRの問題解決と表裏一体の関係にあると同報告書は主張するのである。したがって、統合DDRスタンダードの達成の度合いは、平和構築全体の成否に関わる問題であり、同スタンダードの開発は極めて困難なものになるであろうが、少なくとも広範囲に亘るDDR的なツールが今後の平和構築には求められていると言えよう。

具体的な動きもある。予算に関しても、これまでDDRの予算といえば、「R」

---

<sup>120</sup> *Ibid.*, paras.72-73.

の部分で自発的拠出金に頼らざるを得なかったが、国連における 2006/2007 年予算の策定過程で国連PKO予算に「R」の部分で拠出できる解釈が容認されるなど、DDRを一体のものとして扱う道は開けつつある<sup>121</sup>。ただし、長期的なRに常時対応できる国連による予算策定は困難であるし、引き続き多くのDDRが自発的拠出金に頼らざるを得ないのが現状である。同レポートでは、予算の観点からも、ハイチとスーダンにおいて統合DDRスタンダードのパイロット・プログラムが進行していることには意義があるとしている。例えばスーダンでは、派遣されている国連PKOとUNDPがDDRのための共同ユニットを形成しており、両者を兼務する専従スタッフも配置されている<sup>122</sup>。こうした実践上の継続した取り組みが、統合DDRスタンダードの意義を強固にしていくことであろう。

## おわりに

本章では、まず、DDR とは何かという問いに対しその定義を確認すると共に、DDR に対する関心が徐々に高まりを見せてきたこれまでの経緯について説明し

---

<sup>121</sup> 在ニューヨーク国連事務局の国連PKO局関係者へのインタビュー、在ニューヨーク国連事務局、2006年1月27日、米国、ニューヨーク。ただし、2005年5月24日付の国連文書A/C.5/59/31のパラ3では、「国連事務局は、国連安保理によるマンデートと一致した、DDRコンポーネントを持ち合わせた関連する国連PKOの予算のうち、動員解除時の「復員のための供与 (reinsertion)」を含む「DD」の部分でオペレーショナル・コストに引き続き含める一方で、「R (再統合)」のための資金的支援は、引き続き自発的拠出金によって賄われ、かつ適切なエージェント、ファンド、プログラムによって管理されるものとする」と確認している。実は、本項で取り上げたA/60/705における「DDR」の定義は、A/C.5/59/31で規定された定義と同一である。2006年7月3日付で公表された国連文書A/60/929においても、国連行財政諮問委員会は、国連文書A/60/929のDDRの予算の「住み分け」について再確認しつつ、統合DDRスタンダードによるエージェント間の協調の必要性を確認している。こうした一連の文書を見る限りでは、少なくとも、「DD」(「1年以内」に実施されるreinsertionを含む)の部分で明確に国連PKO予算から拠出できるようになったと前向きに捉えることもできようが、実際の運用がどのようになるかは不透明のままであると言えよう。

<sup>122</sup> スーダンにおける国連PKO/UNDP所属(兼務)のDDR専門家に対するインタビュー、ハルツームUNMIS事務所、スーダン、2006年3月16日。

た。その上で、DDRに関する先行研究についての検討を行った。

これまでの先行研究の特徴は、大きく分けて、①DDR事例を総括しつつ、DDRの実施上の意義と問題点を指摘するもの、②アフガニスタンなどの地域に絞ったDDRを検証するもの、の2つに集約されよう。DDRは紛争後の現場で要求される「プロジェクト」であることから、これまでのDDR研究は、各事例を題材にしつつ、その政策的観点や履行上の改善など、実施内容そのものを掘り下げた論文やレポートが多くを占めた。したがって、既存の学術理論からの本格的なアプローチや、あるいはDDR的な政治現象から新しい学術理論を見出すような試みは、まだまだ不十分であると言わざるを得ない。

その上で、先行研究の主要な論点を繰り返し並べてみると、次の通りである。

第1に、DDRとは平和構築と密接に関連しており、DDRは平和構築の作業の一部として不可欠であるというものである。これは、紛争後の平和構築が緊急支援から開発復興に至るまで長期に亘る国際平和活動であることを背景としている。特にDDR活動は、平和構築のために必要とされる多様性（主体、目的、機能）をその特徴としており、したがってそうした多様性を活かした統合政策が求められている。そのため、先行研究の多くは、DDRの成否は、全体の平和構築の成否に直結していると示していた。こうした共通認識を踏まえ、「統合DDRスタンダード」でも、主体間とその機能間で統合されたDDR活動を推進するよう政策を立案し、実施上の連携を組むべきであると同報告書は結論付けた。

第2に、和平合意の内容は、その合意に至る構想のプロセスの中で、DDRのあり方を規定することになるという論点である。バーダルが指摘するように、DDRは、和平合意の成り立ち方がそうであるように、当該紛争の勝利者によって構想される。したがって、和平合意と同様、DDRの実施内容の決定は、極めて政治的なプロセスを経て行われる。そのため、一度和平合意が紛争当事者間で結ばれたとしても、武装解除に応じない勢力も出てくる可能性がある。これについて先行研究では、「強制武装解除はリスクを伴うが、場合によっては強制行動も必要（バーダル）」、「DDRの政治性（バーダル、キングマ、伊勢崎など）」、「DDRプログラムを含めた和平合意の遵守（バーダル、土岐など）」といった指

摘もあった。こうした議論は、ムガが批判したように、非強制を想起する「紛争後」平和構築への懐疑論にもつながってくる。

第3に、DDRはSSRの一環であるとするガバナンスの構築に関する論点である。これに関しては、先行研究によれば、DDRプログラム自体の効果的デザイン（バーダル）、ガバナンス強化（バーダル、星野など）、SSRとDDRの重複（バーダル、星野など）、に関する指摘があった。ガバナンス制度の構築の様態については、和平合意に記される新国家の青写真と重複している。特にDDRに関しては、SSRによって治安部門の行政組織、あるいは軍組織のシビリアン・コントロールを行う政府機能を強化することがガバナンスの制度構築のための具体例と言える。また、アンゴラなどの事例から得た教訓から、選挙以前の「DD」完了（伊勢崎）を主張するのが全体の平和構築プロセスの進め方の主流となっている点も、ガバナンス強化との関連で問われる課題であろう。

第4に、DDRの治安上の意義についての指摘である。先行研究では、これに関連して、小型武器問題（バーダル、伊勢崎、土岐など）や、武装解除時の力の空白の問題（伊勢崎）といった指摘があった。DDRは、武装組織の武装解除と動員解除を完了させることで、対立していた紛争当事者の信頼醸成を高める効果がある。少なくともそうした意図をもつDDRは、理念的には治安上の意義がある。ただし、そのプロセスの中では、武装組織のいくつかの拠点を武装解除の要所として秩序だったDDR活動を実施していくことは困難を極めることは既に説明したとおりである。

第5に、DDRのうち、特に「R」の部分は長期的な経済社会開発を考慮しながら実施されなくてはならないとする指摘である。先行研究では、コミュニティ開発（バーダル、土岐など）、オーナーシップの確保と信頼醸成（IPAなど）、DDRの中立性（キングマ、IPA、伊勢崎など）、全体的に統合された復興戦略の一部（IPAなど）、和解促進（土岐など）などの重要性を経済社会開発に関連させており、こうした広範な取り組みには枚挙に暇がない。こうした指摘を受け、既にスーダンの事例で統合DDRスタンダードのパイロット・プログラムが進められているように、実際に、軍事的な国連PKOと開発機関であるUNDPが共同でDDRを計画立案・実施しているケースが出てきている。

これらの指摘を踏まえ、本稿における DDR についての分析では、DDR に関して次の 4 つの要素に着目し、多角的な視点から検討したい。すなわち、①和平合意、②ガバナンス制度、③治安／安全保障上の安定化、④経済社会開発、を取り上げることとする（第 3 章で詳細を提示する）。DDR が国連 PKO のマンドレートに盛り込まれてきた経緯を考慮すると、DDR 研究は、まずは国連 PKO 研究との関連で行われる必要がある。しかし、DDR に関するこれまでの先行研究の議論には、平和構築の一部としての DDR という位置づけが基本ラインとしてあるだけで、DDR に関する平和維持と平和構築との関係を具体的に示されることもなかった。したがって、本章は、平和維持と平和構築とのつながりを、DDR を通じて明らかにする本稿の意義を確認するための基礎として不可欠な作業となった。

## 第2章 国際平和活動における DDR の位置づけ——平和維持と平和構築との結節点

はじめに

### 1. 国際平和活動の展開

#### 1-1 国連の動き

##### 1-1-1 集団的安全保障システムの構想

——平和のための秩序作り

##### 1-1-2 『平和への課題』——その挫折と修正

##### 1-1-3 『ブラヒミ・レポート』——平和活動の整理

##### 1-1-4 『ハイレベル・パネル・レポート』

——国連平和構築委員会の設置

#### 1-2 国際平和活動の定義

### 2. 平和維持と平和構築とをつなぐ DDR

#### 2-1 平和維持と平和構築の定義づけ

##### 2-1-1 平和維持

##### 2-1-2 平和構築

#### 2-2 結節点としての DDR

おわりに

はじめに

本章は、国際平和活動における DDR の位置づけについて示し、特に DDR が深く関係する平和維持と平和構築とに焦点を当てる。平和維持と DDR、平和構築と DDR との関係が本稿なりに明らかにできたならば、すなわち平和維持と平和構築との結節点としての DDR を示せたならば、それは、平和維持と平和構築とを連動させるために必要な国際平和活動における DDR の意義を示すための準備となる。

序章において、国際平和活動とは、「紛争予防、平和創造、平和維持、平和強制、平和構築の諸手段を講じることで、人道上の危機をもたらす紛争や暴力をなくし、平和という理念を共有できる安定した社会を構築することを目的として、国際的に展開する諸主体（国家、国際機関、NGO など）が行うあらゆる活動、あるいはその総和」のことを指すと述べた。ひじょうに長い定義となったが、それは、本稿における DDR の分析にとって不可欠な、手段、目的、主体を国際平和活動の枠内で明らかにするためである。こうした活動の背景を探るた

め、本章ではまず第 1 項として、国連を中心として展開されてきた国際平和活動に関するこれまでの議論についてまとめる。

続く第 2 項では、国際平和活動における DDR の位置づけとして、特に関連する平和維持と平和構築とのつながりについて示す。ここでは、まずこれまでの平和維持と平和構築に関する先行研究を概観する。その後、DDR と平和維持、DDR と平和構築、のそれぞれの関係について明らかにすることで、平和維持と平和構築との結節点としての DDR の姿が見えてこよう。

## 1. 国際平和活動の展開

### 1-1 国連の動き

#### 1-1-1 集団的安全保障システムの構想——平和のための秩序作り

国際の平和を守るための秩序構想、それは、主権国家体系が構築されてから現代に至るまで、常に国際政治の中心的課題であり続けている。近代国家システムは、17 世紀にウエストファリア条約（1648 年）によって描かれ、それまでの 30 年間にも及ぶ戦争に対する反省から導き出された成果であった。そうしたシステムの修正は、その後も大規模な戦争を繰り返すたびに、主権国家間の戦後構築と国際平和に向けた新たな秩序構想の中で行われてきた<sup>123</sup>。

集団的安全保障と呼ばれるシステムは、第 1 次世界大戦直後の国際秩序を形成するために国際連盟規約の中で登場し、第 2 次世界大戦後に一層の強化が進められた。周知の通り、集団的安全保障とは、安全保障体制参加国内の何れかの国家が行う侵略に対し、その他の参加国が協力してその侵略等に対抗することを約束し、加盟国の安全を相互に集団的に保障しようという方式のことを指す<sup>124</sup>。それは、武力による戦争の違法化を明確にした不戦条約（1928 年署名、1929 年発効）の例外規定、すなわち、条約交渉を通じて確認された「自衛」と「制裁」のための行動をいかにして矛盾なく理念化するか、といった不戦条約の後に残された課題に対する当面の答えとなった。しかし、その理念を実現に移そうと作られた国際連盟規約第 16 条は、戦争の口実となり、20 世紀 2 度目の

<sup>123</sup> G. John. Ikenberry, *After Victory*, Princeton University Press, 2001.

<sup>124</sup> 筒井若水編『国際法辞典』有斐閣、1998 年、175 頁。

世界大戦を導く抜け穴に利用された。

「われら連合国の人民は、われらの一生のうちに 2 度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来世代を救い（国連憲章前文）」——この強い思いを出発点として創設された国連は、「国際の平和及び安全の維持」といった主要な任務を実現するために、新たな組織を通じた集団的安全保障システムをより強固なものにしようと試みた。戦勝国としての国連安保理常任理事国が、国際社会の戦後再構築の中で圧倒的なパワーを保持しつつ、国連の理念に基づいて武力行使の合法性と正統性を担保したことは、当時としては国際秩序の安定化につながるものと考えられていた。

しかし、現在までのところ、国連による集団的安全保障システムの理念を具体化する手段の構築は未完であり、想定された国連軍の常設化には至っていない。国連における紛争の平和的解決手続きについては、国連憲章第 6 章に用意されている一方で、平和的解決手続きが困難となるような状況、すなわち武力による威嚇または武力の行使をする国があれば、国連安保理は、「平和に対する脅威、平和の破壊または侵略行為の存在」を認定する権限を持つ（国連憲章第 39 条）。さらに、国連憲章第 39 条で認定されるような状況があれば、国連憲章第 7 章に定められた強制的措置を段階的に行使することが理念上可能であったが、国連憲章第 43 条から第 47 条にかけての国連軍の設置は行われていない。

なぜならば、冷戦の始まりという大国間の新たな対立によって、第 2 次世界大戦直後、にわかに醸成された協調姿勢がすぐに崩壊したからである。このような状況の中、時代は冷戦期に突入し、国連による平和に向けた協調体制は、冷戦による米ソ間による国際秩序形成の問題と比較すると影を潜めた。たとえ脚光を浴びたとしても、それは米ソ間で国連安保理での拒否権が行使されるという冷戦構造の投影でしかなかった。それでも、国連は、1950 年、拒否権問題で機能麻痺した国連安保理に代わって総会が行った「平和のための結集決議」や、憲章にはない国連 PKO 設置の経験を重ねていくなど、冷戦後直後に浮上した国連重視の機運を再び生じさせるだけの平和に対する熱意だけは消さずにきたとも言えよう。

一方、安全保障面に注目する範囲では、冷戦期の構造は、米ソ間の 2 極構造



の秩序維持の問題として捉えられていた。例えばケネス・ウォルツは、2極による安定した力の均衡がむしろ秩序を安定させ平和をもたらすことを主張していた<sup>125</sup>。「秩序の維持」が「平和」であるという捉え方によって、国際的アナーキーの問題に対するひとつの解決策としての有効性があると考えたことのほうが重要であった。なぜなら、それは米ソ両陣営にとって安全保障上の死活問題であったからである。しかし、現実には、核問題、中東問題やベトナム戦争、キューバ問題にアフガニスタン侵攻と、米ソ間の対立から生じる不安定要因はいくつも存在していたのも確かであった。

ただし、冷戦期は民族自決権をめぐる武力衝突はあったものの、その多くは主権国家を運営するための新政府の樹立が目的であり、その意味で最終的には国家間紛争による解決が平和をもたらす手段として求められていた時代であった。その前提には、国内的アナーキーを解決する唯一の手段が国家であり、国家の専管事項として、国民と領土を統治する政府が国家理性に基づいて国内的秩序の安定を導き出すこと、こうした考えが当然としてあったからである。すなわちそれは、主権平等、内政不干涉義務といった国際規範を基調とする国際関係の制度的な大前提であった。それゆえに、国際政治は、世界政府の存在しない主権国家システムの環境の中で、いかにして国際関係のアナーキーな状態に秩序を形成し、それを維持していくのかという現実問題を解くことを主要な問題として捉えてきた。

このような認識を反映して、アカデミズムの世界でも、力の分布に従い権力の獲得、維持、拡大を目指す行動を基礎とするリアリズムと、利益の分布に従い協調行動を基礎とするリベラリズムとの間で、国際秩序の形成を目指した論争が冷戦期を通じて続けられてきたことは言うまでもない<sup>126</sup>。

このように、国連発足から冷戦期にかけての時代は、国際秩序維持のための平和活動は、国連による集団的安全保障システムの構想に基づく形式を予定し

---

<sup>125</sup> Kenneth N. Waltz, *Theory of International Politics*, Random House, 1979.

<sup>126</sup> 国際紛争の理論と変遷と歴史に関する最近の著書として、Joseph S. Nye Jr., *Understanding International Conflict: An Introduction to Theory and History*, 4<sup>th</sup> Edition, Longman, 2004. (ジョセフ・S・ナイ・ジュニア (田中明彦・村田晃嗣訳) 『国際紛争—理論と歴史—』有斐閣、2003年) が詳しい。

ていた。しかし、実際は、米ソ間の 2 極化した秩序維持のための力の均衡そのものが平和につながるといった国際安全保障上の手法が見られた。ただし、当初の国連憲章では考えられなかった国連 PKO が開発され、一部、国連を通じた国際平和活動としての機能を果たしていた。

### 1—1—2 『平和への課題』——その挫折と修正

冷戦の終結により、国際社会にとって新たに平和の脅威となったのは、国内紛争であった。1989 年から 2000 年までの間、延べ数で世界の 74 の地域で 111 件の武力紛争が起こっており、そのうちの 104 件が、国内紛争（他国による介入を伴う場合を含む）であったという<sup>127</sup>。このような国際環境の変化は、国連安保理の常任理事国間の協調を生み出す機運を高めた。

そこで、国際社会は、国連を中心にした国際安全保障環境の整備を進めることとなった。ブトロス・ガリ国連事務総長（当時）によって発表された報告書『平和への課題』<sup>128</sup>は、1992 年 1 月、国連史上初めて国連安保理サミットが開催されたことを受けて作成された。この報告書の中心的な概念提示は、①「予防外交（preventive diplomacy）」、②「平和創造（peacemaking）」、③「平和維持（peacekeeping）」、についての国連安保理への勧告であった。また同報告書は、それまではヨハン・ガルトウングをはじめとした一部の研究者によってのみ扱われていた平和構築の概念を「紛争後の平和構築（post-conflict peacebuilding）」として提示した<sup>129</sup>。さらに同報告書は、国連憲章第 7 章下の強制措置に関して、「平和強制（peace enforcement）」という概念を提示したことでも注目された。それまで国連 PKO こそが、国連が経験を重ねてきた紛争管理の手段であり、国家主権を尊重し、紛争当事者間の同意に基づいて平和を促進することを最も期待されていたことから考えれば、紛争処理にまで踏み込んだガリによる提言は

---

<sup>127</sup> Peter Wallensteen and Margareta Sollenberg, “Armed Conflict, 1989-2000”, *Journal of Peace Research*, Vol.38, No.5, 2001, pp.629-644. 参照。

<sup>128</sup> Boutros Boutros-Ghali, *An Agenda for Peace*, United Nations, New York, 1992.

<sup>129</sup> 篠田英朗『平和構築と法の支配—国際平和活動の理論的・機能的分析—』創文社、2003 年、5—6 頁。

大きな衝撃であったといえる<sup>130</sup>。『平和への課題』による予防外交、平和創造、平和維持の定義は、次の通りである<sup>131</sup>。

○予防外交とは、当事者間で発生する争い（disputes）や、現に存在する争いが紛争（conflicts）に発展することを防止し、紛争が発生した場合にはその拡大を制限する行動である。

○平和創造とは、特に国連憲章第 6 章にみられる平和的な手段を通じて、当事者を合意に導く行動である。

○平和維持とは、すべての当該当事者の同意を得て、国連の軍事そして（あるいは）警察要員、さらには文民も加える場合も含めて通常行われる現場での国連のプレゼンスの展開のことである。

その他にも、同報告書は、非強制手段としての平和創造とは別に、しかし平和創造の項目において、国連憲章第 7 章下による強制措置による「平和強制」を提案した点でも注目された。ガリが平和強制の概念を提示したのは、1990 年の湾岸戦争で展開された多国籍軍を国連が容認した事実を踏まえ、国連創設時に予定されていた集団的安全保障システムの具体化を目指したかったからである<sup>132</sup>。しかし、国連憲章第 43 条で期待されていた国連軍の常設は現実には可能性が低いことから、ガリは、国連憲章第 40 条を根拠とした暫定措置として編成される「平和強制部隊（peace-enforcement units）」の創設を構想した<sup>133</sup>。

さらに重要な点として、同報告書は、「紛争後の平和構築」について次のように定義している。

○ 平和構築とは、紛争の再発を避けるために平和を強化し、堅固にするための構造を見つけ、支援する行動である<sup>134</sup>。

平和創造や平和維持の活動に続いて平和を強化し、そこに住む人々の信頼を

---

<sup>130</sup> 大泉敬子「国際連合の平和機能の再検討—冷戦時代とその後—」日本国際政治学会編『国際政治』第 100 号、1992 年、249 頁。

<sup>131</sup> Ghali, *Agenda for Peace*, para.20.

<sup>132</sup> *Ibid.*, para.42.

<sup>133</sup> *Ibid.*, paras.44-45.

<sup>134</sup> *Ibid.*, para.21.

高め、生活を良くしていくために、ガリは、紛争後の平和構築に含まれる活動として、①かつての紛争当事者の武装解除と秩序の回復、②兵器の管理と可能な限りの破壊、③難民の帰還、④治安要員に対する助言・訓練などの支援、⑤選挙の監視、⑥人権擁護努力の推進、⑦政府機構の改革とその強化、⑧公式・非公式の政治参加プロセスの促進、を挙げている。

『平和への課題』から約2年半が過ぎた1995年6月、ガリは、『平和への課題・補足』を発表し、それまで主張してきた国連による平和強制部隊の創設を取り下げることとなる。その背景には、いわゆる「ソマリアの失敗」があった。現地での暴力が激化していた1992年以降のソマリアでは、人道目的に派遣されていた多国籍軍や、その後継として派遣された平和強制型国連PKOは撤退を余儀なくされていた。これを契機として、集団的安全保障システム構築に向けて膨らんでいた国連平和強制部隊構想への期待は一機に萎んでしまうことになった。

同報告書は、「平和と安全保障の装置」として、「予防外交と平和創造 (preventive diplomacy and peacemaking)」、「平和維持 (peace-keeping)」、「軍縮 (disarmament)」、「紛争後の平和構築 (post-conflict peace building)」、「制裁 (sanction)」、「強制行動 (enforcement action)」の6項目について取り上げた。同報告書は、予防外交と平和創造、平和維持、紛争後の平和構築には紛争当事者の同意が必要であり、制裁と強制行動については、「定義上、紛争当事者の同意を必要としない強制措置」であると記している。

1992年の報告書に対し、この補足版で変更している点は、平和創造の枠組みに含めていた平和強制を切り離したこと、そして、予防外交を平和創造にまとめていることである。平和強制を切り離してひとつの政策オプションに留めた背景には、同報告書が、平和強制を、現状ではほとんどの場合国連の能力を超えていると判断したことがある。この平和強制構想の挫折に関連して、1995年の報告書は、平和維持のあり方についても釘を刺す。すなわち、同報告書は、国連PKOは平和維持の原則に従って、派遣に際しては紛争当事者の同意を要し、

平和強制をマンドートに含めるべきではない、としている<sup>135</sup>。

他方、同報告書は軍縮に関し、大量破壊兵器の脅威に触れる一方で、ミクロ軍縮と称し、小型武器や対人地雷の拡散への脅威が「紛争後の平和構築」にとって無視できないことを指摘している<sup>136</sup>。紛争後の平和構築に関する項目にはより詳しい記述がある。ガリは、平和構築のメニューとして、①非武装化、②小型武器の管理、③制度的改革、④警察・司法機構の改革、⑤人権の監視、⑥選挙改革、⑦経済社会開発、を挙げている。同報告書は、これらの平和構築活動は紛争予防や平和維持などの他の平和活動とも重なることをあえて明示している<sup>137</sup>。これは、平和維持としての国連PKOを機能拡大することに加え、それ以外の主体が紛争後の平和活動を担っていく道筋を提供している。例えば同報告書は、平和維持や平和創造が十分でない紛争後地域への平和構築活動が困難を抱えることへの指摘に関し、現地に調整拠点を持つUNDPの平和構築分野への関与の可能性について触れている<sup>138</sup>。すなわち国連は、紛争予防や平和構築を唱える際、今や国連PKOだけが平和活動を行う唯一の手段ではないことを再認識し、むしろ紛争後地域ではその他の平和活動も積極的に取り込み、包括的アプローチを目指そうとしたのである。

### 1-1-3 『ブラヒミ・レポート』——平和活動の整理

国連における平和についての議論は、ガリに代わって1997年に国連事務総長となったコフィー・アナンによって再び提起された。アナンは国連事務局の一部である国連PKO局の局長も務めた実務家で、特に国連PKO改革についてその手腕が認められていた。こうした背景があり、アナンの下で、過去の国連PKOに関する反省に基づいた機構改革の研究作業が始められた。そして、2000年8月に発表されたのが『国連平和活動に関する委員会報告』であり、すなわちそれは、委員長の名前をとって一般的に言われている『ブラヒミ・レポート』の

---

<sup>135</sup> *Ibid.*, paras.33-46.

<sup>136</sup> *Ibid.*, paras.61-63.

<sup>137</sup> *Ibid.*, para.47.

<sup>138</sup> *Ibid.*, para.56.

ことである<sup>139</sup>。『ブラヒミ・レポート』は、研究の当初には国連PKOを主眼としていたが、主題に「平和活動 (peace operations)」とあるように、最終的には国連PKOに限らず国連が行う様々な手段を統合して捉える報告内容となった。『ブラヒミ・レポート』は、ガリが提示した後もその実行が重ねられてきた諸活動を平和活動と総称しつつ、「紛争予防と平和創造」、「平和維持」、「平和構築」の3つに再分類した<sup>140</sup>。

○ 紛争予防とは、平和のための強固な基盤を作り出すために紛争の構造的原因を明らかにしつつ、その基盤が揺らいだときに補強する、通常は外交努力によって行われる活動のことである（このような予防行動は、定義上、低く見積もられる活動であり、つまり成功してもわからないことさえもある。）。平和創造とは、外交や調停を手段として、進行中の紛争を停止させることに関わることをいう。政府代表者たち、諸国家の集団、地域組織や国連、あるいは（モザンビークの事例のように）非公式・非政府組織、などがその担い手となる（平和創造は、独立して仕事に当たる傑出した個人によってさえも行われる）。

○ 平和維持は、過去 50 年間に見られた事業の積み重ねであり、それは、国家間紛争後に停戦監視などにあたる伝統的なものから、国内紛争後の危険な状況下で行われる諸々の軍事的、民事的な活動から成り立つ複合的なものへとその内容を拡大していった<sup>141</sup>。

○ 平和構築は、単なる戦争によって喪失したもの以上に関わる平和の基盤を再確立するための道具を提供する諸活動である（例として、法の支配の強化、元戦闘員を市民社会に再統合すること、過去・現在の人権蹂躪を監視・教育・調査して人権尊重の態度を改善すること、民主的発展への技術的支援、紛争解決や和解促進、政治腐敗撲滅、人道的視点からの地雷除去、HIV エイズなどの感染症についての教育と制御、など）。

この報告書における勧告は 20 項目にもわたり、「予防行動」、「平和構築戦略」、「平和維持ドクトリンと戦略」、「マンデート」、「情報と戦略分析」、「暫定文民行政機構 (transitional civil administration)」、「統合ミッション計画および支援」、「国連 PKO 局におけるその他の構造調整」など様々であり、どれも重要である。ただし、『平和への課題』からの変化をこのレポートから見出すならば、まず次の 5 点があげられよう。

<sup>139</sup> “Report of the Panel on United Nations Peace Operations,” UN Doc. A/55/305-S/2000/809.

<sup>140</sup> *Ibid.*, paras.10-14.

<sup>141</sup> 国連PKOを念頭においている。

第1に、『ブラヒミ・レポート』が、国連PKOの改善を必要としつつも、その任務にあたっては当事者の同意、不偏／中立、軽／非武装の原則を維持することに同意している点である。これは、平和強制を国連PKOが行うことの限界を改めて認めた結果とも言える。一方、『ブラヒミ・レポート』は、国連PKOの原則を貫くことの難しさについても触れている。それは、和平合意の無視が継続する場合には、「犠牲者」と「破壊者」との間の見分けがつかなくなり、国連が一方の当事者に加担する可能性があるというものである。対応策として、同報告書は、PKOのマンデート遂行能力や武器使用基準の強化、あるいは武力行使のための権限の明確化、大規模かつ重装備の軍隊の派遣を目指すこと、を列挙している。ここでは、国連PKO原則堅持と、新たな紛争形態への対応を迫られるPKO多機能化の流れとを併記せざるを得ない国連関係者の苦悩も見え隠れしている。

第2に、『ブラヒミ・レポート』では、かつての「予防外交」への言及はなくなり、「紛争予防」の用語を代わりに使用している。紛争予防の項目では、平和のための強固な基盤づくりのため、紛争構造の原因を明らかにすることに主眼に置き、紛争自体の分析が重要である点が指摘された。

第3に、『ブラヒミ・レポート』は、平和構築のことを、単なる戦争の欠如以上の平和の基盤を再確立するための道具を提供する諸活動であるとしつつ、「紛争後」という時系列的説明を行わなくなった。同レポートは、『平和への課題』が試みた諸活動の時間軸で区切ることを避けている。また、同レポートは、平和構築活動を軍事組織以外の主体が担当するといった『平和への課題』での提案を見直し、経済的・社会的領域と位置づけてきた平和構築分野への政治、軍事の関与、あるいは政治問題としての平和構築の特徴を見つめ直した。

第4に、『ブラヒミ・レポート』は、ガバナンス制度構築の観点をさらに盛り込んでおり、平和構築の内容がさらに戦略的になった。DDRに関しては、DDRの作業が紛争後の安定にとって鍵となると指摘されていた。DDRの他にも、現地の人々を多角的にサポートするために、①即効性のある現地プロジェクトに対する現地国連調整官の助言、②自由で公正な選挙を通じた民主化の促進、③文民警察官による現地警察官の育成、④文民要員による人権部門の強化、など

が同報告に平和構築の具体策として提示されている。

最後に第5に、『ブラヒミ・レポート』は、国連が平和構築活動の「中心的な調整役 (focal point)」になるべきであると提言している。その勧告部分では、特に「平和と治安／安全保障に関する執行委員会 (Executive Committee on Peace and Security Affairs: ECPS)」を主催する国連政治局が、平和構築の調整役となるべきであるとしている。ECPS のメンバーは、国連政治局、国連 PKO 局の他に、国連軍縮局、人道問題調整事務所 (OCHA)、国連法務局、UNDP、UNICEF、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、子供と武力紛争に関する国連事務総長特別代表、国連治安／安全保障調整官 (UN Security Coordinator: UNSECOORD) がメンバーとなっている。DDR プログラムとの関連では、特に、国連政治局、国連 PKO 局、国連軍縮局、UNDP、UNICEF、UNHCR とのそれぞれの調整が関係してこよう。

#### 1-1-4 『ハイレベル・パネル・レポート』—国連平和構築委員会の設置

『ブラヒミ・レポート』が国連に提出されてから約3年、再び国連事務総長の要請を受けて、世界の有識者が集まり、国連安保理改革など広範な国連改革を行うことを念頭に、最近の国際の平和と安全について討議する国連ハイレベル・パネル（脅威、挑戦、変化に関するハイレベル・パネル [Hi-level Panel on Threats, Challenges, and Change]）が設置された。そこでの議論を踏まえ、最終的には2004年12月に国連事務総長報告書 (A/59/565) 『国連ハイレベル・パネル・レポート』が国連総会に提出された<sup>142</sup>。

同レポートにおいて、国際平和活動のあり方の検討に関し、平和構築もまた重要課題のひとつとして取り上げられた。平和構築に関して、同レポートによる提案の中で最も注目された点は、国連における平和構築委員会 (Peacebuilding Commission) の設置を要請しているところである<sup>143</sup>。この委員会は、高まる平和構築への関心とその要請に国連が一体となって対応するために提案されたものである。それから約1年が過ぎた2005年12月には、同委員会の設置が国連

---

<sup>142</sup> UN Doc. A/59/565.

<sup>143</sup> *Ibid.*, paras.261-269.



安保理および国連総会における決議で正式に決定している<sup>144</sup>。

同レポートは、国際の平和と安全に関する 20 の項目を掲げており、ブラヒミ・レポートと同様、多岐に亘って報告をしている。このハイレベル・パネル・レポートは、冒頭より、集団的安全保障の射程が専ら国家安全保障への関心事項であった時代から、今や貧困や感染症、あるいは内戦の諸問題といった問題へと拡大してきたとして分析を進めている<sup>145</sup>。また、同レポートは、これらに加え、核兵器および生物・化学兵器、テロリズム、国際組織犯罪、といった新たな脅威についても項目ごとに取り扱い、詳細に検討している。

こうした脅威群に対する国際社会の対応として、同レポートは、非軍事的制裁と軍事的制裁の双方について丁寧に確認しつつ、考察を加えている。特にDDRに関しては、同レポートの項目 10「平和強制と平和維持能力」<sup>146</sup>、および項目 11「紛争後の平和構築」<sup>147</sup>が関係してくる。

同レポートの項目 10「平和強制と平和維持能力」は、最近では国連安保理による容認決議を受けることを条件として、軍事組織である多国籍軍が、国際の平和と安全を維持する強制手段として選択されやすい傾向にあると示しつつ、国連PKOの多様な活用のされ方についても触れている。これに関連して、同レポートは、最近の多様なオペレーションが、「国連憲章第 7 章のオペレーションとしての平和強制ミッション」と、「国連憲章第 6 章下のオペレーションとしての平和維持ミッション」という区別によって認識されていることは必ずしも的確ではないと指摘している<sup>148</sup>。つまり、オペレーションはただ単に強制（憲章第 7 章）と非強制（憲章第 6 章）との区別で理解できるものではないと同レポートは強調している。すなわち、同レポートは、双方のオペレーションの唯一の区別は、オペレーションが直面する状況によって、強力な武力の使用が当初から不可欠なものと、おそらくはそれが必要ないと理性的に予想されるものとに分かれるとしている。同報告書は、それぞれのオペレーションの事例として、

<sup>144</sup> UN Doc. S/RES/1645, A/RES/60/180.

<sup>145</sup> Note.142, UN Doc. A/59/565, paras.1-106.

<sup>146</sup> *Ibid.*, paras.210-220.

<sup>147</sup> *Ibid.*, paras.221-230.

<sup>148</sup> *Ibid.*, paras.221-222.ここで、国連PKOを「第 6 章下」と明示している点は、同レポートの標記を紹介しているに過ぎない。

前者には例えば突発的な暴力や国境を越える侵攻に対応する「多国籍軍」が、また後者には「伝統的な国連PKO」が当てはまると補足説明をしている<sup>149</sup>。

確かに、紛争（後）の現場の状況判断に従って、無行動を選択しなかったその次のステップとしては、少なくともこの2つの対比されやすい選択肢——それは、国連安保理が持ついくつかの選択肢のうちの、平和強制型のオペレーションか、あるいは平和維持型のオペレーションか、といった2つ——が存在することは疑う余地がない。しかし、現状として、国連PKOが派遣される場合でも、突発的な暴力が起りうる予想されるために国連憲章第7章下で実施されるミッションが選択されるのであり、また国連憲章第7章下での強力な国連PKOや多国籍軍に対して常に進んで兵力を供給する加盟国もそう多くはない事情を照らし合わせるならば<sup>150</sup>、同レポートも示すとおり、国連憲章における第6章と第7章との理念的な区別に固執することはあまり意味がない。同様に、多国籍軍であっても、それ自体が平和強制であるとラベルを貼ることは、多国籍軍が平和維持の役割を果たす場合を無視することにつながる。

ここで実際の判断でポイントとなるべきは、国連憲章第7章下の国連PKOを派遣決定する段階で、必要な場合、どれだけ「国連憲章第7章下のオペレーション」の構成・任務・環境を想定しうるかということになる。つまり、同レポートが説明するように、和平合意の無視を自己の利益と捉えるスポイラーによる武力衝突が起こるなど、良好な環境（benign environment）が崩れることを想定し、これに見合ったリソースが十分に満たすことを求める場合にのみ、国連が要請する国連憲章第7章下のオペレーション（多国籍軍や国連PKO）が派遣手続きを得るのである<sup>151</sup>。

したがって、同レポートは、①適切、明白およびよく理解されたマンデート、

---

<sup>149</sup> *Ibid.*, para.212.

<sup>150</sup> ブラヒミ・レポート以後の国連PKO概念の特徴とその実践とを比較した研究として、例えば、山下光の論文がある。山下は、その結論部において、強力な国連PKOのマンデートと、加盟国側のこれへの不満との間にあるギャップについて分析している（山下は、「強力な（robust）」を「強靱な」と訳している。）。山下光「PKO概念の再検討—『ブラヒミ・レポート』とその後—」『防衛研究所紀要』第8巻第1号、2005年10月、39—79頁。

<sup>151</sup> Note.142, UN Doc. A/59/565, para.213.

かつ、②マンデートを完全に履行するためのあらゆる必要なリソース、の確保の2点をオペレーションの派遣時には実践上の挑戦として、真剣に受け止めなくてはならないとしている<sup>152</sup>。そのためには、同レポートは、先進国が率先して自国のもつ軍事能力を国連の平和活動に転用していくべきであると勧告している<sup>153</sup>。この勧告は、顕在化している多くの紛争に対し、国際平和活動が対応し切れていない現状を打開しなくてはならないという意味と、平和活動への供給リソースが著しく低下したままの現状への不満を示していると言えよう<sup>154</sup>。

このように、同レポートは、国連が容認する平和強制と平和維持の強化を訴える一方で、項目11「紛争後の平和構築」の重要性を改めて認識し、その問題意識を行動に変えるため、平和構築委員会の設置を提起した。この項目は、和平合意の履行のためのリソースと平和構築が、紛争予防にとっての最も有効な装置であると確認した上で、さらに、①平和維持要員の役割（The role of peacekeepers）と、②より広範な平和構築タスク（The larger peacebuilding task）との別で「紛争後平和構築」の説明を加えている。

「平和維持要員の役割」としては、同レポートは、内戦を終結させる和平合意の履行が平和維持要員にとってのユニークな挑戦、すなわち国家間紛争のそれとは別の、内戦におけるセキュリティ・ジレンマの問題を抱えていると指摘する<sup>155</sup>。これは、冷戦構造を、自国の安全保障の強化が他国の脅威認識を増大させ、逆に自国にとっての脅威が拡大するというセキュリティ・ジレンマの状態と読み解いたジョン・ハーツからはじめられた議論<sup>156</sup>を、国内的文脈に当て

---

<sup>152</sup> *Ibid.*, para.214.

<sup>153</sup> *Ibid.*, para.216.

<sup>154</sup> *Ibid.* paras.215-216.

<sup>155</sup> *Ibid.*, para.222.

<sup>156</sup>周知の通り、セキュリティ・ジレンマは、自国の安全保障を強化しようとする、対抗する他国も安全保障を強化しようとするジレンマが生じるとして、冷戦期における大国間の安全保障観を鋭く指摘したジョン・ハーツによって明示された。John Herz, 'Idealist and Internationalism and the Security Dillemma,' *World Politics*, Vol.2, No.2, 1950, pp.157-180.

国家間紛争の環境を想定したセキュリティ・ジレンマの研究が、どれだけ国内紛争とのコララーで妥当性があるかを調べるにはさらなる検討が必要であるが、このアプローチの国内紛争分析への援用が有益であると主張した代表的な論文として、Barry R. Posen, 'The Security Dilemma and Ethnic Conflict,' *Survival*, No.5, 1993, pp.27-47., Barbara F. Walter and Jack Snyder (eds.), *Civil Wars, Insecurity, and Intervention*, Columbia University

はめた見方である。同レポートは、複数の政府や複数の武装組織との間ではセキュリティ・ジレンマが生じやすいとし、その中で締結された和平合意はこれまでの教訓から見れば価値がないし、履行は不可能であると評価する<sup>157</sup>。

そのため、同レポートは、敵対行為をやめさせ、あるいは回避するためには、これに対抗できるだけの十分な軍事力を用意するよう国連事務総長は勧告し、かつ国連安保理はこの勧告を容認すべきであると主張している<sup>158</sup>。これに加え同レポートは、国連がミッション評価を行い、平和活動における警察部門の初動を組織するための上級警察官および部長（50－100名）といった小規模部員を確保すべきであり、国連総会がこのキャパシティを容認すべきであると提案している。

次に、「より広範な平和構築タスク」では、同レポートは、紛争の予防の観点からも、平和構築におけるより広範で長期的なプロセスへの対応が重要であるとする一方で、国連PKOが去った後には当該地域に対する国連安保理の関心が薄れる傾向にあるとして、懸念を表明している<sup>159</sup>。そのため、同レポートは、フィールド・レベルにおける事務総長特別代表は効果的に調整機能を果たすためのリソースを確保すると同時に、調整メカニズムを構築するための指導力を発揮すべきであると提言している。

さらに、より広範な平和構築タスクとして、同レポートはDDRの重要性を強調している。特に、同レポートは、財源不足とその効果的な活用を訴えた上で、内戦終結のためには動員解除は不可欠であり、そのことなしには民主化、正義、開発といった他の重要な目標を達成することは困難であると指摘している<sup>160</sup>。また、同レポートは、平和活動における「DD」の中核的な意義を確認し、「DD」プログラムを実施するように国連安保理が（国連PKOの）マンデートとして課

---

Press, 1999.がある。また、こうした国内紛争での文脈でセキュリティ・ジレンマの理論的アプローチの有効性を示すことを目的とした最近の事例研究として、例えば、Matthew Kirwin, 'The Security Dilemma and Conflict in Cote d'Ivoire,' *Nordic Journal of African Studies*, Vol.15, No.1, 2006, pp.42-52.がある。

<sup>157</sup> Note.142, A/59/565, para.222.

<sup>158</sup> *Ibid.*

<sup>159</sup> *Ibid.*, paras.224-225.

<sup>160</sup> *Ibid.*, para.226.

し、かつ、総会は国連PKO予算としてのファンドを容認すべきであると提言している<sup>161</sup>。同レポートは、「DD」だけでなく、平和構築の始動にあたっては再統合や社会復帰のプログラムなしには不十分であり、当該国家の新政府と「R」を担う重要な（国連）エージェントに対して利用する平和構築ファンドの立ち上げのためにも、最低2億5千万ドル（総計）は国連として準備すべきであるとも提言している<sup>162</sup>。

このように、同レポートは、『ブラヒミ・レポート』の内容をさらに一歩進め、国際の平和と安全の観点から多角的な提言を行っている。特に、最近の内戦（後）の治安状況が必ずしも平穏に推移する傾向にはないことを踏まえ、国際平和活動に関しては、国連が容認する平和強制および平和維持の強化を訴え、さらに、「紛争後の平和構築」が紛争予防にも役立つことを前提に、平和構築委員会の設置により、組織、資金の面で国連改革を進めるべきと勧告した。『ブラヒミ・レポート』に比べれば、同レポートは、平和強制や平和維持の強化という意味で、強力なオペレーションを改めて目指す姿勢が示された。また、同様の比較として、同レポートは、検証が困難と言われてきた紛争予防の記述はトーン・ダウンする一方で、紛争後の平和構築はDDRといった実例により具体性を持たせつつ、平和構築委員会の設置といった新たな組織のステージをイメージしたという点で新しい。しかし、同レポートからは平和活動全体としての戦略的方向性は必ずしも明示されておらず、強化された平和強制や平和維持、あるいは平和構築との連動性は見出せてないままである。

国連憲章第7章下の平和強制や平和維持の強化による国際平和活動の対策案は、改めて内戦を抱える脆弱国家への介入を迫ると同時に、理念と実践とのギャップを埋める妙案には見えない。DDRについても、国連憲章第7章下での国連PKOのマンデートの下で、どのような「強制性」を発揮できるかは不明である。また、平和構築委員会の設置により、始められた国連の新たな戦略の策定と実践は、DDRのあり方を含めてこれからの大きな課題として残されていると言えよう。

---

<sup>161</sup> *Ibid.*

<sup>162</sup> *Ibid.*, para.228.

## 1-2 国際平和活動の定義

本章では、国連が国際の平和と安全のためにこれまでに実施してきた平和活動に関し概観し、『ハイレベル・パネル・レポート』に至るまでの平和に関わる概念整理を行うことで、現在の国連が平和活動のために提供しうる具体的な手段とその理念について明らかにした。すなわち、これらを踏まえた主要な平和活動とは、紛争予防、平和創造、平和維持、平和強制、平和構築の目的／機能を備えた諸手段であるとまとめることができる。特に、国連は、『ブラヒミ・レポート』でもその中心的扱いであった国連PKOの効果的活用に関し、平和維持と、平和維持以外の平和活動との統合的な取り組みを期待していた。ここで、国連は、国際社会の様々な主体を「平和活動」の枠組みで理念的に捉え、「国際の平和と安全の維持」を主要な役割とする国連を中心に、そうした「平和活動」を包括的に推進していく姿を描き出そうとした。

その後、『ブラヒミ・レポート』を基調として提示された平和活動の内容は、国連研究を進めている関係者の間でも活発な議論が行われてきた<sup>163</sup>。これらの研究では、国連PKOの機能強化（国連安保理の役割、リソース、交戦規定、マンデート強化、統合マネジメント等）に向けた検討をさらに進めるべきとする意見の他に、紛争予防、平和維持、平和構築の間に有機的なつながりを持たせるべきとの見解も多かった。したがって、平和活動の研究対象は、『ブラヒミ・レポート』が既にそうであったように、国連PKOのみを課題としておらず、「ブラヒミ・レポートおよびその他の関連活動によって生じる『国際平和活動』」<sup>164</sup>全体のことを指していた。

こうした傾向を踏まえ、2004年末に国連総会に提出された『ハイレベル・パネル・レポート』では、さらに一歩進め、不安定要因の残る紛争後地域に対応

---

<sup>163</sup> Report of the 2001 Singapore Conference (UNITAR, IPS, and JIIA), 'The Reform Process of United Nations Peace Operations: Debriefing and Lessons,' Kuluwar Law International, 2001, Annika Hilding Norberg, 'Challenge of Peace Operations', *International Peacekeeping*, Vol.10, No.4, 2003, pp.94-103, Alex J. Bellamy and Paul Williams, 'Conclusion: What Future for Peace Operations? Brahimi and Beyond', *International Peacekeeping*, Vol.11, No.1, 2004, pp.183-212.

<sup>164</sup> Norberg, *Ibid*, p.95.

するための平和強制や平和維持の強化を訴える一方、より広範なタスクとして、平和維持や平和構築を任務とする複合的な国連 PKO が去った後も、戦略的な平和構築支援を進められるような体制作りが不可欠であると提言した。同レポートで進展があったとおり、国連憲章第 7 章下の平和活動や、多機能型国連 PKO の撤退後のより広範な平和構築活動といった背景にある理念をいかに強固にさせ、実践を伴わせることが出来るのか、といった問題の解決は、具体的で包括的な国際平和活動の理念と実践のあり方のさらなる検討にかかっている。

包括的な国際平和活動の全体に関する学術的な先行研究もいくつか発表されてきている。例えば、日本国内では、篠田英朗が、著書『平和構築と法の支配』において、その副題で「国際平和活動の理論的・機能的分析」と示しつつ、その中でも「平和構築」に重点を置いた研究を発表している<sup>165</sup>。また、星野俊也は、2004 年の論文『国際平和回復政策の構想と実際』の中で、国際平和回復政策として、特に紛争への対処としての適切な政策オプションのあり方を詳細に検討している<sup>166</sup>。星野は、現実的な要請として「回復」にむけた諸オプションを統合的・効果的に運用していくための政策枠組みは不可欠として、国際平和回復政策の重要性を説いている。なお、星野は、別の論考で国連による平和回復に向けた手段と目的との関連についても詳細に分析している<sup>167</sup>。

このように、国際平和活動に研究は、学術や実践の現場を問わず発展しつつあり、武力紛争に関する平和の強化に向けたマクロ的分析視座を提供してくれ

---

<sup>165</sup> 篠田、前掲書。

<sup>166</sup> 星野俊也「国際平和回復政策の構想と実際—『多国間主義の危機』を越えて—」日本国際政治学会編『国際政治』第 137 号、2004 年、30—44 頁。星野は、国際平和回復政策を次のように定義する。「国際平和回復政策 (international peace restoration policy)」とは、国際社会の諸主体 (国家、国際機関、市民社会/NGO [非政府組織] など) が、「平和回復」を目的として、単独ないし共同で実施する政策の総体である。すなわち、特定の事案・事態——それらは国連安保理において「国際の平和及び安全に対する脅威」と認定されうる事案・事態——が発生した場合、それへの対処から復興支援、再発防止までを一つのシークエンス (連続した流れ) として捉え、国際主体による効果的でシームレスな (断絶のない) 活動を確保するための公共政策の新しい枠組みである。」

<sup>167</sup> 星野俊也「国連の集団的安全保障制度の意義と問題点」日本国際連合学会編『21 世紀における国連システムの役割と展望 (国連研究第 1 号)』国際書院、2000 年、31—34 頁。星野俊也「「平和強制」の合法性と正統性」『国際法外交雑誌』第 101 巻第 1 号、2002 年、92—96 頁。

ている。一方、本稿において国際平和活動の枠組みを提示する意義は、その中での個別的な DDR 活動の位置づけを行い、DDR 活動に関連する国際平和活動の諸手段を多角的に検討することである。そのため、本稿は、平和活動全体の政策研究や、全体的な平和活動の目的、手段、主体の関係についてのマクロ分析に主眼を置くのではなく、DDR というひとつのオペレーションの側から放射上に見えてくる国際平和活動の広がりイメージしつつ、平和活動の成否に不可欠と言われる DDR の性格を多角的に分析したい。

したがって、本稿は、国際平和活動を、平和維持や平和構築という目的を達成するための単なるオペレーションの総体として位置づけるのではなく、これとは逆に、DDR というオペレーションの目的を達成する可能性のある諸手段を平和維持や平和構築として捉えることに視点の方向を移したい。この視点の方向を確認した上で、本稿は、これまでの国際平和活動の議論の展開を踏まえつつ、国際平和活動を以下のような広義の活動として捉えることにする。

○「国際平和活動」とは、紛争予防、平和創造、平和維持、平和強制、平和構築の諸手段を講じることで、人道上の危機をもたらす紛争や暴力をなくし、平和という理念を共有できる安定した社会を構築することを目的として、国際的に展開する諸主体（国家、国際機関、NGO など）が行うあらゆる活動、あるいはその総和のことを指す。ここでいう活動とは、これまで国連中心にして議論が収斂してきた「(国連) 平和活動」の統合的かつ包括的な考えに加え、国連に限らない主体の総合的な関与を意味すると同時に、これらの手段、目的を共有する個別プログラムのことを指している。

ポイントを付言すれば、本稿の第3章で示す DDR メカニズムの確保にとって、どのような手段（紛争予防、平和創造、平和維持、平和強制、平和構築）を講じれば、DDR に関連する目的を達成できるのか、という視点にある。これまで国際平和活動の概念上の発展を整理してきたところからもわかるように、それぞれの手段には、理念上の意義があり、かつ政治的な価値を内包している。もちろんそうした理念や価値が現実の世界では実践されていないという面もあるが、しかし、DDR に関しても例外なく、国際平和活動の手段に付随する理念や価値から何らかの影響を受けていることは確かである。したがって、本稿の



研究の方向性としては、国際平和活動の諸手段に付随する理念や価値の研究を無視するものではない。ただし、本稿が明示する論理としては、まずは DDR に関する目的を達成するために必要な手段を明らかにし、DDR のメカニズムを提示することにある。

## 2. 平和維持と平和構築とをつなぐ DDR

DDR は、その主要な目的から類推すると、平和維持から平和構築にかけてのフェーズに深く関わっていると言える。なぜならば、本稿の第 1 章で示したように、そもそも DDR は、国連 PKO のマンデートに盛り込まれることで、平和維持と平和構築との双方を担うひとつの支援プログラムとしての機能を果たすことを期待されていたからである。本項では、このような認識に立ち、平和維持と平和構築と DDR との関係を示し、国際平和活動における DDR の位置づけを行う。また、本項は、DDR が平和維持と平和構築との複合的連動を促すとする本稿の結論を支える上で、「(平和維持と平和構築との) 複合」の意味を示す基礎作業でもある。ただし、後述するが、DDR の複合性とは、平和維持と平和構築との間に留まらない。国際平和活動の平和維持や平和構築以外の諸手段との連動もありうるし、あるいは DDR の諸要素としての和平合意、治安／安全保障上の安定化、ガバナンス制度、経済社会開発との関連についても大いに連動性がありうることを誤解のないようにこの段階で述べておく。

### 2-1 平和維持と平和構築の定義づけ

#### 2-1-1 平和維持

国際環境の変化への国連の対応として、『ブラヒミ・レポート』は、平和維持は国家間紛争における停戦監視といった従来の任務から、国内紛争への軍事的、民事的活動への視野を広げてきている、との認識を示した。『平和への課題・補足』が公表された際、ガリが平和維持を従来型の国連PKOそのものとして、平和維持を「…(中略)…国連のプレゼンスのことを指す」としていたことを考えると、平和維持の用語が持つ本来的な定義は、国連PKO機能の変化に伴って拡大解釈されてきていると見られる。上杉勇司が指摘するように、確かに国連

で提起される平和維持とは、国連PKOと同義語であることを指していた<sup>168</sup>。国連PKOの活動領域は、平和維持のみならず、平和創造、平和構築、平和強制の手段まで拡大し、それぞれのマンデートの中で具体化されてきたのである。

しかし、こうした見方以外にも、平和維持の用語の捉え方に対する変化を示す説明は他にもある。よく知られているように、1990年代前半には、平和維持（活動）は、冷戦前後を境にした「第1世代PKO」と「第2世代PKO」<sup>169</sup>、ソマリアの平和強制型国連PKOを指した「拡大PKO（あるいは「第2世代のPKO」説ないし「第3世代のPKO」説）」<sup>170</sup>などと分類されるようになった。一方、ソマリアでの平和活動の失敗直後、その主力であった米国は、伝統的な国連PKOの姿こそ「平和維持」であるとの見解を米国国防大学を通じた発表論文の中で示した<sup>171</sup>。そのため平和強制型PKOのオプションは影を潜めた。しかし、集団的安全保障上の装置もない、平和強制部隊も持ち得ない国連が直面する困難は、住民間の大虐殺にまで至った人道危機を防げなかったとする1999年の2つの報告書——『スレブレニツァ報告書』<sup>172</sup>と『ルワンダ・ジェノサイド報告書』<sup>173</sup>——に克明に記された。これらの報告書が示す反省は、不偏性の原則の枠内における即応型のマンデート強化、武器使用基準の制限の見直しといったものであった。すなわち、それは、国連PKOの展開中に派遣先の国内情勢が住民間の虐殺などによって悪化した場合、不偏性の堅持、国連安保理の決定により固定化したマンデートの枠組み、軽／非武装の原則遵守に基づくオペレーション、といった制約の中では、国連PKOは何ら阻止行動を取ることができないという見解である<sup>174</sup>。この反省に立ち、『ブラヒミ・レポート』では、受け入れ合意など

---

<sup>168</sup> 上杉勇司『変わりゆく国連PKOと紛争解決—平和創造と平和構築をつなぐ』明石書店、2004年、36頁。

<sup>169</sup> *The Blue Helmets, A Review of the United Nations Peace-keeping*, The UN, 1990, pp.47-49.

<sup>170</sup> 香西茂「国連の平和維持活動（PKO）の意義と問題点」日本国際連合学会編『21世紀における国連システムの役割と展望』国際書院、2000年、9—24頁に詳しい。

<sup>171</sup> Dennis C. Jett, *Why Peacekeeping Fails*, Palgrave, pp.14-15.

<sup>172</sup> Report of the Secretary-General pursuant to General Assembly Resolution 53/35 (1998), *Srebrenica Report*, 15 November, 1999.

<sup>173</sup> *Report of the Independent Inquiry into Actions of the United Nations during the Genocide in Rwanda*, the United Nations, 15 December, 1999.

<sup>174</sup> 高井晋「現代PKOと三つの国連報告書」『防衛研究所紀要』第4巻、第3号、2002年、65頁。

の基本原則の堅持が確認されつつも、「複合的PKO」が、マンデートの遂行能力向上のために武器使用基準をより具体的にすべきである、との提言も行っている。

国連大学副学長であるラメッシュ・タクールは、2001年の編著『国連PKO』において、平和維持を、①伝統的平和維持、②非・国連平和維持、③拡大平和維持（平和強化）、④平和強制、⑤パートナーシップによる平和回復（多国籍軍や地域機構との連携）、⑥「多国籍平和回復」および「国連による国家創造（UN national creation）」——の「6つの世代」に分類している<sup>175</sup>。ここでは、第4世代の平和強制以後、国連PKOが多国籍軍などの強制力と連携しながら紛争後の武力衝突に対応する第5世代、さらには第6世代として、東チモールに展開された暫定統治を担う多国籍軍型平和維持の存在が示されている。

2003年までに設置された国連PKOを詳細に分析した上杉は、国連PKOの概念化は難しいと前置きをした上で、その作業の最初に、「国連PKOとは、①国連により設置され、②介入することによって戦争の悪化を防ぐことを目的としたものである。」とその共通点を示し、そこから国連以外の和平努力と国連PKOの特徴を比較していく手法をとっている<sup>176</sup>。また、日本の外交官である川上隆久は、国連PKOのことを、伝統的な停戦監視だけでなく、平和創造、平和構築、予防展開、行政監視の任務も行うようになってきていると認識しつつ、「あえて定義しようとしても、紛争に関わる現場のオペレーションであって、国連により実施されるものとする以外捉えがたい」としている<sup>177</sup>。

一方、平和維持は、国連PKOだけではない。タクールが、第2世代として捉えた非・国連平和維持は、かつてシナイ半島に展開した多国籍軍事監視団や、ベイルートへの多国籍軍、スリランカへのインド平和維持軍などを指している。冷戦中に展開したこれらのPKO<sup>178</sup>は、国連PKOと同様の原則を参考にしながら、

---

<sup>175</sup> Ramesh Thakur and Albrecht Schnabel, 'Cascading generations of peacekeeping: Across the Mogadishu line to Kosovo and Timor', in Ramesh Thakur and Albrecht Schnabel (eds.), *United Nations Peacekeeping Operations: Ad Hoc Missions, Permanent Engagement*, United Nations University Press, 2001, pp.9-14.

<sup>176</sup> 上杉、前掲書、12-13頁。

<sup>177</sup> 川上隆久「国連平和維持活動再考」日本国際連合学会編『人道的介入と国連』国際書院、148-152頁。

<sup>178</sup> 本稿では、「国連PKO」と、広義の「PKO」とを分けて記述していることに注意され

そのとき既に「多機能型」の形式を整えていたという。タクールは、1980年代のスリランカ内戦に展開したPKOは、「その展開中に概念上、実施上の困難を経験した」としており、これらの失敗は、ソマリアへの平和強制型国連PKOが経験することになる将来の失敗を想起させるものであったと評価している<sup>179</sup>。

また、「西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS)」は、1999年12月10日に「紛争予防・管理・解決・平和維持・安全保障メカニズムに関する議定書」<sup>180</sup>を域内で締結しており、PKOとしての「ECOWAS停戦監視団 (ECOMOG)」の設置について具体的な取極を行っている。同議定書によれば、ECOMOGは、ECOWAS諸国によって構成される「共同体介入軍」であり、域内の集団的安全保障を確保するための装置として機能するとしている。また、同議定書は、ECOMOGが（平和と安全に関する事項の全てを決定する権限のある）仲介安全保障理事会の下、文民と軍人部門を持つ待機多機能部隊として（第21条）、8つの機能（第22条）（①監視とモニタリング、②平和維持と平和回復、③人道的災害における人道的介入、④経済封鎖を含む強制的制裁、⑤予防外交、⑥平和構築／武装解除／動員解除、⑦不正と犯罪組織の管理を含む警察活動、⑧その他、仲介安全保障理事会が委託するあらゆる活動）を備えていると規定した。

さらに、PKOは、アフリカ連合 (AU) でも見られる。第1回AU首脳会議が2002年7月9日に採択した「AU平和安全保障理事会の設置に関する議定書」<sup>181</sup>では、紛争予防、管理、解決に関する決定を行う平和安全保障理事会の下、域内における重大な事態（戦争犯罪、虐殺、および人道に反する犯罪など）がある場合には、当該国にAUが干渉する権限があり、それだけでなく、平和および安全を回復するために加盟国が連合に介入する権限（第4条）があると定めている。これは、かつてのアフリカ統一機構 (OAU [現AU]) が紛争解決に対してしばしば無力であったという反省から、AUは介入主義に依拠することでより強

---

たい。

<sup>179</sup> Thakur and Schnabel, *op.cit.*, pp.10-11.

<sup>180</sup> Protocol relating to the Mechanism for Conflict Prevention, Management, Resolution, Peace-keeping and Security, Rome, 10 December 1999.

<sup>181</sup> <http://www.africa-union.org/home/Welcome.htm> Official Documents, Treaties, Convention and Protocols, Protocol Relating to the Establishment of the Peace and Security Council of the African Union.

固な方法を新たに選択した瞬間でもあった<sup>182</sup>。

このように、国連 PKO 以外の PKO についても検討してみると、特にアフリカの動きに関しては、集団的安全保障の構想の下、理想的には強制型 PKO が可能な状況になっていることがわかる。ECOMOG では、平和維持は機能のひとつであることが明記されており、その意味では、ECOMOG の任務形態をそのまま PKO として表すことはできない。一方、AU については今のところの、ブルンジやスーダンへの派遣など、当該政府の合意に基づいて介入しており、その経験から見ると非強制型 PKO はオプションのひとつであるとだけは言える。つまり、両組織は、平和維持を、停戦監視といった従来型の意味に限定して捉えているものと見られる。したがって、平和維持の定義は、現段階では両組織とも伝統的な平和維持として国連 PKO のそれと概ね同一と理解できる。

以上、平和維持に関する定義を振り返り、その上で、平和維持の定義をより伝統的なものと捉えることが相応しいと考え、本稿では平和維持を「紛争当事者の合意に基づいて、主に軍事的手段により停戦を監視し、再び戦闘状態に至らない状況を維持すること」と定義する。繰り返しになるが、多機能型あるいは複合型の PKO は、「平和維持」の機能だけではなく、平和構築や、場合によっては平和強制の機能を備える場合もあることを再確認しておく。

## 2-1-2 平和構築

既に前項で示したように、『ブラヒミ・レポート』は、平和構築には、平和の基盤を再確立する道具として捉え、具体的には、法の支配の強化、元戦闘員を市民社会に再統合すること、人権尊重、民主化、和解促進、政治腐敗撲滅、地雷除去、教育などが含まれるとしている。平和構築は、その広範な政策的アプローチの特色から、平和を強化することを目的とした国際平和活動を行う全ての主体にとって、もはや不可欠な概念となりつつある。

政策の現場においては、カナダ政府が、1996 年にいち早く「カナダ平和構築イニテシアティブ」を発表し、「人間の安全保障」<sup>183</sup>と結びつけて国際政策を展

<sup>182</sup> 川端正久「アフリカ連合とダルフル紛争」『海外事情』2005年4月号、23頁。

<sup>183</sup> 国連主導で作成された2003年『人間の安全保障委員会報告書』によれば、人間の安

開し始めた<sup>184</sup>。同政府は、それ以来、同国の外務貿易省や国際開発庁（CIDA）共同による平和構築基金の運用を始めている一方で、同国内でCIDAと協力関係にある「国際開発研究センター（IDRC）」<sup>185</sup>を通じ、「平和、紛争、開発プログラムイニシアティブ」を継続させている。IDRCによれば、平和構築は、「平和的共存、民主的ガバナンス、持続可能な社会経済開発のための長期的目標に取り組むことを目的として、戦争の影響下にある社会を移行させ、あるいは暴力がなくなるように紛争を管理するための条件を導き出す政策、プログラム、イニシアティブのこと」を指す。

また、日本では、周知の通り、国際協力事業団（JICA、現・国際協力機構[JICA]）が、『事業戦略調査研究・平和構築—人間の安全保障の確保に向けて』と題した報告書を2001年に発表し、紛争後の平和構築における開発復興支援の位置づけのための概念整理を始めた<sup>186</sup>。その後、JICAは、『課題別指針・平和構築支援』を2003年に発表した。JICAにとっての平和構築は、「紛争につながる構造的要因を抱える国々や、一部地域において散発的な紛争を抱えている国、紛争終結後の国々に対し、これらの国々自らが紛争を回避し、長期に亘って安定的な発展に取り組むことができるような能力を強化すること」を指している<sup>187</sup>。ここからは、JICAが紛争中の全面的な戦闘状況を避ける支援を念頭に置きながらも、開発援助を専門とする自らの組織がどのようなかたちで紛争予防や平和構築の分野で活躍できるのかという課題に対する答えを模索している姿勢がうかがえ

---

全保障は、「人間の中枢にある自由を守ること…（中略）…人間自身に内在する強さと希望に拠って立ち、死活的かつ広汎な脅威から人々を守ることを意味する。…（中略）…生存、生活及び尊厳を確保するための基本的な条件を人々が得られるようなシステムを構築すること。…（中略）…欠乏からの自由、恐怖からの自由、あるいは自身のために行動する自由といった様々な自由を結び付ける。」を指している。

<http://www.humansecurity-chs.org/finalreport/j-outline.pdf>

「人間の安全保障」についての研究は多数あるが、より詳しい分析については、例えば、栗栖薫子「人間の安全保障—主権国家システムの変容とガバナンス（第3章）」赤根谷達雄、落合浩太郎編『「新しい安全保障」論の視座』亜紀書房、2001年、113-149頁を参照されたい。

<sup>184</sup> <http://www.acdi-cida.gc.ca/peace> The Canadian Peacebuilding Initiative Strategic Framework.

<sup>185</sup> [http://web.idrc.ca/en/ev-7010-201-1-DO\\_TOPIC.html](http://web.idrc.ca/en/ev-7010-201-1-DO_TOPIC.html) IDRC.

<sup>186</sup> 国際協力事業団（JICA、現・国際協力機構 [JICA]）・国際協力総合研修所『事業戦略調査研究・平和構築—人間の安全保障の確保に向けて』2001年4月。

<sup>187</sup> JICA『課題別指針・平和構築支援（報告書）』2003年10月、10頁。

る。

このように平和構築は、包括的であるがゆえに捉え難い面もあるが、研究者の間では分析概念として定義づけようとする動きもある。篠田英朗は、政治的・法的分野に関心を寄せつつ、「平和構築活動とは、紛争の勃（再）発を防いで永続的な平和を作り出すための活動である、ととりあえず定義できるであろう。」<sup>188</sup>とし、それが「『平和の制度化のための構造』を作り上げることを目指している」点を特徴として挙げている。また、星野俊也は、平和構築を、「紛争後の社会における紛争再発防止を目的とした構造的な国家再建の取り組み」<sup>189</sup>と示している。

これらの定義は、どちらかというとな国家ガバナンス制度の定着へ向けた動きを強調する説明となっている。それ故に、篠田は、「当該政府が信頼しうる制度的保障の鍵となる公権力の欠如、無能、乱用が紛争の原因になりうる」として、政治的・法的制度を重視する平和構築を目指している<sup>190</sup>。また、星野は、その他の論文『平和構築とDDR』において、「平和構築は、現地の人々の自らの力によって平和が持続できるような社会を構築すること」<sup>191</sup>と定義している。こちらも、既に紹介したように、DDRの関連で、現地におけるセルフの力を育てることを前提として、民主化などによるガバナンス制度の強化を図る重要性を指摘している。

一方、山田満は、紛争後社会の平和構築においては、国家、自治体、NGO／NPO、さらには市民とそれぞれの役割があるとし、この分野における市民社会の役割について言及する著書を発表している<sup>192</sup>。同書は、紛争後の平和構築に焦点をあて、国民和解やインフラの復興整備、雇用創出や教育保障などを通じた働きかけを重視している。

また、よく知られているように、ジョン・ポール・レデラックは、著書『平

---

<sup>188</sup> 篠田、前掲書、21頁。

<sup>189</sup> 星野俊也「紛争予防と平和構築の間」『紛争予防（平成14年度外務省委託研究報告書）』日本国際問題研究所、2003年、2頁。

<sup>190</sup> 篠田、前掲書、24頁。

<sup>191</sup> 星野、前掲「平和構築とDDR」、331頁。

<sup>192</sup> 山田満『平和構築とは何か—紛争地域再生のために』平凡社新書、2003年。

和を構築する』の中で、平和構築のアプローチとして、主体を3つのレベルに分けている<sup>193</sup>。すなわち、レベル1：トップ・リーダー（著名な軍事的・政治的・宗教的リーダー）、レベル2：中範囲リーダー（各セクターで尊敬されているリーダー、知識人、NGOリーダーなど）、レベル3：草の根リーダー（地元リーダー、地域社会開発者、地元保健行政官など）を示した上で、それぞれのレベルで行える平和構築のあり方を示している。

レデラックは、まず、各レベルでしか摘み取ることができない平和構築の問題を掘り起こし、それぞれのレベルでそれぞれの問題を解決することで、全体としての平和構築を加速させることにつながると述べる。さらに、レベル3の草の根からレベル2、レベル1の指導者へと意見を吸い上げることが国家全体の政策化につながり、こちらも平和構築を促進すると主張する。

山田やレデラックが目指す主要な平和構築アプローチは、政府間レベルだけではない多元的な主体をより重視する見方であり、政府レベルから市民レベルまでに至る複雑な紛争の構造的原因に迫る試みであると言える。これは、市民社会という属性に着目することで、紛争からの影響がより大きいとする人々の立場に軸足を置いた両論者の主張とつながってくる。

この分野で代表的なレデラックの他にも、最近では、海外でも平和構築に関する著作が相次いでいる。エリザベス・コーセン等が編集している共著『政治としての平和構築』<sup>194</sup>は、平和構築の分析も、「演繹法」か「帰納法」かといった伝統的に対立する2つの科学的アプローチのどちらかで進められるとした上で、これら双方による分析を交互に行いつつも、平和構築の政治性について深く洞察すべきであると、その著書の冒頭で指摘している<sup>195</sup>。同著は、さらに実証研究を重ねるために、ハイチ、ソマリア、カンボジア、ボスニア、エルサルバドルの事例を各章ごとに取り上げている。

---

<sup>193</sup> John Paul Lederach, *Building Peace*, United States Institute of Peace Press, 1997, see also, A.B. Fetherston, 'Peacekeeping, Conflict Resolution and Peacebuilding: A Reconsideration of Theoretical Framework,' in Tom Woodhouse and Oliver Ramsbotham (eds.), *Peacekeeping and Conflict Resolution*, Frank Cass, 2000, pp.205-206.

<sup>194</sup> Elizabeth M. Cousens and Chetan Kumar, with Karin Wermester (eds.), *Peacebuilding as Politics: Cultivating Peace Fragile Societies*, Lynne Rienner Publishers, 2001.

<sup>195</sup> *Ibid.*, pp.5-16.



また、ホ・ウォン・ジョンは、2002年には著書『平和構築に向けたアプローチ』<sup>196</sup>を、さらに2005年には、著書『ポスト・コンフリクト社会における平和構築：戦略とプロセス』<sup>197</sup>を公刊している。2005年の同書では、「平和構築デザイン」と称して、平和構築の原則と概念、平和構築評価のためのプロセスとアウトカム、などについての鳥瞰図を示した上で、①セキュリティと非武装化、②政治的移行期、③開発、④和解と社会的リハビリテーション、の平和構築に関する4つの主要分野を詳細に分析している。同書は、その最後に「オペレーション上の義務と調整」のあり方について議論を加えている。

他方、平和構築とDDRとの関連では、2000年にはエスパン・バース・エイド等による共著『平和構築と警察改革』<sup>198</sup>が、また、2005年にはアルブレヒト・シュナーベル等による共著『SSRと紛争後の平和構築』<sup>199</sup>がそれぞれ公刊されている。何れの著書も、紛争後のガバナンス制度の強化の一部として、またDDRとの関連において重要な平和構築の要素として、新たな分析視座を提供している。

最後に、現状の平和構築論は自由主義と経済市場主義の理念に沿って形成されていると説くローランド・パリスによる著書『紛争の終わりに：紛争後社会における平和構築』<sup>200</sup>は、紛争後社会における制度構築の理念上のあり方を検討する上で一石を投じている。パリスは、自由主義や経済市場主義の原理を否定するわけでないことを同書では何度も確認しつつ、民主化なども含め、平和構築がそうした欧米主義的な理念に支えられて実際の国家建設が進められている現状に焦点を当てている。この点は、政策論文の多い平和構築の分野では珍しく、国際政治学上の理論研究を背景とした学術論文として価値が高い。

しかし、パリスが指摘する平和構築における自由主義や経済市場主義の潮流に対する批判は、むしろ、そうした理念に対する伝統的批判の再現であり、そ

---

<sup>196</sup> Ho-Won Jeong, *Approaches to Peacebuilding*, Palgrave, 2002.

<sup>197</sup> Ho-Won Jeong, *Peacebuilding in Postconflict Societies*, Lynne Rienner Publishers, 2005.

<sup>198</sup> Espen Barth Eide and Tor Tanke Holm, *Peacebuilding and Police Reform*, Frank Cass, 2000.

<sup>199</sup> Albrecht Schnabel and Hans-Georg Ehrhart (eds.), *Security Sector Reform and Post-conflict Peacebuilding*, United Nations University Press, 2006.

<sup>200</sup> Roland Paris, *At War's End: Building Peace After Civil Conflict*, Cambridge University Press, 2004.

の意味で、極めてオーソドックスな分析手法である。その上で、パリスは、本格的な自由主義を、即座に紛争後地域でのガバナンス強化に充てる試みは適切ではなく、「自由主義以前の制度化」(Institutionalization before Liberalization: IBL)が不可欠であると主張する<sup>201</sup>。すなわち、パリスは、自由主義に従った平和構築の方向性を認めつつも、そうした理念をガバナンス制度の中で具現化する前には、少なくとも次の6点に留意した平和構築戦略に基づいた制度化が不可欠であるとしている。それは、①条件が整う時期が熟すまで選挙を待つこと、②見返りが適度な選挙システムのデザイン、③よき市民社会のコントロール、④憎しみにあふれたスピーチの制限、⑤紛争を削減するための経済政策の適用、⑥共通する基準(common denominator):効果的国家制度の再建、の6点である<sup>202</sup>。

こうした提言については、パリス本人が指摘するように、①「エンドレス・ミッション」としての平和構築、②現地の「頼る文化」の助長、③過剰コスト、といった実践上の批判が考えられる<sup>203</sup>。しかし、少なくとも、仮に自由主義を根付かせる方向で働きかけるならば、こうした「IBL」による示唆について無視することはできないであろう。

以上に示してきたように、平和構築の範疇に入るコンポーネントは、多岐にわたり、研究者や政策担当者によって注目する点は様々である。しかし、平和構築研究の方向性を見出すには、これまでの先行研究から十分な示唆があった。すなわち、平和構築は、紛争再発を招くような暴力を防止するために必要とされる正統なガバナンス制度の構築と、現地のコミュニティに見られる市民社会の発展との、双方の価値を盛り込む必要がある。今後は、その認識の上で、平和構築の個別の分野や地域の研究を深めていくことも重要であろう。

したがって、本稿における平和構築は、「秩序ある平和のために正統なガバナンス制度を確保していく中で、人々が経済的・社会的自立に向けた希望のある社会を構築すること」と定義しておく。ここでは、当該国家のガバナンス制度は正統な権力分掌に基づいて構築され、その社会に属する人々自らの手で経済

---

<sup>201</sup> *Ibid.*, pp.179-211.

<sup>202</sup> *Ibid.*, p.188.

<sup>203</sup> *Ibid.*, pp.207-211.

的・社会的に自立していく環境を整えることがポイントである。同時に、その行く先は、単なる夢物語や、あるいは絶望の淵に立たたされることのない、希望のある社会でなくてはならないという将来像とつながっている。

## 2-2 結節点としての DDR

さて、本項で示されるべき平和維持と DDR との関係、また、平和構築と DDR との関係とはどのようなものであろうか。

まずは、平和維持と DDR との関連について見ていこう。本稿における平和維持とは、伝統的な国連PKOの原則を参考にしてきた。したがって、平和維持と DDR との関連を探る上でも、国連PKOの任務にどのような形式で DDR が含まれてきたかという視点は役に立つ。そもそも、伝統的な国連PKOは、その構成要素とされていた軍事監視団（military observers）の主要な任務である停戦監視業務のうち、紛争当事者である軍事組織による戦闘地域からの撤退や、非武装地帯の巡回に加え、「武装解除の監視」を含んでいた<sup>204</sup>。その意味で、和平合意に基づいた紛争当事者間の武装解除を監視することは、平和維持の機能に含まれていたと言える。

そうした武装解除の監視業務について、前述した DDR に関する 2000 年の国連事務総長報告書（S/2000/101）は、同意、不偏／中立、軽／非武装の原則に従った伝統的な国連PKOにできることを次のようにまとめている。すなわち、それは、①信頼醸成、②治安上の意義、③モメンタムの維持、④専門家とのチャンネル、の 4 点である<sup>205</sup>。

まず、同報告書は、「信頼醸成」として、不偏／中立の原則に基づいて活動する国連 PKO 要員は紛争当事者間の信頼を得つつ武装解除を促進することが可能であると指摘している。次に、同報告書は、「治安上の意義」として、国連 PKO はその軍事プレゼンスにより、武装解除の集会所や地雷除去の現場において、集合した元戦闘員の安全確保を可能にする意義があるとしている。また、同報

---

<sup>204</sup> 神余隆博『新国連論－国際平和のための国連と日本の役割』大阪大学出版会、1995年、137頁。

<sup>205</sup> Note.4, UN doc. S/2000/101, paras.30-34.

報告書は、「モメンタムの維持」について、DDR プロセスを前進させるために必要な「政治的モメンタム」を、和平合意の交渉段階から関わってきた国連 PKO が既にもっていると説明する。最後の「専門家とのチャンネル」に関し、同報告書は、国連 PKO が武器の回収や廃棄に関して専門的知識を要しており、また元戦闘員を武装解除の集会所に移送するために適切なロジスティクス手段となると報告している。

また、同報告書は、国連PKOが動員解除の実施の際にも有効性を発揮すると指摘している。つまり、同報告書は、動員解除においても、国連PKOはその軍事的知識と経験から紛争当事者間の信頼を得て、モニタリングや査察、記録維持、治安確保を通じて動員解除を促進することが可能であると説明している<sup>206</sup>。

このように、武装解除と動員解除は、同報告書が示すところの国連 PKO の有利な点を容認する限りでは、平和維持を手段とすることで実現可能になる活動とみることができる。ここで際立つ国連 PKO の比較優位とは、治安を維持し秩序を安定化するための軍事的プレゼンス／知識／経験であり、また、国連 PKO の将来的派遣をにらんで和平合意の構想段階から国連が深く関わっていることである。こうした特色により、平和維持を主要な任務とする国連 PKO が、武装解除や動員解除支援の実施を支えるだけの有用性を備えることになる。

しかし、DDR に関し、そのうちの武装解除や動員解除の実施を専門とする主体は国連 PKO だけではない。2006 年の DDR に関する国連事務総長報告書 (A/60/705) にも記されていたように、インドネシア (アチェ) やアフガニスタンでの事例など、今や DDR に関する「DD」の部分においても国連 PKO だけが行うものではなくなっている。

例えば、2001 年以降 (ボン合意以後) のアフガニスタンでは、国連PKOは派遣されておらず、日本と平和構築ミッションである国連アフガニスタン支援ミッション (UNAMA) がDDR支援のための中心的役割を担った<sup>207</sup>。もう少し詳しく説明するならば、こうした国際支援とともに、アフガニスタン国防省と、

---

<sup>206</sup> Note.4, UN Doc. S/2000/101, para.62.

<sup>207</sup> 山根、前掲「アフガニスタンにおけるDDRの特色—国連PKO事例との比較検討—」参照。

大統領令に基づいて設置されたDDRに関する委員会（2003年1月、武装解除委員会、動員解除・再統合委員会のほか、士官徴募委員会、兵士徴募委員会の関連4委員会）が、DDRの具体的な政策立案を行った。また、これを受けて、同国防省と、新たに設置されたアフガニスタン新生計画（Afghanistan's New Beginnings Programme: ANBP）がDDR活動の実施責任を負った<sup>208</sup>。

こうした枠組みが始動し、かつDDRに取り組む様々な主体が支援していく中で、2005年6月には旧北部同盟を対象とした「DD」の部分を終えている<sup>209</sup>。また、この間、国連のマンデートに基づきカブールおよびその周辺地域に展開する国際治安支援部隊（International Security Assistance Force: ISAF）の他、米軍を中心とした有志連合、あるいは地方復興チーム（Provincial Reconstruction Teams: PRT）といった治安の安定化装置が同時展開している。

アフガニスタンに対する国連の関与の度合いは、当初よりライト・フットプリント・アプローチを基礎としていたことは既に述べたところである。したがって、アフガニスタンのケースでは、多国籍軍や有志連合が、特に治安の回復面で国際支援の中核を担うことになった。こうした方向で国家再建政策が立案されていく中で、G8会談において治安に関する討議が行われ、アフガニスタンSSRのための5分野（新国軍創設 [米国]、DDR [日本と UNAMA]、警察再建 [ドイツ]、麻薬対策 [英国]、司法改革 [イタリア]）が先進国の間で分担されたという経緯がある。DDRに関しては、それまで国連PKOが担ってきた任務であっただけに、アフガニスタンDDRはこれまでにない新しい発想により開始されたのである。

では、このように新しいアフガニスタンDDRは、国連PKOによる「DD」が有益であるとして国連が主張する4点（①信頼醸成、②治安上の意義、③モメンタムの維持、④専門家とのチャンネル）と比較してどのような違いが見られるのであろうか。「治安上の意義」については他の治安維持部隊が側面から効果を

---

<sup>208</sup> 上杉・篠田・瀬谷・山根、前掲論文、2頁。DDR関連4委員会はANBPに属する。

<sup>209</sup> 2005年11月25日付のANBPによる報告によれば、武装解除63,380名、動員解除62,044名、再統合60,646名、武器回収36,571個（重火器11,044個を含む）が、これまでの実績として発表されている。UNDP/ANBP, *ANBP Weekly Report* (25 November 2005), <http://www.undpanbp.org>

与えたと考えたとして、アフガニスタンのDDRには、こうした「DD」活動に必要な機能が備わっていたと考えられる<sup>210</sup>。ただし、アフガニスタンの場合は、DDRを直接に担当した組織は非軍事の範囲で対応しており、インドネシア（アチェ）での「DD」も非軍事の国際監視団が担当していたことも見ると、必ずしも国連PKOのような軍事組織が「DD」に対応すべき特別な事態ではなかった。もちろん非軍事的手段により、アフガニスタンDDRが、DDR政策実施担当者と、旧北部同盟の軍閥との間で極めて政治的な交渉が積み重ねられて「成功」を収めたことは特筆すべき快挙である<sup>211</sup>。

他方、ANBPによるDDRプロジェクトの対象外とされてきた「非合法武装グループの動員解除」(Disbandment of Illegal Armed Groups: DIAG) 対策は進行中であり、頻繁に武力衝突が起きているアフガニスタンの現状も合わせて考慮するならば、治安の確保が不十分なために、少なくともDDRとしての一般的な目的は達成されていない状態であると言わざるを得ない。

ただし、そもそも国連PKOは、その原則の下では、紛争当事者によって和平合意が無視されるような事態に陥る場合には無力さを露呈せざるを得なかったわけであり、このような状況下では当然DDRマンドートを達成できない。その点、アフガニスタンDDRのプロジェクトが限定的に対象者を設定して行われたとはいえ、一定の治安を確保しつつ、当初の和平合意（ボン合意）で予定していたDDRを完了したことは、少なくともプロジェクトの履行の観点からは、成功したと評価できよう。

話を元に戻せば、特に「DD」の部分は、平和維持の手段を利用できる国連PKOによって、その優位なリソースのもとで実施を可能にするという設定があった。これに対し、「DD」は必ずしも国連PKOによらずとも履行されうる場合があるという事実が存在した。したがって、平和維持の手段を利用しなくても、DDの部分を提供する手段が他にもあるということが確認された。ただし、少なくとも本稿が提示するDDRとは、国連PKOのマンドートに示されたDDRを想定し

---

<sup>210</sup> 山根、前掲「アフガニスタンにおけるDDRの特色—国連PKO事例との比較検討—」参照。

<sup>211</sup> 上杉・篠田・瀬谷・山根、前掲論文、参照。

ており、したがって、その限りではあるが、平和維持と DDR との関連は認識できる。平和維持と平和構築とのつながりに不可欠なのは、十分な平和維持の手段の用意であり、また、少なくとも平和維持の手段となる PKO が紛争後地域から撤退した後に、より広範な平和構築の手段を同時に用意することである。また、既に前章で指摘した通り、DDR の予算面でも、国連 PKO 予算の一部として、「DD」の部分にそのオペレーショナル・コストとして提供されていることも、平和維持との関連が明らかになっている。

本稿が示す平和維持の定義に立ち戻るならば、平和維持とは、「紛争当事者の合意に基づいて、主に軍事的手段により停戦を監視し、再び戦闘状態に至らない状況を維持すること」であり、これは基本的には紛争当事者から見た外部の PKO が担う役割である。したがって、DDR に関係する平和維持とは、武装解除や動員解除に際しての支援であり、その限りにおいて DDR と平和維持とのつながりがあると言える。ただし、このことは、国連 PKO が「DDR」をマンドートにもつこととは別の意味であることを再確認しておく。

では、平和構築と DDR とのつながりとはどのようなものか。言うまでもなく、DDR のうち、最も平和構築と関係しているのが、「R」の部分である。DDR における再統合のプロセスでは、武装解除と動員解除を終了したばかりの元戦闘員に対し、市民社会に復帰するための支援が提供される。さらに、こうした支援は、元戦闘員が自立していくプロセスにも役立てなければならず、最終的にはオーナーシップに基づいた平和構築が展開されることを期待して行われる。このことは、新たに設置された正統なガバナンス制度が、その政治経済の取り組みの中で元戦闘員を社会に再吸収しなくてはならないことも意味している。

ただし、DDRは一連のプロセスでもあって、武装解除と動員解除から、再統合を切り離して考えるべきではない。2000年のDDRに関する国連事務総長報告書（S/2000/101）によれば、国連PKOによる再統合は、武装解除と動員解除を終えた元戦闘員を彼らの住んでいた家に送り返すために、その際には、彼らが市民生活に戻れるような「復員のための供与パッケージ（reinsertion packages）」を

提供するとしている<sup>212</sup>。この供与パッケージとは、元戦闘員が市民社会に復帰する上で好ましい環境を整えるために、基礎的な生活能力の向上といった個人的な支援から、当該国の政治や経済を立て直すためのガバナンス制度の構築支援までも含むとしている。

しかし、2006年のDDRに関する国連事務総長報告書（A/60/705）では、既に前章で紹介したように、国連PKOによる復員のための供与（reinsertion）は、動員解除時に行われるものであると確認していた。つまり、現状の国連PKOは、予算面を含めて再統合の部分については必ずしもオペレーショナルに実施するわけではないのである。したがって、再統合は平和構築の分野であると規定すると、国連PKOは必ずしもDDRの分野で平和構築の手段となるわけではなかったと示されることになる。

しかし、それだからこそ、理念的に一体としてのDDRのうちの「R」の部分、国連PKO以外の関連支援組織が担当していくことの意義は大きい。そのため、2006年のDDRに関する国連事務総長報告書では、国連PKOと国連PKO以外の支援組織の双方に焦点を当てたDDR活動の分析をしていたのである。15もの国連機関が集まる中、どうして国連PKO局が中心となって「統合DDRスタンダード」を開発しつつあるのか、という問いの先には、広範な平和構築の手段に対する主体間の機能統合がある。つまり、国連PKOがDDRの実施主体となることを前提とした場合、国連PKO局は、平和維持と平和構築との広範な手段のための具体的政策立案を行う中枢機関となりうるのである<sup>213</sup>。その意味で、DDRマニフェストを策定する国連PKO（局）も平和構築と関係している。

他方、DDR（特に再統合）は、平和構築の全体から見れば、その一部にしか過ぎない。平和構築の総合的研究を目指した編著『平和構築：フィールド・ガイド』の中で、マイケル・ランドは、平和構築のための道具として、①公式外交（仲介・交渉・調停・和平会議など）、②非公式外交（仲介・フレンズグループ・事実調査・人道外交など）、③軍事的手段、④経済的・社会的手段、⑤政治

---

<sup>212</sup> Note.4, UN Doc. S/2000/101, para.83.

<sup>213</sup> 国連PKO局のDDR担当者に対する筆者によるインタビュー、在ニューヨーク国連事務局、2006年1月27日。



発展・ガバナンスに関する手段、⑤司法および法的手段、⑥通信・教育手段、の6つを挙げ、DDR活動を「軍事的手段」と位置づけている<sup>214</sup>。

また、「カナダ平和構築調整委員会（CPCC）」は、平和構築に関するタスクとして、治安、ガバナンス制度、開発援助、和解の4つを挙げ、そのうち治安部門の中に、武装解除、動員解除、地雷撤去が含まれるとしている<sup>215</sup>。これらに共通する見解からは、少なくともDDRのうち武装解除や動員解除については「平和構築における治安部門」に入るという認識がうかがえる。

これに対しJICAは、平和構築支援の枠組み（①和解、②ガバナンス、③治安回復、④社会基盤整備、⑤経済復興、⑥社会的弱者支援、⑦人道緊急支援）のうち、DDRを「治安回復」のカテゴリーに含めている。ただし、JICAは、開発援助機関としては社会復帰（再統合）に限って支援できるとしており、武装解除や動員解除については、軍（平和維持軍や多国籍軍）が担うとしている<sup>216</sup>。

平和構築とはいっても、「紛争中」と「紛争後」とで、そのカリキュラムが異なるというECOWASの見方もある。既に紹介したECOWAS諸国間による「紛争予防・管理・解決・平和維持・安全保障メカニズムに関する議定書」には、「敵対終了後」に可能な平和構築として、①交渉による平和の強化、②社会と政府組織の政治的・社会的・経済的再建のための条件整備、③子供向けの対応を含むDDRプログラムの実施、④難民と国内避難民の再定住と社会復帰、⑤子供・老人・女性・その他の精神的外傷を受けた社会グループを含む個人への支援――を優先事項として挙げている<sup>217</sup>。

---

<sup>214</sup> Michael Lund, 'Toolbox for Responding to Conflicts and Building Peace', Luc Reyhler and Thania Paffenholz (eds.), *Peacebuilding: A Field Guide*, Lynne Rienner Publishers, 2001, pp.16-18.

<sup>215</sup> Dabid Last, 'Organizing for Effective Peacebuilding', Woodhouse and Ramsbotham, *op.cit.*, pp.85-86.

<sup>216</sup> JICA、前掲『課題別指針・平和構築支援（報告書）』37頁。

<sup>217</sup> 同議定書では、ECOWASは、「紛争から回復しつつある加盟国が国家的、社会的、経済的、文化的再建を行う能力を向上することができるように支援する（第42条2項）」とした上で、「敵対時の平和構築（第43条）」と、「敵対終了時の平和構築（第44条）」に分けている。敵対時の平和構築においては、「相対的平和がある地域においては、紛争から生じる社会的経済的状況の悪化を削減するための政策の履行と合致するものでなければならない」とする一方、敵対終了後は、本文に掲げた項目を含むとしている。また、同議定書は、「小型武器の拡散規制（第50条）」と「非合法流通に対する予防措置

また、国際平和活動を行う組織の機能別分類枠組みの中でDDRの位置づけが見えてくる研究もある。上杉勇司は、国連PKOが果たした役割を和平プロセス全体の中に位置づけで分析するために、国連PKOそれぞれの業務の詳細を調査し分類枠組みを提示している<sup>218</sup>。すなわち、上杉によれば、国連PKOを大きく3つの機能に分けると、停戦監視や兵力引き離し、武器移転の管理などの「介入機能」、組織強化や国家再建、選挙支援や社会経済的復興などの「移行支援機能」、人道支援の確保や警護活動などの「人道支援機能」、となるという分析結果を示している。そうした枠組みでは、DDRは移行支援機能に含まれている。ただし、国連PKOは多機能化してきている中で平和維持、平和構築などの分野が入り混じってきていると本稿が既に説明したように、上杉が指摘する移行支援機能をもった国連PKOは、確かに「平和維持と平和構築の接点」<sup>219</sup>として捉えられている。

このように、平和構築とDDRとの関係を見てくると、論者や組織によって様々な捉え方があることがわかる。それは、概ね再統合を平和構築の一部であるとする見解を基礎として、主に国連PKOから見ればDDRは平和維持の一部として不可欠な作業として位置づけられるというものであった。しかし、既に触れたように、DDRを平和維持と平和構築とに分割して議論することは、DDRをD、D、Rと分割して議論することと同様に、包括的アプローチを目的とするDDRの意義に反している。したがって、ここでは、平和維持と平和構築とのフェーズをつないで、いかにしてその結節点としてのDDRを成功に導くかといった視点が重要である。

具体的には、平和維持や平和構築をDDRの実施のための直接の手段とする様々な主体が、どのようにDDRという作業を介して相互に関与しているのかというつながりを見つけることである。こうした理解を踏まえれば、DDRが平和

---

(第51条)」についても具体的に触れており、DDRの関連では、「武装解除活動によって回収されたすべての武器は廃棄される」と明記されている。

<sup>218</sup> 上杉、前掲『変わりゆく国連PKOと紛争解決—平和創造と平和構築をつなぐ』58—72頁。

<sup>219</sup> 上杉勇司「平和維持と平和構築の接点—平和維持の多様な形態と平和構築への貢献」山田満、小川秀樹、野本啓介、上杉勇司編『新しい平和構築論—紛争予防から復興支援まで』明石書店、2005年、91頁。

維持と平和構築との手段にまたがる重要な活動であることが見えてこよう。

## おわりに

本章では、国際平和活動の定義を行い、その中での DDR の位置づけを示した。その上で、DDR と平和維持、DDR と平和構築との関係を明らかにした。繰り返すが、これによれば、武装解除および動員解除には平和維持の側面が、再統合には平和構築の側面が見受けられることが明確になった。それと同時に、DDR プログラムは一連の作業であって、それ自体が平和維持と平和構築との両側面を持ち合わせ、かつ双方のフェーズをつなぐ重要な結節点となっていることもわかった。以上の国際平和活動に関する概要と DDR との関係は、第 3 章における本稿の分析枠組みと密接に関連してくるので、次章では、適宜これまでの内容を振り返ることにしたい。

### 第3章 分析枠組みの構築——DDR メカニズム

はじめに

#### 1. DDR メカニズムの要素

- 1-1 和平合意
- 1-2 ガバナンス制度
- 1-3 治安／安全保障上の安定化
- 1-4 経済社会開発

#### 2. 国際平和活動と DDR メカニズム

- 2-1 国際平和活動と和平合意
- 2-2 国際平和活動とガバナンス制度
- 2-3 国際平和活動と治安／安全保障上の安定化
- 2-4 国際平和活動と経済社会開発

終わりに

はじめに

第1章で行った DDR に関する先行研究の分析内容を踏まえると、DDR 活動の遂行には少なくとも次の4つの要素が不可欠であると考えられた。すなわち、DDR に関連する和平合意、ガバナンス制度、治安／安全保障上の安定化、経済社会開発であるが、本章では、こうした要素を確保するための「DDR メカニズム」を提示する。そのために、本章では、これら4つの要素の DDR に関する争点を明らかにしたい。

多くの場合、DDR の実施のための根拠は、和平合意の内容の一部に委ねられる。和平合意は、紛争終結後の紛争当事者間の関係を示す根拠であり、これが国内紛争の場合には、国内の新たな政治構造を構築する戦略的見取り図を示している。国内紛争を想定した DDR に注目すると、紛争当事者にとっての和平合意交渉は、段階的な武装解除の相互確証を目指しつつ、敵に対する脅威削減を求めていくせめぎ合いの場となる。したがって、和平交渉に基づく合意の信頼度は、その後の DDR にとって重要な意味を持つ。

また、国内紛争に対する和平合意は、政治構造の見取り図、すなわちガバナンスの構造とその構築作業の進め方を規定している。したがって、和平合意とガバナンス制度とは表裏一体の問題である。ただし、ガバナンス制度の見取り図は、必ずしも紛争当事者間による和平合意が示すとは限らない。例えば、紛

争当事者以外の主体が国連などによる正統な決議を根拠にして当該国の暫定的なガバナンスを提供する場合もある。しかし、何れにせよ、DDR に関しては、DDR を踏まえたその後の国家組織の構築として、新たなガバナンス制度は、主に SSR 整備の中で具体化されていく。

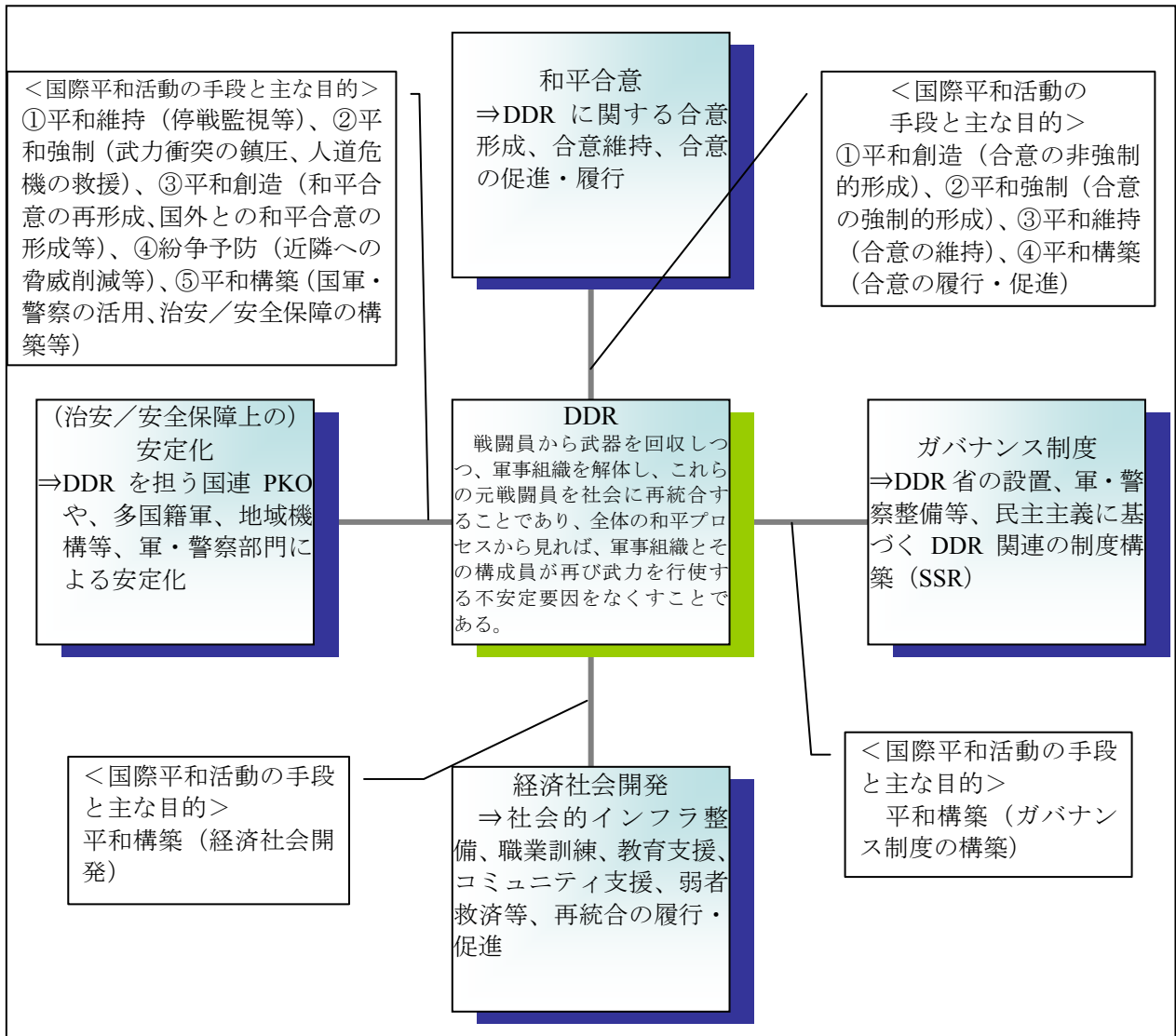
治安／安全保障上の安定化は、DDR の作業途中で懸念されるパワー・バランスの変容を管理するための課題として重要である。いわゆる「力の空白」が生じてしまえば、それまでの和平合意の信頼を一蹴するだけの戦闘行為が起こるかもしれない。そのため、DDR のうち、特に最初の「DD」プロセスの進捗は、紛争当事者である幹部にとって目の離せない状況となる。そもそも紛争後においては、和平合意をきっかけに当該地域におけるレジーム・チェンジが起こりうる。したがって、戦後直後における秩序の脆弱性は免れず、新秩序の構築のための治安の安定化は急務である。国内紛争に関わる安定化の問題は、国内のそれに留まらない。すなわち、国際的な安全保障の問題である。例えば、陸続きの国境を越えて兵力の移動が容易に行われるような場合には、当該国の近隣諸国、あるいは国境付近の外国軍事組織や武装グループとの関係で、安全保障上の安定化を図らなくてはならない。

DDR と経済社会開発との関連は、再統合のプロセスと密接に関連している。元戦闘員を真のシビリアンにするためには、長期的な平和構築の手段による枠組みが必要である。それは、ただ単に経済開発や社会開発のためのリソースを元戦闘員に投入すれば足りるものでもない。暫く続くことになる脆弱な国内経済を発展させていかなければ、貧困に喘ぐ一般市民を増やすだけになる。また、元戦闘員の地域コミュニティへの社会化のプロセスには、住民間の受け入れがたい感情がある。すなわち、戦闘員によって近親を殺された者は、多くの場合、戦闘員に対する満ち溢れる憎悪を心に残したまま戦後社会を生きているのである。したがって、最終的には赦しか、あるいは忘却か、といった自発的な意志に依存して進められる和解作業は、極めて困難なプロセスとなる。

このように、DDR の重要な要素であり、かつ、DDR メカニズムを構成する要素でもある 4 点を、第 1 項において説明する。続く第 2 項では、国際平和活動の諸手段との関連で、本稿で提示する分析枠組みとしての「DDR メカニズム」

を提示する。そのメカニズムとは、本稿で示す国際平和活動の諸手段と、DDRを達成するための諸目的の組み合わせによる連動メカニズムの全体像をイメージしている。なお、本章の分析枠組みは、第4章以降に続く事例研究への視角となる。

図1. 本稿の分析枠組み：国際平和活動におけるDDRメカニズム



## 1. DDRメカニズムの要素

### 1-1 和平合意

和平合意は、紛争当事者間における停戦合意を確認し、和平に向けた取り組

みのための共通了解事項を示すと同時に、戦後の新たな秩序形成のための合意でもある。これは、国内紛争にとっては、新たな国内秩序を形成するための基礎となる。そうした国内秩序の形成は、通常は国内の紛争当事者間で行われる。この場合の戦後秩序は、それまでの正統政府の勝利によって、または反政府勢力の勝利によって、あるいは双方の妥協によって、政治変動を伴いながらもたらされる。こうしたいくつかのシナリオに基づいて、和平合意の内容は、国内における選択的な紛争当事者によって構想されることになる。ここでいう「選択的な紛争当事者」とは、必ずしも国内における全ての紛争当事者を指すわけではない。したがって、理念的には、和平合意の内容だけでは、その後の国家秩序を適切に操縦できる装置となりえないと考えられる。国内における和平合意とは、本来的にそうした脆弱性を帯びている。

国内紛争の始末を、国内の紛争当事者間で行うことの根拠は、内政不干涉の原則である。内政不干涉原則に従った国際法理に従えば、国内紛争終結の仕方に関する方法の選択は、当該国の正統政府による国内管轄事項となっている。国内紛争後の正統政府の成立の仕方には、当該国における従来の政府が反政府勢力を鎮圧して再認される場合もあれば、反対に、反政府勢力が革命や内戦によって国家権力を奪取し、政治変動を起こすことで新たにその正統性を認められる場合もある。あるいは、国内の一部地域が分離独立を求めた結果として新たな国家政府が出現する場合もあろう（無論、国際社会で認められた他の主権国家によって主体的に行われた国家承認や政府承認は、別のレベルでの作業となる。）。

何れにせよ、こうして出来上がる国家における正統政府が、戦後秩序を決めるための政治権力を保有することになる。そのため、和平合意は、その法的拘束力の程度に従って、紛争後の新たな権力配分を、国内の紛争当事者間で決めるための道具となる<sup>220</sup>。

---

<sup>220</sup> 中村耕一郎『国際「合意」序説—法的拘束力を有しない国際「合意」について』東信堂、2002年、21頁。中村は、非国際法主体との「合意」について、「これら『合意』が法的拘束力を有する合意なのか、さらに法的拘束力を有する場合であってもそれらが国際法によって規律される合意であるのか又は国内法によって規律される合意であるのかについても、必ずしも明らかでない」としている。

一方、国内紛争は、国内の紛争当事者間だけでは決着をつけることができない場合もある。すなわち、それは、他国による何らかの介入による紛争の終結である。国連憲章第 2 条第 7 項は、国内管轄事項への不干渉原則を尊重しつつも、国連加盟国に対し、集団的安全保障の考え方に基づく憲章第 7 章下の強制措置を例外として容認している。また、国連憲章第 51 条は、国連加盟国に対して武力攻撃が発生した場合、加盟国は国連安保理が有効な措置をとるまでの間、その固有の個別的自衛権または集団的自衛権を行使できると定めている。

こうした主権国家に対する介入の理念については、既に前章第 1 項で概観したとおりであるが、特に国内紛争に対する介入の実践については、介入する側と介入される側の政治的思惑も絡み、事例によってしばしば異なった結果をもたらす。つまり、介入の理念に従った実際の行動には、少なくとも介入か、不介入か、あるいは単なる無行動 (inaction) か、といった選択は、紛争国内の紛争当事者にとっても、紛争当事国以外の関心国にとっても、あるいは強制措置を容認する国連安保理にとっても、しばしば複雑な議論を巻き起こす。

例えば、国内紛争が顕在化してきた冷戦終結以後には、人道的介入の議論につながり、狭義でありながら主流である「軍事的な人道的介入」の妥当性や、その正統性、あるいは道義性といった問題が問われた<sup>221</sup>。また 9・11 米国同時多発テロ以降は、国家だけではない「新しい脅威」<sup>222</sup>への対応として、自衛権を楯に取った有志連合による強制行動も実現した。

このように他国が国内紛争に関与する場合、和平合意に参加する紛争当事者の構成や定義は揺らぐ。なぜなら、戦後秩序を決める和平合意の形成には、果たして誰が紛争当事者なのか、あるいは誰が和平合意を形成することができるのか、という問いに対する国際的影響力が及ぼされるからである。つまり、そ

---

<sup>221</sup> 人道的介入に関するまとまった著作として、日本国際連合学会編、前掲『人道的介入と国連』、最上敏樹『人道的介入—正義の武力行使はあるか—』岩波新書、2001年、広島市立大学広島平和研究所編『人道危機と国際介入—平和回復の処方箋—』有信堂、2003年、Nicholas J. Wheeler, *Saving Strangers: Humanitarian Intervention in International Society*, Oxford University Press, 2000, S. Neil MacFarlane, *Intervention in Contemporary World Politics*, *Adelphi Paper*, No.350, 2002, Michael V. Bhatia, *War and Intervention: Issues for Contemporary Peace Operations*, Kumarian Press, 2003.などが参考になる。

<sup>222</sup> 日本国際連合学会編『国際社会の新たな脅威と国連 (国連研究第 4 号)』国際書院、2003年。



の意味では、紛争を終結させるための和平の構想／形成、合意、履行のプロセスの中で、他国も紛争当事者となりうるのである。

この点に関して、篠田英朗は、現代の地域紛争の解決には、第3国や国際組織が関与することで、国内紛争と国際社会が深く結びついているという<sup>223</sup>。すなわち、篠田は、①国際社会が紛争当事者に和平合意の締結を強く促した事例：カンボジア（1991年パリ和平協定）等、②国連安保理のような超国家的な権威に基づいて、国際社会が一方的なかたちで平和構築の枠組みを決める事例：ハイチ（1993年の国連安保理決議841）、ボスニア・ヘルツェゴビナ（1995年 Dayton 合意）等、③国際社会（この場合、NATO）がさらに深く紛争に介入し、ついには事実上の紛争当事者となった上で和平合意が結ばれた事例：ユーゴスラビア（1999年ランブイエ合意）、といった3つの国際社会による関与の仕方を示している<sup>224</sup>。

このように具体的に分別して捉えると、和平合意は当該国内の政治勢力によってのみ決められるとは限らず、しかも国際社会の紛争当事者への（としての）関与の実際が、多様であることがよくわかる。篠田による分類を本稿の筆者なりに言い換えると、紛争当事者間の合意形成にあたり、当該国ではない国際社会の、①第3者としての非強制型関与、②第3者としての強制型関与、③当事者としての強制型関与、と分けられよう。こうすると、あるいは4つ目のオプションとして、（当該国ではない）国際社会の④当事者としての非強制型関与、も理念的には考えられよう。

このように、合意形成に対する国際社会の関与を見直すと、正統政府をめぐる国内の紛争当事者に対する適格性の問題、すなわち、そもそも国内において誰が和平合意の当事者となりうるのかという問題も考えなくてはならない。これに対する答えは、まず、どの武装集団を政治的な交渉相手として認めるのか、という当事国の正統政府あるいは国際社会の権威による判断にかかってくる<sup>225</sup>。

しかし、紛争をしている原因が解決されていない紛争中の状況では、対立構

---

<sup>223</sup> 篠田、前掲書、65-69頁。

<sup>224</sup> 同上、65-69頁。

<sup>225</sup> 同上、85頁。

造から協力構造に転換することは容易ではない。和平合意に向けた構想段階を紛争中にもってこざるを得ないだけに、この時期は、対立と協力が同居する矛盾を常に抱えている。そこで、篠田は、和平合意の作成にあたっての阻害要因として、「①政府が反政府勢力に正当性を見出すことが簡単ではない場合、②民衆の側が、政治指導者の妥協に反対する場合」<sup>226</sup>の2点を挙げている。

この問題に関し、第3者の介入が、国内紛争に影響を与え、また紛争終結に向けて成功する鍵として、具体的に「第3者による治安／安全保障上の保証(third party security guarantee)」を挙げるバーバラ・ウォルターによる主張もある<sup>227</sup>。ウォルターは、アナーキー下の国内協力の難しさから当該国内政府や反乱組織による和平合意の形成は不可能であると説明した上で、第3者による治安／安全保障上の保証が和平プロセスの進展にとって有効であるとしている。ウォルターは、その際、第3者である他国の介入条件として、①介入する際の国益重視、②必要な場合に備えられた軍事力、③既に介入していることで介入国が得る「きっかけ(signal)」、の3点が治安／安全保障上の保証にとって重要であるとしている<sup>228</sup>。すなわち、上記①～③のような条件が第3国にとっての介入のインセンティブになれば、紛争中から紛争後にかけて治安／安全保障上の保証を国内の紛争当事者に対して提供し、また受け入れられやすいとウォルターは述べているのである。

しかし、スティーブン・ステッドマンも批判するとおり、ウォルターの言うところの「保証」の度合いは事例毎に比較できるものではないし、例えば展開する治安部隊の兵力規模の大小が保証の度合いを決定するものではない<sup>229</sup>。また、ウォルターが介入の正統性についての議論を十分に展開していないことは、国際平和活動の理念から見れば「保証」できない結果も生じうる。

篠田が指摘するように、国内の紛争当事者間に紛争解決の阻害要因がある場

---

<sup>226</sup> 同上、86頁。篠田は、「正統性」と「正当性」を分けている。

<sup>227</sup> Barbara F. Walter, 'The Critical Barrier to Civil War Settlement,' *International Organization*, Vol.51, No.3, 1997, p.340.

<sup>228</sup> *Ibid.*, pp.340-341.

<sup>229</sup> Stephen John Stedman, 'Introduction,' in Stephen John Stedman, Donald Rothchild and Elizabeth M. Cousens (eds.), *Ending Civil Wars: The Implementation of Peace Agreements*, Lynne Rienner Publishers, 2002, pp.5-8.

合は、既に触れたように、国際社会による平和強制の力学が働くことで、阻害要因が払拭される余地も残している。ただし、ウォルターが第3者による介入のみに紛争終結の「保証」を見出すようなやり方が全て容認されるわけではなく、今度は介入した国際社会の正統性が戦後秩序の構築プロセスの中で問われることになる。

国内紛争に対する和平合意の構想／形成にあたっては、当該国の紛争当事者間の力関係か、あるいは国際社会の関与の度合いに従って、そうした作業への参加者リストは決められていく。ただし、合意を行う主体の適格性についての問題に対しては、アナーキーな国際社会、あるいはアナーキーな国内社会という認識からは、その解決策を見つけ出すことは難しい。すなわち、合意の主体となれなかった別の主体は、果たして合意の適格性がなかったのかどうか判別できるものではない。したがって、合意した主体のみによる当該国の和平の構想／形成には理想的には限界がある。しかし、和平合意は戦後秩序の形成を目的として立案される以上、合意の構想／形成時には、合意の曖昧性やスポイラーへの対処<sup>230</sup>、あるいはタイミングの問題<sup>231</sup>も含めて、影響力を持つ勢力をできるだけ取り込んでいくことは少なくとも必要であろう。

## 1-2 ガバナンス制度

ここまでは、和平合意の構想／形成段階におけるシナリオを中心にいくつかの議論を確認したが、和平合意が結ばれたならば、そこからは、和平合意の維持、さらには履行の段階に入ってくる。ただし、和平合意の構想／形成段階で見えてきた点に留意すれば、国内紛争に対する和平合意は、正統政府の権威の分裂、不在、あるいは外部の介入から始まった交渉の末に、停戦合意を前提とした新しい権力分掌の枠組みを基盤として作られたものである。そのため、そうしたレジーム・チェンジの直後における新しい基盤は極めて脆弱であり、和平

---

<sup>230</sup> *Ibid.*, pp.8-14.

<sup>231</sup> 例えば、紛争解決理論の発展の中で示された「成熟理論」がある。成熟理論は、紛争解決には機が熟している時機と、そうでない時機があると説明する。William Zartman, 'Ripeness: The hurting Stalemate and beyond', Paul C. Stern and Daniel Druckman (eds.), *International Conflict Resolution after the Cold War*, National Academy Press, 2000.

合意締結後も当該国内で戦闘行為が起こりやすく、合意の無視に至るケースがほとんどである。

このように、和平合意とは、権力分掌を通じて戦後秩序を構想する紛争当事者間による合意でもあるが、国家におけるガバナンスの制度化に向けた骨組みを示している。つまり、和平合意にスケッチされた紛争後の国家像に従って、当該国家に採用される国家理念に基づいたガバナンスの制度化が進んでいくのである。そのため、和平合意に描かれた紛争当事者間の権力分掌のあらすじによれば、ガバナンス制度の具体的な構築作業の中で、いよいよ政治的対立を深めていくことになる。

ところで、国際政治を考察する場合に取り上げられるガバナンス制度には、少なくともグローバル、国際、国内の3つのレベルに対応した考察の仕方がある。国内紛争を収束させる手段のひとつである和平合意を考える場合、国内の紛争当事者からすればまさしく国内的な課題となる。そのため、ここでいうガバナンス制度とは、極めて国内のレベルに即したものとなる。しかし、前述したとおり、当該国以外の国際社会も関与するのが脆弱国家における国内紛争であるから、そうした「外部」の主体から見れば、グローバルであり、あるいは国際のレベルでのガバナンスとして重層的に捉えられる。したがって、極めて国内的なガバナンス制度であっても、主体の視点によって多層になっているガバナンスのマクロ構造についても意識すべきであろう<sup>232</sup>。

本稿では、紛争後地域におけるDDRの分析を考察しているので、その意味でガバナンス制度とは、国内における国家ガバナンス制度を指し、それは民主化のプロセスを通じて実現されることを念頭に置いている。ただし、紛争当事者は、国内における新たな統治システムに強い関心を抱いているのが普通であり、権力分掌のためのシステム作りは、協調と対立を繰り返しながら練り上げる合意の構想／形成の段階から最大の難関である。したがって、DDRの分析は、ガバナンス制度が和平合意と密接に関連している点も意識しなくてはならない。

---

<sup>232</sup> 1980年代と1990年代のガバナンス論をサーベイした論文として、例えば、Thomas G. Weiss, 'Governance, Good Governance and Global Governance: Conceptual and actual Challenges,' *Third World Quarterly*, Vol.21, No.5, pp.795-814, 2000.が詳しい。

そもそも国内におけるガバナンス制度とはどのようなものを指しているの  
であろうか。小山田英治は、「ガバナンスは、①政治的な制度の構築（複数政党制、  
3 権分立など—system）と、②公的部門、民間部門、市民社会をまたがる権力関  
係（ある国において、公的な資源の使い方や管理方法をどのように決めるのか  
といった、その意思決定や実行のプロセスにかかわる政治権力関係—  
management）と、③その関係を管理する能力（公的部門の政策を効率的に、ま  
た説明責任を果たしつつ企画、実行する能力—capacity）のことである」と説明  
している<sup>233</sup>。ガバナンスの解釈は多様であるが、こうした制度をその能力に従  
ってどのように管理するかは、より実践的な対応として求められていることは  
確かである。国内紛争後にガバナンス制度を構築する場合であっても、国内の  
紛争当事者は、政治システムから、その運用の仕方、および新たな政府の統治  
能力まで、その力量が試されることになる。

ガバナンス制度の構築を巡りその力量を最初に試されるのは、和平合意の形  
成に関与していた当事者であり、新しいナショナル・オーナーシップを牽引す  
る人々であろう。他方、本節の「和平合意」の項目で既に検討したように、当  
該国以外の国際社会が介入する場合、合意の構想／形成にあたって、理念的に  
は 4 つの関与のパターン（当該国ではない国際社会の、①第 3 者としての非強  
制型関与、②第 3 者としての強制型関与、③当事者としての強制型関与、④当  
事者としての非強制型関与）があると提起した。これら 4 パターンのどれも、  
国際社会は、当該国における和平合意を通じたガバナンス制度の強化に無関心  
ではない。国際介入の結果として、国際社会が当該国における和平合意の構想  
／形成に少なからず関与し、和平合意締結後は、紛争当事国のガバナンス制度  
に関わる領域管理を支援することになる。支援だけではなく、当該国の形式的  
な同意を得た上で、国連東チモール暫定統治機構（UNTAET）など、国連による  
暫定統治機構が当該国の立法・行政・司法の国内ガバナンスの権限を暫定的に

---

<sup>233</sup> 小山田英治「国連システムのグッド・ガバナンス支援に対する一考察—グッド・ガ  
バナンスから民主的ガバナンスへ」日本国際連合学会編『民主化と国連（国連研究第 5  
号）』国際書院、2004 年、145-184 頁。

握る場合もある<sup>234</sup>。

しかし、脆弱国家で行使される国際社会による暫定的な統治は、国家主権の原則に従って、何れはその当該国の正統な政治リーダーによって管理・運用される方向で道を譲らなくてはならない。すなわち、国際社会は、当該国の正統なガバナンス制度を構築するために、自立的な選挙の実施、議会の設立、行政機関の設置といった将来につながる支援を提供する以外の選択肢を持ち得ない。ただし、民主的ガバナンスを是とする国際的支援は、当然に新生国家のガバナンス制度の構築プロセスで「民主化」主義が浸透していく。結果、国際社会から見た「グッド・ガバナンス」としての評価を得た場合には、今度はオーナーシップに基づく当該国の構成員によるガバナンス制度の構築が着々と実現されていく未来予想図につながっていく。

他方、こうしたガバナンスのあり方の底流にある思想についての検討は、今のところ平和構築論と乖離しているようにも見える。本稿が前提とするガバナンス制度は、一義的には国内的なレベルのものであって、かつ民主化を目指す制度であると定義しておいた。しかし、平和構築に際しては、本当に民主主義や自由主義といった西欧思想を根幹とした制度化だけが採用されるべきなのであろうか。

紛争後の平和構築に採用されるガバナンス制度とは何か、という問いに対し正面から取り組んだ代表的な研究に、ローランド・パリスの著作がある<sup>235</sup>。既に前章で紹介した通りであるが、パリスは、平和構築の背景に欧米を起源とする自由主義や経済市場主義が埋め込まれていると主張する。確かに、平和構築のあり方が問われる場合には、自由民主主義に従ったガバナンス制度の構築が当然のこととして受け止められがちである。しかし、パリスも指摘するように、民主化の価値の検討や、政党政治の容認や選挙の実施など、民主化プロセスで

---

<sup>234</sup> 東チモールに対する国連による暫定統治を通じた介入に関しては、例えば最近では、望月康恵「国際連合による『統治』—国際連合東チモール暫定行政機構（UNTAET）を題材にして—」『法と政治（関西学院大学法政学会）』第55号、第4号、2004年、710—753頁、が詳しい。また、国連PKOによる暫定統治を含め、より幅広く、国際機構による「領域管理」の問題に焦点を当てて分析した論文として、山田哲也「領域管理の意義を巡って」『国際政治』日本国際政治学会、第143号、2005年、61—75頁、がある。

<sup>235</sup> Paris, *op.cit.*

起こりうる平和構築にとっての弊害について無視するようであってはならない。ただし、こうした民主化に関する検討は、平和構築と密接に関連するガバナンス制度のあり方の前提として、大きな課題であるということだけ、本稿では確認しておく。

### 1-3 治安／安全保障上の安定化

和平合意を構想／形成、維持、履行する各段階では、紛争当事国の国内や国際における治安／安全保障上の安定化政策は欠かせない。紛争後地域においては、和平合意の内容を早期に履行に移し、復興支援とともに平和を定着させるプロセスを進展させる必要があり、そのためには治安／安全保障上の安定化が前提条件となる。

そうした安定化のための装置を提供しうる主体を大枠で考えるならば、①和平合意の国内当事者を含む新国家自体による安定化、②当該国に対する第3者支援による安定化、の2つに大別できる。

上記①に関し、和平合意に従って国内における合意の当事者が安定化を図る場合には、合意の履行は、国内の治安／安全保障機関（軍・警察）と、その治安／安全保障機関をシビリアン・コントロールするための統治機関によって管理される。この場合、国内のガバナンス制度を整備する必要があるが、国内機関自体によって安定化を促進させるための第一歩として、SSRがある。SSRは、和平合意に盛り込まれるセキュリティ・アレンジメント、あるいはセキュリティ・システムの構想を具体的に履行するための改革作業として位置付けられる<sup>236</sup>。そのため、国内の紛争当事者は、和平合意の構想／形成段階から、安定化のための制度作りの方向性に最も関心を払いながら交渉を進めていく。

このように考えると、ガバナンス制度のアウトラインを盛り込んだ和平合意に従って形成されるSSRの具体的な結果には、それぞれの紛争（後）の性格が反映されてくるはずである。そのため、国内の紛争当事者によって作成された和平合意の場合は、紛争の勝者の意向に従ってSSRが進められ、安定化が図ら

---

<sup>236</sup> Donald Rothchild, 'Settlement Terms and Postagreement Stability,' in Stephen John Stedman, Donald Rothchild and Elizabeth M. Cousens (eds.), *Ending Civil Wars: The Implementation of Peace Agreements*, Lynne Rienner Publishers, 2002, pp.117-138.

れることは容易に想像できよう。しかし、国内紛争の帰結として、ひとつの国家を形成しないことで合意をした場合、すなわち分離独立による主権国家の独立を示す道筋や、あるいは連邦制によって地理的・制度的分離を目指すということになれば、この限りではない。さらに言えば、紛争地域が国境を跨っている場合——それは、アフリカにおける武力紛争にとってむしろ常態である——には、当該国家の SSR による制度化のプロセスで、隣国も含めた国際的・地域的要因が大きく影響する。

他方、国内の紛争当事者による SSR を通じた安定化には、既に示したアフガニスタンにおける事例のように、オーナーシップに基づく国内組織を形成した上で、第 3 者である治安部隊による支援が提供される形式もありうる。この場合、当該国家の SSR が進む中で、新しく形成された軍・警察が治安維持に当たると同時に、当該国家の合意を得た上で国内における治安維持の任務に当たる第 3 者としての治安部隊が展開する場合もある。

問題となるのは、ウォルターも指摘していたように、国内紛争の特徴として、国内の紛争当事者だけでは、紛争解決が極めて困難であるという状況にある<sup>237</sup>。それでは治安／安全保障の安定化のための作業も含めて、和平合意の構想は国内の紛争当事者間では固まらないということになる。例えばアフガニスタンにおける武装グループによるセキュリティ・ジレンマが大きな問題として押し掛かっていると提言する多くの政策論文は、こうした認識に基づいて報告されている<sup>238</sup>。

このように考察してみると、上記①に関しては、少なくとも何らかの国際的支援がなければ当該地域の安定化は極めて困難であると考えられる。では、上記②に示したように、治安／安全保障上の安定化に関する国際的な支援のあり方には、どのようなオプションが提示されうるのであろうか。

上記②に関し、国内紛争後の治安／安全保障上の安定化には、第 3 者である国連PKOや多国籍軍といった軍事プレゼンスが欠かせなくなっている。既に本

---

<sup>237</sup> Walter, *op.cit.*

<sup>238</sup> Mark Sedra (ed.), *Confronting Afghanistan's Security Dilemma: Reforming the Security Sector*, Bonn International Center for Conversion (brief 28), Bonn International Center for Conversion, 2003.



稿でも指摘してきたように、内戦後の脆弱国家への対応を十分なものにしていくために、最近の国連PKOは、多機能化する中で、国内を分断する停戦ラインの監視や治安維持を対象とするようになってきた<sup>239</sup>。また、国連PKOだけでなく、紛争後の脆弱国家における治安維持には、ボスニアに派遣された安定化軍（SFOR）や、東チモールに派遣された東チモール国際軍（INTERFET）、あるいは既に紹介したアフガニスタンにおけるISAFなど、多国籍軍による活動も目立つようになってきている。

ただし、第3者が脆弱国家の治安／安全保障上の安定化を図る場合でも、当然、国家主権や内政不干涉義務といった法的な壁がある一方で、集団的安全保障や自衛権といった介入の論理が存在する。こうした選択的な論理にしたがって、既に示したように、介入には4つのパターン（当該国ではない国際社会の、①第3者としての非強制型関与、②第3者としての強制型関与、③当事者としての強制型関与、④当事者としての非強制型関与）があった。その意味では、治安／安全保障上の安定化に関しても、強制／非強制、かつ第3者／当事者の4つの組み合わせによる介入の別がある。また、上記③あるいは④のパターンのように、「第3者の当事者化」もありうる。

このように、治安や安全保障の安定化のプロセスは、関与する主体や手段の別により様々であることがわかる。安定化のためには、紛争後地域において結ばれた和平プロセス全体における構想／形成、合意、履行の各段階のダイナミズムを意識した取り組みが不可欠である。そのためには、当該国の国家機能が十分に果たされていない環境で、第3者である国際的支援による手段（軍事／非軍事）の確保が必要となる。ただし、既に示した和平合意やガバナンス制度の項目と同様、国際平和活動に関しては、治安／安全保障上の安定化のために国際的介入を許可する基準は厳格でなければならない。

#### 1-4 経済社会開発

紛争（後）地域における経済社会開発は、広範囲にわたる長期的な取り組みを必要とする復興支援の中心であり、何れは当該地域のナショナル・オーナー

<sup>239</sup> 星野、前掲「DDRと平和構築」332頁。

シップに基づいて経済社会的な自立を目指すための作業である。和平合意の構想／形成から、合意の維持、履行と段階が進んでいく中で、当該地域の人々が市民的な社会生活を送れるようになり、貧困から脱却し、経済的にも自立していかなければ、その社会の不安や不満は消えることなく、紛争の火種を抱え続けることになろう。すなわち、人々が絶望の淵から立ち上がることのできる希望のある社会を見出せなければ、紛争への回帰となりかねない。

経済社会開発の中身は、経済インフラ整備、医療支援、教育支援、コミュニティ開発、社会的弱者支援、など多様であり、この分野に関与する組織の捉え方やマニフェストによっても様々である。ただし、平和構築との関連で、この分野に携わる関係者が懸念する点は、紛争が再発すればそれまでの経済社会開発に向けた努力は水泡に帰すという共通した認識である。したがって最近では、紛争（後）社会に対して復興支援を実施する主体は、経済社会開発の分野と紛争とを関連付け、「紛争と開発」の問題に統合して、より広い文脈で開発問題を位置づける傾向にある。

例えば、経済開発協力機構（OECD）の中の開発援助委員会（DAC）は、1997年に『紛争、平和および開発協力に関するガイドライン』<sup>240</sup>を採択し、さらに2001年には、その補足として『暴力的紛争の予防を支援する：外部パートナーのためのオリエンテーション』<sup>241</sup>を公表している。DACは、2001年の同報告書の中で、紛争予防は貧困削減と持続的開発の中心的課題であって、開発機関はもはや紛争の周辺ではなく、紛争に関して、あるいは紛争の中で仕事をする必要性を受け入れ、平和構築を、紛争に焦点を当てる作業として捉えることにも同意している<sup>242</sup>。また、同報告書は、紛争と開発の文脈でSSRについて触れ、他方で紛争と和解／正義との関連についての重要性にも言及している<sup>243</sup>。

その他、よく知られているように、開発系の国際機関についても紛争を意識した取り組みが増えてきている。例えば、世界銀行が「紛争後ユニット（Post

---

<sup>240</sup> OECD/DAC, *DAC Guidelines on Conflict, Peace and Development Cooperation on the Threshold of the 21<sup>st</sup> Century*, OECD, 1997.

<sup>241</sup> OECD/DAC, *Helping Prevent Violent Conflict: Orientation for external Partners*, OECD, 2001.

<sup>242</sup> *Ibid.*, p.10.

<sup>243</sup> *Ibid.*, pp.25-42.

Conflict Unit)」を 1997 年より内部に設置（現在は、紛争予防復興ユニット [Conflict Prevention and Reconstruction Unit: CPR] に改称）し、また、UNDP も 1995 年から内部改革を進め、2001 年の終わりには「危機予防・復興局 (Bureau of Crisis Prevention and Reconstruction: BCPR)」を設置するなど、組織的改編が進められているのも、こうした現状認識が背景にある<sup>244</sup>。日本国内では、JICA が前述の平和構築に関する報告書を作成したことに加え、国際協力銀行 (JBIC) も 2003 年には『紛争と開発』<sup>245</sup>と題しスリランカを事例にした調査研究を行っている。

世界銀行と UNDP の両機関による取り組みについてももう少し詳しく説明すれば、両機関は、紛争後地域の復興支援をガバナンスの議論と結びつけ、グッド・ガバナンスを民主化の文脈で具体化してきている。世界銀行は、ガバナンスを、「ある国の経済的・社会的資源を開発するために活用する際の、権力行使のあり方のこと」<sup>246</sup>とし、あるいはより詳しく「国家における権威が『共通財 (common goods)』を確保するための伝統や制度」<sup>247</sup>と定義している。また、UNDP は、『人間開発報告書 (2002 年)』において、ガバナンスに関連して、「国際機関には民主主義の注入が必要である」<sup>248</sup>と主張している。このように、開発分野における主要な国際機関では、経済社会開発の潮流の中に、民主化に沿ったガバナンス制度の構築も組み込むようになってきている。

しかし、こうした取り組みが活発になる一方で、開発系の実施機関による紛争解決に対する関心はそれほど高まったわけではない。世界銀行は、「復興支援」という用語は使用するが、紛争に対する「平和構築」はマנדートとして認識されていないので<sup>249</sup>、その際に起こりうる政治問題には関与しない立場を貫い

---

<sup>244</sup> 開発を国際平和活動の関連で論じた最近の研究として、例えば、高橋一生「紛争予防と開発協力」日本国際問題研究所編『国際問題』No.498、2001年9月、44-56頁、長谷川祐弘「国連の開発、人道および平和構築支援活動—発展途上国における調整と協力体制の強化」日本国際連合学会編『グローバル・アクターとしての国連事務局』国際書院、2002年、167-196頁、大平剛「国連開発計画 (UNDP) の紛争予防に関する新たな役割」日本国際連合学会編、前掲『国際社会の新たな脅威と国連』、などがある。

<sup>245</sup> 国際協力銀行開発金融研究所『紛争と開発：JBICの役割（スリランカの開発政策と復興支援）(JBIC Research Paper No.24)』2003年8月。

<sup>246</sup> World Bank, *Governance and Development*, Washington D.C, World Bank, 1992.

<sup>247</sup> <http://www.worldbank.org/wbi/governance/about.html> Governance, World Bank.

<sup>248</sup> UNDP, *Human Development Report*, UNDP, 2002.

<sup>249</sup> 稲田十一「国際開発金融機関の復興支援への関与と政策」稲田十一編『紛争と復興

ている。また、JICAは、紛争後の復興支援においては、紛争の経緯や背景によって現れる「開発阻害要因」があると指摘する<sup>250</sup>。つまり、停戦合意から和平合意までの移行期は和平合意後の（安定した）状況とは異なるため、非合法的な政治勢力や軍事組織への対応に困難が付きまとうとしている。そのため、JICAの紛争後の平和構築支援では、当該地域の軍事性や政治性を平和活動全体像の中で認識する一方、あくまで自らの活動は開発配慮の観点からアプローチするものとし、軍事や政治には関与せず、武力衝突の恐れがある場合には支援を控えることを原則とするガイドラインを準備している。

その他、紛争と開発に関する研究としては、紛争要因を「構造的要因 (structural factors/root causes)」と「引き金要因 (triggering factors)」に分けつつ、紛争に影響を及ぼすと見られる要因を詳細に分類かつ列挙することが一般になってきている<sup>251</sup>。しかし、既に述べたように、紛争当事者間で和平合意が形成されたからといって、自動的にガバナンス制度が機能するわけではなく、安定化も図られるわけではない。紛争と関わる場合に、ここで生じる根本的な問題としては、開発系の実施機関が、紛争当事者やその構成員に対し、再び暴力を起こすことを留まらせるための直接的なリソース（強制、軍事）を持ち合わせないことにある。ただし、開発系の援助機関は、この問題を任務外とすることは機能上、当然である。また、経済社会開発は、長期的には復興支援を担う重要な位置を占めていることは疑う余地のないことであるし、むしろ経済社会開発支援への取り組みを通じて、暴力から平和へ移行させ、何れは暴力を不要とする意識形成に役立てられる意義は大きい。

また、経済社会開発に関連して、別の観点からは、紛争経済の問題がある<sup>252</sup>。すなわち、紛争経済とは、ダイヤモンドや天然ガス、あるいは石油などのリッ

---

支援—平和構築に向けた国際社会の対応』有斐閣、2004年、100—101頁。

<sup>250</sup> JICA、前掲『課題別指針・平和構築支援（報告書）』18頁。

<sup>251</sup> 稲田編、前掲書、34頁によれば、近年、DACや世界銀行、UNDPなどに加え、二国間援助機関であるアメリカ国際開発庁（USAID）、GTZなども「構造的要因」および「引き金要因」を含めた紛争と開発の研究を進めている。

<sup>252</sup> Nitzschke, Heiko and Studdard, Kaysie, 'The Legacies of War Economies: Challenges and Options for Peacemaking and Peacebuilding,' *International Peacekeeping*, Vol.12, No.2, 2005, pp.222-239.

ちな天然資源がインフォーマルな経済市場を通じて取引され、これが武装組織の活動の資金源となり、紛争を助長する経済のことを指す。特に紛争後地域の国家は、こうした問題を管理するための政治経済の制度が脆弱であり、武装組織だけでなく、近隣諸国やその他の先進国の手によって、こうした紛争経済を通じて国益を追求される温床となりやすい<sup>253</sup>。暴力から平和へと転換する場合にも、こうしたインフォーマルな紛争経済をいかにして管理するかという問題は、自由主義や、経済市場主義を基礎とする傾向にある平和構築の根幹に関わってくる。

## 2. 国際平和活動と DDR メカニズム

本章第1項では、特に国内紛争への対処という視点から、DDRの要素として、和平合意、ガバナンス制度、治安／安全保障上の安定化、経済社会開発について見てきた。本項では、国際平和活動の諸手段（紛争予防、平和創造、平和維持、平和強制、平和構築）が第1項で示した4点とどのように関連しているのかについて説明し、本稿の分析枠組みとしての「DDRメカニズム」を提示したい。

DDRメカニズムとは、DDRの要素としての和平合意、ガバナンス制度、治安／安全保障上の安定化、経済社会開発の分野を通じ、DDRを推進するために不可欠なこれらの要素を確保するための国際平和活動の各手段がそれぞれの諸目的を達成しようと機能することで、DDRを実施しやすい環境に導くためのひとつの仕組みのことである。本節では、DDRメカニズムを機能させるために必要となる国際平和活動の具体的な手段と目的を明らかにする。そうすることで、主にPKOが展開する場合の平和維持から平和構築にかけてのフェーズを連動させ、双方をつなげるDDRの姿を見出すことが可能となろう。

ただし、既に説明してきたように、こうしたメカニズムを機能させるには、PKOが展開する場合のDDRを容易にする平和維持と平和構築との連動だけで

---

<sup>253</sup> 篠田英朗「アフリカにおける天然資源と武力紛争—内戦の政治経済学の観点から—」小柏葉子編『資源管理をめぐる紛争の予防と解決』IPSHU研究報告シリーズ(広島大学)、No.35、2005年、153-172頁。

はなく、その他の国際平和活動の手段も含めた各手段間の連動も見出せるし、あるいは DDR の要素間の連動も当然考えられよう。そうした多層的な連動が、PKO が展開する場合の平和維持と平和構築との連動の前提でもあることに留意したい。

## 2-1 国際平和活動と和平合意

和平合意は、本稿の示す国際平和活動の手段（目的）としては、①平和創造（合意の非強制的形成）、②平和強制（合意の強制的形成）、③平和維持（合意の維持）、④平和構築（合意の履行・促進）が関係している。すなわち、平和創造によって、合意の形成が図られるが、これは非強制的手段である。一方、平和強制は、強制的に合意を形成するやり方である。また、平和維持は、合意を維持する手段であり、平和構築は、合意の履行、あるいは合意内容を発展的に促進していく手段となる（本章における図1を参照のこと）。

前節は、特に紛争当事者間の合意の構想／形成の際に、当該国以外の国家、国連 PKO、多国籍軍といった当該国から見て第3者にあたる主体による、①第3者としての非強制型関与、②第3者としての強制型関与、③当事者としての強制型関与、④当事者としての非強制型関与、といった理念的なオプションがあると説明した。こうしたオプションに関して言えば、本節で示す①平和創造（合意の非強制的形成）や②平和強制（合意の強制的形成）の手段を活用して、「当事者」、あるいは「第3者」が合意の構想／形成を行うことになる。

特に、DDR と和平合意との関連で言えば、先行研究でも指摘されていたとおり、DDR は、和平合意の構想／形成の段階から検討される必要がある。つまり、紛争後 DDR の具体的プロセスが、和平合意の内容に盛り込まれるための事前の構想が不可欠である。ただし、和平合意に DDR のことが規定されても、その後の政治的コミットメントが紛争当事者から得られなければ、武装解除が遅れることもある。そのため、紛争当事者が、合意の構想／形成の段階から DDR の策定について綿密な事前協議を重ねつつ相互に信頼醸成を高めておくことが、効果的な紛争後 DDR にとって重要である。その意味で、合意の構想／形成段階でも、国際平和活動は DDR に深く関係してこよう。つまり、平和創造（合意の非

強制的形成) や平和強制 (合意の強制的形成) の手段によって、DDR を盛り込んだ和平合意が構想／形成されうるのである。また、こうした合意の構想／形成を前提とした上で、PKO が展開する場合の平和維持 (合意の維持)、あるいは平和構築 (合意の履行・促進) は、当然に効果的 DDR を実施するための重要な手段となる。

## 2-2 国際平和活動とガバナンス制度

ガバナンス制度は、和平合意の内容の中核である国家統治システムのあり方を示すことから、国際平和活動の手段 (目的) としては、特に平和構築 (ガバナンス制度の構築) が関係してこよう (本章における図1を参照のこと)。既に本稿の主要なキーワードの定義を示しているとおりに、ここでいう平和構築とは、民主化を通じたガバナンス制度の構築のための手段のことを指す。

繰り返すと、内政不干涉義務に従えば、国内におけるガバナンス制度は、基本的には国内の紛争当事者によって構築されていく。したがって、紛争後の平和構築の担い手は、勝者としての国内の正統政府か、あるいは反政府組織が中心となる。ただし、この場合でも、国際社会が当該国内の紛争当事者に対して、ガバナンス制度の青写真を提供し、当事者側がこれを受け入れることもある。すなわち、国際社会は、紛争当事者から見て第3者ではあるが、実質的には正統な手段を通じた国際社会が当該国に受け入れられて暫定的なガバナンス——それは、UNTAETなどが担った暫定統治を指す——を担うという意味で、「当事者」にもなりうる。

一方、国際的な正統性を得た場合に限るが、国際社会が、当該国に対し、和平合意の強制的形成を通じてガバナンス制度の構築を迫る場合もあることは既に述べたとおりである。つまり、ガバナンス制度の構築の場面でも、その構想／形成段階では、平和強制を手段とする場合もあるということである。しかし、強制的な合意形成によって作り上げられたガバナンス制度の青写真は、国際的な暫定統治機構などを通じた暫定的な形式によって提供される。この形式は、通常、現地の暫定政権の発足や、それに伴う民主化を進行させ、その結果、当該国の当事者によるセルフ・ガバナンスとして完結することを目標としている。

当該国家における正統なリーダーによって統治される政府がいずれ求められるとするならば、こちらも正統なガバナンス制度を基礎とする平和構築作業に数えられよう。ただし、そうした平和構築を手段とする第 3 者の正統性については、引き続き問われる必要がある。

特にDDRは、ガバナンス制度のうち、シビリアン・コントロールに基づいたSSRと密接に関連している<sup>254</sup>。JICAでは、SSRを「国民の安全を確保すべき機関の能力を強化するために、これらの機関の制度、機能、行動様式の変革を目指すものである」<sup>255</sup>と定義している。行政ガバナンスの一部としてのSSRは、DDRによって解体・縮小された軍事組織（正規軍を含む）に代わる新たな治安／安全保障装置を形成する。

またその他にもDDRには、例えば司法分野における法の支配の強化が関係してこよう。紛争後地域における法執行活動に対する適用法としては、国際法と国内法に加え和平合意も重要な法として数えられるが、DDRが実施されると同時に問題になるのが、その対象者に対する戦争犯罪の適用問題である。周知の通り、ルワンダなどでは戦争犯罪人のための特別法廷が開かれた。

ただし、シエラレオネの事例など、和平合意の構想／形成の段階で、特に反政府側の紛争当事者の恩赦条項を文書に盛り込むことで和平合意に達するという政治的取引があることも少なくない。そのため、政治的色彩が残る非正規の軍事組織に対する恩赦を含めた内容の和平合意がある場合（あるいは国連安保理の決定に基づく国際刑事裁判などの場合）には、戦争犯罪に関する国際法上の強行規範をどのように扱うのか、（本稿における分析の対象外ではあるが）得に法学上、政治学上の問題として大きな課題である。

### 2-3 国際平和活動と治安／安全保障上の安定化

治安／安全保障上の安定化のためには、国際平和活動の手段（目的）としては、①平和維持（停戦監視等）、②平和強制（武力衝突の鎮圧、人道危機の救援

---

<sup>254</sup> その他、具体的には、復員省、経済開発省、保健省などによる元戦闘員に対する行政サポートが考えられる。

<sup>255</sup> JICA、前掲『課題別指針・平和構築支援（報告書）』45頁。



等)、③平和創造(和平合意の再形成、外国との合意形成等)、④紛争予防(近隣への脅威削減)、⑤平和構築(国軍・警察の活用、治安/安全保障の構築等)が考えられる(本章における図1を参照のこと)。

治安/安全保障上の安定化は、脆弱国家における和平合意を維持し、履行していく上で必要な、秩序の安定を目指している。既に見てきたように、国連発足以来の国際平和活動の主流は平和維持による手段であり、その範囲内において紛争後地域の安定化が進められていたという経緯がある。しかし、平和維持によって、PKOによる停戦監視といった介在機能が果たされる一方で、昨今顕在化している脆弱国家では、和平合意後の武力衝突、あるいは人道危機といった事態により「維持する平和」が喪失してしまうケースも珍しくない。

既に第2章で検討したように、こうした状況を前にして、平和強制による手段のオプションが治安/安全保障上の安定化のためにとられる場合もあれば、平和創造によって、和平合意の再形成を図る場合もあろう。平和構築については、ガバナンス制度の項目で触れたように、国家制度の一部としてのシビリアン・コントロールによる新国軍・警察が機能していけば、国内の治安/安全保障上の安定化につながるであろうし、そのための国際社会による支援も重要である。また、当該国の治安/安全保障上の安定化が進めば、アフリカ諸国によく見られるように、近隣の脆弱国家に対しても紛争予防の手段として機能する可能性もある。

特にDDRにとっては、治安/安全保障上の安定化は、プログラム実施のための基盤として、不可欠である。また、DDR自体は、安定化のための手段のひとつでもある。既に第2章で検討したように、国連PKO下のDDRは平和維持から平和構築にかけてのフェーズと深い関係にあり、治安/安全保障上の安定化は、その枠組みの中でも同様に進められる必要がある。繰り返しになるが、DDRの要素としての治安/安全保障上の安定化を進めることの出来る主体としては、国連などによるPKOをはじめ、多国籍軍、地域機構や、あるいは当該国家の軍・警察などの部門が考えられる。

## 2-4 国際平和活動と経済社会開発

これも既に確認したように、経済社会開発は、国際平和活動の手段（目的）としては、平和構築（経済社会開発）と密接に関連している（本章における図1を参照のこと）。ここでの平和構築は、人々が経済的・社会的に自立した社会の構築、そして、経済基盤となる公共財の構築にとって重要な手段となる。平和構築と経済社会開発との関連付けについては、これまでに見てきたとおりである。

特に、DDRと経済社会開発との関連については、本稿第2章において、DDRの中でも「R」の部分が平和構築による手段と重なっていることを示していた。ただし、経済社会開発が早いペースで進められることだけに気をとられると、DDRにとって阻害要因となる場合もある。既に先行研究でも紹介したが、伊勢崎は、再統合プロセスの復員事業を過度に行うと、全体の平和構築活動に対して返って逆効果な場合もあると指摘する<sup>256</sup>。それは、元戦闘員を意識的に犯罪者とみなすその他の被害者がいることに起因する。紛争で被害にあった一般市民は、一般的に元戦闘員を犯罪者とみなす傾向（もちろん、司法裁判や和解のプロセスで特定の加害者と被害者との関係が明らかになる場合もある。）にあり、たとえ恩赦によって制度的に市民社会への復帰を認められたとしても、赦しがたい戦争行為に対する憎悪を引きずるのが当然だからである。

特に元戦闘員に対する再統合の保証は、紛争後に貧困にあえぐ他の市民から見れば、平等性にかけるサービスに見える。従って、紛争後における長期的な経済社会開発とDDRとの兼ね合いは、DDRのタイミング、経済社会開発系のサービスにおける他の一般市民とのバランス、和解に向けた交流、といった点に注意しながら進めなくてはならない。ただし、DDRの恩恵を受けた元戦闘員も、紛争後に疲弊した当該国の経済状況をよく理解した上で市民社会に戻っていく必要がある。また、国際平和活動を行う第三者の側としては、少なくとも、被害者と加害者との認識を持つ者の中で再び巻き上がる憎悪を刺激しないようバランスのとれた支援を行うことが求められよう。

その他、経済社会開発にあたっては、子供兵士（child soldiers）<sup>257</sup>や、女性の

---

<sup>256</sup> 伊勢崎、前掲『武装解除』110頁。

<sup>257</sup> Note.4, UN Doc. S/2000/101, paras.7 and 53.

戦闘員など、地域コミュニティに戻って特別なニーズを必要とする社会的弱者になる可能性がある状況にも十分配慮しなくてはならない。

## おわりに

本章ではまず、第1項において、DDRの要素である和平合意、ガバナンス制度、治安／安全保障上の安定化、経済社会開発の4分野の内容を説明した。さらに、第2項では、DDRの要素としての以上の4点を踏まえ、本稿の主張する「DDRメカニズム」の構成とその説明を行った。これによって明らかになったのは、メカニズムを構成するDDRの4要素を確保するための国際平和活動の手段とその目的であった。すなわち、どのような国際平和活動の手段を活用すれば、DDRメカニズムを動かすことができるのか、という諸点を明らかにした。この際、特に国際平和活動の手段間、DDRの要素間の複合的な連動性が見受けられた。

ここで示したメカニズムとは、特にPKOが展開する場合の平和維持と平和構築との間のフェーズを連動させ、あるいはここでいうDDRの要素間、さらには国際平和活動の手段間の多層的で複合的な連動を促すための包括的（generic）な装置をイメージしている。

次章からは、本章で提示したDDRメカニズムを分析枠組みとして、特にDDRに関するマンデートを盛り込んだ国連PKOとその対象国における事例研究を進めていきたい。

## 第4章 国連PKO対象国とDDRの形成

はじめに

1. 国連PKOとDDR
2. 事例研究：国連PKO対象国とDDRの形成
  - 2-1 中米
  - 2-2 モザンビーク
  - 2-3 カンボジア
  - 2-4 ソマリア
  - 2-5 リベリア
  - 2-6 タジキスタン
  - 2-7 アンゴラ
  - 2-8 中央アフリカ共和国
3. DDRメカニズムによる評価
  - 3-1 総合評価
  - 3-2 要素別評価
    - 3-2-1 和平合意
    - 3-2-2 ガバナンス制度
    - 3-2-3 治安／安全保障上の安定化
    - 3-2-4 経済社会開発

おわりに

はじめに

本章では、前章で示したDDRメカニズムを分析枠組みとしながら、冷戦終結から1999年7月開催のDDR国連安保理公開会合までを中心に、DDRに関するマンデートを得た国連PKOとその対象国についての事例研究を行う。第1章で説明した通り、冷戦終結以後、1990年代を中心とした事例は、今日国際社会によってDDRと称されるようになった以前の話である。その頃にDDR関連のマンデートを持った国連PKOは、実際には「武装解除」としか国連文書に明示されていない場合がほとんどであった。

しかし、これら1990年代の事例を「DDRの形成期」として分析することには意義がある。なぜなら、第1章で示したように、1990年代から国連内部において、国連PKOのマンデートに対してDDRを挿入することの重要性が既に認識されていたからである。そのため、2000年に作成されたDDRに関する国連事務総長報告書(S/2000/101)には、1990年代初頭に設置された国連PKOが、(マンデ

ートに武装解除としか表記されていなくても) DDRをマンデートに持っているとしていくつか紹介している<sup>258</sup>。また、本章で考察する分析対象国は、どれもDDRにとって重要な事例を示してくれている。

本章では、第1項として、今日DDRと称されるようになった内容をマンデートに含めた全ての国連PKOを挙げる作業を行う。その上で、第2項では、その中でも1990年代に派遣決議が出された国連PKOの対象地域を中心に、DDRに着目するかたちで事例研究を行う。すなわち、中米(国連PKO2例)、モザンビーク、カンボジア、ソマリア、リベリア、タジキスタン、アンゴラ、中央アフリカ共和国を対象とした事例研究を行う。第3項では、前項での事例に対して、DDRメカニズムから見た総合的評価および要素別評価(和平合意、ガバナンス制度、治安/安全保障上の安定化、経済社会開発)を行う。事例によっては、現在も継続中の国際平和活動もあるため、国連PKOの撤退の有無に関わらず、その評価は厳密には暫定的なものになる(本稿の文末には、添付資料として、「国連安保理決議・マンデート文言集(DDR関連)」を掲載している。本章および次章の事例研究に対して参照されたい)。

## 1. 国連PKOとDDR

国連が発足して以来、これまで60例(2006年7月)もの国連PKOが設置されているが、筆者の調査によれば、すべての国連PKOの事例中、武装解除に関するマンデートが付与された国連PKOは21例であった。また、武装解除だけでなく、「DDR」をマンデートに明記した国連PKOは、国連タジキスタン監視団(UNMOT)、国連シエラレオネ・ミッション(UNAMSIL)、国連コンゴ(民)ミッション(MONUC)(停戦協定に基づいてDDRRと称し、再定住(resettlement)を追加)、国連リベリア・ミッション(UNMIL)、国連コートジボワール活動(UNOCI)、国連ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH)、国連ブルンジ活動

---

<sup>258</sup> Note.4, UN Doc. S/2000/101, para.9, ONUCA, ONUSAL, UNTAC, ONUMOZ, UNOMIL, UNAVEM II and III, MONUA, UNTAES, MINUGUA, UNMOT, UNOMSIL and UNAMSIL. 同国連事務総長報告書には、右の通り、UNAVEMIIも「DDR」関連のマンデートが与えられたとしているが、本稿の筆者による調査によれば、関連国連文書の何れにも「武装解除」のマンデートは文言に明示されていなかったため、本稿の研究事例からは外してあると注意されたい。

(ONUB)、および国連スーダン・ミッション (UNMIS) の 8 例であった。

また、マンデートではないが、MONUC派遣に関連する安保理決議の文言には、DDRの役割を具体化した「DDRRR」の重要性を明記したのも出てきた<sup>259</sup>。DDRRRとは、通常のDDRに、帰還 (repatriation)、再定住 (resettlement) を加えたものを示している。これは、MONUCが展開されているコンゴ (民) の事例では、ルワンダ、ウガンダ、ブルンジ、ジンバブエなど周辺諸国からの外国部隊も同国国内に駐留して戦闘に加担している事実を受けて、元戦闘員の周辺国への帰還、再定住を含めた対応が必要となっているためである。他方、第 1 章で考察したとおり、復員のための供与 (reinsertion) が動員解除の一部として考慮されるようになったことについても確認しておく。

本章第 2 項では、1990 年代を中心に、①中米 (ONUCAおよびONUSAL [MINUGUAを除く])、②モザンビーク (ONUMOZ)、③カンボジア (UNTAC)、④ソマリア (UNOSOMII)、⑤リベリア (UNOMIL)、⑥タジキスタン (UNMOT)、⑦アンゴラ (UNAVEMIIIおよびMONUA)、⑧中央アフリカ共和国 (MINURCA) の国と地域を対象に事例研究を行う<sup>260</sup>。

表 3. 武装解除 (ないし DDR) をマンデートとした国連 PKO (2006 年 7 月末)

国連 PKO 名	派遣期間	設置決議	武装解除 (ないし DDR) をマンデートに含めた決議
1.国連中米監視団 (ONUCA)	1989-1992	SCR644 (1989.11.7)	SCR650 (1990.3.27) SCR653 (1990.4.20)
2.国連エルサルバドル監視団 (ONUSAL)	1991-1995	SCR693 (1991.5.20)	SCR729 (1992.1.14)
3.国連モザンビーク活動 (ONUMOZ)	1992-1995	SCR797 (1992.12.16)	SCR797 (1992.12.16)
4.国連カンボジア暫定統治機構 (UNTAC)	1992-1993	SCR745 (1992.2.28)	SCR745(1992.2.28) SCR766 (1992.7.21)
5.第 2 次国連ソマリア活動(UNOSOM II)	1993-1995	SCR81 Ch.7 (1993.3.26)	SCR814 (Ch.7) (1993.3.26)
6.国連リベリア監視団 (UNOMIL)	1993-1997	SCR866 (1993.9.22)	SCR866(1993.9.22) SCR1020 (1995.11.10)

<sup>259</sup> UN Doc.S/RES/1355, S/RES/1376, S/RES/1417, S/RES/1445.

<sup>260</sup> UNTAESは、旧ユーゴスラビアにおいて国連保護軍から始められた一連の国際平和活動の一部であることから、より複雑な分析が必要と考え、本稿からは除外する。

7.国連タジキスタン監視団(UNMOT)	1994-2000	SCR968 (1994.12.16)	SCR1138 (1997.11.14) (DDR)
8.第3次国連アンゴラ検証団(UNAVEM III)	1995-1997	SCR976 (1995.2.8)	SCR976 (1995.2.8)
9.国連東スラボニア、バラニャおよび西スレム暫定統治機構(UNTAES)	1996-1998	SCR1037 (Ch.7) (1996.1.16)	SCR1037 (Ch.7) (1996.1.15)
10. 国連グアテマラ検証ミッション(MINUGUA)	1997	SCR1094 (1997.1.20)	SCR1094 (1997.1.20)
11.国連アンゴラ監視団(MONUA)	1997-1999	SCR1118 (1997.6.30)	SCR1118 (1997.6.30)
12.国連中央アフリカ共和国監視団(MINURCA)	1998-2000	SCR1159 (1998.3.27)	SCR1159 (1998.3.27) SCR1230 (1999.2.26)
13.国連シエラレオネ監視ミッション(UNOMSIL)	1998-1999	SCR1181 (1998.7.13)	SCR1181 (1998.7.13)
14.国連シエラレオネ・ミッション(UNAMSIL)	1999-2005	SCR1270 (1999.10.22)	SCR1270 (1999.10.22) (DDR) SCR1289 (Ch.7) (2000.2.7) (DDR)
15.国連コンゴ民主共和国ミッション(MONUC)	1999- 活動中	SCR1279 (1999.11.30)	SCR1291 (Ch.7) (2000.2.24) (DDR) SCR1565 (Ch.7) (2004.10.1) (DDR)
16.国連リベリア・ミッション(UNMIL)	2003- 活動中	SCR1509 (Ch.7) (2003.9.19)	SCR1509 (Ch.7) (2003.9.19) (DDRR)
17.国連コートジボワール・ミッション(MINUCI)	2003-2004	SCR1479 (Ch.7) (2003.5.13)	SCR1479 (Ch.7) (2003.5.13)
18.国連コートジボワール活動(UNOCI)	2004- 活動中	SCR1528 (Ch.7) (2004.2.27)	SCR1528 (Ch.7) (2004.2.27) (DDRR)
19.国連ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH)	2004- 活動中	SCR1542 (Ch.7) (2004.4.30)	SCR1542 (Ch.7) (2004.4.30) (DDR)
20.国連ブルンジ活動(ONUB)	2004- 活動中	SCR1545 (Ch.7) (2004.5.21)	SCR1545 (Ch.7) (2004.5.21) (DDR)
21.国連スーダン・ミッション(UNMIS)	2005- 活動中	SCR1590 (Ch.7) (2005.3.24)	SCR1590 (Ch.7) (2005.3.24) (DDR)

筆者が作成。

\*表中記号「SCR」は国連安保理決議のことを示し、「Ch.7」は国連憲章第7章下の決議であったことを意味する。

\*武装解除だけではなく、マンデートにDDRと明記されたものには、表中にDDRを付した。「DDRR」は、DDRに「帰還 (repatriation)」を加えたマンデートを指す。

## 2. 事例研究：国連 PKO 対象国と DDR の形成

### 2-1 中米

1979 年にニカラグアで起きた軍事クーデター以来、中米諸国では政権を巡る国内紛争、地域紛争が絶えなかった。そのため、中米各国での紛争が影響して、1980 年代の同地域においては経済破綻が相次いでいた。この間、同地域は、「失われた 10 年」として国連からは捉えられ、一刻も早い紛争解決と経済回復の双方を必要としていた。

これに対し、同地域における平和回復のための国際的な取り組みは、中米における地域的枠組みによる協力によって始められた。これは、地理的な相関関係からくる理由を背景としていた。つまり、当時の中南米諸国の政府リーダー達は、政変を目的として活動する反政府武装組織の掃討を最大の政策課題として掲げており、この地域諸国の国境を越えて広範囲に亘って活動するゲリラ集団に手を焼いていたのである。まず 1983 年 1 月、メキシコ、ベネズエラ、パナマ、コロンビアの 4 カ国により「コンタドーラ・グループ」が組織され、続く 1985 年 7 月には、アルゼンチン、ブラジル、ペルー、ウルグアイにより支援された「コンタドーラ支援グループ」が結成された。これら 8 カ国は、1986 年にはブラジルのリオデジャネイロで国際会議を開き、「常設政策協議機関（リオ・グループ）」を設置した。

こうした中南米諸国の自発的取り組みを受け、国連は、国連 PKO である ONUCA（1989 年 12 月—1992 年 1 月）や ONUSAL（1991 年 7 月—1995 年 4 月）を中米に派遣した。このように国連が中米和平に乗り出した直接のきっかけは、1987 年 1 月、国連と米州機構（OAS）が、前述のリオ・グループに属する各国と共に、紛争を抱えていた中米 5 カ国（グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ）を歴訪し、紛争解決についての協議を行ったことであった。こうした国際的影響力が功を奏し、同年 8 月、紛争を抱えるこの中米 5 カ国は、中米における恒久的な和平を確立するための「グアテマラ合意」を締結した。

同合意は、停戦合意と共にその後の選挙プロセスを含む内容の和平合意であ



った。しかし、事実、合意した各国は、そのような平和構築作業を進める実質的な能力もなかったため、この合意を停戦合意としか利用しようとしなかった。代わりにその中米 5 カ国は次のような行動に出た。すなわち、1989 年 2 月、同 5 カ国は、グアテマラ合意の履行・促進の具体的な一部として、国連と米州機構に対し、ニカラグアを拠点として活動する非正規軍「コントラ」に対する「武装解除」を要請する内容を含む「コスタ・デル・ソル宣言」を採択したのである。

これを受けて、国連安保理は、1989 年 11 月、国連安保理決議 644 を採択し、グアテマラ合意に基づき、安全保障面の検証を目的とした ONUCA を設置し、①非正規軍および反乱運動への援助停止、②当該国の領域内における他国による攻撃の禁止、をその主要なマンデートとした。その後、ONUCA がコントラの脅威を低減するようにニカラグアを中心に中米 5 カ国の各ポイントに展開されると、1990 年 2 月、ニカラグアは選挙を迎えた。

ただし、その時点ではコントラは十分に動員解除を完了していなかったため、国連安保理は再び動き出す。すなわち、その翌月である 3 月には、国連安保理は、国連安保理決議 650 を採択し、「コントラの武装解除および自発的解体促進」をマンデートとする中、その任務遂行のための国連PKO軍事要員を追加的派遣するよう要請した<sup>261</sup>。さらに、同年 4 月、国連安保理は、ONUCAのマンデートを拡大し、治安／安全保障上の重点地域におけるニカラグア軍の撤退と、安定化のためのONUCAの（再）展開、続いてコントラの武装解除および自発的動員解除をさらに進める内容の国連事務総長報告書を容認する国連安保理決議 653 を採択した<sup>262</sup>。

このような平和維持環境が国際社会によって整備されていく中、同年 5 月末には、同国政府とコントラとの間で「DD」に関する具体的合意として「マナグア議定書」が結ばれた。この合意を受けて、同年 7 月 5 日にはようやくコントラによる自発的「DD」が完了したのである。同議定書の締結には、敬虔なカトリック教徒が多い中で仲介役となったミグエル・オバンド枢機卿の存在が成功

---

<sup>261</sup> UN Doc. S/RES/644. さらに、武装解除を要請した安保理決議としてS/RES/650.

<sup>262</sup> UN Doc. S/RES/653.

の鍵であったとされている<sup>263</sup>。その結果、コントラに対して「DD」を求めていたONUCAのマンデートは予定よりも早く完了することとなった（1992年1月）<sup>264</sup>。

ただし、グアテマラ合意は、ニカラグアだけではなく、エルサルバドルにおける紛争も対象としていた。エルサルバドルでは、ニカラグアと同様、1979年には同国軍部左派がクーデターを起こし、軍民評議会政権を発足させていた。こうした政変劇を激化させるかたちで、左翼系非正規軍である「ファラブンド・マルチ民族解放戦線（FMLN）」が結成され、国内紛争を激化させていった。

その後、冷戦が終結すると、中米各国での和平の機運が醸成されていくことになるが、1990年から翌年にかけて、エルサルバドル政府とFMLNとの間でも4つの和平合意が締結された<sup>265</sup>。その合意の中でも1990年7月に締結されたサンホセ協定には、国連に対して人権状況の監視等を要請する内容であったため、これを受けて1991年5月、国連は、国連PKOであるONUSALをエルサルバドルに派遣する内容の決議を採択した<sup>266</sup>。さらに、1991年9月から、デクエアル国連事務総長（当時）の仲介の下、紛争当事者である双方が恒久平和に向けて歩み寄り、最終的には1992年1月にそれまでの協定を合わせた包括的和平合意が締結された。その包括的和平合意によれば、武装解除や動員解除といった用語は使用されていないが、紛争当事者は、それぞれ保有する軍の「清浄化（purification）」を行ううとして、和解とガバナンス制度構築後の軍再編の方向性について合意している<sup>267</sup>。

これらの合意を受けて、国連安保理は、ONUSALに対し、和平合意に基づいた武力紛争の停止、文民警察の設置、履行状況の検証と監視に関するマンデートを追加した（2000年のDDRに関する国連事務総長報告書 [S/2000/101]の事例

---

<sup>263</sup> 小泉尊聖「Report from Afganistan:中米とアフガニスタン—日本の平和構築支援のあり方」JCCP、2003年2月。<http://www.jccp.gr.jp/jpn/report/afghanistan/13.htm> JCCP, report.

<sup>264</sup> UN Doc. S/RES/730. マンデート終了予定日であった1992年4月30日から1月12日に繰り上げられ、ONUCAは撤退した。

<sup>265</sup> すなわち、ジュネーブ協定（1990年4月4日）、カラカス合意（同年5月21日）、サンホセ協定（同年7月26日）、メキシコ協定（1991年4月27日）のことである。

<sup>266</sup> UN Doc. S/RES/693.

<sup>267</sup> [http://www.usip.org/library/pa/el\\_salvador/](http://www.usip.org/library/pa/el_salvador/) United States Institute of Peace Library, Peace Agreements Digital Collection: El Salvador, Peace Agreement, 1992.

のひとつとしてONUSALが紹介されていることから、ONUSALは、同決議に基づき、FMLNの武装解除状況を監視したものと考えられる。) <sup>268</sup>。

ONUSALはその後、選挙支援のマンデートも加え（1993年5月）、紛争後をはじめとなる同国選挙（1994年3月実施）に備えた。途中、FMLNによる国内外での大量の武器の不法貯蔵も発覚したが<sup>269</sup>、FMLNも合法政党として選挙に参加することになり、かつての反政府武装組織も新たなガバナンスに取り込まれることになった。こうした経緯を踏まえ、1994年6月には、同国における新政権の発足にこぎつけた。

ニカラグアとエルサルバドル両国における両事例では、選挙後におけるガバナンスの制度構築も強化され、かつての非正規軍も合法的な政治活動を行うようになった。しかし、経済状況は必ずしもよくはなく、ニカラグアについては、2001年の1人当たり国民所得が420米ドル程度であるとして、国際通貨基金（IMF）は「貧困削減戦略文書（Poverty Reduction Strategy Paper: PRSP）」の対象国として指定している<sup>270</sup>。また、中米地域では未だに武器の不法取引も盛んに行われるなど、治安上の問題は影を落としたままである。

## 2-2 モザンビーク

モザンビークでは、1975年のオランダからの独立後、冷戦下における社会主義思想を推し進める「モザンビーク解放戦線（FERELIMO）」による政権がしばらく続いていた。これに対抗し、その隣の旧ローデシア地域における白人政権は、反政府軍事組織「モザンビーク民族抵抗運動（RENAMO）」の設立を支援した。また、旧ローデシアがジンバブエとして独立した後も、引き続き同様の冷戦構造の中、別途、南アフリカは強力にRENAMOを支援したため、FERELIMOとRENAMOとの間で国内紛争がさらに激化していった。

---

<sup>268</sup> UN Doc. S/RES/729.

<sup>269</sup> [http://www.un.org/Depts/dpko/dpko/co\\_mission/onusal.htm](http://www.un.org/Depts/dpko/dpko/co_mission/onusal.htm) DPKO, UN missions, ONUSAL. こうした行為は明らかに停戦合意違反であったが、国連PKOによる選挙支援を直後に控え、国連安保理はFMLNが隠匿していた武器を1993年8月までに自発的に開示・廃棄することを条件に、公式には制裁等を行うことを控えたという。See UN Doc. S/26005, S/26371.

<sup>270</sup> JBIC『中米諸国の開発戦略』JBIC Research Paper、No.23、2003年8月、4頁。

冷戦が終結した後には、イタリア等の仲介により、1992年3月、扮装当事者双方の間で武装解除を含む「包括和平協定」<sup>271</sup>が締結された。これを受けて、1993年2月、国連は、停戦監視、武装解除、選挙監視、人道援助などのマנדートを含む国連PKOであるONUMOZを派遣した<sup>272</sup>。この合意の当事者は、同包括和平協定の内容に、新たなガバナンス制度の下で構成される国軍の再編に向けたDDRのあり方について盛り込んでいた。この合意を受けて、国連は、国連事務総長報告書『モザンビークに関する国連の活動』<sup>273</sup>を作成し、そこでDDRに関する提案を次のように示している。

○同国連文書パラ 11：停戦に関しては、国連は、「停戦に関して責任を持つ委員会（CCF）」と「元戦闘員の再統合のための委員会（CORE）」の両委員会のために議長団を提供するように求められている。…（中略）…CCFの任務は、停戦の履行、兵力の再統合、その武装解除、および軍備の収用・保管の監視など、最近の（他の）事例において国連に委任した任務と類似している。また、CCFは、非正規軍を含むほかの武装集団の所在を検証し…（中略）…（他方）COREは、戦闘員の経済社会的再統合の計画、組織および監視についての責任を持つ。

なお、この包括和平合意には、新国軍再編の作業の一部として、動員解除された元戦闘員の「集結（concentration）」と「武装解除」、また、市民生活への「統合（integration）」を進めることを含めていた。その他、同合意は、新国軍再編のプロセスが十分に完了するまで、正規軍とRENAMO双方共に段階的動員解除を進める責任があると明記していた。

しかし、こうしたDDR関連の計画がある一方で、実際は、紛争当事者による武装解除計画の履行に対する遅延行為もあったため、当初国連が予定していた選挙日程は1年も遅れ、1994年10月に延期されることになった。ただし、こうしたスケジュールの変更には、特別の理由があった。それは、国連がDDRの教訓としての「アンゴラの失敗」を踏まえ、紛争当事者の武装解除を完了してか

---

<sup>271</sup> <http://www.incore.ulst.ac.uk/services/cds/agreements/pdf/moz4.pdf> Incore, agreements, Mozambique, General Peace Agreement for Mozambique, Protocol IV (Military Question), Rome, 4 October 1992.

<sup>272</sup> UN Doc. S/RES/797.

<sup>273</sup> UN Doc. S/24642.

ら選挙を行うべき重要性を十分認識していたからである<sup>274</sup>。幸いにしてモザンビークの場合、紛争当事者は、武装解除を行う国連のプレゼンスに対する信頼を寄せつつ自発的武装解除を終えた。武装解除を終えた後に漸く選挙が実施されたが、紛争当事国は、平和裏に新政府を樹立することに成功した。これを受け、1995年1月、マンデートを終えたONUMOZも同国を撤退し、国内の構成員によってガバナンス制度の構築が進められるという結果につながった。

土岐日名子の調査によれば、モザンビークでは、RENAMOの元戦闘員約9万2千人が武装解除および動員解除され、武器も20万個近く回収された<sup>275</sup>。また、再統合に関しては、動員解除による除隊によって配布されたパッケージ（衣服、2週間分の食料、農具、種、バケツ等）に加えて、除隊した元戦闘員に対する退職手当（18か月分の給料）の支給、職業訓練、職業斡旋サービス、マイクロクレジット等のプログラムが提供された<sup>276</sup>。ただし、土岐は、再統合に関する不十分なニーズ・アセスメントに関し、結果的に受益者間の格差につながったことなど、主に開発の視点からの問題についても指摘している<sup>277</sup>。

一方、ジェレミー・マクミランは、紛争後のDDRが進み、今や民主国家として目覚ましい発展を遂げつつあるモザンビークにおいても、実は治安上の2つの問題が残るという<sup>278</sup>。すなわち、マクミランは、第1に、特定の元戦闘員が実行している組織犯罪に関する問題、第2に、再統合のあり方や優先順位を巡って生じた「政治化（politicization）」からくる政治的不安定に関する問題、の2点を指摘する。第1の問題は、市民社会に十分に再統合できなかった一部の元戦闘員が新たな紛争に加担し、あるいは紛争のリソースとなりうる小型武器や麻薬などの密輸を行っていることに関係している。また、第2の問題は、再統合のメリットを最大限に獲得しようとする非正規軍の元リーダーや元戦闘員の政治的利益に関係している。

このように、モザンビークでは、国連PKOと紛争当事者の相互関係による和

---

<sup>274</sup> UN Doc. S/RES/818, S/RES/850, and S/RES/863.

<sup>275</sup> Toki, *op.cit.*, p.ii.

<sup>276</sup> *Ibid.*

<sup>277</sup> *Ibid.*

<sup>278</sup> Jaremej McMullin, 'Reintegration of Combatants: Were Right Lessons Learned in Mozambique?', *International Peacekeeping*, Vol.11, No.4, Winter 2004, p.625.

平努力の結果、特に「DD」に関する大きな進捗が見られた一方で、一部の再統合に関しては、経済社会的問題に関連した難点も残った。

### 2-3 カンボジア

カンボジアでは、冷戦構造の影響を受けて武力紛争が継続していたが、その構造の崩壊後の1991年、同国における紛争当事者間（ソン・サン派、シハヌーク派、ポル・ポト派、ヘン・サムリン派 [プノンペン政権]）で「カンボジア紛争の包括的な政治解決に関する協定（パリ和平協定）」が成立した。これを受けて、1992年3月、国連は、国連PKOであるUNTACの派遣を決定した。

UNTACは、パリ和平協定の内容を実現するために、同国国内に設置された暫定統治機構としての機能を付与された。そのため、UNTACは、カンボジアの紛争当事者に停戦監視、武装解除および軍の再編、地雷除去、選挙の準備と実施、行政管理、難民帰還支援、経済社会的な復興支援等をマンデートに持つ多機能型国連PKOであった<sup>279</sup>。その根拠であるパリ和平協定は、紛争当事者が構成する「最高国民会議（SNC）」が同国の主権と独立および統一を象徴すると規定する一方で、SNCはUNTACに対して権限を委譲すると定めていた。

ただし、UNTACは、暫定統治機構とはいっても、実際には平和強制を行うことは許されず、国連PKOの同意原則の下でしか行動できなかつた。したがって、暫定統治に関するマンデートの責任はUNTACにあるにもかかわらず、UNTACは、同意原則を前提とするという矛盾を抱えていた。そのため、紛争当事者各派の武装解除に関するマンデートは、次のように記され、紛争当事者に対する呼びかけしかできなかつた。

○パラ8：カンボジア各派に対し、選挙登録プロセスの終了前に、彼らの軍隊を完全武装解除すること、ならびに、文民体制の維持、および国防のために、UNTACによって必要であるとみなされる、もしくは、新カンボジア政府によって必要とされる量を超える、UNTACの管理下に置かれている武器および弾薬の破壊にも合意することを強く促す<sup>280</sup>。

---

<sup>279</sup> UN Doc. S/RES/745.

<sup>280</sup> *Ibid.*, para.8.

確かにUNTACは、従来型の国連PKOとしての平和維持機能だけではなく、仲介者として平和創造を果たし、あるいは合法性を伴った暫定統治を通じ、同国の平和構築をより一層進めることを可能にした。しかし、UNTACは、自由で公正な総選挙を実施するための政治環境を確保するために、不可欠なステップを踏むことができなかつたのも事実である。それは、紛争当事者4派に対する武装解除および動員解除の任務をUNTACは途中から放棄せざるをえなかつたことが影響している<sup>281</sup>。すなわち、UNTACは、和平プロセスの進め方に反対していた最大規模の非正規軍「クメール・ルージュ」を指揮するポル・ポト派を、選挙プロセスに組み入れることに失敗し、約14万人とみられる戦闘員の武装解除と動員解除を行えなかつたのである。

上杉によれば、ポル・ポト派の言い分は、「プノンペン政権の影響力の源である軍や警察を含んだ政府機関や行政機構が完全に解体されるか、あるいは信頼のできる第三者機関のUNTACの綿密な監督・管理下におかれる前に、武装解除を実施することはできない」<sup>282</sup>というものがあった。

結局、UNTACは軍の再編については、ポル・ポト派を除外する形式で修正されるのだが、カンボジア国軍とUNTACによる治安維持が、選挙開催を可能にする状況をかろうじて提供していた。1993年5月、UNTACは、パリ和平協定に基づいて選挙を実施した。同年9月、同国の新憲法交付と同時に新生カンボジア王国が成立すると、UNTACは、一定の成果を挙げマンデートを終了したとして、1993年12月に同国から撤退した。しかし、その後10年以上もカンボジア国内の地方に小型武器が残り、それにより不安定な状況を残してしまった理由としては、武装したままのポル・ポト派を同国のガバナンスに組み込めなかつたところが大きい。

こうした状況が改善されるには、クメール・ルージュが内部崩壊しつつあった2000年を待たなくてはならなかつた。それまでクメール・ルージュは、全体としては規模を縮小させながらも、その勢力を都市部から次第にタイやラオス

---

<sup>281</sup> 上杉、前掲『変わりゆく国連PKOと紛争解決—平和創造と平和構築をつなぐ』215頁。

<sup>282</sup> 同上、250頁。

の国境付近の地方に移し、武力闘争を継続していた。しかし、カンボジア政府による非正規軍に対する取り締まりの強化や、1996年当時にクメール・ルージュのナンバー2の座にあったイエン・サリの本体からの分裂とそのサリ派の政府側への投降、さらには1998年にはポル・ポト指導者が死去するという事態に至り、その結果、クメール・ルージュはその自らの組織を維持できなくなっていた<sup>283</sup>。

一方、カンボジア政府は、非正規の武装グループの取締りを強化していった。同政府は、特にクメール・ルージュの「DD」を進めるために、世界銀行によるトラスト・ファンドを受け、「カンボジア除隊兵士支援プログラム (Cambodian Veterans Assistance Programme: CVAP)」を開始 (1999年) した<sup>284</sup>。このプログラムは、当事国であるカンボジアに加え、日本、スウェーデン、ドイツ、WFPがドナーとなり<sup>285</sup>、カンボジアの「軍動員解除評議会 (Council for Demobilization of Armed Forces: CDAF)」を直接の実施・調整機関として、主に元戦闘員に当面の資金と生活物資を提供することを目的として行われた。

この頃になるとカンボジアでは、既に民主化のプロセスを歩みつつあったが、前述したように一部の非正規軍の武装解除および動員解除については失敗したままであった。そのため、世界銀行主導によるこのプログラムを通じて、2000年には1500人を、続く2001年、2002年にはそれぞれ1万5千人ずつを動員解除し、元戦闘員が地元に戻るといった事実が明かされることになった。

この動員解除プログラムに参加した元戦闘員に対しては、①物資、米、家から1つを選択するパッケージ、②現金 (240米ドル)、③私財 (600米ドル相当) の選択、の3つを供与されたことに加えて、再統合プログラムの一環として、土地の割当、健康診断、義足提供、職業訓練、職業斡旋、小規模融資の選択肢なども用意されたことは、関係者が「R」の部分をもっと重視してプロジェクト化

---

<sup>283</sup> 吉田鈴香「東西冷戦の集約された国—カンボジア」稲田十一・吉田鈴香・伊勢崎賢治編『紛争から平和構築へ』論創社、2003年、113-144頁参照。

<sup>284</sup> 稲田編、前掲『紛争と復興支援—平和構築に向けた国際社会の対応』109頁。

<sup>285</sup> 世界銀行トラスト・ファンドによるバスケット方式に従って、世界銀行からの有償資金が1840万米ドル、日本の無償資金が1000万米ドル、スウェーデンの無償資金が240万米ドル、WFPの無償資金が200万米ドル、カンボジア政府自身が720万米ドル、をそれぞれ拠出し、合計4200万米ドルとなった (当時)。



した結果でもある。

しかしながら、同プログラムの開始当初、CDAFによって作成された軍人リストに掲載された登録者は約 30 万人と膨大であり、しかもCDAFはそれが完全なリストではないことを認めているなど、紛争終結直後から 10 年以上も経過していることが作業の上での大きな障害となっていた。また、同プログラムは、武器回収の対象者が、元戦闘員か一般市民かどうか判別がつきにくく、全体のプログラムの予定が立たないという問題も抱えていた。CDAFの報告によれば、その目的とする武器回収は終了し、治安維持が確保されているとのことだが、これはあくまで一面的な見方であると言わざるを得ず、DDRの基準に疑問を残しているのも確かである<sup>286</sup>。

#### 2-4 ソマリア

それまで英およびイタリアの植民地支配を受けていたソマリアは、1960 年、ようやく独立を果たすことができた。ソマリアは単一民族国家ではあるが、20 ほどの氏族 (clans) および小氏族 (sub-clans) に小分類化をすることができ、独立以来このように分化した民族間で内戦を繰り返してきた。特に 1969 年に発足していたシアド・バーレ氏を大統領とする政権は次第に独裁色を強めていく中で 20 年にも亘り権力の座についていたが、このことが、各派同士の国内紛争を引き起こす大きな原因となっていた。

しかし、バーレ政権は 1990 年 12 月に崩壊し、1991 年 1 月に「統一ソマリア会議 (USC)」が開催されアリ・マフディー・モハマド暫定大統領が発足した。するとすぐに、モハマド暫定大統領に対し、モハマド・ファラ・アイディド將軍派が反発を示し、USC は崩壊すると共に首都モガディシュは再び戦火に覆われた。

これに対し国際社会は、1992 年 1 月、事態の沈静化のために国連を通じた武器禁輸措置を行った<sup>287</sup>。さらに同年 3 月には、紛争当事者間で停戦合意があり、これを受けて最初の国連PKOであるUNOSOM (1992 年 7 月—1993 年 5 月) が派

---

<sup>286</sup> 吉田、前掲論文、118—124 頁。

<sup>287</sup> UN Doc. S/RES/733.

遣された<sup>288</sup>。だが、紛争当事者による停戦合意の無視が続き、UNOSOMによる停戦監視や人道支援といった任務は困難になった。そのため国連安保理は、1992年12月、米軍主導の多国籍軍である「統一タスクフォース (UNITAF)」によるソマリア中南部に限定した人道支援活動（「希望回復作戦」）に対し、人道目的の平和強制という位置づけで容認した<sup>289</sup>。

ただし、国連と米国との間で、UNITAFのマンデートの運用上の解釈をめぐるその認識にギャップが生じることとなった。ガリ国連事務総長（当時）は、UNITAFのマンデートに武装解除も含めるべきであると主張したが、一方、実質的な指揮権を得ていた米国は人道目的に限るべきであると押し通したのである。したがって実行能力を有していた米国の意向が反映したUNITAFは、人道支援に関わる武装解除を実施しなかった<sup>290</sup>。

その後、国連は、UNITAFによる人道的介入路線を引き継ぐかたちでUNOSOM II（1993年5月—1995年3月）を発足させ、国連史上初めての平和強制型国連PKOの試みを実施した<sup>291</sup>。しかし、UNOSOMIIのマンデートの中心的課題であった強制武装解除は、全くといっていいほど効果は上がらなかった。UNOSOMIIは、泥沼化する損等状況の中で自らが紛争当事者となり、24名のパキスタン兵殺傷事件（1993年6月）、18名の米兵殺傷事件（1993年10月）など、手痛い経験した。その結果として、ソマリアに散在する武装集団を前にして、UNOSOMIIは及び腰にならざるを得なかった。

この失敗の教訓は、UNOSOMIIがその撤退時期を見誤り、あるいは国連PKO

---

<sup>288</sup> UN Doc. S/RES/751.

<sup>289</sup> UN Doc. S/RES/794.

<sup>290</sup> John R. Bolton, 'Wrong Turn in Somalia,' *Foreign Affairs*, Vol.73, No.1, 1994, p.61.

また、ガリ本人が著したBoutros Boutros-Ghali, *Unvanquished*, pp.59-60.においても、米国主導によるUNITAFが武装解除の任務を負うべきであったとした上で、その反省点として、①武装勢力の解除、②治安の整った環境の設置、③米国と国連間の調整、が挙げられている。さらに、UNITAFによりソマリアの武装集団を武装解除しなかったことは「悲劇的過ち」であったと評価している論文として、Walter Clarke and Jeffrey Herbst, 'Somalia and the Future of Humanitarian Intervention,' *Foreign Affairs*, Vol.75, No.2, 1996, pp.74-75.がある。

<sup>291</sup> UN Doc. S/RES/814, para.7. なお、国連によれば、UNOSOMIIは、武装解除と和解を通じてUNITAFの残した任務を完遂すると報告している。

[http://www.un.org/Depts/dpko/dpko/co\\_mission/unosom2mandate.html](http://www.un.org/Depts/dpko/dpko/co_mission/unosom2mandate.html) DPKO, UN PKO mission, UNOSOMII, mandate.

の指揮・運用の仕方にも問題があったという以前に、そもそも国連 PKO には平和強制を果たすだけの能力に欠けていたという問題にあったと言えよう。したがって、ソマリアの国内紛争は継続していたが、国連安保理は、UNOSOMII を 1995 年 3 月に完全撤退させた。

1995 年以降、国連は、国連政務局が管轄する平和構築ミッションとして、「国連ソマリア政治事務所 (UNPOS)」を設置した。しかし、数名の国連職員しか常駐させていない UNPOS は、連絡機能だけのリエゾン・オフィスでしかなかった<sup>292</sup>。まさに失敗国家、あるいは破綻国家と呼ぶのに十分な同国の現状であったが、「政府間開発機構 (IGAD)」の主導で進められている和平交渉が、2002 年よりケニア (ナイロビ) で開催された。その後、和平合意が進められた結果、2004 年 10 月 10 日、暫定大統領選挙が行われ、ソマリア北部で自治政府を確立しているプントランドの大統領であるアブドラヒ・ユスフ氏が選出された<sup>293</sup>。しかし、2006 年 5 月には、ソマリアの武装組織「イスラム法廷連合」と「平和復興・反テロ連盟」との間で武力衝突が起きるなど、治安は悪化したままである。

## 2-5 リベリア

リベリアは、西アフリカに位置しているが、大西洋を渡ってきた米国の解放奴隷が 1822 年当時に同地域に入植し、1847 年にはリベリア共和国の独立が成立した。その後暫くは入植者である「アメリゴ・ライベリアン」が権力を握っていたが、1980 年、先住民のクラン族出身のサミュエル・ドウ軍曹がクーデター後に政権奪取し、政治変動後、クラン族を重用する政策を始めた。

これに対し、1989 年 12 月、ドウ政権に反対するチャールズ・テイラー議長が

---

<sup>292</sup> <http://www.un.org/Depts/dpko/dpko/index.asp> accessed on 29 September 2004. 2004 年 9 月時点で、UNPOS は、インターナショナルの文民要員は 5 名しか派遣されていない。その時点で派遣されていた 12 の国連平和構築ミッションと比較すると、この人数は、「国連ブーゲンビル監視ミッション (UNOMB)」の 2 名、「大湖地域国連事務総長特別代表事務所 (Office of the Special Representative of the Secretary-General for the Great Lakes Region)」の 4 名に次ぐ。一方、「国連アフガニスタン支援ミッション (UNAMA)」のそれは、193 名と比較的大規模であり、軍事要員 (8 名) や文民警察 (7 名) も派遣している。しかし、12 の事例のうち、8 事例は 30 名以下の派遣となっている。

<sup>293</sup> この選挙は、ソマリアの主要部族の代表者で構成される暫定議員 275 名から投票され、任期は 5 年となっている。

「リベリア国民愛国戦線 (NPFL)」を率いて武装蜂起を行うと、国内は群雄割拠の状態となり、国内紛争へと発展した。さらに、1990年7月には、NPFLと「独立リベリア国民愛国戦線 (INPFL)」が結託し首都を除く全土を制圧すると、国内は人道的危機に見舞われた。

このような事態を受け、ドウ大統領による要請に基づき、1990年8月、ECOWASは、同国国内での停戦が合意される以前に、ECOMOGの派遣を決めた。ECOMOGが反政府勢力に対して強制武装解除を迫る中、紛争当事者間で協議が行われるが（国内17部族から構成される「国民統一暫定政府 (IGNU)」の樹立）、NPFLはこの協議への参加を拒否した。次いで1990年9月、ECOMOGを受入れたドウ同国大統領が反政府側に殺害されると、ついにはNPFLとECOMOGとの間の戦闘に発展した。今度はECOMOGも紛争当事者として戦闘行為に巻き込まれる緊迫した事態が続いた（この間、NPFLと「民主リベリア統一解放戦線 (ULIMO)」との間の戦闘も激化した。）。

しかし、国連もECOWASの活動を支持したことや<sup>294</sup>、ECOWASと国連による武器禁輸措置が行使されたことも影響し<sup>295</sup>、次第に孤立化したNPFLは交渉に加わる姿勢を示してきた。こうしたNPFL側の歩み寄りを受けて、国連、アフリカ統一機構 (OAU [現AU]) およびECOWASの支援のもと、リベリアの紛争当事者である主要3派 (IGNU、NPFL、ULIMO) 間によるコトヌー和平協定 (1993年7月) が結ばれることになった。

コトヌー和平協定によれば、ECOMOGが紛争当事者による合意履行の監視を行い、国連監視団がECOMOGによる監視活動をさらに監視・検証するという内容であった。なお、和平合意に記されたDDR関連のマンデート (ECOMOGおよび国連PKO) については以下の通りであった。

○コトヌー和平協定<sup>296</sup>

---

<sup>294</sup> UN Doc. S/23886.

<sup>295</sup> UN Doc. S/RES/788.

<sup>296</sup> [http://www.usip.org/library/pa/liberia/liberia\\_07251993.html](http://www.usip.org/library/pa/liberia/liberia_07251993.html) USIP, peace agreements, Liberia, Cotonou Agreement. 横田洋三編『国連による平和と安全の維持』国際書院、281-285頁。参照。

## 第6条（武装解除）

武装解除は、停戦の究極の目的であり、当事者は、国連PKOの監視および検証を受けたECOMOGの監視の下で武装解除をすることに合意し、またそれを進んで実施する意思を表明する…（中略）…<sup>297</sup>。

## 第9条（動員解除）

第1項：当事者は、リベリア人ではない戦闘員または傭兵の所属するいかなる交戦集団に対しても、彼らを本国に送還するものとし、また、それらの者が所属することが明らかになった場合には、その交戦集団はリベリア政府から追放されるものとするに合意する。

第2項：さらに、当事者は、国連、その他の諸国際機構および諸国家に対して、すべての元戦闘員の通常の社会生活へ向けての動員解除、再訓練、社会復帰（rehabilitation）、および、社会への再吸収（re-absorption）のプロセスに関して、計画を立案し、資金を提供するように要請する。

この和平合意を受けて、国連は、1993年9月、UNOMIL（1993年9月—1997年9月）を派遣した<sup>298</sup>。UNOMILのマンデートは、「ECOMOGとの調整」の下、停戦違反の調査、和平合意遵守の監視、選挙プロセスの監視と検証、人道援助活動に対する援助、動員解除の立案、地雷除去の支援等を含んでいた。コトヌー和平協定の内容に加え、UNOMILのマンデートを見ていくと、この時点で、ECOMOGは、コトヌー和平協定以前に行使していた平和強制機能を、同協定締結を受けて設置されたUNOMILの持つ平和維持機能の枠内で独自に行使できる権限を得たと捉えることができる。ECOMOGによる業務を監視する立場にあるUNOMILに付与された武装解除のマンデートは、ECOMOGに実質的な責任を与えられていたのである。マーク・マランも指摘するように、ECOMOGは、自らの平和強制機能を、後続した非強制型国連PKO（UNOMIL）のマンデートの枠内でも発揮していた<sup>299</sup>。しかし、それでもコトヌー和平協定は、紛争当事者によって無視される状態が続いたのも事実である。

その後、ジェリー・ローリングス ECOWAS 議長（当時）の仲介で、コトヌー協定を補足するかたちで、追加的に3つの協定（アコソンボ協定、アクラ協定、

<sup>297</sup> この後半部分には具体的な武装解除手順が記されている。

<sup>298</sup> UN Doc. S/RES/866.

<sup>299</sup> Mark Malan, 'Towards more effective peace operations: Learning from the African laboratory?', Thakur and Schnabel (eds.), *op.cit.*, p.116.

アブジャ協定) が結ばれたが、その最も重要な内容な 1997 年に行われる選挙日程の具体化であった。

1997 年 7 月、同国において選挙が開催されると、反政府側であったテイラー候補が当選し、大統領として新政権を発足した。議会は旧 NPFL である「国民愛国党 (NPP)」が第 1 党となり、UNOMIL は同年 9 月に、次いで ECOMOG も翌年には撤退することになった (その後は、「国連リベリア平和構築支援事務所 (UNOL)」が連絡機能を果たしていた。)。しかし、2003 年には、新たに国内紛争が勃発し、国際社会は再度リベリアの和平プロセスに関わることになった (本稿第 5 章参照)。

## 2-6 タジキスタン

旧ソ連圏であったタジキスタンは、1991 年 9 月に独立したが、主権国家として独立後も当初から民族問題を抱えていた。独立直後にイスラム勢力を支持母体とする反政府勢力が蜂起し、早くもその翌年に当たる 1992 年には国内紛争に入った。

これに対し、1993 年 9 月には、ロシアをはじめとした「独立国家共同体 (CIS)」を含む周辺諸国が、タジキスタン政府の受入合意に基づき、CIS 平和維持軍を設置した<sup>300</sup>。しかし、CIS 平和維持軍のマンデートには、軍事的強制措置や武装解除に関する文言はなく、アフガニスタン国境における緊迫した事態——それまでの経緯から、タジキスタン反政府軍がアフガニスタンに潜伏している状況を懸念している——の正常化、人道援助、難民問題等の平和維持機能のみについて言及されただけであった<sup>301</sup>。ただし、CIS 平和維持軍設置のためのオリジナルの合意文書は、平和維持ではなく集団的防衛を想起していたことから<sup>302</sup>、ロシ

---

<sup>300</sup> UN Doc. S/26659. CIS 平和維持軍は、正式には「独立国家共同体タジキスタン集団的平和維持軍 (CIS Collective Peacekeeping Forces in Tajikistan)」のことを指し、カザフスタン、キルギスタン、ロシア、ウズベキスタンから提供された軍事要員によって構成されていた。なお、タジキスタンはこの PKO に対して軍事要員以外の便宜供与を行っていた。

<sup>301</sup> UN Doc. S/1994/1363, para.27.

<sup>302</sup> S. Neil MacFarlane, 'Regional peacekeeping in the CIS', Thakur and Schnabel (eds.), *op.cit.*, 2002, p89, p98. なお、右論文によれば、CIS 平和維持軍の派遣に際して、ナザルバーエフ・

アを中心に平和強制を求める可能性もあった。

その後もタジキスタン国内の紛争当事者による戦闘は一時再発したが、イラン、パキスタン、ロシアが中心となって仲介が進められていった。これにより、1994年3月、同国政府と反政府勢力との間に停戦合意である「交渉継続のためのタジキスタン＝アフガニスタン国境、およびタジキスタン国内における暫定停戦、およびその他の敵対行為の停止に関する協定(テヘラン協定)」が結ばれ、これを受けて紛争当事者は、同協定実施のための合同委員会を設置した<sup>303</sup>。テヘラン協定は、国連に対し、政治的仲介や国連軍事監視団の派遣を通じて同協定内容の実施を監視するよう要請している。

こうした動きに応じ、1994年12月、国連は、国連PKOであるUNMOT(1994年12月－2000年5月)の派遣を決定した<sup>304</sup>。UNMOTのマンデートは、①テヘラン協定の実施に向けた委員会に対する支援、②停戦違反調査・報告、③テヘラン協定に基づいた周旋、④紛争当事者、欧州安全保障協力会議(OSCE)タジキスタン使節団、ならびにCIS平和維持軍および国境警備軍との綿密な連携、⑤人道支援の促進、等を挙げている<sup>305</sup>。実は、この時点での派遣決議にあるマンデートには、武装解除に関する文言は付与されてなかった。

UNMOT等が展開する中でも、反政府組織による継続する戦闘は続いたが、1996年12月、新たな停戦協定が結ばれた。さらに、1997年6月、エモマリ・ラフモノフ・タジキスタン大統領、サヤド・アブドロ・ヌリ反政府組織指導者との間に国連が加わり、これら3者間で包括和平協定が結ばれ、国民和解委員会が発足した(同協定にも、直接「武装解除」を指示する文言は含まれていなかった。)

その後、治安維持と、選挙を通じた法の支配の強化とを、同時に確保しようとした国連安保理は、国連安保理決議1138を採択し、反政府軍事組織に対する

---

カザフスタン大統領の要望で「平和維持」の用語に変更されたとしている。

<sup>303</sup> <http://www.un.org/Depts/DPKO/Missions/unmot/UnmotB.htm> DPKO, UN PKO mission, UNMOT.

<sup>304</sup> UN Doc. S/RES/968.

<sup>305</sup> *Ibid.*, para.2.

武装解除の監視、選挙支援を、UNMOTのマンデートとして追加した<sup>306</sup>。しかし、その後も反政府武装組織が仕掛けた武力攻撃は続き、武装解除もほとんど行われなかった。結果的に、治安は回復していないまま、最終的には反政府勢力も選挙に参加することを選択したことを受けて、選挙実施後、UNMOTも任期終了に伴い撤退している。UNMOTの撤退以降、国連政治局主導により、「国連タジキスタン平和構築事務所 (UNTOP)」が常駐している。隣国アフガニスタン情勢の相対的な危機の低減により、治安状況は改善されてはいるものの、武器や麻薬の流入などに伴い、同国における治安改善はまだまだ十分とは言い切れない状況が続いている。

## 2-7 アンゴラ

建国以前からアンゴラは、ダイヤモンド・鉄などの天然資源や、コーヒー(1974年時点の生産量は世界第4位)などの農作物に恵まれていた。そのため、同国では、独立以前から、主権国家としての独立を大義名分としてきた国内における武装グループの間で、国家権力を求める争いが続けられていた。しかし、その資源を巡り、1975年11月の独立後も国内紛争が絶えることはなかった。

こうした争いは、特に同国における主要な武装グループの3派(「アンゴラ解放人民運動(MPLA)」、「アンゴラ解放民族戦線(FNLA)」、「アンゴラ全面独立民族同盟(UNITA)」)との間で、ポルトガルからの解放運動の時期から繰り広げられていた。アフリカ研究を進める青木一能によれば、彼らの間にある紛争の根本原因は、3者間の個人的敵愾心にあって、必ずしも民族間の争いではないという<sup>307</sup>。1980年代を通じて、国内における紛争当事者はそれぞれ外国の支援(あるいは干渉や介入)も受けるようになり、国内的対立の原因によるだけでなく、関与する外国の思惑も絡みながら、国内紛争が続くことになった。

和平に向けた最初の転機は、冷戦終結の直後に訪れた。すなわち1989年12月、MPLA、南アフリカ、キューバとの3者間で「ニューヨーク合意」が結ばれ

---

<sup>306</sup> UN Doc. S/RES/1138.

<sup>307</sup> 青木一能「アンゴラ—平和構築活動の試金石か」総合研究開発機構(NIRA)・横田洋三編『アフリカの国内紛争と予防外交』国際書院、2001年、190頁。



たのである。実は冷戦期には、南アフリカはそれまでアンゴラ南部を中心に活動していた UNITA を支援し、ソ連とキューバは MPLA を支援していた構造があった。したがって、冷戦構造の崩壊は、同地域におけるこうした複雑な対立構造をも緩やかにしたのである。

次の和平への動きには、当時 MPLA とともに二大勢力であった UNITA の歩み寄りがあった。1991年5月、両者による「包括的和平合意（アンゴラ和平合意）」が締結された。アンゴラ和平合意を受けて、1992年、国連選挙監視団の下、同国における選挙が行われた。その大統領選では、MPLA の指導者ホセ・エドアルド・ドス・サントス大統領が UNITA 指導者ジョナス・サビンビ博士の票を上回り、議会選でも各派政党間で同様の勝敗になる結果となった。政治的野心を隠しきれない UNITA は、選挙の結果を MPLA による不正行為によるものと見なし、MPLA に対する交戦を再開した。

このように不安定化した状況を再び打開したのは、ザンビアによる仲介であった。1994年11月、ザンビアの首都で一堂に会した紛争当事者は、そこで「ルサカ議定書」<sup>308</sup>を結び、双方の動員解除プロセスを含むその後の権力分掌のあり方を示す国民的和解政府の樹立をその内容に盛り込んだ。ガリ国連事務総長（当時）は国連安保理を通じ、アンゴラ和平合意ならびにルサカ議定書、およびこれまでの国連安保理関連決議を根拠として、これまで派遣されてきた国連PKOであるUNAVEMIおよびUNAVEMIIに引き続き、UNAVEM III（1995年2月—1997年6月）の派遣を決めた<sup>309</sup>。UNAVEMIIIは、そのマンデートとして、これまでの関連合意の監視を盛り込んでいた。

UNAVEM IIIは、同国における一連の和平合意の存在に形式的には擁護されてはいたものの、引き続き不安定な情勢のもとに送り込まれたことは否めない。なぜならば、UNITAの武装解除はほとんど実施されなかったにもかかわらず、UNAVEM IIの監視の下で選挙が行われたために、結果的にUNITAだけの戦力が温存され、それが他の勢力に比べて突出していたことが、さらなる不安定化を

---

<sup>308</sup> [http://www.usip.org/library/pa/angola/lusaka\\_11151994.html](http://www.usip.org/library/pa/angola/lusaka_11151994.html) USIP, peace agreements, Angola, Lusaca Protocol.

<sup>309</sup> UN Doc. S/RES/976.

呼び込んだからである。1995年におけるUNITAの武装解除に関し、同年末の時点で武装解除のために国連PKO宿営地に名乗り出たUNITA戦闘員は、わずか400名、しかも子供と高齢者がほとんどであったという<sup>310</sup>。このことは、DDRの進め方の失敗からパワー・バランスが瓦解するという状況と呼び込み、同時に一極型の国内的覇権を自ら形成するという事態を招いたのである。

これらの状況を受けて国連安保理は、1996年2月、決議1045を採択し、UNITA側の武装解除の遅延について強く抗議している<sup>311</sup>。一方、同決議は、アンゴラ政府に対しても、UNITA同様、停戦合意の維持、軍の再編、地雷除去、和解に基づいたUNITA戦闘員の政府、行政への再統合など、ルサカ議定書の履行が遅延していることについても懸念を表明した<sup>312</sup>。これを受けて、同年3月には、ドス・サントス大統領とサビンビ博士が直接会談を行い、同年6月までには武装解除を完了することを改めて了解した。

青木による調査によれば、「同年6月に武装解除のために宿営地に集合したUNITA戦闘員は、5万165名であり、(ルサカ議定書では)UNITA戦闘員を総数6万3千人と見積もられていた」<sup>313</sup>としており、この数字は、概ね武装解除を完了したことを示すという。しかし、その時期に実際に回収された小型武器は投降した戦闘員の数に比べ割が少なかった。また、当時はルサカ合意に基づいて、国軍(12万人)とUNITA軍(6万3000人)を統合させ、今日でいうSSRの一環として、新たな国軍(9万人規模)を創設する予定であった。実際に26名のUNITA将校が国軍に編入され始めていたなど、成果もあったという<sup>314</sup>。アンゴラでは1997年4月、統一国民和解政府が樹立され、一度は平和プロセスが前進したかに見えた。しかし、UNITAが握っていたダイヤモンド集積場の明け渡しが不十分であったことや、UNITAの軍事的能力が残存しているのではないかという不安も残っていた。

UNAVEM IIIの単なる完全撤退には争いに関する問題を残すだけでなく、内戦

---

<sup>310</sup> 青木一能『アンゴラ内戦と国際政治の力学』芦書房、2001年、156頁。

<sup>311</sup> UN Doc. S/RES/1045, para.9.

<sup>312</sup> *Ibid.*, para.3.

<sup>313</sup> 青木、前掲書、157頁。

<sup>314</sup> 同上、157頁。

の激化を助長してしまうと判断した国連は<sup>315</sup>、1997年6月、UNAVEM IIIの後継である国連PKOの国連アンゴラ監視団（MONUA）を設置した<sup>316</sup>。MONUAのマンデートは、同国における平和と和解の確立を基礎としながら、政治、警察、人権、軍事、人道部門に分かれている。国連は、その決議の中、DDRに関する次のような文言を用意した。

○パラ 10：アンゴラ政府および、特に UNITA に対し、登録と動員解除、人と物の自由移動に対する全ての障害の除去、一般市民の武装解除を含む、和平プロセスにおいて懸案となっている軍事関連業務を遅延なく完了するように強く要請する。

また、設置決議に明記されたマンデートを補足する形式で、国連は、UNITA 元戦闘員の動員解除および社会的再統合についても言及している<sup>317</sup>。

しかし、国連 PKO による度重なる努力にもかかわらず、1998年夏、再び政府と UNITA との間で激しい武力衝突が開始された。激しい戦闘に巻き込まれ、同年末と1999年1月の2回、国連輸送機を何者かに追撃されるという事件も起きた。その後、同国政府による国連 PKO 受け入れ撤回を受け、MONUA は撤退を決めた。

国連は、連絡事務所として国連アンゴラ事務所（UNOA）設置を決議し<sup>318</sup>、アンゴラ政府は2000年1月より同国内におけるUNOAの活動を承認した。一方、1999年には政府軍のUNITAに対する大規模攻撃がその抵抗を弱め、2002年2月にはUNITAの首謀者であるサビンビが死亡すると、これが決め手となり、同年4月、包括和平合意が再度結ばれた。UNITAの首謀者死亡は、UNITA存続の危機を一気に早め、本格的な和平プロセスを加速させる結果となった。その後は、UNOAの後継として国連アンゴラ・ミッション（UNMA）<sup>319</sup>による連絡事務所が設置される中、MPLAとUNITAとの間の対話もより一層進み、国内の社会再統

---

<sup>315</sup> UN Doc. S/RES/1087.

<sup>316</sup> UN Doc. S/RES/1118.

<sup>317</sup> <http://www.un.org/Depts/DPKO/Missions/Monua/monuam.htm> DPKO, UN Mission, MONUA, mandate.

<sup>318</sup> UN Doc. S/RES/1268.

<sup>319</sup> UN Doc. S RES/1433.

合省を通じた紛争当事者双方に対するDDRは進んできている<sup>320</sup>。しかし、国内経済は破綻したままであり、アンゴラ政府は、いち早くこうした事態を打開すべく、2005/2006年の国家目標として、「平和の確定および国民和解」を第一に挙げている<sup>321</sup>。

## 2-8 中央アフリカ共和国

1960年8月、中央アフリカ共和国は、宗主国フランスからの独立を果たした。その後、同国政権内でクーデターを繰り返しながら、あるいはフランスによる軍事介入も交えながら、1993年8月には、複数政党制の下、パタセ同国大統領が就任した。これに対し、1996年4月、5月、11月と3回に亘り正規軍による同国大統領に対するクーデターが起きたが、その度にフランスが介入することで、反乱の激化と沈静化を繰り返した。

実は、その3回目（1996年3月）に当たる衝突が起きた際、フランス語圏アフリカ首脳（ガボン、ブルキナファソ、マリ、チャド）による調停が進められたことは、それ以上の外交努力が受け入れがたい状況を示していた。そのため、1997年に入るとすぐに、戦闘によってフランス兵2名の死亡事件をきっかけにして、フランス軍は、大規模軍事介入を起こし、強制的に事態を收拾した。その後、1997年1月、合意形成の強制要素が働き、紛争当事者間で、「バンギ協定」が結ばれた。バンギ協定は、その内容に、統一政府の樹立、反乱軍の戦闘員および住民への恩赦、フランス語圏アフリカ諸国から構成される「平和維持軍・アフリカ諸国間バンギ合意監視団（MISAB）」の創設、等を含めていた。

MISABは、中央アフリカ共和国の政府側から受入られた多国籍軍であり、1997年1月に同国首都バンギにおいて調印された紛争当事者による諸合意の履行を監視することにより、同国の平和維持を行うことを形式的なマンデートとしていた<sup>322</sup>。国連安保理もMISABに対して国連憲章第7章下における平和活動を授

<sup>320</sup> UN Doc. S/2003/158.

<sup>321</sup> <http://www.angola.or.jp/> 駐日アンゴラ共和国大使館、アンゴラ共和国政府、政府プログラム。

<sup>322</sup> ブルキナファソ、チャド、ガボン（指揮国）、マリ、セネガル、トーゴから提供された800名の軍事要員によって構成された。このための資金は、フランスから提供された。

権する中<sup>323</sup>、同国ではMISABの働きかけにより武装解除プログラムが既に進行していた<sup>324</sup>。その後、MISABの兵站部門を支援するために駐留していたフランス軍の撤退——ルワンダ等での失敗の経験から、フランスはアフリカにおける駐留軍を段階的に撤退する政策を既に固めていた<sup>325</sup>——が影響し、その後はMISABの実質的な展開を維持することが困難となった。

こうした状況を受けて、1998年3月、国連安保理は、ポストMISABの展開として国連PKOであるMINURCA(1998年4月—2000年2月)の設置を決めた<sup>326</sup>。MINURCAは、そのマンデートとして、①治安と安定のための支援、②法と秩序の維持のための国軍の支援、③武装解除活動において回収された武器の最終処理および貯蔵管理の監視、④国連の安全と自由の確保、⑤警察教育プログラム等による国家警察等の能力向上に対する国際的取り組みへの支援、⑥選挙支援、を盛り込んでいた<sup>327</sup>。

実は、和平合意後も反乱軍の攻撃は続き、MISABは反乱軍に対しては軍事的強制措置をとっていたことは明らかであったという<sup>328</sup>。国連は、MISAB展開時にはその強制措置を容認していたが、MINURCAにはMISABの任務をほぼ引き継がせることは、強制措置の権限を持たないこの場合の国連PKOにとっては当初から問題があった。その意味で、反乱軍の激しい交戦がある中で武装解除のマンデートを与えられたMINURCAは、アンゴラ同様、理念的には機能不全に陥ることが十分に予測できたはずである。

しかし、MINURCAの支援の下、同国は、1998年11月22日および12月13日、国民議会選挙が実施した。その結果、当初政権与党が野党側の総数を1議席少ない状態であったが、憲法裁判所がその結果を宣言する直前に、野党側議員1名が与党への支援を表明したことにより形成が逆転し、結局、与党側の勝

---

<sup>323</sup> UN Doc. S/RES/1125.

<sup>324</sup> 酒井啓亘「中央アフリカ共和国問題と国際連合—MISABからMINURCAへ—」『国際協力論集』第7巻、第2号、1999年、94頁。

<sup>325</sup> NIRA・横田編、前掲書、190頁。

<sup>326</sup> UN Doc. S/RES/1159.

<sup>327</sup> *Ibid.*, para.10.

<sup>328</sup> 酒井、前掲論文、93-96頁。

利（109 議席中過半数にあたる 55 議席を確保）となった<sup>329</sup>。野党側はこの事態を不服とし、翌月の 1999 年 1 月、バンギ市内においてデモを行ったが、MINURCA による平和維持により、紛争が再発するまでには至らなかった<sup>330</sup>。同年 2 月には、国連安保理決議 1230 が採択され、MINURCA 駐留延長（同年 11 月 15 日まで）を認めると共に、大統領選挙支援、および MINURCA のコントロールの下で押収された武器・弾薬の廃棄作業の監視、を新たにマンデートに追加した<sup>331</sup>。

その後、バンギ市内では散発的に治安の悪化が見られた一方で、7 月には武装解除および武器破壊セレモニーが行われるなど、大規模な戦闘にはならなかった。他方、1999 年 5 月には、国軍再編に関する法案が同国国会において採択されたが、憲法裁判所による司法ガバナンスの制度構築の遅延により、政府は国軍再編のための具体的行動を起こすことができずにいたが、MINURCA による国軍に対する軍事訓練は継続していた<sup>332</sup>。

このように、安定化に向けた MINURCA の貢献とともに、和平合意に基づいたガバナンス制度の構築も徐々にではあるが進められる中、同年 9 月には、大統領選挙が行われ、1993 年に引き続きパタセ大統領が再選した。

このように見てくると、反乱軍の国軍への編入も形式的には進展し、その意味で武装解除のプロセスも行われたとみることもできる。しかし一方で、同国大統領の直属部隊の越権行為や、周辺国であるコンゴ（民）からカビラ同国政権に反抗する勢力が国内に流入するなど、国家統一直後に不安定化したのも事実であろう<sup>333</sup>。

2000 年 2 月には、MINURCA が撤退し、「国連平和構築事務所（BONUCA）」が同国との連絡機能を担ってきた。2001 年 11 月には、一部の国軍戦闘員によるクーデター未遂事件も発生したが、2003 年 3 月には、パタセ大統領の国内不在中にフランソワ・ホジセ元政府幹部が自ら大統領就任を宣言し、暫定政権を発

---

<sup>329</sup> UN. Doc. S/1999/98 , paras.2-3.(Forth Report of the Secretary General on the United Nations Mission in the Central African Republic.)

<sup>330</sup> UN Doc. S/1999/788. (Seventh Report of the Secretary General on the United Nations Mission in the Central African Republic.)

<sup>331</sup> UN Doc. S/RES/1230, paras.2, 9 and 10.

<sup>332</sup> *Ibid.*, paras.35-37.

<sup>333</sup> 酒井、前掲論文、96 頁。

足させた。2004年12月、新憲法を国民投票で採択すると、同月末、国連事務総長報告書は、同国におけるガバナンスと人権確保が依然不十分であるとしながらも、IMFや世界銀行によるプロジェクト支援により徐々に経済が回復しつつあると評価した<sup>334</sup>。なお、同報告書は、DDRに関し、世界銀行による資金援助（「多国間動員解除・再統合プログラム」）を受けてUNDPによってデザインされたDDRプロジェクト（7500名の元戦闘員の武装解除および再統合が目的）が進められており、2004年9月には同分野の政策を統括するDDR国家委員会が設置されたと示している<sup>335</sup>。

このように、中央アフリカ共和国では、非強制による多国籍軍と国連PKOが一定の安定化機能を果たし、他方で暫定大統領による脆弱なガバナンスによる運営が進む中で、一定の経済社会開発支援が進行しているという現状となっている。

### 3. DDRメカニズムによる評価

本節では、本章で示してきた事例に対し、本稿第3章で提起したDDRメカニズムに従って、国際平和活動の手段がどのように提供されていたのかについて一定の評価を行いたい。

#### 3-1 総合評価

こうしてみると、DDRに関し、本章で挙げたどの事例においても、その目的を十分には果たしたようには見えなかった。特にアフリカの事例で合意無視の繰り返しが見られたように、DDRの実施の根拠となる和平合意の存在だけが国家再建の道筋を約束してくれるわけではないことがよくわかった。一方、そうした事例の中では、中米およびモザンビークにおける事例のようにDDRが自発的に行われた場合もあった。これは、冷戦構造の崩壊が大きく影響し、その後の秩序の再編が比較的なだらかに行われた結果でもあった。

---

<sup>334</sup> UN Doc. S/2004/1012, para.38. (Report of the Secretary-General on the situation in the Central African Republic and the activities of the United Nations Peace-building Support Office in the Central African Republic.)

<sup>335</sup> *Ibid.*, para.13.

また、今日で言う DDR は、国内紛争の解決手法の一部として、1990 年代を通じて既に様々な実践と教訓を積んできたことがわかる。この時代の国連 PKO は、「DDR」というマンデートが明記されたものはタジキスタンへ派遣された UNMOT だけであったが、武装解除および動員解除支援における技術的向上や復員事業の計画化など、それぞれの活動の中で実践を積んできたと言える。一方、DDR といった一連の作業がないばかりに、武装解除が完了していない状態であっても、これと平行して平和構築作業が進展してしまうという事例も多く見受けられた。軍事組織による武力行使の余地を与えたままでは、構築途上にある和平を崩壊させる可能性が高い。

紛争の原因は複雑であり、事例によっても状況が異なることから一概には言えないが、本稿における DDR メカニズムの観点から総括するならば、とりあえず次のように単純化することができよう。和平合意の構想／形成、維持、履行にあたり、比較的円滑に進んだ中米、モザンビークの事例は、ガバナンス制度、治安／安全保障上の安定化の各措置についても国際平和活動による手段の中で確保された。中米では、中南米の各国がリオ・グループを結成し、紛争当事者に対する平和創造と、国連や OAS に対する紛争解決のための要請を積極的に行っていた。こうした平和創造が合意の形成を促し、ONUCA および ONUSAL を通じた平和維持による安定化装置のおかげで、反政府勢力のガバナンスへの取り込みを容易にさせた。

一方、モザンビークにおいても、イタリアの平和創造の下、和平合意が形成され、これに基づき具体的な武装解除支援を含めた ONUMOZ が平和維持の機能を果たした。モザンビークでは、DDR の遅延があった場合でも、選挙プロセスを急がずにガバナンスと安定化のバランスをとりながら民主化を進められた。しかし、こうした事例は、経済社会開発について必ずしも一律に発展を遂げているわけではない。例えばニカラグアでは、紛争後 10 年立った現在でも IMF にとって貧困国の対象であった。また、モザンビークでは、DDR における再統合プロセスにおいて、受益者間の富の格差に配慮が足らなかった影響が現在になって社会化してきているという報告もあった。今後の経済社会開発の進捗によっては、「DDR 成功」の評価も変わってくるかもしれない。



それにしても、ソマリア、アンゴラ、リベリアに加え、タジキスタンでは、紛争当事者による和平合意の無視の状態が続くことが多かった。例えば、ソマリアに関しては、ガバナンス制度、治安／安全保障上の安定化、その後の経済社会開発など一向に進まなかった事例であると明確に言えよう。また、アンゴラでは、何度も合意の無視と、合意の再形成を繰り返す事態で、結局は反政府勢力の首謀者であるサビンビ博士が死亡することで、和平合意、ガバナンス制度、治安／安全保障上の安定化の要素を確保することにつながった。このような環境は、DDR を阻害することを改めて明確にする結果となった。DDR メカニズムから見たこれらの事例における最大の欠点は、治安／安全保障上の安定化に至らなかったことである。ソマリアでは、平和強制であっても安定化が図れなかった。しかし、ソマリアの場合には、紛争当事者を引き付けるだけの和平合意交渉のプロセスが欠けていた。アンゴラでは、和平合意の形成のために平和創造が行われたが、合意形成後、平和維持による治安／安全保障上の安定化が図られないまま、選挙を強行するという形式的ガバナンス制度を構築するといった勇み足があった。和平合意のタイミングや紛争当事者のコミットメントの問題もあるが、こうした事例は、DDR メカニズムを確保できていなかった。

他方、カンボジアは、DDR の進展を見る上で、以上の事例と異なる特徴を持つ。すなわちこの事例では、和平合意から離脱した軍事組織を国内に残存させたまま、民主化プロセスを進め、結果としてDDR を完了することにつながった。カンボジアに展開した UNTAC の特徴と、対象国における DDR の状況を振り返ると次の通りである。国際社会の平和創造により迎えた和平合意後、UNTAC は、平和創造、平和維持、平和構築といった複合的手段を持ち合わせた暫定統治機構として自らがガバナンスを行う立場にあり、それまでの国連 PKO から見ると画期的なマンデートを有していた。しかし、一方で UNTAC は、国連 PKO の従来の特徴である同意原則を課せられていたことにその新たな任務の運用に際して矛盾を抱えていた。

このような国際介入の中、非正規軍の一派であったポル・ポト派は、選挙プロセスに不満を持ち、和平合意から離脱した。そのため、UNTAC は平和強制を行うこともできず、選挙候補者の適格性を修正するだけであった。結局、選挙

はポル・ポト派を抜きにして実施され、その枠組みの中でその後のガバナンス制度、治安／安全保障上の安定化が図られていった。その後、同国では、同国国内の治安装置が安定化に向けて機能していくにつれ、また首謀者ポル・ポト派の死亡を受けて、武装した同派は国内での行き場をなくしていった。

したがって、同国における DDR は、主要な反政府軍事組織を取り込むことなく、国連 PKO による DDR とは無関係に国家ガバナンスの枠組みの中で次第に進められていった。ただし、短期間に治安維持を促進することをひとつの目的とした DDR としては、ポル・ポト派をその対象外としたことは、その後 10 年も同国の地方に集中する非正規軍を残存させ、小型武器の蔓延を許してしまったという意味で問題を残したことは否めないであろう。

本稿での総合評価に加え、以下では、和平合意、ガバナンス制度、治安／安全保障上の安定化、経済社会開発の DDR メカニズムの要素別に国際平和活動の手段（目的）がどのようなものであったかを検証し、これまでの事例研究をより詳しく評価していく。

### 3-2 要素別評価

#### 3-2-1 和平合意

合意の遵守が紛争当事者によって積極的に確保された中米の事例と、武装解除プロセスが遅延してはいたが再三に亘る国連側の働きかけによって紛争当事者間の政治的決着を確保できたモザンビークの事例は、紛争当事者による合意遵守を比較的確保できた方である。一方、アンゴラやソマリアなど、ほとんどの事例では、合意の無視により武力衝突が何度も再発した。本稿第 3 章において、DDR の要素である和平合意との関係で国際平和活動により用いられる手段には、平和創造、平和強制、平和維持、平和構築、があると既に示しておいた。本章における各事例は、これらの内どれを（あるいは重複して）選択していたであろうか。

#### ○平和創造（合意の非強制的形成）

中米の事例において非正規軍の武装解除を要請したグアテマラ合意や、ある

いはコスタ・デル・ソル宣言の形成は、紛争当事国による自発性によるものだけでなく、国連や OAS などの国際社会が平和創造を行った結果でもあった。モザンビークにおける包括和平合意は、イタリア等の平和創造により、武装解除をその内容に加えていた。カンボジアにおけるパリ和平合意は、UNTAC に対して国際的暫定統治を委任しており、したがって、UNTAC のマンデートに武装解除を盛り込んだことは、平和創造の一環である。その他にも、リベリアでは国連や ECOWAS が、タジキスタンではロシアや国連などが、アンゴラではザンビアなどが、そして、中央アフリカ共和国ではフランス語圏のアフリカ首脳らが平和創造を行い、和平合意に至った。ソマリアについては、実質的に合意形成にまで至らなかった。

#### ○平和強制（合意の強制的形成）

軍事力による強制ではないが、ソマリアでは、国連安保理による武器禁輸措置（1992 年 1 月）によるてこが効いて、その翌月には紛争当事者間で停戦合意が結ばれた経緯がある（しかし、その後最初の UNOSOM が派遣される一方で、合意無視が続いた）。

#### ○平和維持（合意の維持）

本章で検討した各事例には、国連 PKO や地域機構などで構成する PKO が、紛争当事者による合意の無視がないように平和維持に努めていた。しかし、カンボジアでは、非正規軍の一派であったポル・ポト派が合意から離脱し、あるいはアンゴラや中央アフリカ共和国では紛争当事者による度重なる合意の無視が行われ、何度も合意が結び直された。タジキスタンでは、反政府勢力による武装解除は行えないまま、UNMOT のよる支援を受けて選挙が実施された。

#### ○平和構築（合意の履行・促進）

本章で検討した各事例には、多機能型の国連 PKO が展開されており、したがって、平和維持だけではなく、平和構築についてもマンデートとして行使されることを予定していた。しかし、少なくとも DDR 関連については、中米とモザ

ンビークにおける事例を除いて、平和構築は十分ではなかった。

このように、和平合意に対する国際平和活動は、本章の全ての事例で見られた。そこで注目しなくてはならないのが、DDR は合意の形成段階から政策課題に載せられる必要があるが、合意の維持、合意の履行・促進の段階ではさらにそのための環境が整わなくてはならないという事実である。つまり、DDR を和平合意に加えることだけでは、自動的に DDR プログラムを実施には至らず、平和維持から平和構築に向けた実効性が伴わなくてはならないのである。

### 3-2-2 ガバナンス制度

国家統治システムのあり方を具体化するガバナンス制度の構築は、主に平和構築による手段によって実施される。中米やモザンビークの事例では、当該政府が、和平合意の内容に沿って、選挙プロセスなどを通じて反政府勢力を国家組織へと編入することに成功した。一方、武装解除を拒んだ反政府勢力（ポル・ポト派）を除外しての選挙プロセスを進めたカンボジアは、DDR と対を成す SSR の範囲を狭めることを余儀なくされた。

リベリアでは、反政府勢力として武装闘争を継続してきたテイラー候補が選挙を通じて当選し、第 3 者的に当該国のガバナンス支援を行ってきた国際社会にとっては、不安を残しつつもその結果を受け入れざるを得なかった（同国ではその後、紛争が再発することになった）。また、タジキスタンや中央アフリカ共和国においては、反政府勢力が十分に武装解除しないまま、選挙プロセスを経て、国会に議席を置いているが、政情は不安定である。

一方、アンゴラでは、反政府勢力の UNITA が、選挙結果を巡り、政府側への反発を繰り返すなど、ガバナンス制度の構築に向けた初期段階で大きな困難を伴った。しかし、最近では UNITA の首謀者死亡により、双方によるガバナンス制度構築に向けたムードが盛り上がりを見せてきている。

### 3-2-3 治安／安全保障上の安定化

本稿における安定化とは、治安や安全保障の分野のことを指していた。国際

平和活動との関連では、平和維持、平和強制、平和創造、紛争予防、平和構築の手段が考えられたが、本章の事例からは、特に DDR の実施にあたりどのようなオプションが見られたであろうか。

#### ○平和維持（停戦監視等）

本章で扱った事例の全ては、国連 PKO および CIS 平和維持軍、ECOMOG、MISAB による PKO が平和維持の任務を負っていた。中米やモザンビークの事例では、国連 PKO が十分に DDR を行うための安定化要素を提供していた。しかし、紛争当事者による和平合意の無視が続いたその他の事例では、平和維持は当然機能せず、タジキスタンや中央アフリカ共和国など、場合によっては平和維持を行う国際平和活動の撤退をすることもあった。

#### ○平和強制（武力衝突の鎮圧、人道危機の救援等）

ソマリアにおける UNITAF は人道危機に対する平和強制であったが、同国における UNOSOMII は、武装解除に対する平和強制であった。他方、リベリアにおける ECOMOG は、実質的には強制力をもって紛争当事者の武装解除の任務に従事していた。

#### ○平和創造（和平合意の再形成、外国との合意形成等）

安定化の作用は、主に和平合意が結ばれて、合意の維持、履行が進められる段階で必要となってくる。しかし、紛争当事者による和平合意の無視が続く場合（アンゴラなど）、それが深刻な状況に陥らないように、すなわち安定化のために、合意の再形成を行うことで当事者間の和平に向けたずれを修正する必要がある。DDR を徹底しようとして合意の再形成を促す平和創造は、アンゴラやリベリアの事例で見られた。

#### ○紛争予防（近隣への脅威削減）

当該国の安定化は、近隣諸国への脅威削減にもつながるという観点から、中米やモザンビーク、タジキスタンにおける周辺各国は積極的に当該国の紛争解

決にあたり、自国に対する紛争予防に努めた。他方、中央アフリカ共和国では、国内の不安定化が、コンゴ（民）など周辺諸国から民兵を呼び寄せるなどの事態を生じさせ、DDRは、外国部隊の撤退を前提として行わなくてはならなかった。

#### ○平和構築（国軍・警察の活用、治安／安全保障の構築等）

カンボジアでは、同国における国軍・警察により残存する反政府勢力を追い込めるところまで平和構築を進めることを可能にした。中央アフリカ共和国でも、国連PKOによるトレーニングにより、当該国の国軍・警察自体による安定化に向けた平和構築が一部見られた。また、成功例と言えるモザンビークでは、元戦闘員による通常犯罪も指摘され、まだまだ治安向上のための更なる平和構築が求められていることが明確になった。

### 3-2-4 経済社会開発

平和構築の手段と深く関係する経済社会開発は、DDRにとっては再統合プロセスと親和性があることは既に述べたとおりである。しかし、DDRプログラム以後における元戦闘員のその後については、あまり知られていない。本章における事例研究では、経済社会開発とDDRとの関連を示すには不十分である。したがって、これについては更なる実証研究を必要とする。ただし、本章における事例を見ると、ガバナンスが脆弱な中でも、国際的な経済開発支援が約束された中央アフリカ共和国では、DDRプログラムが策定され、本格的なDDR国家委員会が設置された。

他方、経済社会開発の充足がDDRプログラムを阻害する場合として、カンボジアの事例があった。カンボジアは、都市部を中心に経済発展を遂げつつあるが、ポル・ポトを信奉する人々が住む農村部では、大量の小型武器が残り、治安が悪いという。これには主にポル・ポト信奉という政治問題が絡んでいるが、しかし一方で、これまで平和構築とリンクさせて経済開発を行ってこなかった

ことが、DDRプログラムの阻害に関連している<sup>336</sup>。

## おわりに

本章は、冷戦終結以後から 1999 年開催の DDR 国連安保理公開会合までの国連 PKO とその対象国を中心に DDR に関する事例研究を行った。事例研究は、中米、モザンビーク、カンボジア、ソマリア、リベリア、タジキスタン、アンゴラ、中央アフリカ共和国に対して行われ、次に、本稿で示す DDR メカニズムに照らし合わせながらそれぞれの事例の特徴を明らかにした。その際、国際平和活動の内のどの手段が利用されたかについても検討した。

これらの研究を通じ、DDR メカニズムのうち、特に和平合意に DDR プログラムの内容を挿入することが不可欠であり、その上で、ガバナンス制度や治安／安全保障上の安定化のために国際平和活動を通じて図られる必要があることが明らかになった。ただし、どの事例も、DDR は簡単な作業ではないことも改めて理解できた。

国連 PKO 環境下の DDR 自体は、平和維持と平和構築とが関係しているが、主に武装解除だけがマンデートに組み込まれたこの時期の国連 PKO は、DDR の平和維持の側面を中心に対応しようとしていた。もちろん多機能型 PKO として平和構築を重視してきた時期ではあったが、アンゴラや中央アフリカ共和国など和平合意の履行やガバナンス制度の構築は不十分な場合が多かった。また、治安／安全保障上の安定化という視点から、紛争当事者による和平合意の無視により平和維持環境を確保できなかった同様の事例では、武装解除のマンデートは国連 PKO の能力を越える問題として放置せざるを得なかったと言える。

ただし、多国籍軍による平和強制のオプションも、場合によっては武装解除に関係してくる場面もあり、この点は後の DDR のあり方に大きな教訓を残したと言えよう。そのため、これらの事例は、PKO の展開する事例における平和維持と平和構築とのフェーズにまたがる DDR を遂行するための条件を考察する上

---

<sup>336</sup>カンボジアで活動する日本小型武器対策支援チーム (JSAC) は、平和構築と小型武器の回収を関連づけるが、DDRを活動の対象にはしていないという。JSACの関係者に対する筆者によるインタビュー、大阪、2004年12月27日。

で重要であり、DDR の形成期として、その後の DDR のあり方に対する検討課題を提供してくれた。



## 第5章 国連 PKO 対象国と DDR の発展

はじめに

### 1. 事例研究：国連 PKO 対象国と DDR の発展

- 1-1 シエラレオネ
- 1-2 コンゴ（民）
- 1-3 リベリア（2003 年以降）
- 1-4 コートジボワール
- 1-5 ハイチ（2004 年以降）
- 1-6 ブルンジ
- 1-7 スーダン

### 2. DDR メカニズムによる評価

- 2-1 総合評価
- 2-2 要素別評価
  - 2-2-1 和平合意
  - 2-2-2 ガバナンス制度
  - 2-2-3 治安／安全保障上の安定化
  - 2-2-4 経済社会開発

おわりに

はじめに

本章では、本稿第4章に引き続き、本稿で示す DDR メカニズムを分析枠組みとしながら、2000年の DDR に関する国連事務総長報告書（S/2000/101）の発表以後の展開として、DDR に関するマンデートを得た国連 PKO とその対象国についての事例研究を行う。1999年に開催された DDR 国連安保理公開会合以降は、シエラレオネにおける事例を皮切りに国連 PKO による DDR が顕著になったことから、国際平和活動における DDR が定着し、かつ発展していった時期と言える。したがって、この時期の DDR の実際を分析することには十分に意義がある。ここでは、2006年に国連が発表した「統合 DDR スタンドアード」の新しさにもあったように、第4章で扱った冷戦終結以後から DDR 国連安保理公開会合までの

時期における各事例との比較において、それまでの時期における問題点を解決する上での具体的な教訓が見出されるはずである（本章における分析対象の時期は、2006年7月末までとする。）。

本章第1項では、①シエラレオネ（UNOMSIL および UNAMSIL）、②コンゴ（民）（MONUC）、③リベリア（UNMIL）、④コートジボワール（MINUCI および UNOCI）、⑤ハイチ（MINUSTAH）、⑥ブルンジ（ONUB）、⑦スーダン（UNMIS）——の各事例を検証する。第2項では、これらの事例に対して、DDRメカニズムからみた総合的評価を行う（ただし、本章で提示する事例は、シエラレオネを除いて国連PKOが現在展開中のものばかりなので、本章の分析対象国に対するその評価は暫定的なものとなる。）。

本章における7事例の内、6事例はアフリカに属する国々である。武内進一は、論文『冷戦後アフリカにおける政治変動—政治的自由化と紛争—』において、1989年から2003年にかけてアフリカ諸国で起きた紛争を類型化している。これによれば、①国家権力をめぐる国内紛争（14カ国）、②局地的紛争（13カ国）、③国家間紛争（1例）、に分けられている<sup>337</sup>。本稿におけるアフリカの各事例は、全て国内紛争に当てはまるが、武内が指摘するように、国家権力の争奪に関わる問題こそ重要課題である。DDRメカニズムを支える環境が、アフリカにおける紛争の文脈でどのように捉えられるか、という点についても本章では留意したい。

## 1. 事例研究：国連PKO対象国とDDRの発展

### 1-1 シエラレオネ

シエラレオネは、1961年、英国による植民地・保護領の地位から独立した。しかし、同国では、同国政府部内の政治的汚職などが原因で政変劇が繰り返され、1991年3月、本格的な国内紛争が勃発した。その発端は、当時のジョゼフ・

---

<sup>337</sup> 武内進一「冷戦後アフリカにおける政治変動—政治自由化と紛争—」『国際政治』第140号、2005年、90-107頁。なお、右論文にて「国家権力をめぐる内戦」と分類されている事例は、アンゴラ、エチオピア、ギニアビザウ、コートジボワール、コンゴ共和国、コンゴ（民）、シエラレオネ、ソマリア、チャド、中央アフリカ共和国、ブルンジ、モザンビーク、リベリア、ルワンダが挙げられている。

モモ大統領率いるシエラレオネ政府に対し、非正規軍「シエラレオネ革命統一戦線（RUF）」が戦闘を仕掛けてきたことである<sup>338</sup>。RUFは、隣国であるリベリアの非正規軍「リベリア国民愛国戦線（NPFL）」などの支援を受けながら、シエラレオネの南部および東部に侵攻し、ダイヤモンドなどの天然資源が豊富な地域を狙っていった。

他方、1992年4月、シエラレオネ国内では軍部によるクーデターが起こり、これが直接のきっかけとなってモモ政権を打倒し、代わりにクーデターを起こした側のボランティア・ストラッサー大尉が国家元首に就いた。しかし、ストラッサーが政権の座に留まるのも束の間、1996年1月、再びクーデターが起こり、今度はジュリア・ビオ准将が政権を奪取した。その後、民政移管の手続きを経て、同年3月にアハメド・テジャン・カバーが正式に同国の大統領に就任した。

1996年11月、カバー大統領は、コートジボワール政府の仲介の下、フォディー・サンコーRUF代表との間で「アビジャン包括和平合意」を結ぶが、両者の間の戦闘状態は継続した。1997年3月には、ナイジェリア滞在中のサンコーが銃器不法所持容疑で拘束されると、シエラレオネ国内は新たな展開を迎える。すなわち、和平が訪れるのではなく、シエラレオネ国軍の一部と、いきり立ったRUF幹部とが結託してカバーを亡命（ギニア）に追いやると、1996年のクーデターで逮捕されていたジョニー・ポール・コロマ少佐が解放され、そのまま新大統領に就任した<sup>339</sup>。

再び構成された軍事政権に対し、国際社会は強く非難し、ナイジェリア、ガーナ、ギニアについては独自の判断でシエラレオネ国内に軍事介入した。これを受けて、革命軍事理事会（AFRC）による軍事政権側は、こうした軍事介入が地域安全保障を担当するECOMOGの名の下で行われているとして非難した。しかし、1997年6月にジンバブエのハラレで開催されたOAU（現AU）会議では、

---

<sup>338</sup> 落合雄彦「シエラレオネ」NIRA・横田編、前掲書、206-207頁。落合によれば、RUFは、もともとリビアにおいて軍事訓練を受けたシエラレオネ人活動家による組織であり、必ずしも民族や宗教を背景としているわけではなく、シエラレオネ国内で阻害された若者による集合体であったという見方を示している。

<sup>339</sup> 同上、208-209頁。

改めてシエラレオネにおける軍事政権を非難し、ECOWASによる紛争解決に向けた取り組みを支持した<sup>340</sup>。

こうしてAFRCによる軍事政権が孤立していく中、1997年10月、ギニアのコナクリにおいて、ECOWASとシエラレオネ軍事政権との間で交渉が進められ、同年12月末までにECOMOGによる監視の下でAFRCのDDRを完了するとともに、98年4月までに民政移管を行うとする内容を含む「コナクリ和平合意」<sup>341</sup>が結ばれた（同時にECOWASは、RUF側の代表とも会談を行い、そこでコナクリ和平合意を確認しつつ、和平プロセスへのRUF参加を呼びかける内容のコミュニケを交わしている<sup>342</sup>）。

しかし、組織の構成員を特定しにくいRUFは、独自の判断で動く民兵にも似たそれぞれの戦闘員も相当に関わりがあり、そうした曖昧なRUF組織の枠組みと、正規軍を支援する「市民防衛軍(CDF)」との間で激しい戦闘を繰り広げた。この動きに対し、1998年2月、ECOMOGは、自らが紛争当事者となってこれに参戦し、RUFの幹部勢力を首都フリータウンから放逐し、翌月には、カバール統領を強制的に復帰させた。

この時点でのECOMOGによる強制行動は、国連から授權を得てはいなかった<sup>343</sup>。ただし、国際社会は、国連を含めて目立った非難を行うこともなく、その合法性について取り立てて議論することもしなかった<sup>344</sup>。1998年7月、国連は、紛争当事者によるコナクリ和平合意の履行を監視するために国連PKOであるUNOMSIL（1998年7月—1999年10月）を派遣することを決議した。しかし、実際のところ、同国の不安定な治安状況では安定化のために平和強制機能を備えたECOMOGの協力が不可欠であった<sup>345</sup>。UNOMSILのマンデートには、安全確保の提供、武器の収集および破壊の際におけるECOMOGの活動の監視を含め

---

<sup>340</sup> 同上、209—210頁。

<sup>341</sup> [http://www.usip.org/library/pa/sl/sl\\_ecowas\\_10231997.html](http://www.usip.org/library/pa/sl/sl_ecowas_10231997.html) USIP, peace agreements, Sierra Leone, ECOWAS six-month peace plan for Sierra Leone (23 October 1997-22 April 1998).

<sup>342</sup> [http://www.usip.org/library/pa/sl/sl\\_10231997.html](http://www.usip.org/library/pa/sl/sl_10231997.html) USIP, peace agreements, Sierra Leone, Communique issued at Conakry on 23 October 1997.

<sup>343</sup> 酒井啓亘「シエラレオネ内戦における『平和維持活動』の展開(1)—ECOMOGからUNAMSILへ—」『国際協力論集』第9巻第2号、2001年、106-112頁参照。

<sup>344</sup> UN Doc. S/PRST/1998/5.

<sup>345</sup> UN Doc. S/RES/1181.

ていた。ここからは、国連がUNOMSILの展開中に平和の維持が困難となることを予め想定して、ECOMOGの平和強制にかけていた期待が見てとれる。そのためか、DDRに関しても、UNOMSILのマンデートは次のように記されている<sup>346</sup>。

○国連文書（S/RES/1181）パラ 6

(b) … (中略) …治安の確保および武器の回収と破壊を進める ECOMOG の役割を監視することを含めて、国内における治安地域に集中する元戦闘員の武装解除および動員解除を監視する。

(c) … (中略) …武装解除および動員解除における国際人権法の尊重を監視するための支援を行う。

(d) 治安状況が許す限り、CDF 構成員の自発的武装解除および動員解除を監視する。

その後も政府側とRUFとの間で戦闘が継続したが、1999年7月、国連やECOWASの仲介により、「ロメ和平協定」<sup>347</sup>が締結された。同協定は、即時停戦、ガバナンス、RUFの政党化、RUF構成員の政府要職としての受け入れ、「平和定着のための委員会（Commission for the Consolidation of Peace）」の設置、「戦略資源管理および国家復興開発のための委員会（Commission for the Management of Strategic Resources, National Reconstruction and Development）」の設置（同委員会の議長をサンコーとした）、などを明記している。また「ECOMOGのマンデート（同協定第13条）」は、治安維持、UNOMSILの保護、DDRの保護、ECOMOGの追加軍事支援、段階的撤退、であるとし、他方、「UNOMSILのマンデート（同協定第14条）」は、国連安保理により同合意の内容を引き受けることであると明記していた。また、同協定第16条は、DDRを示しており、合意後6ヶ月以内に武装解除および動員解除を開始するとした。また、同協定第9条では、特別にサンコーの恩赦条項も盛り込まれていた。

同合意に従ってECOMOGが段階的に撤退していく中、国連安保理は、UNOMSILを引き継ぐかたちで、同じく国連PKOのUNAMSIL（1999年10月—

---

<sup>346</sup> *Ibid.*, para.6.

<sup>347</sup> [http://www.usip.org/library/pa/sl/sierra\\_leone\\_07071999.html](http://www.usip.org/library/pa/sl/sierra_leone_07071999.html) USIP, peace agreements, Sierra Leone, Peace Agreement between the Government of Sierra Leone and the Revolutionary United Front of Sierra Leone.

2005年12月)の派遣を決議した<sup>348</sup>。UNAMSILのマンデートは、合意履行のための協力、DDRプランの履行に関するシエラレオネ政府の支援、武装解除および動員解除センターを含むシエラレオネ領内での特定地域におけるプレゼンス、信頼醸成、人道支援のためのファシリテーション、要請された場合の選挙支援、などを含んでいた<sup>349</sup>。

今度は国連PKOの原則に基づいた能力の枠内で平和維持が可能であると国連も踏んでいたのだが、2000年5月、UNAMSILの軍事要員約500名がRUFに身柄を拘束されるという事件が起こった。これに対し、国連安保理は、国連憲章第7章の下で追加決議を行い、シエラレオネにおける現地ダイヤモンドの不正輸入を禁止する決議を採択することになる<sup>350</sup>。同年8月には、国連安保理により、RUFの首謀者としてシエラレオネの当局に拘束されたサンコーをはじめRUF幹部を裁くための特別法廷を設置する決議<sup>351</sup>が採択された。また、国連安保理は、その翌月の9月にはUNAMSILを最大2万5百人に拡大することを決定した<sup>352</sup>。国連安保理によるこのような圧力がRUF側に向けられる中、2000年11月、シエラレオネ政府とRUFとの間で新たな停戦合意が行われた。

その後のDDRに関しては、RUFとUNAMSILとが2001年2月に発表した共同コミュニケを軸としており、停戦合意に基づくRUFの武装解除、民主的選挙への正式な参加、RUFによる支配地域の政府への返還、等をその内容に盛り込んでいる。これに従って、同国政府は、政府部内に「DDR国家委員会(National Committee of DDR: NCDDR)」を設置した。また、同国政府は、シエラレオネ政府、CDF、RUF、UNAMSILによる新たな枠組みの中で、同国開発庁、新国軍、NGOなども適宜招請するなど、多元的なチャンネルを構成することによってRUFらの非正規軍との協調を促進するよう試みた。その結果、2002年4月、同国におけるNCDDRによるDDRプロジェクトは一様の終了を見せている<sup>353</sup>。

2004年9月には、国連安保理は、国連安保理決議1562を採択し、UNAMSIL

---

<sup>348</sup> UN Doc. S/RES/1270.

<sup>349</sup> *Ibid.*, para.8.

<sup>350</sup> UN Doc. S/RES/1289.

<sup>351</sup> UN Doc. S/RES/1315.

<sup>352</sup> *Ibid.*

<sup>353</sup> 現地におけるDDRの手順など、伊勢崎、前掲『武装解除』に詳しい。

の任務を延長するなど、隣国リベリアに展開中の国連PKOとの連携も進めてきた。そのため、UNAMSILは、同国のみならず、リベリアなどの隣国に対する安定化要素を提供してきたと言えるが、2005年12月にはそのマンデートを終え、撤退している。他方、同国における最近の経済状況に関しては、国連事務総長報告書（2005年4月26日付）によれば、2003年の国内総生産（GDP）が6.5%から、2004年には7.2%へと着実に成長してきている一方で、国民の70%が1日1ドル以下の生活を送っているままであるという<sup>354</sup>。

## 1-2 コンゴ（民）

現在のコンゴ（民）は、1960年にコンゴ共和国としてベルギーから独立し、1967年にコンゴ民主共和国、1971年にザイール共和国、1997年にコンゴ民主共和国と国名を変更してきた。国名の変更は、国内のクーデターによる政治変動を伴って行われた。ここでは、国連PKOの同国に対する派遣に関し、1998年に起きた国内紛争以降に焦点を当ててDDRの関連を見ていくことにする。

1997年5月、旧ザイールの時代、ウガンダとルワンダの支援を受けた反政府勢力「コンゴ・ザイール解放民主勢力同盟（ADFL）」が同国首都キンシャサを制圧し、その議長を務めていたローラン・デジレ・カビラが大統領となった。しかし、1998年8月、同大統領に対する反政府勢力が同国東部で反乱を起こすと、ウガンダ、ルワンダ等がこの反政府勢力を支援した。一方、ジンバブエ、アンゴラ等はカビラ政権を支援するため、コンゴ（民）国内に派兵したことで同国国内を舞台とした国際紛争へと発展した。

ザンビアや南アフリカ等が仲介にあたり、1999年7月7日、ザンビアのルサカで開かれた会議において、カビラ派と反カビラ派との間で「ルサカ停戦合意」<sup>355</sup>が結ばれた（周辺国がまず調印し、国内の反政府勢力が次いで調印した<sup>356</sup>）。ルサカ停戦合意のポイントとしては、軍事組織の武装解除について言及してい

<sup>354</sup> UN Doc. S/2005/273, paras.38-40. (Twenty-fifth report of the Secretary-General on the United Nations Mission in Sierra Leone.)

<sup>355</sup> [http://www.usip.org/library/pa/drc/drc\\_07101999\\_toc.html](http://www.usip.org/library/pa/drc/drc_07101999_toc.html) USIP, peace agreements, DRC, Ceasefire Agreement.

<sup>356</sup> 武内進一「ルワンダからコンゴ民主共和国へ」NIRA・横田編、前掲書、283頁。

る点の他に、予定される国連PKOのマンデートを提示していることである。

○ ルサカ停戦合意第8章（国連PKOマンデート）

第2条

第1項（平和維持）：合意履行における合同軍事委員会およびOAU（現AU）との協力、停戦監視、人道支援、停戦合意の維持、武器の回収、外国軍の撤退、情報収集、等

第2項（平和強制）：武装グループの武装解除、人道に対する罪を犯した容疑者の追跡、ルワンダ国際刑事裁判所の訴追者の引渡し、帰還、武装解除、集合、帰還、再統合に対する適切な手段（説得または強制）の活用

この条文でいう「武装グループ (armed groups)」とは、紛争当事者のうちルサカ合意の調印者（紛争当事国と、コンゴ（民）国内の3つの反政府勢力）を除いた集団を指す。武内によれば、それらの武装グループは、ルワンダの反政府勢力「旧ルワンダ政府軍(ex-FAR)」、「インテラハムウエ」、「主の抵抗軍(LRA)」などの4つのウガンダ反政府勢力、そしてアンゴラの反政府勢力UNITAであるという<sup>357</sup>。これは、同国における紛争が、周辺国の国内紛争にも深く関係していたことを意味している。つまり、コンゴ（民）での国内紛争に関与した隣国の正規軍は、それぞれ自国の治安について深刻な課題を抱えており、ルサカ合意の中で合わせて紛争解決を図りたかったのである。

ルサカ合意を受け、1999年8月、国連安保理は、90名からなる軍事要員の派遣を承認し<sup>358</sup>、さらに同年11月、国連PKOであるMONUCの派遣を決議した<sup>359</sup>。この決議のマンデートは、①合意の署名者（国）とのコンタクト、②合同軍事委員会への支援（停戦違反の捜査など合意履行に関する技術支援）、③治安状況に関する情報提供、④停戦監視計画、等を含んでいたが、（この時点では）DDRについてはなかった。その後事態は收拾せず、1999年10月、国連安保理は、DDRをマンデートに含む国連安保理決議1270を採択し、さらに翌2000年2月

---

<sup>357</sup> 同上、284頁。

<sup>358</sup> UN Doc. S/RES/1258.

<sup>359</sup> UN Doc. S/RES/1279.



には、国連憲章第7章の下、DDRを含む国連安保理決議1289を採択した<sup>360</sup>。

2001年1月、カビラ大統領が殺害されると、事態は和平の方向に動いた。すなわち、カビラの息子であるジョゼフ・カビラが新しい大統領に就任すると、同大統領はルサカ合意の履行に積極性を示した。これを受けて、MONUCは、同国が策定した「DDRR (DDR+Rehabilitation) 計画」を支援したが、2002年には反政府側の「コンゴ民主連合 (RCD)」による政府に対する戦闘が再開された。これに対し、国連安保理は、2002年12月、外国の武装集団の武装解除および帰還を支援するためにMONUCの軍事要員を8700名まで拡大する内容の決議を採択した<sup>361</sup>。

治安が悪化する中、2003年4月から10月にかけて、同国イツリ地区での人道状況の悪化を改善するため、EU主導による「緊急展開多国籍軍」が派遣されている。その間の同年5月、国連安保理は、この多国籍軍の展開を容認する決議を採択していた<sup>362</sup>。

その後戦闘はさらに継続したが、2004年5月、同国北東部イツリ地区における6つの民兵組織から構成される集団が、武装解除を含む同国政府との合意文書に署名した。これを受けて、MONUCは当初この動きを評価していた。しかし、それも束の間、戦闘再開となる。MONUCは、2004年11月、国軍を支援するという形式で、これまでで最大規模の合同軍事演習を起こした。実質的に同国における紛争当事者となったMONUCは、2005年2月、戦闘により9名の国連軍事要員を殺害され、国連PKOの展開に重大な危機を迎える。

それでも、イツリ地区における最大の非正規軍「コンゴ愛国同盟 (UPC)」を率いていた首謀者が政府側によって逮捕されたことを受け、同地域の反乱は一気に縮小する。最近の動きでは、2005年4月13日、国連は、「MONUCによる治安確保の下、同国北東部における1万人以上の武装解除を終え、イツリ地区におけるコミュニティ再統合計画が行われているトランジット・エリアに移動した戦闘員は、3000名程度と見られる。」と報告している<sup>363</sup>。その翌日14日に

---

<sup>360</sup> UN Doc. S/RES/1270, S/RES/1289.

<sup>361</sup> UN Doc. S/RES/1445.

<sup>362</sup> UN Doc. S/RES/1484.

<sup>363</sup> <http://www.un.org/apps/news/> UN News, 13 April 2005.

は、同地区の非正規軍は、イツリ地区におけるこれまでの暴動を止めることを宣言した。また、同年5月、国連は、同国における元戦闘員を1万2千名（内3600名の子供兵士を含む）までの武装解除を終えたと発表している<sup>364</sup>。

しかし、2005年6月9日付の報道によれば、イツリ地区のある元戦闘員に対するインタビューで、ある元戦闘員は、「50米ドルを受け取っただけで、その他の約束は満たされていない」、「森の中にまだ自分たちの友人がいることはリスクになる。彼らは我々のことを見ている。森の中にいる彼らは、彼らが武装解除をするかどうか決める前に、我々が援助を受けたかどうか確認しようとしている。」<sup>365</sup>と告白している。この報道からは、武装解除における戦闘員間のセキュリティ・ジレンマがうかがえる。

その後、2006年7月には、同国における大統領・議会選挙が行われている。この選挙では、30人以上もの大統領候補と数百名の議員候補が立候補し、40年以上もの紛争後、はじめての民主選挙として注目されたが、同国の独立選挙委員会、MONUCをはじめとする国際社会の監視の中、選挙自体は比較的平穏に行われた（その結果については2006年7月末現在、集計中である）。

### 1-3 リベリア（2003年以降）

リベリアでは、1997年7月の選挙後、UNOMILが同年9月に完全撤退し、一様の安定を見せていた（本稿第4章参照）。しかし、2003年4月、テイラー同人大統領と、これに反発する「リベリア和解・民主連合（LURD）」、「リベリア民主連合（MODEL）」等との間で戦闘が再開された。これに対し、ナイジェリアによる仲介が進められ、同月17日には、ガーナの首都アクラにおいて、リベリア政府、LUAD、MODELとと3者間で停戦合意が結ばれた。

同国における一刻も早い平和維持のため、2003年7月、ECOWAS諸国によって暫定的に結成された「リベリア特別軍事組織（ECOMIL）」は、3250名の規模で発足した。これを受けて同月、米国もECOMILを支援することを決め、リベリア沿岸沖での軍事力の展開を開始した。さらに、2003年8月1日には、国連安

<sup>364</sup> <http://www.un.org/apps/news/> UN News, 4 May 2005.

<sup>365</sup> <http://news.bbc.co.uk/2/hi/africa/4073862.stm> BBC News, 9 June 2005.

保理決議 1497 により、ECOMIL 等で構成される多国籍軍の設置を承認し、さらにこの多国籍軍に続く国連PKOの設置に取り掛かった<sup>366</sup>。

国際社会による影響力を受けて、同月 11 日にはテイラー大統領が辞任を表明すると共に、ナイジェリアに亡命した。同月 18 日、アクラにおいて、リベリア政府側と反政府側との間に「リベリア和平合意」<sup>367</sup>が成立した。同合意は、ECOMIL による停戦監視、国際安定化軍（多国籍軍）の役割、撤退、野営地および DDRR（DDR+R）、SSR、政治犯の釈放、人道支援、ガバナンス改革委員会の設置、選挙改革等、国家建設全般に関わる内容を含めていた。同合意は、DDR 活動に関しては、ECOMIL および（ECOMIL を含む）多国籍軍のマンデートとして提示していた。

同年 9 月、国連安保理は、国連安保理決議 1509 を採択し、国連 PKO である UNMIL の設置を決めた。同決議は、ECOMIL から UNMIL への権限移管をその内容に盛り込んだ（同時に UNOL のマンデートも UNMIL に加えた）。同決議のマンデートは、停戦監視、すべての紛争当事者（武装組織）との継続した関係維持、宿営地開発およびその治安確保のための支援、撤退状況の監視、合同軍事委員会の支援、DDRR（DDR+R）、SSR 支援、等を含んでいる。特に DDRR に関しては次のように示されている。

#### ○国連文書（S/RES/1509）パラ 3

(f) 国際金融機関、国際開発機関、ドナー国、合同軍事委員会との協調に基づき、武装したすべての当事者に対する DDRR の全体的な履行に向けた行動計画を、この決議の採択後 30 日以内に立てる（戦闘に関与する子供および女性に対する特別ニーズ、リベリア人以外の戦闘員への配慮を含む）。

(g) 組織化された DDRR プログラムの一部として武器・弾薬の破壊および回収のための自発的武装解除を実行に移す。

こうした国際的な後押しを受けて、同年 10 月には、合意に基づいてジュード・

<sup>366</sup> UN Doc. S/RES/1497.

<sup>367</sup> [http://www.usip.org/library/pa/liberia/liberia\\_08182003\\_toc.html](http://www.usip.org/library/pa/liberia/liberia_08182003_toc.html) USIP, peace agreements, Liberia, Comprehensive Peace Agreement Between the Government of Liberia and the Liberians United for Reconciliation and Democracy (LUAD) and Movement for Democracy in Liberia (MODEL) and Political Parties.

ブライアント氏が政府議長となり、暫定移行政権が発足している。DDRR プログラムは、2003 年 12 月から UNMIL を中心に首都モンロビア等で始められた。その後、DDRR は、武力衝突により一時作業を中断したが、2004 年 4 月から再開している。その後、2004 年 2 月 6 日には、リベリア閣僚級支援国会合がニューヨークで開催され、米、フランス、日本などの主要国が DDR を含むリベリア和平について討議し、効果的支援のための資金提供の表明を行った。

最近の同国国内の動きとしては、2004 年 11 月 3 日、これまでリベリア国内で戦闘を継続してきた LURD と MODEL が、首都モンロビアで開催された式典に出席する中、改めて停戦および武装解除に応じる内容の合意を結び、正式に組織の解体を表明している。2005 年 10 月には、大統領・議会選挙が、また同年 11 月には大統領決選投票が行われ、その結果、UNDP アフリカ局長も務めたことのあるジョンソン・サーリーフ氏が勝利し、2006 年 1 月には就任式が挙行された。他方、同大統領によって、ナイジェリア政府に対して前大統領のテイラーの戦争犯罪人引渡し要求があり、その後、テイラーは拘束され、シエラレオネにおける戦争犯罪法廷を経て、2006 年 6 月、オランダ・ハーグにおける国際戦犯法廷（ICC）に移送されている。

#### 1-4 コートジボワール

西アフリカに位置し、リベリアの隣国であるコートジボワールは、1960 年 8 月にフランスから独立し、同年 11 月にはウーフェ・ボワニが初代大統領に選出された。1990 年 10 月には、ボワニ大統領が再選したが、3 年後の 1993 年 12 月に逝去した。その後、暫定大統領となったヘンリー・コナン・ベティエ大統領が、1995 年 10 月に正式に就任していたが、1999 年 12 月のロバート・ゲイ元参謀総長によるクーデターを受けて国外へ逃れた。

2000 年 1 月、ゲイは、暫定政府を設置するが、同年 10 月には選挙の結果に不満を持った民衆の抗議行動に押され失脚した。代わりにローレン・バクボ大統領が就任したが、不安定な情勢がその後も継続した。2002 年 9 月には、主要産業であるココアの生産に関する政策を巡り政府内で対立が生じ、正規軍の一部は、反乱によって同国北部および西部において武力による実効支配を行った。

しかし、ECOWAS諸国による仲介の努力により、2003年1月、同国における和平に関する「リナ・マルクーシ合意」<sup>368</sup>が紛争当事者間で結ばれた<sup>369</sup>。リナ・マルクーシ合意は、具体的実施事項を盛り込んだ添付文書として、「国民和解政府プログラム」を公表しており、国民の地位、選挙システム、大統領の適格性、土地問題、メディアの自由化、個人の権利と自由、武装解除および動員解除、経済復興と社会的結束、等を盛り込んでいる。DDRの履行に関しては、次の事項を含めている。

○ リナ・マルクーシ合意

添付文書第7条「再組織 (regrouping)、武装解除、動員解除」

(第1項) 国家和解のための政府機関 (the Government of National Reconciliation) は、設置された後、即座に、ECOWAS およびフランス軍の監視下において、現場における武装集団の再組織に伴うプロセスを開始する。

(第2項) 第2フェーズにおいては、同様に ECOWAS およびフランス軍の監視の下、これらの武装集団を武装解除および動員解除するための措置を開始する。

(第3項) (2002年) 9月19日以降に入隊した新兵は、即座に動員解除される。

(第4項) 国民和解政府は、国際開発パートナーの支援の下、DDRRR (DDRR + 再定住 [resettlement]) タイプ・プログラムに沿って、軍事要員のそれぞれの故郷への社会的再統合を確保する。

(第5項) 国民和解政府は… (中略) …国家安全保障に対する脅威の罪で捜査されている全ての軍事要員の解放および恩赦を確保するために必要なステップをとる。

---

<sup>368</sup> [http://www.usip.org/library/pa/cote\\_divoire/cote\\_divoire\\_01242003en.html](http://www.usip.org/library/pa/cote_divoire/cote_divoire_01242003en.html) USIP, peace agreements, Cote Divoire, Linas-Marcoussis Agreement.

<sup>369</sup> リナ・マルクーシ合意は、旧宗主国であるフランスの仲介により、コートジボワールすべての紛争当事者を招請してパリ近郊のリナ・マルクーシで開催された円卓会議 (2003年1月14-15日) で締結され、同月25-26日にはパリにおいてアフリカ諸国首脳、ドナー国、国際機関等の関係者が出席する中で承認された (紛争当事者 [政治グループ] は、「コートジボワール人民戦線」、「将来軍運動 (MFA)」、「正義と平和のための運動」、「コートジボワール愛国運動」、「大西部コートジボワール人民運動」、「コートジボワール・アフリカ民主党系民主党 (PDCI-RDA)」、「コートジボワール労働党」、「共和集会」、「コートジボワール民主連合 (UDCI)」、「コートジボワール民主と平和のための同盟」であった。)

この和平合意を受けて、国連安保理は、ECOMOG<sup>370</sup>およびフランス軍の同国における展開を容認し、また、2003年5月、国連PKOであるMINUCIの派遣を決議した<sup>371</sup>。MINUCIのマンデートは、MINUCI国連事務総長特別代表への軍事に関する助言、軍事状況の監視、フランス軍およびECOMOGとの関係強化に加え、DDRに関しては、「コートジボワール政府への助言およびフランス軍とECOMOGに対する支援を行うために、撤退／武装解除／動員解除および関連してくる将来任務の発掘に関し、計画案を練ること」と明記している<sup>372</sup>。

2004年1月には、これまで国民和解政府主催による協議主体に含まれていなかった「新勢力 (Forces Nouvelles)」と呼ばれる武装集団が参加を表明し、アナン国連事務総長もこれを歓迎した。一方、その後も紛争当事者による合意無視により戦闘が悪化したため、国連は繰り返し合意遵守と和解促進を呼びかけた。こうした状況を受け、2004年2月、国連安保理は、国連安保理決議1528に基づき、MINUCIの後継として、国連PKOであるUNOCIの派遣を決定した。国民和解政府を強力に支援するため、同決議は、「停戦監視および武装グループの動き」、「DDRRR」、「人権分野における支援」、「広報」、「法と秩序」に分類した詳細なマンデートをUNOCIに課した<sup>373</sup>。DDRに関しても、同マンデートは、具体的な文言となっている。

#### ○国連文書 (S/RES/1528) パラ 6

(d) コートジボワール軍の再編成に着手する国民和解政府の支援およびその野営地ための治安確保を行う。

(e) DDR 国家プログラム (戦闘に関与する子供と女性の特別ニーズに配慮) を履行する国民和解政府を支援する。

(f) … (中略) …外国における元戦闘員の自発的帰還および再定住の履行に関し、シエラレオネおよびリベリアの国連ミッションと緊密な連携を図る。

(g) 上記 (e) および (f) にあるプログラムは、地域アプローチの必要性を考慮する。(h) 元戦闘員によって引き渡された兵器、弾薬、その他の軍事物資

---

<sup>370</sup> ここで関連する和平合意および国連PKOマンデートには、「ECOMOG」ではなく「ECOWAS軍」と記されている。

<sup>371</sup> UN Doc. S/RES/1479.

<sup>372</sup> *Ibid.*, para.3.

<sup>373</sup> UN Doc. S/RES/1528, para.6.

を保持し、それらの効力を除去あるいは破壊する。

また、この決議は、これまでに平和維持を目的として同国に展開していた ECOWAS およびフランス軍を容認し、さらに UNOCI が展開する同年 4 月まで ECOWAS およびフランス軍の軍事展開を延長するよう要請した<sup>374</sup>。

実際には、同国政府による調整が遅れ、UNOCI の受入合意は同年 6 月 30 日まで待たなくてはならなかったが、その翌日には、紛争当事者間でリナ・マルクーン合意までの諸合意を確認する「アクラ III 合意」も結ばれた。

しかし、その後も同国における反乱は続いた。2004 年 9 月末には、アナン国連事務総長が、合意の無視を行う紛争当事者に対して非難声明を出し、警戒を強化した。その矢先、2004 年 11 月に入ると、同国首都であるアビジャンにおいて民兵がフランス軍に対して攻撃し、死傷者が出るという緊迫した情勢となった。これを受けて、フランスが 2004 年 11 月 15 日に国連安保理に対しコートジボワールに対する武器禁輸決議案を提出すると、国連安保理は、同国への武器禁輸を 13 ヶ月間実施することを内容とした国連安保理決議 1572 を採択した<sup>375</sup>。なお、同決議は、紛争当事者が和平プロセスを 1 ヶ月以内に回復しない場合には、追加制裁として移動の禁止と資産凍結を行うことも盛り込まれた<sup>376</sup>。

2005 年 4 月 6 日には、国内の紛争当事者は、南アフリカのプレトリアで会合を開き、コートジボワール政府の要請に応じ、各武装組織が武装解除を始める内容を含む「プレトリア協定」に調印した。同月末には現職のローレント・バグホ同国大統領が、プレトリア協定に関し、2003 年の和平合意に調印していた政党の候補者のすべてに対し、2005 年 10 月に実施予定であった大統領選挙への立候補として、その適格を認める内容の受け入れを表明し、アナン国連事務総長もこれを歓迎した<sup>377</sup>。

しかし、実際にはその後も治安情勢が悪化し、大統領選挙は延期されたまま

---

<sup>374</sup> *Ibid.*, para.15.

<sup>375</sup> UN Doc. S/RES/1572.

<sup>376</sup> UN Doc, SC/8245, Press Release, 15 November 2004.

<http://www.un.org/News/Press/docs/2004/sc8245.doc.htm>

<sup>377</sup> <http://www.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=14118&Cr=Ivoire&Cr1> UN News, 28 April 2005.

である。DDR に関しても、動員解除の集合所も決まらず、2006 年 7 月時点では進展がほとんど見られていない。

### 1-5 ハイチ (2004 年以降)

ハイチは、1804 年にフランスから独立を果たした後、20 世紀初頭の米国による占領を経て、1957 年からは独裁的な大統領制を敷いてきた。しかし、1987 年には民主憲法が発布され、1991 年 2 月にジャン=ベルトラン・アリスティッド政権が成立した。その後、軍事クーデターにより、同大統領は国外に脱出していたが、同国を実効支配していた非正規軍に対する国連安保理の全面禁輸制裁および多国籍軍の容認を経て、1994 年には同大統領が復帰していた。

2001 年にはアリスティッド大統領が再選されたが、2004 年 2 月、再び非正規軍による動きが活発化する。国内で反政府勢力が武力による政権奪取を試みると、同月 29 日、再びアリスティッド大統領が他国へ亡命した。これを受けて、政権奪取したそれまでの非正規軍を伴った政治組織は、同国においてアレクサンドル暫定大統領を就任させた。

これに対し国連安保理は、国連安保理決議 1529 を採択し、治安の安定化に向けた「暫定多国籍軍 (MIF)」のハイチ国内への即時展開を容認した。3000 名規模の同 MIF は、その後 3 ヶ月以内に展開される国連 PKO (すなわち MINUSTAH) に先駆けて展開されることで、同国に対する国際社会の対応のタイムラグを埋める役割を担っていた。同 MIF 展開後、同年 3 月 4 日には、3 者評議会 (政府・反政府・国連) が発足し、新首相候補選出のための賢人会議を設置した。同会議は、同月 12 日、ラトルチュ同国元外相を候補に挙げ、首相に就く手続きを取るとともに、新たなハイチ暫定政権を正式に発足させた。

次いで国連安保理は、2004 年 4 月 30 日、安保理決議 1542 に基づいて、国連 PKO である MINUSTAH のハイチ派遣を決定した<sup>378</sup> (同年 6 月 1 日付で MIF から MINUSTAH に対し、その権限を委譲した<sup>379</sup>)。MINUSTAH のマンデートには、政治プロセス支援 (国内選挙に関する支援等) や人権監視に加え、安全かつ安

---

<sup>378</sup> UN Doc. S/RES/1542.

<sup>379</sup> *Ibid.*, para.1.



定的な環境の確保として、DDR支援や警察および沿岸警備隊への支援等が盛り込まれた。特にDDR関連のマנדートに関しては、次の通りである。

## ○パラ 7

### I. 安全で安定な環境

(c) 武器のコントロールおよび公的な治安確保の手段と同様に、武装グループに属する子供や女性を含むすべての武装グループに対する包括的で持続可能なDDRプログラムを行う暫定政府（特にハイチ国家警察）を支援する。

MINUSTAHの支援によるDDRに関しては、2006年のDDRに関する国連事務総長報告書（A/60/705）にも説明があったとおり、スーダンと同様、統合DDRスタンダードに基づいたパイロット・プログラムの実践が行われている。

2004年8月末のハイチ情勢に関する事務総長報告書によれば、安全で安定な環境の確立に向けて一定程度進展を見せつつも、法の支配は依然脆弱であり、武装集団も引き続き同国の法律を無視した状態が続いていることを指摘していた<sup>380</sup>。また、同年9月には同国を襲ったハリケーンによる自然災害により、同国国内で1千名以上の犠牲者が出たことも、不安定な政情に拍車をかけた。

2006年7月現在、同国国内の治安は悪化したままであり、国連安保理は、MINUSTAHの派遣延長を繰り返している。

## 1-6 ブルンジ

アフリカ中央部、ルワンダの南方に位置するブルンジは、1962年7月、ベルギーから独立し、王国となった。しかし、1966年のクーデターにより王政が廃止となり、大統領制に代わったが、内部抗争により政治変動を繰り返してきた。

1993年末より国内の7つの軍事組織間で内戦が継続していたが、2000年8月、最大の軍事組織「民主主義防衛軍（FDD）」と暫定政府との間に（1996年に次ぎ）「アルーシャ和平合意」<sup>381</sup>が結ばれた。アルーシャ和平合意は、「紛争の性質」、

<sup>380</sup> UN Doc. S/2004/698, paras.40-42.

<sup>381</sup> [http://www.usip.org/library/pa/burundi/pa\\_burundi\\_08282000.html](http://www.usip.org/library/pa/burundi/pa_burundi_08282000.html) USIP, peace agreements, Burundi, Arusha Peace and Reconciliation agreement for Burundi.

「民主主義とグッド・ガバナンス」、「すべての人のための平和と治安／安全保障」、「復興開発」、「合意履行に関する保証」の各議定書と、「当事者による約束」、「国家警察軍の構造」、「停戦合意」の付属文書から構成されている。DDR全体としての記載はないものの、動員解除については詳しく触れられていた<sup>382</sup>。

2004年5月、国連安保理は、決議1545を採択し、2004年6月からONUBを同国に展開することを決定した<sup>383</sup>。ONUBは、停戦監視、軍事組織間における信頼醸成の促進、DDR、人道支援に対する治安の確保、選挙支援、等をマנדート（国連安保理決議1545パラ5-7）としていた。特にDDR関連についての抜粋は次の通りである。

○パラ5

—— …（中略）…武装解除以前の集合場所における治安を確保する。

——DDR 国家プログラムのうち、武装解除および動員解除を実施する。

——必要の範囲内でのブルンジ軍の武装解除および動員解除の作業と同様、その重武器（の回収）および宿舎割当についても監視する。

——MONUC と協調しつつ、タンガニーカ湖を含む国境沿いにおいて、武器の不法流入を可能な限り監視する。

○パラ7（ONUB は、ブルンジ政府および当局に対する以下の支援に関し、一貫した任務遂行のために、国際的パートナーとブルンジ政府および当局と協力する。）

——（戦闘に関与する）子供と女性の特別なニーズに配慮しつつ、コンゴ（民）政府および MONUC と協調し、コンゴ（民）国内から流入する人々を含む元戦闘員およびその家族に対する DDR 国家プログラムを実行する。

ブルンジでは、ONUBが展開される以前に、AU主導による「ブルンジ・アフリカ・ミッション（AMIB）」が、2003年4月より展開していた。AMIBは、南アフリカ、エチオピア、モザンビークから提供された部隊によって構成されたが、2002年7月に新たに制度として成立したAU部隊としては初めての派遣であ

---

<sup>382</sup> *Ibid.*, Protocol III (Peace and Security for All), Ch.II (The Defence and Security Forces), Art.21.

<sup>383</sup> UN Doc. S/RES/1545.

った<sup>384</sup>。

一方、和平合意には非正規軍 FDD は署名を果たしておらず、引き続き国際社会が FDD に対して合意を行うように働きかけた。フツ族主体の FDD は、ツチ族主体の現暫定政権に不満を持っており、FDD によるツチ族難民への虐殺が継続した。そのため FDD を抜きにした武装組織間で行われた和平交渉は進展せず、2004 年 10 月には国政選挙が行われる予定であったが、その際には延期された。

しかし、2005 年 3 月には、同国の新憲法に約 90% が賛成した国民投票が行われ、ブルンジ国内の議席をツチ族の 40% 分とフツ族 60% とに配分し、軍隊に関しては職位を双方で均等にする内容が支持された<sup>385</sup>。この国民投票に従い、同年 6 月には同国の地方議会選挙および上院・下院選挙が実施され、FDD が勝利し、続く同年 8 月の大統領選挙でも FDD を支持母体とするンクルンジザ氏が勝利し、大統領に就任した。ただし、その後も治安が十分には回復しておらず、引き続き ONUB が現地に展開している。

## 1-7 スーダン

英・エジプト共同統治領であったスーダンは、1956 年に独立を果たした。しかし、1950 年代から既に、同国南部で反乱が起こり、分離独立を求める動きがあった。その後、同国では、「北のスーダン政府」と「南の反政府勢力」との間で長く国内紛争が続いていたが、ここでは、国連 PKO の派遣を決定した 2004 年以降の動きについて概観する<sup>386</sup>。2004 年以降のスーダンにおける国際平和活動の動きは、大きく分けて 2 つある。それは、スーダン西部のダルフル地方において発生したダルフル紛争と、国内全体の南北対立から生じる国内紛争に対するものである。

2003 年 2 月に同国ダルフル地方（北部・南部・西部ダルフルの 3 州）に

---

<sup>384</sup>川端、前掲論文、27 頁によれば、ブルンジへの AU 部隊派遣は、「試行的」派遣であって、その規約に従って AU 首脳会議および平和安全保障理事会での検討をした上での派遣を正式に決定したのは、2004 年 8 月のスーダン（ダルフル）が最初としている。

<sup>385</sup><http://www.un.org/apps/news/storyAr.asp?NewsID=13530&Cr=burundi&Cr1=&Kw1=Burundi&Kw2=&Kw3> UN News, 3 March 2005.

<sup>386</sup> スーダンにおける国内紛争の全体像に関する研究では、例えば、栗本英世「スーダン内戦の終結と戦後復興」『海外事情』2005 年 4 月号、2-21 頁、が詳しい。

において発生した紛争は、概してアフリカ系農民とアラブ系遊牧民との間で、従来から懸案となっていた土地や水などを巡る対立であった。そもそも、ダルフールのアフリカ住民系住民は、これまでスーダン政府から政治経済的に阻害されてきたことの不満を抱いていた。これに加え、当時開かれていた南北会談の中で、同国の石油利権を双方で均等に配分するとした合意がなされる一方、石油の埋蔵量が豊富なダルフール地方への富の配分が提供されないとした情報が流れたことが紛争の引き金になったと言う<sup>387</sup>。

ダルフールのアフリカ系住民を代表するかたちで、2003年には「スーダン解放軍（SLA）」と「正義平等運動（JEM）」が結成された。スーダン政府はこの動きに対し、正規軍の派遣を行う一方、アラブ系武装集団である「ジャンジャウィード」を利用してダルフールのアフリカ系住民に攻撃を展開させた。こうした中、ダルフールでの大虐殺が発生し、国際社会は2004年になってから漸く対応を本格化し、2004年4月、AU平和安全保障理事会はダルフール紛争への監視員の派遣を決定した。これに加えてAUは、チャド政府を通じた仲介を進め、同月、ダルフールにおける反政府勢力とスーダン政府との間に停戦合意を結ばせることに成功した。

2004年6月にAU部隊構想に資金を提供するとしたEUの申し入れを受けて、同年7月、AU平和安全保障理事会は、スーダン政府の受け入れを得て、同国へのAU軍「アフリカ・スーダン・ミッション（AMIS）」の派遣を決定した。AMISはナイジェリア軍を中心に数千人規模の派遣を進めたが、AMISのマンデートとしては、2004年4月8日付の停戦協定に違反していないかを点検・監視すること、すなわち住民が民兵に攻撃されているかどうかを監視するだけであり<sup>388</sup>、DDRも当然含まれてはいなかった。

その後、ダルフールでの和平プロセスは進むかに見えたが、ダルフールの反政府勢力が政府側の攻撃を批判し、ジャンジャウィードの武装解除、人権侵害についての国際的調査の実施などの条件を要求した<sup>389</sup>。しかし、政府側がこれ

---

<sup>387</sup> 川端、前掲論文、27頁参照。

<sup>388</sup> 同上、29頁。

<sup>389</sup> 同上、29頁。

を拒否したため、和平プロセスは停滞することになった。

他方、国連安保理は、2004年7月31日、ジャンジャウィードの武装解除と、国際法に基づいてジャンジャウィードの指導者に正義をもたらすようスーダン政府に強く要請した<sup>390</sup>。しかし、政府側が支持するジャンジャウィードと、ダルフルの反政府勢力と、双方の武装解除は一向に進まなかった。AU主導により、2004年末までに4回のダルフル問題に関する和平会議が開催されたが、全くといっていいほど進展はなかった。

一方、2005年に入ると、従来から懸案であった「南北間の和平」に対する兆しが見えた。2005年1月9日、ケニアの首都ナイロビで、同国における「包括和平合意」<sup>391</sup>が結ばれた。スーダンでは、1983年以来、スーダン政府と南部地方の「スーダン人民解放運動・軍 (SPLM/A)」との間で紛争が行われていたが、東部アフリカ諸国（ケニア、ウガンダ、ルワンダ、アルジェリア等）などの仲介により、2002年1月から和平プロセスが開始していた。

これを受けて国連安保理は、2004年6月の「国連スーダン先遣ミッション (UNAMIS)」の派遣による報告を参考にしつつ、2005年3月、UNMISの設置を決定した。UNMISは、合意履行のための支援、難民・国内避難民等への人道支援に関し、詳細なマンデートを盛り込んだ。特にDDRに関するマンデートは以下の通りである。

#### ○ パラ4

(a) (iv) 女性および子供兵士の特別ニーズに特に配慮しつつ、自発的武装解除と武器の回収および廃棄を通じた履行により、包括和平合意が要請するDDRプログラムの支援を行う。

2005年6月、国連は、UNMISの展開準備を進めた。一方、スーダン政府はアフリカ以外の諸国がダルフルに展開することをその時点では拒否していたことから、ダルフル紛争への国連PKO派遣は同時には進められなかった。その

---

<sup>390</sup> UN Doc. S/RES/1556, para.6.

<sup>391</sup> [http://www.usip.org/library/pa/sudan/cpa01092005/cpa\\_toc.html](http://www.usip.org/library/pa/sudan/cpa01092005/cpa_toc.html) USIP, peace agreements, Sudan, Comprehensive Peace Agreement.

ため、2005年5月16日には、アナン国連事務総長は、ダルフルへのAU軍による展開に関し、3つのフェーズ（①AU軍3320名の派遣を容認する、②5887名までの人員拡大を2005年8月に展開する、③複合的活動を実行するための軍事・警察要員12000名の派遣を行う）を容認する内容の勧告を行った<sup>392</sup>。

UNMISが派遣されたものの、全面的なDDRの実施には至ってはいない。DDRがすぐさま開始できない事情は、実は包括和平合意の内容にある。それは、同合意の内容が2011年の南部独立選挙の是非のあり方をも規定していることにある。すなわち、南北両者はそれぞれ地域で当面の「治安維持」を行うことが許されており、したがって具体的なDDRは本来の目的をなしえないのである。スーダン南部地域においては、違法化したSPLAの反乱分子や、ウガンダの反政府勢力LRAも存在しており、これらの脅威を押さえ込む必要のために、スーダン国軍、SPLA、コンゴ民主共和国軍との間で応戦してもよいという合意も存在しているのである。ダルフル紛争におけるSLM、GEMへの治安上の対応も含め、スーダン国内における武装勢力は現在も戦闘行為を行っているため、北部、南部ともそれぞれの正規軍を用いてこうした反乱を押さえ込む必要があると認識されている。

スーダンにおけるDDRは、したがって、その理念を達成し得ないままにいる。UNMIS／UNDPのDDR担当官が公式発表をしているように、スーダンにおけるDDRとは、戦略上の「軍備管理」<sup>393</sup>の問題そのものである。そのためスーダンでの暫定的な安定は、包括和平合意といった規範に支えられたパワー・バランスを保有している限りにおいて保たれているにすぎない<sup>394</sup>。ただし、マンデーにある子供と女性といった特別のニーズを必要とする戦闘員へのDDRは進められている。スーダンDDRに関しては、2006年のDDRに関する国連事務総長報告書（A/60/705）で紹介があったように、統合DDRスタンダードが実践されてい

---

<sup>392</sup> <http://www0.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=14295&Cr=Sudan&Cr1> UN News, 16 May 2005.

<sup>393</sup> UNMIS／UNDPのDDR班関係者に対する筆者によるインタビュー。スーダンUNMISハルツーム事務所、スーダン、2006年3月16日。同関係者は、スーダンDDRは、「軍備管理」とであると定義していた。

<sup>394</sup> 同上。

る。

## 2. DDR メカニズムによる評価

本節では、本章で示してきた事例に対し、本稿第3章で提起したDDRメカニズムに従って、国際平和活動の手段がどのように提供されていたのかについて一定の評価を行いたい。

### 2-1 総合評価

本章において振り返った事例は、DDRの発展の時期にあたり、多くの検証材料を提供してはくれるものの、2005年12月にUNAMSILのマンデートが終了したシエラレオネにおける事例を除き、どれも国連PKOが現在も展開中のものばかりであった。そのため、この時点では国連PKO対象国に対するDDRについて、最終的な評価を下すことはできない。しかし、国連PKOに限らず、対象国におけるDDRの進展状況を踏まえた上で、これまでの時間に限定して一定の評価を行うことは、今後のDDR活動にとって少なからず有益であろう。

本章で概観した事例のうち、国連PKOによるDDRが完了した事例はシエラレオネだけであった。シエラレオネにおけるDDR完了の決め手は、最終的には、反政府組織RUFの首謀者等の幹部を拘束し、戦争犯罪を裁くための特別法廷を設置する一方、国連史上最大規模の国連PKOを展開する中で、当該政府が統括するDDR組織、すなわちNCDDRに紛争当事者を巻き込んだことである。

前章で見たアンゴラの事例でも、現地で最大規模の非正規軍であったUNITAの首謀者が死亡することで、具体的な和平への動きへと転換していった。また、本章でのコンゴ(民)の事例では「カビラ前大統領の殺害」がその後の和平交渉への動きを活発化させる契機となった。もちろん、和平にとってのスプイラーの死後に新たに政権を担う者がどのような政治的インセンティブをもっているかによって「和平への転換」の仕方は選択されうる。それと同時に、これらの事例研究は何れにしても、DDRに関する合意の形成とその履行に際し、極めて政治的な作業であった点は、既に先行研究でも指摘されていた通りである。

その意味で、例えばシエラレオネにおけるNCDDRのような国内委員会が平

和構築（ガバナンス制度の構築）の手段によって実現し、DDR に関与する主体が具体的な作業について緊密に討議できたことは、DDR の促進にとって重要な要素であった。

NCDDR が定めたところの「DDR プロジェクト」が終了したシエラレオネの事例に対し、DDR メカニズムの視点からこれまでを検証すると、このメカニズムを確保する国際平和活動が機能し、（そのプロセスには様々な困難もあったが）「DDR プロジェクト」が実施・完了したと言えよう。特にシエラレオネでは、和平合意の形成段階で、ECOWAS が平和創造（合意の非強制的形成）と平和強制（合意の強制的形成）の手段を使い分けて合意の構想／形成にこぎつけた。また、和平合意の維持・履行の段階でも、ECOWAS や国連 PKO による平和維持（合意の維持）に加え、国内の紛争当事者や NGO も NCDDR を通じて討議する場が与えられた中で平和構築（合意の履行・促進）が推進されたことによって、DDR プロジェクトが実施されていった。こうした主体間の連携は、DDR メカニズムを動かす上で必要な国際平和活動の諸手段の連携に合わせ、重層的な意義をもつ。

また、シエラレオネにおけるロメ和平合意には、平和構築（ガバナンス制度の構築）の手段によって実現される SSR の詳細を盛り込み、他方で ECOMOG（平和強制 [武力衝突の鎮圧]）と国連 PKO（平和維持 [停戦監視]）との手段による組み合わせで治安／安全保障上の安定化が図られたことは、DDR の環境づくりには不可欠な要素となった。また、NCDDR を通じて、平和構築（経済社会開発）の手段により、地域コミュニティの経済社会開発を意識した「DDR プロジェクト」の立案／実施が行われたことも「DDR プロジェクト」の実施にとって有意義であった。

しかし、シエラレオネにおける DDR メカニズムにも、手段の利用上の問題点と、積み残した不十分な点が残る。つまり、国際平和活動の手段を利用する際に、ECOWAS が中心となって平和創造と平和強制とを使い分け、和平の形成を促進したという事実はあるものの、政治的には政府軍事組織であった RUF に対する大幅な譲歩を提示せざるを得なかった。すなわち、大量の恩赦と RUF の政覚化、さらには RUF の首謀者への政治的要職の提供が RUF 側の政治的取引を過



熱させ、国連 PKO 職員の大量監禁事件を誘発させたことは否めない。その後の和解／正義の問題を複雑化させていることも、当地における紛争管理のもう一方の負の遺産である。これは、DDR の初期の段階で、社会的な配慮を含む経済社会開発の要素を軽視した（せざるをえなかった）所産に他ならない。

同国政府主導による DDR プロジェクトは、2002 年に終了しているが、ガバナンス制度、治安／安全保障上の安定化、経済社会開発には、長期的な平和構築が不可欠である。残存する小型武器や民兵、国外の武装集団といった不安定要因が存在する中では、引き続き治安／安全保障上の安定化も含め、DDR の要素を確保していく努力が継続されるべきであろう。したがって、シエラレオネにおける以上の問題点を回避するには、DDR の要素間において、さらに一步進めた連動も不可欠となつてこよう。

コンゴ（民）は、周辺国が同国の国内紛争に参戦した事例となり、正規および非正規の軍事組織が国境を越えて割拠するといった複雑な環境に置かれていた。コンゴ（民）の事例を DDR メカニズムの観点から見ると、その合意の形成段階から、コンゴ（民）国外から流入した軍事組織——コンゴ（民）の隣国に対抗する複数の非正規軍——を対象者とした DDR の詳細が盛り込まれた特別なケースである。その意味で、本来はコンゴ（民）における国内紛争の隣国は第 3 者であるにもかかわらず、国境を越えて暗躍する非正規の武装組織を共通の敵とみなすことで、リージョナルな安全保障上の枠組みで治安／安全保障上の安定化が図られたのであった。

他方、コンゴ（民）のガバナンス制度の一部である国家 DDR 計画の枠組みを利用しながら、MONUC が同計画を支援する立場で関与していたことは、シエラレオネの事例と同様、平和維持と平和構築との連動を促す意味で意義があった。2005 年に入ってから次第に国内の特定地域で DDR が進められるようになり、2006 年 7 月には民主化に向けたガバナンス制度を強化するため、国内選挙も実施されている。しかし、DDR 自体は不十分という評価もあり、経済社会開発も同様に不十分なままでは、同国は、DDR についても「アンゴラの失敗」を繰り返す不安定要素を残したままである。

1990 年代に UNOMIL による展開を受けて選挙まで終えていたリベリアでは、

2003年に入ると再び内戦に突入した。こうした武力闘争の再開は、前回のDDRプロジェクトの不十分さから生じていることは明らかである。しかし、ECOMILや多国籍軍による平和強制に裏付けられた平和維持により安定化が進み、リベリア和平合意(2003年8月)が成立したことや、その後のUNMILが具体的なDDRプロジェクトを戦闘の合間に実施していることは評価できよう。ただし、国連PKO局では、実質的なDDRが終了していないままに選挙プロセスが進展した悪例であるとの見方もある<sup>395</sup>。また、今後はより一層の安定化努力と、新大統領のリーダーシップの下でガバナンス制度の構築を強固にしていく必要がある。

コートジボワールでは、シエラレオネと同様、ECOWASの平和創造によって和平合意が形成され、国民和解のための政府機関によって、国際開発パートナーの支援の下で「DDRRR」を行うことが決定した。治安/安全保障上の安定化に関しても、ECOMOGとフランス軍から構成される多国籍軍に加え、途中から国連PKOが展開するなど、多国籍軍の強制力に裏打ちされた平和維持および平和構築の手段の提供を可能にしている。今後は、和平合意に参加していない軍事組織の取り込みと共に、和平合意、ガバナンス制度の内容に示したDDRを実施に移していく必要があり、その意味で、DDRメカニズムの確保は不可欠である。特に現状のように治安の悪化が継続している状況下では、治安/安全保障上の安定化が不可欠である。平和創造と平和強制による手段も含めて検討していく必要があろう。

1990年代に引き続き、再び大統領に対するクーデターが起きたハイチに関しては、平和強制によるMIFの即時派遣により、和平合意の強制が行われた。ただし、ここでの合意は従来から存在したガバナンスの枠組みの中で、3者評議会(政府、反政府、国連)の意見を参考にして暫定政権を樹立させたものであり、厳密には和平合意は存在しない。したがって、和平合意を必要とするDDRメカニズムの見方とは異なってくる。また、MIFの強制型関与は、第3者として行われたものか、当事者として行われたものかはここからは判別しにくい。そのため、平和強制のMIFが去り国連PKOによる平和維持によって安定化を図ら

---

<sup>395</sup> Note.3, UN Doc. A/60/705. 国連PKO局関係者に対する筆者によるインタビュー、在ニューヨーク国連事務局、2006年1月27日。

れる現在は、反政府勢力が改めて反乱を起こす余地も残していると言わざるを得ない。事実、(既に紹介したように) 国連が「同国における法の支配は依然脆弱で、武装集団も『同国の法律』を無視している状態が続いている」と報告していたところを見ると、DDR メカニズムは確保されていない状態にあると言える。

ブルンジでは、本稿における研究の限りでは、和平合意の構想／形成後、具体的なガバナンス制度の構築計画の下で、治安／安全保障上の安定化、ガバナンス制度支援のために ONUB および AMIB が派遣されている。ONUB のマンドレートは、DDR プログラム国家計画のうち、「武装解除および動員解除を直接実施する」としていたが、これは、筆者の調査によれば、それまでの国連 PKO には見当たらなかった。一方、ONUB は、再統合についてはマンドレートに含めていない。これは、DDR プログラムの「支援」に対する国連 PKO のできることとできないことをより明確にしたことを意味している。そのため、DDR の平和構築部分、すなわち再統合プロセスに関しては、ONUB と深く連携する国際平和活動(特に経済社会開発)が必要となつてこよう。

一方、ONUB および AMIB は平和強制型ではないため、FDD など、もしも和平合意に調印していない勢力がガバナンスの方向性に不満を抱き続けたならば、即座に不安定化する可能性が高かったのも確かである。実際には、FDD がガバナンス制度の内容に同意し、結果、議会選挙と大統領選挙の双方で FDD が勝利したことは、同国の安定化につながったはずである。しかし、かつての反政府軍が政権を握ったことについて、議席の民族配分の制度も含め、どれだけ国民の支持を確保し続けられるかは不透明である。

スーダンでは、ダルフル紛争と、南北和平の動きが同時進行している。そのため、同国における DDR メカニズムの構築には、複眼的な配慮が必要である。DDR に関し、2005 年までの動きに関し、ダルフルへの国際平和活動としては AU による平和創造と、AMIS による平和維持が主なところであり、したがって DDR メカニズムの条件は揃っていない。

他方、同国の南北紛争に関しては、2005 年 1 月に包括和平合意が締結され、今後のガバナンス(南部自治の可能性も含む)のあり方が明確に示されている。

UNMIS による派遣により、合意の構想／形成、合意の維持、合意の履行は、和平合意、治安／安全保障の安定化、ガバナンス制度、経済社会開発、の 4 つの DDR の要素を満たす形式で促進されることが期待されている。しかし、2011 年に南北が統一国家か、あるいは分裂国家のどちらかを選択することを前提としていることで、国際平和活動には大きな問題が押し掛かっている。すなわち、DDR に関して言えば、それは、現状の南北双方の「軍備管理」が関の山であるという制約である。したがって、本格的な DDR の実施は、まだまだ先のことといわざるを得ない。そのため、本来は治安上の安定化が進められていくことが重要でありながら、現状の南北スーダンについては、安定化作業に関して平和維持の手段でしか対応できないのである。

その他、本章の事例研究を通じ、国境を越えた安定化を必要とするアフリカの特徴が改めて明確になった。西アフリカのリベリアとシエラレオネとでは、両紛争に関与する主体の間で国境を越えて様々な思惑が絡み合っており、両国の動きをまとめて分析する必要がある。そのため、国際平和活動としては、リベリアの隣国であるコートジボワールへの対応（紛争予防 [近隣の脅威削減]）も含め、地域的な DDR メカニズムの構築を目指すことが重要である。

以下では、第 4 章と同様に、和平合意、ガバナンス制度、治安／安全保障上の安定化、経済社会開発の側面に対して DDR メカニズムの要素別各側面に焦点を当て、これまでの事例研究をより詳しく評価していく。

## 2-2 要素別評価

### 2-2-1 和平合意

本稿における事例のうち、現状のスーダンにおけるダルフル紛争以外の紛争では、それぞれの和平合意に DDR を組み入れていた。

本稿では国際平和活動と和平合意との関係を、平和創造、平和強制、平和維持、平和構築の手段としてのオプションを通じて示していた。本章における事例が、和平合意の構想／形成、維持、履行に際し、これらオプションの内どの手段（あるいは重複して）選択していたであろうか。

#### ○平和創造（合意の非強制的形成）

ECOWAS が平和創造を行った事例は、シエラレオネとコートジボワールであった。ECOWAS は、シエラレオネでは、最終的なロメ和平協定（1999年7月）の締結に向けて、また、コートジボワールでは、リナ・マルクーシ合意（2003年1月）、およびプレトリア協定（2005年4月）において平和創造を行った。プレトリア協定では、南アも仲介役として平和創造を担った。これらの合意には、DDR プログラムの詳細が盛り込まれていた。

コンゴ（民）では周辺国も戦闘に参加する「国内紛争」となったが、ザンビアや南アフリカ等の平和創造により、ルサカ停戦合意は、「その周辺諸国間」および「コンゴ（民）国内政府と反政府組織との間」で結ばれた。

他方、1990年代には和平合意に基づいて選挙までの実施を終えていたリベリアでは、2003年4月に再び国内紛争を招いたが、同月にはナイジェリアの平和創造によって停戦合意が結ばれた。

スーダンでは、同国のダルフル紛争に関し、AU（特にチャド）による平和創造によって、スーダン政府とダルフルにおける反政府勢力との間に停戦合意（2004年4月）が締結された。しかし、AMIS の派遣（AUによる平和維持）にもかかわらず、和平プロセスは停滞し、AUは引き続き紛争当事者に対する平和創造を継続している。他方、スーダンでは、建国以降に懸案となってきた南北間の紛争に関し、東部アフリカ諸国を中心にした平和創造が行われ、2005年1月には包括和平合意が締結された。

#### ○ 平和強制（合意の強制的形成）

シエラレオネでは、カバー大統領とサンコーRUF 代表との間で締結されたアビジャン和平合意（1996年11月）が、主に RUF 側によって無視されていた状況の中、1997年3月以降、（サンコーが国内不在の間）国軍の一部と RUF 幹部が結託し、軍事政権が発足していた。その際、ナイジェリア、ガーナ、ギニアの各国は、ECOMOG の名を借りて、合意の強制的（再）形成のため、独自に軍事介入を行った。後にこれは OAU（現 AU）によって容認されたため、地域的取極による自衛権の範囲で行われた行動と理解できる。この件については国連

安保理の見解が見当たらないため、平和強制とは断言できない。

同じくシエラレオネでは、ECOWAS は、その後のコナクリ和平合意（1997年10月）に対する紛争当事者（シエラレオネ軍事政権および ECOWAS）となった。シエラレオネ軍事政権の一部を構成する RUF が合意の無視により戦闘を始めると、ECOWAS は、軍事・強制による ECOMOG を手段として、RUF を首都から放逐した（ECOWAS は、これと同時にカバー政権を復帰させた）。

この ECOMOG の行動についても、国連安保理からの授權はなかったため、平和強制とは考えにくい（国連安保理において、この合法性を巡る議論はなかった）。しかしその後、国連安保理は、UNOMSIL のマンデートに（武装解除を含む）ECOMOG 活動の監視を入れており、強制力を発する ECOMOG にむしろ期待をかけていた。したがって、少なくともこの時点での ECOMOG は、国連安保理により平和強制の手段として認められていたと言えよう。

なお、これらの ECOWAS（ECOMOG）の行動は、紛争当事者として強制力を発しており、したがって、「当事者としての強制型関与（本稿第3章参照）」による和平合意の形成であったと言える。しかし、その後、最終的なロメ和平協定では、ECOWAS は国内紛争当事者の仲介役を担っており（平和創造）、ここからは「第3者としての非強制型関与（本稿第3章参照）」への転換を図っていた。

他方、コンゴ（民）におけるルサカ停戦合意は、その後に派遣される予定であった国連 PKO（MONUC）のマンデートに触れ、DDR 等に関しては「平和強制」の手段となると記載していた。結局、国連安保理は、合意直後の国連 PKO マンデートには DDR も入れず、平和強制でもなかったのだが、ここでの紛争当事者の国際社会への期待が、和平合意にみる平和強制を通じてうかがえたことは興味深い。紛争当事者が期待した DDR の対象は、コンゴ（民）国内の非正規軍ではなく、隣国にとっての非正規軍でコンゴ（民）国内に参戦した複数の軍事組織であった。つまり、周辺国は、国際社会の平和強制を利用して、自国に抱える非正規軍の一掃を図りたかったのである。

また、ハイチにおいては、非正規軍による政権奪取後、暫定多国籍軍として MIF が派遣され、平和強制を行った（2004年2月—5月）。

この他にも国連安保理は、シエラレオネにおける「紛争ダイヤモンド」とな

る不正輸入の禁止決議（安保理決議 1289）を発し、非軍事的な平和強制も行った。

#### ○平和維持（合意の維持）

いずれの事例においても、国連 PKO による平和維持により合意の維持が試みられた。しかし、シエラレオネを除いて、全ての事例において維持すべき平和を崩すだけの合意無視が続いている。そのため、武装解除や動員解除をその内容に含める平和維持は、和平合意の崩壊の前には機能しないことが明らかとなった。

一方、リベリアでは、停戦合意（2003 年 4 月）後、平和維持として、即座に ECOMIL の派遣（同年 7 月）、さらには ECOMIL と米軍を含む多国籍軍の派遣（同年 8 月）が続き、深刻な合意無視の場合には平和強制も辞さない覚悟で臨んだ平和維持が功を奏したかたちとなった。事実、多国籍軍派遣の直後には、テイラー大統領の辞任後、政府と反政府組織との間でリベリア和平合意が結ばれている。

コートジボワールにおいては、リナ・マルクーシ合意（ECOWAS による平和創造）に従って、ECOMOG、フランス軍、MINUCI、および MINUCI の後継である UNOCI、の派遣が決定され、それぞれ平和維持に当たった。ただし、ECOMOG とフランス軍に関しては、リベリアの ECOMIL 同様、平和強制にもなりうる存在として平和維持を行っていた。

ハイチでは、平和強制である MIF の展開後、そのマンデートの一部を引き継ぐ MINUSTAH によって平和維持が開始された（2004 年 6 月）。ただし、この場合における和平合意は存在せず、あくまで MINUSTAH はハイチ（暫定）政権自体の国内権限にしたがってそのマンデートを行使するという特徴があった。

ブルンジでは、アルーシャ和平合意（2000 年 8 月）に関し、平和維持を行うために、2003 年 4 月、AU 部隊である AMIB がまず展開し、その後、2004 年 6 月から AMIB と平行して ONUB が派遣されている。

スーダンでは、ダルフル紛争に対する停戦合意（AU による平和創造）の後、2004 年 6 月、AU 軍としての AMIS が平和維持のために派遣された。同じくス

ーダンでは、国内の南北紛争に関し、包括和平合意（東アフリカ諸国等による平和創造）が締結され、これを受けて、UNMIS が平和維持を担っている。

#### ○平和構築（合意の履行・促進）

本章における事例のうち、該当する和平合意に関与する国際平和活動のすべては、合意の履行・促進を図る平和構築を要請していた。

特にシエラレオネにおける DDR 国家委員会の存在は、紛争当事者を含め、多面的な国際平和活動の主体を組み込むことで、DDR に関する合意の履行・促進を容易にしたと言える。

### 2-2-2 ガバナンス制度

ガバナンス制度の構築は、国際平和活動の中でも、平和構築の手段によって実施される。本章におけるダルフル紛争（スーダン）以外の事例では、和平合意の履行・促進を図る平和構築を試みていた。ロメ和平合意（シエラレオネ）、リベリア和平合意（リベリア）、およびアルーシャ和平合意（ブルンジ）、包括和平合意（スーダン）は、「ガバナンス」をそれぞれの内容の重点項目として掲げていた。特に、リベリア和平合意に関しては、DDRR（DDR+R）と SSR についての独立した項目が用意されていた。

シエラレオネでは、ロメ和平協定に基づき、RUF の首謀者であるサンコーに対し、戦争犯罪に関しては恩赦が適用されている。また、本稿で確認できたところでは、コートジボワールにおけるリナ・マルクーシ合意でも、国民和解委員会に関連する元戦闘員に対して解放と恩赦を確保するためのステップを踏むとしていた。また、ガバナンス制度を盛り込んだそれぞれの和平合意には、特定の軍事組織の「政党化」を記していた。

スーダンでは、ガバナンス制度の構築のための将来計画が、南部地域の完全なスーダン国家化、あるいは自治独立といったそれぞれの選択肢とスケジュールについて、包括和平合意の中に記載されている。

### 2-2-3 治安／安全保障上の安定化



本稿における安定化とは、治安や安全保障の分野を対象とした用語であった。ここで言う安定化については、国際平和活動の関連では、平和維持、平和強制、平和創造、紛争予防、平和構築の手段があった。和平合意の項目ですでに触れたことも多いが、ECOMOG（リベリアでは ECOMIL）や AU 軍（AMIB および AMIS）を含め、多国籍軍や国連 PKO が治安や安全保障上の安定化に向けた機能を果たすことを予定していた。

これらの主体が活動した事例には、平和強制と平和維持との組み合わせが同時に展開する場合があった。すなわちそれらは、シエラレオネにおける「ECOMOG（平和強制）＋UNOMSIL（平和維持）」であった。同じくリベリアにおける「ECOMIL・米軍等による多国籍軍（平和維持）＋UNMIL（平和維持）」、および、コートジボワールの「ECOMOG・フランス軍（平和維持）＋MINUCI（平和維持）」の両事例は、それぞれ前者の手段が平和強制にもなりうる環境にあったと言える。

また、UNOCI、UNAMSIL、UNMIL といった国連 PKO は、平和構築の一環として、コートジボワール、シエラレオネ、リベリアの安定化を同時に図っていた。こうした連携は、西アフリカの地域安全保障の安定にとって不可欠な行動である。

以下では、本章における事例が安定化のためにとった手段について整理する。

#### ○平和維持（停戦監視等）

本章における事例で出てきた国連 PKO の全てが平和維持を行っていた。また、AU 軍としての AMIB および AMIS も同様に平和維持を手段としていた。

#### ○平和強制（武力衝突の鎮圧、人道危機の救援等）

ECOMOG（シエラレオネ）および MIF（ハイチ）は、武力衝突の鎮圧による安定化を目指した。一方、緊急展開多国籍軍（コンゴ（民））は、人道危機の救援を目指して平和強制を行った事例であった。

#### ○平和創造（和平合意の再形成、外国との合意形成等）

ブルンジを除く各事例は、紛争当事者による和平合意の無視により、合意の再形成が行われた。また、コンゴ（民）では、同国の反政府側を支持するルワンダおよびウガンダの両国と、反対に政府側（カビラ政権）を支持するジンバブエおよびアンゴラの両国が参戦した。この紛争に対するルサカ和平合意は、コンゴ（民）以外の紛争当事国間で合意の形成が行われた。こうした動きは、紛争当事国国内の安定化を意図していた。

#### ○紛争予防（近隣への脅威削減）

コンゴ（民）に関する紛争に関し、周辺国が紛争当事国として参戦した目的には、自国に内包している武装集団の勢力を無力化することが含まれていた。つまり、そうした周辺国が、国境を越えて活動する武装集団と結託するコンゴ（民）の紛争当事者に軍事的影響力を与えようとした意図には、自国の紛争予防につながるという考えがあった。

#### ○平和構築（国軍・警察の活用、治安／安全保障の構築等）

安定化のための平和構築とは、これまで確認してきた「和平合意の履行・促進」、「ガバナンス制度」と深く関係していると同時に、そのための努力が安定化の手段ともなっている。従って、上記で示してきた NCDDR の設置（例えばシエラレオネ）など、治安維持や安全保障の確保のために構築されたガバナンス制度は、安定化要素を提供している。

シエラレオネにおける UNAMSIL の継続した派遣は、隣国のリベリアの安全保障に関係している。また、UNOCI（コートジボワール）のマンダートは、シエラレオネおよびリベリアの国連 PKO と緊密な連携を図るとしており、地域安全保障の構築も視野に入れている。他方、ブルンジにおける UNUB のマンダートには、ONUB がコンゴ（民）の MONUC と協調すべきことを載せている。

### 2-2-4 経済社会開発

シエラレオネでは、ロメ和平合意に基づいて資源管理を含む国家復興開発のための委員会が創設され、設置当時には非正規軍側のサンコーがこの委員会の

議長を務めることになっていた。こうした動きは、非正規軍のリーダーに対する和平へのインセンティブとしては有効であったが、その他の多くの犠牲者にとっては必ずしも受け入れられるものではなかったはずである。しかし、何れにせよ、紛争終結を迎えた市民が、「平和の配当」を受け取るためのスキームをガバナンス制度の構築プロセスの中で整えていくことは重要であろう。こうした経済社会開発は、中央政府のガバナンス領域と関係する一方、国内の地方のコミュニティに波及することで効果が上がる。そのため、シエラレオネにおける NCDDR が、中央政府から、RUF、CDF、さらにはコミュニティで活動する NGO までも加わる中で、経済社会開発を考慮に入れた政策立案・実施を行えたことは適切であった。

リベリアでは、和平合意後の戦闘が散発的に起こる中、2004年2月にはリベリア和平に向けた大規模なドナー国会合が開催された。こうした紛争解決と経済社会開発との掛け合いも支えとなって、同年11月には（改めてではあるが）紛争当事者による自発的な武装解除合意が成立している。

一方、2000年を過ぎた頃に起きたハイチにおける民主化プロセスの失速は、同国への投資の減少といった国際社会の反応へと大きく影響した。その後経済社会開発の停滞が続く中、ハイチは再び国内紛争を経験することになった。

経済社会開発に関しては、その他、「(戦闘に関与する) 子供や女性に対する特別なニーズ」といったフレーズが、DDRに関連する和平合意、国連PKOマンドレートに見受けられるようになった。こうした取り組みは、市民社会への再統合プロセスにおいて、子供や女性と、男子青年の元戦闘員とでは作法が異なることを考えれば、当然であろう。しかし、こうした配慮を当然とする今日のDDRプログラムが、1990年代の経験を踏まえて作り上げられてきたことの結果でもある。したがって、DDRにとっては、経済社会開発は不可欠な要素であった点をここでも確認できた。

## おわりに

本章では、1999年のDDR国連安保理公開会合から2006年7月までの事例を中心に、国連PKO対象国のDDRの状況について概観し、DDRメカニズムの評

価を行った。本章における事例研究は、シエラレオネ、コンゴ（民）、リベリア（2003年以降）、コートジボワール、ハイチ、ブルンジ、スーダンに対して行われた。シエラレオネを除いたいずれの事例も国連PKOが展開中であり、これらの事例のDDRについては進行中のものばかりであった。そのため、DDRメカニズムに関しては、厳密には暫定的評価となったが、いくつかの有効性と各国における将来展望のあり方が示せた。

シエラレオネにおいては、DDRメカニズムがこれまでに確保されたことが、DDRプログラムの終了につながった。他方、その他の事例では、こうしたメカニズムが確保されていない状況の中、プログラムが進行していないこともわかった。ただし、経済社会開発に関しては、それとDDRとの関連性についての具体的事例を示すことが、本章では不十分な結果となった。これには、経済社会開発に関する平和構築の長期性に加え、未だにDDRの目的が達成されていないことなどが影響している。

国連広報局は、2005年5月3日の「国連報道自由デー」に合わせ、この1年間に世界の人々がもっと耳にする必要があった10大事件のひとつとして、「シエラレオネ：やっと手に入れた和平を強化する（第4位）」を挙げている<sup>396</sup>。それによれば、武装解除を終えて解放された元戦闘員が、同国の紛争終結と民主的選挙を迎えた事に接する一方、UNAMSILの撤退を前にして、世界はもっと同国が迎える脆弱な和平に伴うチャレンジに対して支援すべきであると警鐘していた。

シエラレオネにおいては、本章における事例では唯一、「DDRプロジェクト」が終了していることになっているが、この記事が警告するように、今後、国際支援について「無行動（inaction）」のままであるならば、再び和平が崩れる可能性もある。したがって、DDRの関連に限って言えば、DDRメカニズムの諸要素を引き続き確保する努力が国際社会に求められている。

## 結論

---

<sup>396</sup> なお、この10大事件の上位には、第1位「ソマリアの和平に向けた進展」、第2位「女性に対するヘルスケアの盲点となっている悲惨なフィスチュラ（産科瘻孔）」、第3位「ウガンダ北部における人道危機」を挙げている。  
<http://www.un.org/events/tenstories/story.asp?storyID=1400> UN, events, tenstories.

本稿の目的は、平和維持と平和構築とのフェーズの間に行われる DDR が、これら双方の複合的連動を促すために、どのようなメカニズムを整えたらよいかという点を明らかにすることであった。この問いに答えようと、本稿の作成に向けて筆者なりの努力をこれまで行ってきた。

本稿の結論としては、DDR に不可欠な要素を整え、本稿の示す DDR メカニズムを確保することで、DDR を成功に導き、その結果、DDR が結節点として、平和維持と平和構築とのフェーズ間の複合的連動を促すことが明確になった。また、DDR メカニズム（和平合意、ガバナンス制度、治安／安全保障上の安定化、経済社会開発）の確保のために、国際平和活動におけるどのような具体的手段（紛争予防、平和創造、平和維持、平和強制、平和構築）のオプションを用いたらよいかという問いについても明らかにした。

つまり、平和維持と平和構築とのフェーズ双方に関わっている DDR は、そのメカニズムの確保のためには、（具体的な平和維持・平和構築活動を含め）国際平和活動の具体的手段を選択的に必要としていることが本稿における事例を通じて確認できた。したがって、PKO 環境下の DDR における平和維持と平和構築とのフェーズ間の複合的連動を引き起こすためには、すなわち、DDR を成功させるには、DDR メカニズムを確保するための国際平和活動の諸手段を正しく講じる必要があった。ただし、事例研究から見られる実践からは、こうしたメカニズムを起動させるだけの手段が揃っていない場合がほとんどであったことは否めない。

本稿では、このような結論を導き出すために、以下のプロセスを踏んだ。

第 1 章では、DDR とは何か、といった問題を明らかにし、これまでの先行研究による成果を検討した。第 1 項では、DDR の定義に関し、2000 年 2 月に国連安保理に提出された国連事務総長報告書「DDR における平和維持の役割 (S/2000/101)」にある記述を紹介しつつ、その包括的アプローチの重要性について触れた。第 2 項では、DDR への関心の高まりの経緯を示しつつ、特に DDR が国連 PKO のマンデートに必要とされてきた点を明らかにした。第 3 項では、DDR を含めるかたちで国際社会から注目された小型武器問題についてのこれまでの経緯と、小型武器問題から見た DDR の位置づけについて説明した。その上

で、DDR の先行研究を行ったところ、その結果、少なくとも DDR には、和平合意、ガバナンス制度、治安／安全保障上の安定化、経済社会開発の 4 つの要素と密接に関連していることが導き出された。さらに追加として、第 5 項では、2006 年の DDR に関する国連事務総長報告書（A/60/705）の検討を行った。

第 2 章では、国際平和活動における DDR の位置づけを行い、その DDR が、平和維持と平和構築とのフェーズ間の結節点となっていることを示した。そうした位置づけ作業のための準備として、第 1 項では、国際平和活動のこれまでの展開とその研究について概観し、本稿での定義づけを行った。すなわち、本稿における「国際平和活動」とは、紛争予防、平和創造、平和維持、平和強制、平和構築の諸手段を講じることで、人道上の危機をもたらす紛争や暴力をなくし、平和という理念を共有できる安定した社会を構築することを目的として、国際的に展開する諸主体（国家、国際機関、NGO など）が行うあらゆる活動、あるいはその総和のことであると定義した。

その上で、第 2 項では、国際平和活動における DDR の位置づけとして、DDR 活動が、平和維持と平和構築との両フェーズに跨っている点を明らかにした。つまり、DDR は、平和維持と平和構築とのフェーズ間の結節点として機能する必要があることを指摘した。そのために第 2 項では、まず、平和維持と平和構築についての本稿における定義づけを行った上で、DDR との関係をそれぞれ明確にした。すなわち、DDR は、武装解除および動員解除のプロセスに関連する「平和維持」と、再統合のプロセスに関連する「平和構築」との両側面に関係する。したがって、DDR を成功に導く場合には、少なくともそのプログラムにおける平和維持と平和構築とのフェーズ間の複合的連動を確保することと表裏一体の問題を解決する必要があった。

第 3 章では、分析枠組みとして、本稿で示す「DDR メカニズム」の構築を行った。第 1 項では、第 1 章で導き出された和平合意、ガバナンス制度、治安／安全保障上の安定化、経済社会開発を、DDR メカニズムの要素として説明しつつ、こうしたメカニズムの全体を図式化した。その上で、第 2 項では、メカニズムの成果としての DDR を導くための装置として、国際平和活動の諸手段（紛争予防、平和創造、平和維持、平和強制、平和構築）とその目的との組み合わせ

せについて明確にした（第3章の図1を参照のこと）。ここでは、どのような国際平和活動を行うことで、DDR活動の成功のための一部を担えるのかという構造を鳥瞰図として示したところが注目点である。

第4章では、第3章で示したDDRメカニズムを分析枠組みとしながら、冷戦終結以後から1999年のDDR国連安保理公開会合までの期間に武装解除に関するマンデートを得た国連PKOとその対象国についての事例研究を行った。第1項では、今日DDRと称されるようになった内容をマンデートに含めた全ての国連PKOを挙げる作業を行った。第2項では、その中でも冷戦終結以後からDDR国連安保理公開会合までに派遣決議が出された国連PKOとそれぞれの対象地域の事例について、まだ形成段階にあったDDRに注目しながら概観した。

その第3項では、前項の事例に対して、DDRメカニズムから見た総合的な評価を行った。その結果、DDRメカニズムが機能した中米およびモザンビークの事例では、紛争後の比較的早い段階でDDRを完了したことが明らかとなった。一方、ソマリア、アンゴラ、リベリア、タジキスタンの事例では、紛争当事者による合意の無視が続くことが多く、ガバナンス制度、治安／安全保障上の安定化、経済社会開発が整わない状態ではDDRが進みにくいという結果となった。他方、カンボジアの事例では、主要な非正規軍であったポル・ポト派による合意からの離脱を受けて、その他の主要紛争当事者間で、合意の再形成、ガバナンス制度、安定化、経済社会開発を図ることになった。

しかし、DDRメカニズムが機能していない中での国際平和活動は、10年の月日が経った後に、再びDDRや小型武器の問題に悩まされることにつながった。これらの事例の教訓として、合意の無視が続く状態では、DDRの実施は難しく、DDRメカニズムの十分な確保が必要であることが判明した。そもそもDDRの包括的アプローチが実施に移す国際平和活動が整理されていない当時の状況では、無理なプログラムであったことは確かである。しかし、合意形成の交渉時におけるDDRの内容の具体化、平和維持と平和構築とをつなぐ中でのDDR活動の必要性など、現在のDDR活動に活かされている教訓も少なくなかった。

第5章では、DDRが国際社会の中で定着・発展した1999年の国連安保理公開会合以後（本稿では2006年7月までを分析）に焦点を当て、DDRをマンデート

にもつ国連PKOとその派遣地域の事例を概観した後、第4章と同様、DDRメカニズムによる評価を行った。何れの事例も、和平合意や国連PKOマンデートにおけるDDR活動の内容が具体化され、コートジボワールの事例ではDDRRRまでが国連PKOを中心とした国際平和活動によって行使されるまでに至った。また、和平合意の内容が充実すると同時に、ガバナンス制度の具体化、特にSSRを巡る権力分掌も明確なものが多くなった。その他、治安／安全保障上の平和維持（あるいは平和強制）を国連PKOだけではなく、多国籍軍や軍事的地域機関によって重層的な行動が行われる事例もアフリカを中心に多く見られた。そうした点はDDRメカニズムを確保する上で望ましい傾向と言えよう。一方で、本章での事例はすべて、国連PKOが継続派遣中であり、経済社会開発と再統合の問題を中心にまだまだDDRへの対応は不十分であることも確かであった。

シエラレオネでは、DDRメカニズムの確保によって、国連PKOによるDDRを完了に導いた。特に、和平合意の形成段階では、ECOWASが平和創造と平和強制を使い分け、和平合意の維持・履行の段階でも、ECOWAS、国連PKO、国内の紛争当事者、市民社会の代表としてのNGOがNCDDRを通じてうまく絡み合い、DDRの実施を容易にさせた。また、ロメ和平合意にはSSRを含む「ガバナンス」の詳細を盛り込み、他方でECOMOG（平和強制）と国連PKO（平和維持）との組み合わせで安定化が図られたことは、適切な国際平和活動の選択によりDDRメカニズムを確保できた点で重要であった。しかし、経済社会開発の要素が全体のDDRの進展に比べて遅くなりがちなことなど、DDRの要素間の連動もDDRメカニズムの確保にとって不可欠であるとの理解に及んだ。

コンゴ（民）では、DDRメカニズムから見ると、合意の形成段階から（同国国外から流入した非正規軍に対する）DDRの詳細が盛り込まれ、紛争当事国となった周辺国の安定化を同時に図るものであった。他方、同国の国家DDR計画の枠組みをMONUCが支援する体制の中、2005年から次第に国内の特定地域でDDRが進められるようにはなったが、不安定な状況は継続しており、ガバナンス制度の構築や経済社会開発は不十分なままである。

リベリアでは、2003年にまたもや国内紛争が起きたが、こうした武力闘争の再開は、前回のDDRプログラムの不十分さから来ていることは明らかであった。



ただし、ECOMIL や多国籍軍による平和強制に裏付けられた平和維持により安定化が進み、和平合意が成立したことや、その後の UNMIL が具体的な DDR プログラムを戦闘の合間に実施していることは評価できよう。

コートジボワールでは、シエラレオネと同様、ECOWAS の平和創造によって和平合意が形成され、国民和解のための政府機関によって、国際開発パートナーの支援の下で「DDRRR」を行うことが決定した。安定化に関しても、ECOMOG とフランス軍から構成される多国籍軍に加え、途中から国連 PKO が展開するなど、多国籍軍の強制力に裏打ちされた平和維持、平和構築を可能にしている。ただし、平和強制の手段を確立していなかったため、現状の武力衝突の激化には対応し切れていない。

ハイチに関しては、平和強制による MIF の即時派遣により、和平合意の強制が行われた。しかし、平和強制の MIF が去り、国連 PKO による平和維持によって安定化を図られる現在は、反政府勢力が改めて反乱を起こす余地も残していると言わざるを得ない。

ブルンジでは、和平合意形成後、具体的なガバナンス制度の構築計画の下で、安定化、ガバナンスの制度構築を支援するために ONUB および AMIB が派遣されている。AMIB のマンデートは、DDR プログラム国家計画のうち、「武装解除および動員解除を直接実施する」としていたが、再統合についてはマンデートに含めていない。そのため、DDR の平和構築部分、すなわち再統合プロセスに関しては、ONUB と深く連携する国際平和活動（特に経済社会開発）が必要となってこよう。

スーダンでは、ダルフル紛争と、南北和平の動きが同時平行している。そのため、同国における DDR メカニズムの構築には、複眼的な配慮が必要である。DDR に関し、ダルフルへの国際平和活動としては AU による平和創造と、AMIS による平和維持が主なところであり、したがって DDR メカニズムに必要な国際平和活動は揃っていない。他方、同国の南北紛争に関しては、2005 年 1 月に包括和平合意が締結され、今後のガバナンス（南部自治の可能性も含む）のあり方が明確に示されているので、今後 UNMIS により安定化が推進されるのであれば、DDR の要素を確保する可能性は残されていると言えよう。しかし、最も問

題なのは、南北スーダン間の合意の結論は、2011年に予定されている統合国家か分裂国家かの選択であり、したがって、現状のDDRは南北間の軍備管理の性格付けに限定されていることである。

このように、本稿では、第1章から第5章までのプロセスを進める中で、DDRの成功には、DDRメカニズムの確保が不可欠であることを確認した。その結果、DDRメカニズムの確保に伴ってDDRが成功する場合には、DDRの直接的な要素である平和維持と平和構築との複合的連動が必要であることが明確となった。また、DDRメカニズムに必要な国際平和活動の諸手段を、分析枠組みの中で構築し、事例研究を通じて具体的に示せたことは、DDRプログラムに関わろうとする様々な政策主体にとって有効な視点を提供できたと考えられる。特に平和維持と平和構築とのフェーズ間のつながりを求める国際平和活動にとって、DDRという結節点は重要なメニューであることは、今後、この分野の発展のためのインプリケーションを与えたと考えられる。

しかし、他方で本稿の論文には国際平和活動研究にとって明らかに不十分な点が少なくとも4点あった。第1に、DDR自体は紛争の根本原因までは除去できないというジレンマである。紛争当事者の紛争開始理由が解明されなければ、DDRメカニズムの存立も危うくなる。その意味で、複雑な紛争の環境とその対立構図をどのように見極めるのかといった問題は、DDRのアプローチの仕方に大きく影響する。第2に、DDR研究の対象領域としては、国連PKOのほか、国連政治局が管轄する平和構築ミッション、UNDP、UNICEFなどがあるが、本稿では分析の対象外であった。国際平和活動の諸主体自体のさらなる検討は今後の研究課題としたい。第3に、本稿の論理に関わることであるが、事例研究はそのほとんどが現在進行形のプロジェクトであったため、厳密には暫定的な評価とならざるを得なかった。特に、DDR終了後の環境について引き続き検証し、国際平和活動の有効性を確かめていく必要がある。第4に、DDRを実行する場合に関わる「価値」の検討である。紛争当事者がDDRを行う条件として、例えば恩赦や政党化の問題があった。そうした正統性や法の支配との兼ね合いは、秩序形成と引き換えにほとんど検討されていないのが実状である。また、元戦闘員とその他の住民との間の平和の配当を巡った平等性の問題も残る。少

なくともこうした 4 点については、引き続き国際平和活動に関心を寄せる筆者にとってのチャレンジとして受け止めたい。

### 謝辞

本報告書は、筆者が大阪大学に提出した博士論文を加筆・修正し、作成したものである。本稿の作成にあたってご指導いただいた先生方の皆様にこの場を借りて改めて感謝を申し上げます。また、本報告書は、IPSHU 研究報告シリーズとして公刊する機会を与えていただいた広島大学平和科学研究センターの方々によるご支援の賜物であり、併せて厚く、御礼申し上げます。

## 添付資料 国連安保理決議・マンデート文言集 (DDR関連)

注1：この資料は、本稿第5章「国連PKO対象国とDDRの発展」で示した国連PKOに関連する国連安保理決議のうち、DDR関連の文言を含めた決議マンデートの全部を掲載している。

注2：国連PKO名の前に付された番号は、本稿第4章第1項にある表3を反映している。

注3：この資料で示された文言のうち、直接「DDR」と記載している部分を太字で示している。

### 14 国連シエラレオネ・ミッション (UNAMSIL)

#### SCR 1270 (1999.10.22)

*The Security Council,*

8. *Decides* to establish the United Nations Mission in Sierra Leone (UNAMSIL) with immediate effect for an initial period of six months and with the following mandate:

(a) To cooperate with the Government of Sierra Leone and the other parties to the Peace Agreement in the implementation of the Agreement;

**(b) To assist the Government of Sierra Leone in the implementation of the disarmament, demobilization and reintegration plan;**

**(c) To that end, to establish a presence at key locations throughout the territory of Sierra Leone, including at disarmament/reception centres and demobilization centres;**

(d) To ensure the security and freedom of movement of United Nations personnel;

(e) To monitor adherence to the ceasefire in accordance with the ceasefire agreement of 18 May 1999 (S/1999/585, annex) through the structures provided for therein;

(f) To encourage the parties to create confidence-building mechanisms and support their functioning;

(g) To facilitate the delivery of humanitarian assistance;

(h) To support the operations of United Nations civilian officials, including the Special Representative of the Secretary-General and his staff, human rights officers and civil affairs officers;

(i) To provide support, as requested, to the elections, which are to be held in accordance with the present constitution of Sierra Leone;

#### SCR 1289 (2000.2.7)

*The Security Council,*

10. *Acting* under Chapter VII of the Charter of the United Nations, *decides further* that the

mandate of UNAMSIL shall be revised to include the following additional tasks, to be performed by UNAMSIL within its capabilities and areas of deployment and in the light of conditions on the ground:

- (a) To provide security at key locations and Government buildings, in particular in Freetown, important intersections and major airports, including Lungi airport;
- (b) To facilitate the free flow of people, goods and humanitarian assistance along specified thoroughfares;
- (c) To provide security in and at all sites of the disarmament, demobilization and reintegration programme;**
- (d) To coordinate with and assist, in common areas of deployment, the Sierra Leone law enforcement authorities in the discharge of their responsibilities;
- (e) To guard weapons, ammunition and other military equipment collected from ex-combatants and to assist in their subsequent disposal or destruction,

*authorizes* UNAMSIL to take the necessary action to fulfill the additional tasks set out above, and *affirms* that, in the discharge of its mandate, UNAMSIL may take the necessary action to ensure the security and freedom of movement of its personnel and, within its capabilities and areas of deployment, to afford protection to civilians under imminent threat of physical violence, taking into account the responsibilities of the Government of Sierra Leone;

#### **SCR 1346 (2001.3.30)**

*The Security Council,*

3. *Welcomes* the revised concept of operations for UNAMSIL as set out in **paragraphs 57 to 67** of the report of the Secretary-General [S/201/228 of 14 March 2001] and the progress already made towards its implementation, and *encourages* the Secretary-General to proceed to its completion; ...

#### **Ninth report of the Secretary-General on the United Nations Mission in Sierra Leone (2001.3.14)**

**58. The main objectives of UNAMSIL in Sierra Leone remain to assist the efforts of the Government of Sierra Leone to extend its authority, restore law and order and stabilize the situation progressively throughout the entire country, and to assist in the promotion of a political process which should lead to a renewed disarmament, demobilization and reintegration programme and the holding, in due course, of free and fair elections.**

#### **15. 国連コンゴ民主共和国ミッション (MONUC)**

#### **SCR1291 (2000.2.24)**

*The Security Council,*

7. *Decides* that MONUC, in cooperation with the JMC, shall have the following mandate:

- (a) to monitor the implementation of the Ceasefire Agreement and investigate violations of the ceasefire;
- (b) to establish and maintain continuous liaison with the field headquarters of all the parties' military forces;
- (c) to develop, within 45 days of adoption of this resolution, an action plan for the overall implementation of the Ceasefire Agreement by all concerned with particular emphasis on the following key objectives: the collection and verification of military information on the parties' forces, the maintenance of the cessation of hostilities and the disengagement and redeployment of the parties' forces, the comprehensive disarmament, demobilization, resettlement and reintegration of all members of all armed groups referred to in Annex A, Chapter 9.1 of the Ceasefire Agreement, and the orderly withdrawal of all foreign forces;**
- (d) to work with the parties to obtain the release of all prisoners of war, military captives and remains in cooperation with international humanitarian agencies;
- (e) to supervise and verify the disengagement and redeployment of the parties' forces;
- (f) within its capabilities and areas of deployment, to monitor compliance with the provisions of the Ceasefire Agreement on the supply of ammunition, weaponry and other war-related materiel to the field, including to all armed groups referred to in Annex A, Chapter 9.1;
- (g) to facilitate humanitarian assistance and human rights monitoring, with particular attention to vulnerable groups including women, children and demobilized child soldiers, as MONUC deems within its capabilities and under acceptable security conditions, in close cooperation with other United Nations agencies, related organizations and non-governmental organizations;**
- (h) to cooperate closely with the Facilitator of the National Dialogue, provide support and technical assistance to him, and coordinate other United Nations agencies' activities to this effect;
- (i) to deploy mine action experts to assess the scope of the mine and unexploded ordnance problems, coordinate the initiation of mine action activities, develop a mine action plan, and carry out emergency mine action activities as required in support of its mandate;

8. *Acting* under Chapter VII of the Charter of the United Nations, *decides* that MONUC may take the necessary action, in the areas of deployment of its infantry battalions and as it deems it within its capabilities, to protect United Nations and co-located JMC personnel, facilities, installations and equipment, ensure the security and freedom of movement of its personnel, and protect civilians under imminent threat of physical violence;

**SCR 1565 (2004.10.1)**

*The Security Council,*

3. *Authorizes* the increase of MONUC's strength by 5,900 personnel, including up to 341

civilian police personnel, as well as the deployment of appropriate civilian personnel, appropriate and proportionate air mobility assets and other force enablers, and *expresses its determination* to keep MONUC's strength and structure under regular review, taking into account the evolution of the situation on the ground;

4. *Decides* that MONUC will have the following mandate:

- (a) to deploy and maintain a presence in the key areas of potential volatility in order to promote the re-establishment of confidence, to discourage violence, in particular by deterring the use of force to threaten the political process, and to allow United Nations personnel to operate freely, particularly in the Eastern part of the Democratic Republic of the Congo,
- (b) to ensure the protection of civilians, including humanitarian personnel, under imminent threat of physical violence,
- (c) to ensure the protection of United Nations personnel, facilities, installations and equipment,
- (d) to ensure the security and freedom of movement of its personnel,
- (e) to establish the necessary operational links with the United Nations Operation in Burundi (ONUB), and with the Governments of the Democratic Republic of the Congo and Burundi, in order to coordinate efforts towards monitoring and discouraging cross-border movements of combatants between the two countries,
- (f) to monitor the implementation of the measures imposed by paragraph 20 of resolution 1493 of 28 July 2003, including on the lakes, in cooperation with ONUB and, as appropriate, with the Governments concerned and with the group of experts referred to in paragraph 10 of resolution 1533 of 12 March 2004, including by inspecting, as it deems it necessary and without notice, the cargo of aircraft and of any transport vehicle using the ports, airports, airfields, military bases and border crossings in North and South Kivu and in Ituri,
- (g) to seize or collect, as appropriate, arms and any related materiel whose presence in the territory of the Democratic Republic of the Congo violates the measures imposed by paragraph 20 of resolution 1493, and dispose of such arms and related materiel as appropriate,
- (h) to observe and report in a timely manner, on the position of armed movements and groups, and the presence of foreign military forces in the key areas of volatility, especially by monitoring the use of landing strips and the borders, in particular on the lakes;

5. *Decides* that MONUC will also have the following mandate, in support of the Government of National Unity and Transition:

- (a) to contribute to arrangements taken for the security of the institutions and the protection of officials of the Transition in Kinshasa until the integrated police unit for Kinshasa is ready to take on this responsibility and assist the Congolese authorities in the maintenance of order in other strategic areas, as recommended in paragraph 103 (c) of the Secretary-General's third special report,
- (b) to contribute to the improvement of the security conditions in which humanitarian assistance is provided, and assist in the voluntary return of refugees and internally displaced persons,
- (c) to support operations to disarm foreign combatants led by the Armed Forces of the Democratic Republic of the Congo, including by undertaking the steps listed in paragraph 75, subparagraphs (b), (c), (d) and (e) of the Secretary-General's third special report,
- (d) to facilitate the demobilization and voluntary repatriation of the disarmed foreign**

**combatants and their dependants,**

**(e) to contribute to the disarmament portion of the national programme of disarmament, demobilization and reintegration (DDR) of Congolese combatants and their dependants, in monitoring the process and providing as appropriate security in some sensitive locations,**

(f) to contribute to the successful completion of the electoral process stipulated in the Global and All Inclusive Agreement, by assisting in the establishment of a secure environment for free, transparent and peaceful elections to take place,

(g) to assist in the promotion and protection of human rights, with particular attention to women, children and vulnerable persons, investigate human rights violations to put an end to impunity, and continue to cooperate with efforts to ensure that those responsible for serious violations of human rights and international humanitarian law are brought to justice, while working closely with the relevant agencies of the United Nations;

6. *Authorizes* MONUC to use all necessary means, within its capacity and in the areas where its armed units are deployed, to carry out the tasks listed in paragraph 4, subparagraphs (a) to (g) above, and in paragraph 5, subparagraphs (a), (b), (c), (e) and (f) above;

7. *Decides* that MONUC will also have the mandate, within its capacity and without prejudice to carrying out tasks stipulated in paragraphs 4 and 5 above, to provide advice and assistance to the transitional government and authorities, in accordance with the commitments of the Global and All Inclusive Agreement, including by supporting the three joint commissions outlined in paragraph 62 of the Secretary-General's third special report, in order to contribute to their efforts, with a view to take forward:

(a) Essential legislation, including the future constitution,

**(b) Security sector reform, including the integration of national defense and internal security forces together with disarmament, demobilization and reintegration and, in particular, the training and monitoring of the police, while ensuring that they are democratic and fully respect human rights and fundamental freedoms,**

(c) The electoral process;

## **16. 国連リベリア・ミッション (UNMIL)**

### **SCR 1509 (2003.9.19)**

*The Security Council,*

3. *Decides* that UNMIL shall have the following mandate:

Support for Implementation of the Ceasefire Agreement:

(a) to observe and monitor the implementation of the ceasefire agreement and investigate violations of the ceasefire;

(b) to establish and maintain continuous liaison with the field headquarters of all the parties' military forces;



- (c) to assist in the development of cantonment sites and to provide security at these sites;
- (d) to observe and monitor disengagement and cantonment of military forces of all the parties;
- (e) to support the work of the JMC (Joint Monitoring Committee);
- (f) to develop, as soon as possible, preferably within 30 days of the adoption of this resolution, in cooperation with the JMC, relevant international financial institutions, international development organizations, and donor nations, an action plan for the overall implementation of a disarmament, demobilization, reintegration, and repatriation (DDRR) programme for all armed parties; with particular attention to the special needs of child combatants and women; and addressing the inclusion of non-Liberian combatants;**
- (g) to carry out voluntary disarmament and to collect and destroy weapons and ammunition as part of an organized DDRR programme;**
- (h) to liaise with the JMC and to advise on the implementation of its functions under the Comprehensive Peace Agreement and the ceasefire agreement;
- (i) to provide security at key government installations, in particular ports, airports, and other vital infrastructure;

Protection of United Nations Staff, Facilities and Civilians:

- (j) to protect United Nations personnel, facilities, installations and equipment, ensure the security and freedom of movement of its personnel and, without prejudice to the efforts of the government, to protect civilians under imminent threat of physical violence, within its capabilities;

Support for Humanitarian and Human Rights Assistance:

- (k) to facilitate the provision of humanitarian assistance, including by helping to establish the necessary security conditions;
- (l) to contribute towards international efforts to protect and promote human rights in Liberia, with particular attention to vulnerable groups including refugees, returning refugees and internally displaced persons, women, children, and demobilized child soldiers, within UNMIL's capabilities and under acceptable security conditions, in close cooperation with other United Nations agencies, related organizations, governmental organizations, and non-governmental organizations;**
- (m) to ensure an adequate human rights presence, capacity and expertise within UNMIL to carry out human rights promotion, protection, and monitoring activities;

Support for Security Reform:

- (n) to assist the transitional government of Liberia in monitoring and restructuring the police force of Liberia, consistent with democratic policing, to develop a civilian police training programme, and to otherwise assist in the training of civilian police, in cooperation with the Economic Community of West African States (ECOWAS), international organizations, and interested States;
- (o) to assist the transitional government in the formation of a new and restructured Liberian military in cooperation with ECOWAS, international organizations and interested States;

Support for Implementation of the Peace Process:

(p) to assist the transitional Government, in conjunction with ECOWAS and other international partners, in reestablishment of national authority throughout the country, including the establishment of a functioning administrative structure at both the national and local levels;

(q) to assist the transitional government in conjunction with ECOWAS and other international partners in developing a strategy to consolidate governmental institutions, including a national legal framework and judicial and correctional institutions;

(r) to assist the transitional government in restoring proper administration of natural resources;

(s) to assist the transitional government, in conjunction with ECOWAS and other international partners, in preparing for national elections scheduled for no later than the end of 2005.

## 17. 国連コートジボワール・ミッション (MINUCI)

### SCR 1479 (2003.5.13)

*The Security Council,*

3. *Approves* the establishment of a small staff to support the Special Representative of the Secretary-General on political, legal, civil affairs, civilian police, elections, media and public relations, humanitarian and human rights issues, and the establishment of a military liaison group whose tasks shall include:

- Providing advice to the Special Representative on military matters;
- Monitoring the military situation, including the security of Liberian refugees and reporting to the Special Representative thereon;
- Establishing liaison with the French and ECOWAS forces for the purpose of advising the Special Representative on military and related developments;
- Establishing also liaison with the Forces Armées Nationales de Côte d'Ivoire (FANCI) and the forces nouvelles, in order to build confidence and trust between the armed groups, in cooperation with the French and ECOWAS forces, in particular concerning helicopters and combat aircraft;
- **Providing input to forward planning on disengagement, disarmament and demobilization and identifying future tasks, in order to advise the Government of Côte d'Ivoire and support the French and ECOWAS forces;**
- Reporting to the Special Representative of the Secretary-General on the above issues.

## 18. 国連コートジボワール活動 (UNOCI)

### SCR 1528 (2004.2.27)

*The Security Council,*

6. *Decides* that the mandate of UNOCI, in coordination with the French forces authorized in paragraph 16 below, shall be the following:

*Monitoring of the ceasefire and movements of armed groups*

- (a) To observe and monitor the implementation of the comprehensive ceasefire agreement of 3 May 2003, and investigate violations of the ceasefire,
- (b) To liaise with the National Armed Forces of Côte d'Ivoire (FANCI) and the military elements of the Forces Nouvelles in order to promote, in coordination with the French forces, the re-establishment of trust between all the Ivorian forces involved, as stated in its resolution 1479 (2003),
- (c) To assist the Government of National Reconciliation in monitoring the borders, with particular attention to the situation of Liberian refugees and to the movement of combatants,

*Disarmament, demobilization, reintegration, repatriation and resettlement*

- (d) To assist the Government of National Reconciliation in undertaking the regrouping of all the Ivorian forces involved and to ensure the security of their cantonment sites,
- (e) To help the Government of National Reconciliation implement the national programme for the disarmament, demobilization and reintegration of the combatants (DDR), with special attention to the specific needs of women and children,**
- (f) To coordinate closely with the United Nations missions in Sierra Leone and in Liberia in the implementation of a voluntary repatriation and resettlement programme for foreign ex-combatants, with special attention to the specific needs of women and children, in support of the efforts of the Government of National Reconciliation and in cooperation with the Governments concerned, relevant international financial institutions, international development organizations and donor nations,**
- (g) To ensure that the programmes mentioned in paragraphs (e) and (f) take into account the need for a regional approach,
- (h) To guard weapons, ammunition and other military materiel handed over by the former combatants and to secure, neutralize or destroy such materiel,

*Protection of United Nations personnel, institutions and civilians*

- (i) To protect United Nations personnel, installations and equipment, provide the security and freedom of movement of United Nations personnel and, without prejudice to the responsibility of the Government of National Reconciliation, to protect civilians under imminent threat of physical violence, within its capabilities and its areas of deployment,
- (j) To support, in coordination with the Ivorian authorities, the provision of security for the ministers of the Government of National Reconciliation,

*Support for humanitarian assistance*

(k) To facilitate the free flow of people, goods and humanitarian assistance, inter alia, by helping to establish the necessary security conditions,

*Support for the implementation of the peace process*

(l) To facilitate, in cooperation with ECOWAS and other international partners, the re-establishment by the Government of National Reconciliation of the authority of the State throughout Côte d'Ivoire,

(m) To provide oversight, guidance and technical assistance to the Government of National Reconciliation, with the assistance of ECOWAS and other international partners, to prepare for and assist in the conduct of free, fair and transparent electoral processes linked to the implementation of the Linas-Marcoussis Agreement, in particular the presidential election,

*Assistance in the field of human rights*

(n) To contribute to the promotion and protection of human rights in Côte d'Ivoire with special attention to violence committed against women and girls, and to help investigate human rights violations with a view to help ending impunity,

*Public information*

(o) To promote understanding of the peace process and the role of UNOCI among local communities and the parties, through an effective public information capacity, including the establishment as necessary of a United Nations radio broadcasting capability,

*Law and order*

(p) To assist the Government of National Reconciliation in conjunction with ECOWAS and other international organizations in restoring a civilian policing presence throughout Côte d'Ivoire, and to advise the Government of National Reconciliation on the restructuring of the internal security services,

(q) To assist the Government of National Reconciliation in conjunction with ECOWAS and other international organizations in re-establishing the authority of the judiciary and the rule of law throughout Côte d'Ivoire,

16. *Authorizes* for a period of 12 months from 4 April 2004 the French forces to use all necessary means in order to support UNOCI in accordance with the agreement to be reached between UNOCI and the French authorities, and in particular to:

- Contribute to the general security of the area of activity of the international forces;
- Intervene at the request of UNOCI in support of its elements whose security may be threatened;
- Intervene against belligerent actions, if the security conditions so require, outside the areas directly controlled by UNOCI;
- Help to protect civilians, in the deployment areas of their units

**19. 国連ハイチ安定化ミッション (MINUSTAH)**

**SCR 1542 (2004.4.30)**

*The Security Council,*

6. *Requests* that in carrying out its mandate, MINUSTAH cooperate and coordinate with the OAS and CARICOM;

7. *Acting* under Chapter VII of the Charter of the United Nations with regard to Section I below, *decides* that MINUSTAH shall have the following mandate:

I. Secure and Stable Environment:

(a) in support of the Transitional Government, to ensure a secure and stable environment within which the constitutional and political process in Haiti can take place;

(b) to assist the Transitional Government in monitoring, restructuring and reforming the Haitian National Police, consistent with democratic policing standards, including through the vetting and certification of its personnel, advising on its reorganization and training, including gender training, as well as monitoring/mentoring members of the Haitian National Police;

**(c) to assist the Transitional Government, particularly the Haitian National Police, with comprehensive and sustainable Disarmament, Demobilization and Reintegration (DDR) programmes for all armed groups, including women and children associated with such groups, as well as weapons control and public security measures;**

(d) to assist with the restoration and maintenance of the rule of law, public safety and public order in Haiti through the provision *inter alia* of operational support to the Haitian National Police and the Haitian Coast Guard, as well as with their institutional strengthening, including the re-establishment of the corrections system;

(e) to protect United Nations personnel, facilities, installations and equipment and to ensure the security and freedom of movement of its personnel, taking into account the primary responsibility of the Transitional Government in that regard;

(f) to protect civilians under imminent threat of physical violence, within its capabilities and areas of deployment, without prejudice to the responsibilities of the Transitional Government and of police authorities;

II. Political Process:

(a) to support the constitutional and political process under way in Haiti, including through good offices, and foster principles and democratic governance and institutional development;

(b) to assist the Transitional Government in its efforts to bring about a process of national dialogue and reconciliation;

(c) to assist the Transitional Government in its efforts to organize, monitor, and carry out free and fair municipal, parliamentary and presidential elections at the earliest possible date, in particular through the provision of technical, logistical, and administrative assistance and continued security, with appropriate support to an electoral process with voter participation that is representative of the national demographics, including women;

(d) to assist the Transitional Government in extending State authority throughout Haiti and support good governance at local levels;

### III. Human Rights:

(a) to support the Transitional Government as well as Haitian human rights institutions and groups in their efforts to promote and protect human rights, particularly of women and children, in order to ensure individual accountability for human rights abuses and redress for victims;

(b) to monitor and report on the human rights situation, in cooperation with the Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, including on the situation of returned refugees and displaced persons;

## 20. 国連ブルンジ活動 (ONUB)

### SCR 1545 (2004.5.21)

*The Security Council,*

5. *Authorizes* ONUB to use all necessary means to carry out the following mandate, within its capacity and in the areas where its armed units are deployed, and in coordination with humanitarian and development communities:

- to ensure the respect of ceasefire agreements, through monitoring their implementation and investigating their violations,
- **to promote the re-establishment of confidence between the Burundian forces present, monitor and provide security at their pre-disarmament assembly sites, collect and secure weapons and military materiel to dispose of it as appropriate, and contribute to the dismantling of militias as called for in the ceasefire agreements,**
- **to carry out the disarmament and demobilization portions of the national programme of disarmament, demobilization and reintegration of combatants,**
- **to monitor the quartering of the Armed Forces of Burundi and their heavy weapons, as well as the disarmament and demobilization of the elements that need to be disarmed and demobilized,**
- to monitor, to the extent possible, the illegal flow of arms across the national borders, including Lake Tanganyika, in cooperation with the United Nations Organization Mission in the Democratic Republic of the Congo (MONUC) and, as appropriate, with the group of experts referred to in paragraph 10 of resolution 1533,
- to contribute to the creation of the necessary security conditions for the provision of humanitarian assistance, and facilitate the voluntary return of refugees and internally displaced persons,
- to contribute to the successful completion of the electoral process stipulated in the Arusha Agreement, by ensuring a secure environment for free, transparent and peaceful elections to take place,
- without prejudice to the responsibility of the transitional Government of Burundi, to protect civilians under imminent threat of physical violence,

– to ensure the protection of United Nations personnel, facilities, installations and equipment, as well as the security and freedom of movement of ONUB's personnel, and to coordinate and conduct, as appropriate, mine action activities in support of its mandate;

6. *Decides* that ONUB shall provide advice and assistance, within its capacity and subject to carrying out tasks stipulated in paragraph 5 above, to the transitional Government and authorities to contribute to their efforts:

- to monitor Burundi 's borders, with special attention to refugees, as well as to movements of combatants, especially in the Cibitoké province,
- to carry out institutional reforms as well as the constitution of the integrated national defense and internal security forces and, in particular, the training and monitoring of the police, while ensuring that they are democratic and fully respect human rights and fundamental freedoms,
- to proceed with electoral activities,
- to complete implementation of the reform of the judiciary and correction system, in accordance with the Arusha Agreement,
- to ensure, in close liaison with the Office of the High Commissioner for Human Rights, the promotion and protection of human rights, with particular attention to women, children and vulnerable persons, and investigate human rights violations to put an end to impunity.

7. *Decides further* that ONUB shall cooperate with the Government and authorities of Burundi, as well as their international partners, to ensure the coherence of their work, in assistance to the Government and authorities of Burundi in:

- extending State authority and utilities throughout the territory, including civilian police and judicial institutions,
- **carrying out the national programme of disarmament, demobilization and reintegration of combatants and members of their families, including those coming from the territory of the Democratic Republic of the Congo, in liaison with the Government of this country and MONUC, and with particular attention to the specific needs of women and children.**

## 21. 国連スーダン・ミッション (UNMIS)

### SCR 1590 (2005.3.24)

*The Security Council,*

4. *Decides* that the mandate of UNMIS shall be the following:

(a) To support implementation of the Comprehensive Peace Agreement by performing the following tasks:

- (i) To monitor and verify the implementation of the Ceasefire Agreement and to investigate violations;

- (ii) To liaise with bilateral donors on the formation of Joint Integrated Units;
- (iii) To observe and monitor movement of armed groups and redeployment of forces in the areas of UNMIS deployment in accordance with the Ceasefire Agreement;
- (iv) To assist in the establishment of the disarmament, demobilization and reintegration programme as called for in the Comprehensive Peace Agreement, with particular attention to the special needs of women and child combatants, and its implementation through voluntary disarmament and weapons collection and destruction;**
- (v) To assist the parties to the Comprehensive Peace Agreement in promoting understanding of the peace process and the role of UNMIS by means of an effective public information campaign, targeted at all sectors of society, in coordination with the African Union;
- (vi) To assist the parties to the Comprehensive Peace Agreement, in addressing the need for a national inclusive approach, including the role of women, towards reconciliation and peacebuilding;
- (vii) To assist the parties to the Comprehensive Peace Agreement, in coordination with bilateral and multilateral assistance programmes, in restructuring the police service in Sudan, consistent with democratic policing, to develop a police training and evaluation programme, and to otherwise assist in the training of civilian police;
- (viii) To assist the parties to the Comprehensive Peace Agreement in promoting the rule of law, including an independent judiciary, and the protection of human rights of all people of Sudan through a comprehensive and coordinated strategy with the aim of combating impunity and contributing to long-term peace and stability and to assist the parties to the Comprehensive Peace Agreement to develop and consolidate the national legal framework;
- (ix) To ensure an adequate human rights presence, capacity, and expertise within UNMIS to carry out human rights promotion, civilian protection, and monitoring activities;
- (x) To provide guidance and technical assistance to the parties to the Comprehensive Peace Agreement, in cooperation with other international actors, to support the preparations for and conduct of elections and referenda provided for by the Comprehensive Peace Agreement;
- (b) To facilitate and coordinate, within its capabilities and in its areas of deployment, the voluntary return of refugees and internally displaced persons, and humanitarian assistance, inter alia, by helping to establish the necessary security conditions;
- (c) To assist the parties to the Comprehensive Peace Agreement in cooperation with other international partners in the mine action sector, by providing humanitarian demining assistance, technical advice, and coordination;
- (d) To contribute towards international efforts to protect and promote human rights in Sudan, as well as to coordinate international efforts towards the protection of civilians with particular attention to vulnerable groups including internally displaced persons, returning refugees, and women and children, within UNMIS's capabilities and in close cooperation with other United Nations agencies, related organizations, and non-governmental organizations;

16. *Acting* under Chapter VII of the Charter of the United Nations,

- (i) Decides that UNMIS is authorized to take the necessary action, in the areas of deployment of its forces and as it deems within its capabilities, to protect United Nations personnel, facilities, installations, and equipment, ensure the security and freedom of movement of United Nations personnel, humanitarian workers, joint assessment mechanism and assessment and evaluation commission personnel, and, without prejudice to the responsibility of the Government of Sudan, to protect civilians under imminent threat of physical violence; and



(ii) Requests that the Secretary-General and the Government of Sudan, following appropriate consultation with the Sudan People's Liberation Movement, conclude a status-of-forces agreement within 30 days of adoption of the resolution, taking into consideration General Assembly resolution 58/82 on the scope of legal protection under the Convention on the Safety of United Nations and Associated Personnel, and notes that pending the conclusion of such an agreement, the model status-of-forces agreement dated 9 October 1990 (A/45/594), shall apply provisionally;

Acting under Chapter VII of the UN Charter, the Security Council also:

Urge the Liberian parties to commence the encampment, disarmament and demobilization process without delay;

## 参考文献

### 1. 日本語書籍

- 青木一能『アンゴラ内戦と国際政治の力学』芦書房、2001年。
- 足立研幾『オタワプロセス—対人地雷禁止レジームの形成—』有信堂、2004年。
- 伊勢崎賢治『武装解除—紛争屋が見た世界—』講談社現代新書、2004年。
- 伊藤憲一編『現代予防外交（日本国際フォーラム叢書）』フォレスト出版、2000年。
- 稲田十一編『紛争と復興支援—平和構築に向けた国際社会の対応—』有斐閣、2004年。
- 稲田十一・吉田鈴香・伊勢崎賢治編『紛争から平和構築へ』論創社、2003年。
- 上杉勇司『変わりゆく国連PKOと紛争解決—平和創造と平和構築をつなぐ—』明石書店、2004年。
- 内海成治編『アフガニスタン戦後復興支援—日本人の新しい国際協力—』昭和堂、2004年。
- 大沼保昭『人権、国家、文明—普遍主義的人権観から文際的人権観へ—』筑摩書房、1998年。
- 外務省・軍備管理・科学審議官組織編『我が国の軍縮外交』日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター、2002年。
- 木村汎編『国際危機学—危機管理と予防外交—』世界思想社、2002年。
- 吉川元編『予防外交』三嶺書房、2000年。
- 国際協力銀行開発金融研究所『紛争と開発：JBICの役割（スリランカの開発政策と復興支援）（JBIC Research Paper No.24）』2003年8月。
- 国際協力事業団（JICA、現・国際協力機構 [JICA]）・国際協力総合研修所『事業戦略調査研究・平和構築—人間の安全保障の確保に向けて』2001年4月。
- 『課題別指針・平和構築支援（報告書）』2003年10月。
- 国際シンポジウム報告書『平和維持から平和構築へ—日本の役割—（From Peacekeeping to peacebuilding—Japan's Role—）』日本国際問題研究所・外務省共催、2002年。
- 国際法学会編『紛争の解決』三省堂、2001年。
- ゴードン・A・クレイグ、アレクサンダー・L・ジョージ（木村修三他訳）『軍事力と現代外交—歴史と理論で学ぶ平和の条件—』有斐閣、1997年。
- 齋藤純一『自由』岩波書店、2006年。
- 斎藤直樹『紛争予防論』芦書房、2002年。
- 篠田英朗『平和構築と法の支配—国際平和活動の理論的・機能的分析—』創文社、2003年。
- 篠田英朗・上杉勇司編『紛争と人間の安全保障—新しい平和構築のアプローチを求めて』国際書院、2005年。
- 進藤雄介『アフガニスタン祖国平和の夢—外交官の見た和平の真実—』朱鳥社、2004年。
- 神余隆博『新国連論—国際平和のための国連と日本の役割』大阪大学出版会、1995年。
- 世界銀行編（田村勝省訳）『戦乱下の開発政策』シュプリンガー・フェアラーク、2004年。
- 総合研究開発機構（NIRA）・武者小路公秀・遠藤義雄編『アフガニスタン—再建と復興への挑戦—』日本経済評論社、2004年。
- 総合研究開発機構（NIRA）・横田洋三編『アフリカの国内紛争と予防外交』国際書院、2001年。
- 総合研究開発機構（NIRA）・横田洋三・久保文明・大芝亮編『グローバル・ガバナンス：

- 新たな脅威と国連・アメリカ』日本経済評論社、2006年。
- 辰巳浅嗣・鷺江義勝編『国際組織と国際関係—地球・地域・ひと』成文堂、2003年。
- 田所昌幸・城山英明編『国際機関と日本—活動分析と評価—』日本経済評論社、2004年。
- 筒井若水編『国際法辞典』有斐閣、1998年。
- 土山實男『安全保障の国際政治学—焦りと傲り—』有斐閣、2004年。
- 土佐弘之『安全保障という逆説』青土社、2003年。
- 富田正史『スーダン—もうひとつの「テロ支援国家」』第三書館、2002年。
- 中村耕一郎『「国際合意」論序説—法的拘束力を有しない国際「合意」について』東信堂、2002年。
- 納家政嗣『国際紛争と予防外交』有斐閣、2003年。
- 日本国際問題研究所編『紛争予防(平成14年度外務省委託研究)』日本国際問題研究所、2003年。
- 『紛争予防(平成15年度外務省委託研究)』日本国際問題研究所、2004年。
- 日本国際連合学会編『グローバル・アクターとしての国連事務局(国連研究第3号)』国際書院、2002年。
- 『国際社会の新たな脅威と国連(国連研究第4号)』国際書院、2003年。
- 『人道的介入と国連(国連研究第2号)』国際書院、2001年。
- 『21世紀における国連システムの役割と展望(国連研究第1号)』国際書院、2000年。
- 『民主化と国連(国連研究第5号)』国際書院、2004年。
- 日本平和学会編『人道支援と平和構築』早稲田大学出版部、2005年。
- 広島市立大学広島平和研究所編『人道危機と国際介入—平和回復の処方箋』有信堂、2003年。
- 福田耕治『国際行政学—国際公益と国際公共政策—』2003年。
- 防衛大学校安全保障学研究会編『安全保障学入門(新版)』亜紀書房、2001年。
- メアリー・カルドー(山本武彦・渡部正樹訳)『新戦争論—グローバル時代の組織的暴力—』岩波書店、2003年。(Mary Kaldor, *New and Old Wars: Organized Violence in a Global Era*, Stanford University Press, 1999.)
- 最上敏樹『人道的介入—正義の武力行使はあるか—』岩波新書、2001年。
- 望月克哉編『人間の安全保障の射程：アフリカにおける課題』アジア経済研究所、2006年。
- 森本敏・横田洋三編『予防外交』国際書院、1996年。
- 山田満『「平和構築」とは何か—紛争地域の再生のために』平凡社新書、2003年。
- 山田満・小川秀樹・野本啓介・上杉勇司編『新しい平和構築論—紛争予防から復興支援まで—』明石書店、2005年。
- 山脇直司『公共哲学とは何か』ちくま新書、2004年。
- 横田洋三編『国連による平和と安全の維持—解説と資料』国際書院、2000年。
- 吉田鈴香『アマチュアはイラクに入るな—プロのNGOが紛争地でやっていること—』亜紀書房、2004年。
- 吉村祥子『国連非軍事的制裁の法的問題』国際書院、2003年。
- 渡辺昭夫・土山實男編『グローバル・ガヴァナンス—政府なき秩序の模索』東京大学出版会、2001年。

## 2. 日本語論文

- 青井千由紀「平和活動(ピースオペレーション)の理論と現実」日本国際問題研究所編『国際問題』、2005年10月、18-34頁。

- 伊藤融「南アジアのエスニック紛争における国際的ファクター」『国際政治』日本国際政治学会、第127号、2001年5月、79-94頁。
- 猪俣忠徳「平和のための国際行政—国連PKO活動の財政制度の形成について」『国際協力論集』第9巻、第2号、2001年、1-24頁。
- 上杉勇司・篠田英朗・瀬谷ルミ子・山根達郎「アフガニスタンにおけるDDR：その全体像の考察」『HIPEC研究報告シリーズ（広島大学）』、No.1、2006年。
- 大泉敬子「国際連合の平和機能の再検討—冷戦時代とその後—」日本国際政治学会編『国際政治』第100号、1992年8月、236-254頁。
- 岡垣知子「国連と世界の安全保障：「平和強制」をめぐる問題と平和維持活動の今後」『外交時報』外交時報社、No.1304、1994年1月、57-73頁。
- 「国連の平和維持活動—冷戦後の活性化議論をめぐって—」日本国際政治学会編『国際政治』第103号、1993年5月、73-86頁。
- 勝俣誠「アフリカの地域紛争と予防外交」日本国際問題研究所編『国際問題』No.477、1999年12月、50-66頁。
- 神谷万丈「国連と安全保障」防衛大学校安全保障学研究会編『安全保障学入門（新版）』亜紀書房、2001年、208-240頁。
- 川口智恵「DDRの形成—多機能型平和維持活動を超えて—」『国際公共政策研究』第10巻、第2号、2006年、77-95頁。
- 川端正久「アフリカ連合とダルフル紛争」『海外事情』2005年4月、22-35頁。
- 吉川元「国内統治を問う国際規範の形成過程」『社会科学研究（東京大学社会科学研究所紀要）』第55巻（第5・6合併号）、2004年、53-78頁。
- 木上英輔「『人間の安全保障』のための人道的干渉」『海外事情』2002年11月、54-73頁。
- 栗本英世「スーダン内戦の終結と戦後復興」『海外事情』2005年4月、2-21頁。
- 栗栖薫子「国内紛争と国際安全保障の諸制度についての一考察」日本国際問題研究所編『国際問題』No.511、2002年10月、47-62頁。
- 「人間の安全保障—主権国家システムの変容とガバナンス」赤根谷達雄・落合浩太郎編『「新しい安全保障」論の視座』亜紀書房、2001年、113-149頁。
- 「人間安全保障「規範」の形成とグローバル・ガバナンス—規範複合化の視点から—」日本国際政治学会編『国際政治』第143号、2005年11月、76-91頁。
- 黒澤啓・小向絵理「平和構築と良い統治」内海成治編『国際協力論を学ぶ人のために』世界思想社、2005年、278-298頁。
- 黒澤啓「＜研究ノート＞UNHCRの平和構築に果たす役割」『立命館国際地域研究』第21号、2003年3月、165-179頁。
- 黒田順子「国連における予防外交—包括的アプローチの展開」日本国際問題研究所編『国際問題』No.477、1999年12月、17-35頁。
- 小泉康一「難民帰還と国際開発援助—慢性的な政治不安定下での＜救援から開発へ＞戦略は有効か—」日本国際政治学会編『国際政治』第137号、2004年6月、83-102頁。
- 小山淑子「グルジア共和国における平和構築プロセス—安全保障部門改革（SSR）を通じての考察—」『ユーラシアの平和と紛争』Vol.1、2001年、39-56頁。
- 佐伯太郎「和平交渉のディレンマ：ソマリア和平の挫折と国際社会」日本平和学会編『人道支援と平和構築』早稲田大学出版部、2005年、59-78頁。
- 酒井啓亘「シエラレオネ内戦における『平和維持活動』展開（1）—ECOMOGからUNAMSILへ—」『国際協力論集』第9巻、第2号、2001年、97-126頁。
- 「シエラレオネ内戦における『平和維持活動』展開（2）—ECOMOGからUNAMSILへ—」『国際協力論集』第10巻、第1号、2002年、95-129頁。
- 「中央アフリカ共和国問題と国際連合—MISABからMINURCAへ—」『国際協力

- 論集』第7巻、第2号、1999年、83-115頁。
- 佐藤章「(現地報告) コートディヴォワールの国民和解フォーラム—「和解」の成果と今後の課題—」『アジア経済』XLIII-5、2002年、43-69頁。
- 「政権交代と少数者のゲーム—コートディヴォワールの「民主化」の帰結—」『アジア経済』XLVI-11・12、2005年、98-125頁。
- 佐藤丙午「小型武器問題とマイクロ軍縮—新しい国際規範の形成と国連の役割—」『防衛研究所紀要』第6巻、第1号、2003年、70-94頁。
- 篠田英朗「平和構築概念の精緻化に向けて—戦略的視点への準備作業—」『広島平和研究』第24号、2002年、21-45頁。
- 「人間の安全保障からみた平和構築活動の意義—アフリカの文脈での検討への意義—」望月克哉編『アフリカにおける「人間の安全保障」の射程—研究会中間成果報告』アジア経済研究所、2003年4月、1-13頁。
- 「アフリカにおける天然資源と武力紛争—内戦の政治経済学の観点から—」小柏葉子編『資源管理をめぐる紛争の予防と解決』IPSHU 研究報告シリーズ(広島大学)、No.35、2005年、153-172頁。
- 「アフガニスタン平和構築の背景と戦略—DDRに与えられた役割の考察」『HIPEC 研究報告シリーズ(広島大学)』、No.2、2006年。
- 清水潤「カンボジアにおけるPKO活動と日本」『外交時報』外交時報社、No.1297、1993年4月、52-70頁。
- 神余隆博「紛争解決と平和維持における国連の新たな役割」『外交時報』外交時報社、No.1297、1993年4月、18-33頁。
- 杉浦功一「グローバル・デモクラシーへ向けた国連の民主化支援活動の枠組みと、その暫定的評価—対カンボジア支援の事例に照らして—」『国際協力論集』第10巻、第2号、2002年11月、131-154頁。
- 「デモクラシーの概念の整理—グローバル・デモクラシーに向けて—」『六甲台論集—国際協力研究編—』第2号、2001年12月、131-161頁。
- 瀬田宏「国連安保理と二つの戦争—朝鮮戦争と湾岸戦争の比較—」日本国際政治学会編『国際政治』第103号、1993年5月、57-71頁。
- 瀬谷ルミ子「平和構築におけるDDRの成果、限界と今後の役割」『HIPEC 研究報告シリーズ(広島大学)』、No.5、2006年。
- 高井晋「現代PKOと三つの国連報告書」『防衛研究所』第4巻第3号、2002年2月、53-76頁。
- 高橋一生「紛争予防と開発協力」日本国際問題研究所編『国際問題』No.498、2001年9月、44-56頁。
- 武内進一「ルワンダにおける二つの紛争—ジェノサイドはいかにして可能になったのか—」『社会科学研究(東京大学社会科学研究所)』第55巻、第5・6号、2004年、101-130頁。——「冷戦後アフリカにおける政治変動—政治自由化と紛争—」日本国際政治学会編『国際政治』第140号、2005年、90-107頁。
- 滝沢美佐子「旧ユーゴスラビアにおける国連の活動」『外交時報』外交時報社、No.1306、1994年3月、60-75頁。
- 堂之脇光朗「グローバル化と安全保障—軍備登録制度、予防外交、小型武器、テロリズム」日本国際問題研究所編『国際問題』No.511、2002年10月、33-46頁。
- 「小型武器問題と日本の対応」木村汎編『国際危機学—危機管理と予防外交—』世界思想社、2002年、305-323頁。
- 土佐弘之「移行期における正義(transitional justice)再考—過去の人権侵害と復讐/赦し、記憶/忘却の政治—」『社会科学研究(東京大学社会科学研究所)』第55巻、第5・6号、2004年、79-99頁。

- 戸田真紀子「アフリカ民族紛争の理論化」日本国際政治学会編『国際政治』第123号、2000年1月、91—109頁。
- 永田博美「PKOと文民警察の役割—破綻国家における警察再建支援についての一考察」『海外事情』2002年11月、31—53頁。
- 納家政嗣「予防外交論の展開と射程」日本国際問題研究所編『国際問題』No.477、1999年12月、2—16頁。
- 「現代紛争の多様性と構造的要因」日本国際問題研究所編『国際問題』No.545、2005年8月、16—29頁。
- 則武輝幸「国連とソマリア内戦—『平和執行部隊』の構想の挫折—」『外交時報』外交時報社、No.1306、1994年3月、17—46頁。
- 「平和維持活動の今後の在り方」『国連の課題と我が国の果たすべき役割に関する調査（委託研究・参議院第一特別調査室）』株式会社インフォメディア・ジャパン、2000年、27—39頁。
- 福島安紀子「包括的紛争予防とシビル・ソサエティの役割」日本国際問題研究所編『国際問題』No.484、2000年7月、29—46頁。
- 星野俊也「国際平和回復政策の構想と実際—『多国間主義の危機』を越えて—」日本国際政治学会編『国際政治』第137号、2004年6月、30—44頁。
- 「平和構築とDDR」黒澤満編『大量破壊兵器の軍縮論』信山社、2004年、327—351頁。
- 「『平和強制』の合法性と正統性—『集団的人間安全保障』の制度化を目指して—」国際法学会編『国際法外交雑誌』第101号、第1号、2002年5月、77—100頁。
- 「集団的安全保障の活性化と今後の在り方」『国連の課題と我が国の果たすべき役割に関する調査（委託研究（参議院第一特別調査室））』株式会社インフォメディア・ジャパン、2000年、7—26頁。
- 毛利聡子「市民社会によるグローバルな公共秩序の構築—社会秩序に基づく国際秩序の変容を求めて—」日本国際政治学会編『国際政治』第137号、2004年6月、138—155頁。
- 望月康恵「国際連合による『統治』—国際連合東チモール暫定行政機構（UNTAET）を題材にして—」『法と政治（関西学院大学法政学会）』第55号、第4号、2004年、710—753頁。
- 山下光「PKO概念の再検討—「ブラヒミ・レポート」とその後—」『防衛研究所紀要』第8巻第1号、2005年10月、39—79頁。
- 山田哲也「人道的介入論と東チモール」日本国際問題研究所編『国際問題』第493号、2001年4月、63—75頁。
- 「ポスト冷戦期の内戦と国際社会」日本国際問題研究所編『国際問題』No.545、2005年8月、45—57頁。
- 「領域管理の意義を巡って—合法性と正統性の相剋—」日本国際政治学会編『国際政治』第143号、2005年11月、61—75頁。
- 山根達郎「武力紛争と小型武器問題—DDR支援を中心に—」日本国際問題研究所編『紛争予防（平成14年度外務省委託研究）』日本国際問題研究所、2003年3月、63—75頁。
- 「冷戦後の国連平和維持活動（PKO）と武装解除—マンダートの射程とその実効性—」大阪外国語大学国際関係講座編『国際関係の多元的研究（東泰介教授退官記念論文集）』大阪外国語大学、2004年、143—166頁。
- 「アフガニスタンにおけるDDRの特色—国連PKO事例との比較検討—」『HIPEC研究報告シリーズ（広島大学）』、No.4、2006年。
- 吉田靖之「国連安保理事会決議に基づく多国籍軍の法的考察—安保理事会の『授権』を

中心に一」『防衛研究所紀要』第3巻第1号、2000年6月、99-125頁。  
渡部茂己「国連事務総長報告『平和への課題』の理論的検討」『外交時報』外交時報社、  
No.1306、1994年3月、4-16頁。

### 3. 外国語書籍

- Adebajo, Adekeye and Sriram, Chanra Lekha (eds.), *Managing Armed Conflicts in the 21<sup>st</sup> Century*, Frank Cass, 2001.
- A project of the Graduate Institute of International Studies(Geneva), *Small Arms Survey 2002*, Oxford University Press, 2002.
- A project of the Graduate Institute of International Studies(Geneva), *Small Arms Survey 2001*, Oxford University Press, 2001.
- Adler, Emanuel. and Barnett, Michael (eds.), *Security Communities (Cambridge University International Relations 62)*, Cambridge University Press, 1998.
- Ballentine, Karen and Sherman, Jake (eds.), *The Political Economy of Armed conflict: Beyond Greed and Grievance (A Project of the International Peace Academy)*, Lynne Rienner Publisher, 2003.
- Berdal, Mats, 'The UN's Unnecessary Crisis,' *Survival*, Vol.47, No.3, 2005, pp.7-32.
- Bhatia, Michael V., *War and Intervention: Issues for Contemporary Peace Operations*, Kumarian Press, 2003.
- Buzan, Barry, *People, States and Fear: An Agenda for International Security Studies in the Post-Cold War Era (Second Edition)*, Pearson Longman, 1991.
- Cahill, Kevin M. (ed.), *Preventive Diplomacy*, Routledge, 2000.
- Cortright, David and Lopez, George A., *The Sanctions Decade: assessing UN strategies in the 990s*, Lynne Rienner Publishers, 2000.
- Cooper, Andrew F., English, John and Thakur, Ramesh, *Enhancing Global Governance: Towards a New Diplomacy?*, United Nations University Press, 2002.
- Cousens, Elizabeth M., and Kumar, Chetan, with Wermester, Karin (eds.), *Peacebuilding as Politics: Cultivating Peace Fragile Societies*, Lynne Rienner Publishers, 2001.
- Durch, William J., *Constructing Regional Security: The Role of Arms Transfer, Arms Control, and Reassurance*, St. Palgrave, 2000.
- Eide, Espen Barth, and Holm, Tor Tanke, *Peacebuilding and Police Reform*, Frank Cass, 2000.
- Florquin, Nicolas and Berman, Eric G. (eds.), *Armed and Aimless: Armed Groups, Guns, and Human Security in the ECOWAS Region*, A Small Arms Survey Publication, 2005.
- Fortna, Virginia Page, *Peace Time: Cease-Fire Agreements and the Durability of Peace*, Princeton University Press, 2004.
- Francis, David J. (ed.), *Civil Militia: Africa's Intractable Security Menace?*, Ashgate Publishing Limited, 2005.
- Ginifer, Jeremy (ed.), *Beyond The Emergency: Development within UN Peace Missions*, Frank Cass, 1997.
- Ghali, Boutros, *Unvanquished: AU.S.- U.N. Saga*, Random House, 1999.
- Hawkins, Virgil, *The Silence of the UN Security Council: Conflict and Peace Enforcement in the 1990s*, European Press Academic Publishing, 2004.
- Holsti, Kalevi J., *The State, War, and the State of War (Cambridge University International Relations 51)*, Cambridge University Press, 1996.
- Holsti, Kalevi J., *Peace and war: Armed Conflicts and International Order 1648-1989 (Cambridge University International Relations 14)*, Cambridge University Press, 1991.
- Ikenberry, G. John, *After Victory*, Princeton University Press, 2001.
- International Commission on Intervention and State Sovereignty (ICISS), *The Responsibility to Protect: The Report of ICISS*, International Development Research Centre (Canada), 2001.
- Jeong, Ho-Won, *Approaches to Peacebuilding*, Palgrave, 2002.
- Jeong, Ho-Won, *Peacebuilding in Postconflict Societies*, Lynne Rienner Publishers, 2005.
- Jett, Dennis C., *Why Peacekeeping Fails*, Palgrave, 2001.

- Kaldor, Mary, *New and Old Wars: Organized Violence in a Global Era*, Stanford University Press, 1999, 2001.
- Krasner, Stephen D., *Sovereignty: Organized Hypocrisy*, Princeton University Press, 1999.
- Krasno, Jean, Hayes, Brad C., and Daniel, Donald C., *Leveraging for Success in United Nations Peace Operations*, Praeger, 2003.
- Laremont, Ricald Rene (ed.), *The Causes of War and Consensus of Peacekeeping in Africa*, Heinemann, 2002.
- Lederach, John Paul, *Building Peace*, United States Institute of Peace Press, 1997.
- Lederach, John Paul, *The Moral Imagination: The Art and Soul of Building Peace*, Oxford University Press, 2005.
- Lehman, Ingrid A. (eds.), *Peacekeeping and Public Information*, Frank Cass, 1999.
- Lumumba-Kasongo, Tukumbi (eds.), *Liberal Democracy and Its critics in Africa: Political Dysfunction and the Struggle for Social Progress*, Codesria Books, 2005.
- Lyons, Terrence, *Voting for Peace: Postconflict Election in Liberia*, Brookings Institution Press, 1999.
- Marten, Kimbaerly Zisk, *Enforcing the Peace: Learning from the Imperial Past*, Columbia University Press, 2004.
- Matsuo, Masatsugu, *Peace and Conflict Studies: A Theoretical Introduction*, Keisuisha, 2005.
- Nye, Jr., Joseph S., *Understanding International Conflicts: An Introduction to Theory and History (Third Edition)*, Longman, 2003.
- Paris, Roland, *At War's End: Building Peace After civil Conflict*, Cambridge University Press, 2004.
- Pugh, Michael (ed.), *The UN, Peace and Force*, Frank Cass, 1997.
- Rittberger, Volker (ed.), *Global Governance and the United Nations System*, United Nations University Press, 2001.
- Schnabel, Albrecht and Ehrhart, Hans-Geong (eds.), *Security Sector Reform and Post-conflict Peacebuilding*, United Nations University Press, 2006.
- Stedman, Stephen John, Rothchild, Donald, and Cousens, Elizabeth M. (eds.), *Ending Civil Wars: The Implementation of Peace Agreements*, Lynne Rienner Publishers, 2002.
- Tardy, Thierry, *Peace Operations after 11 September 2001*, Frank Cass, 2004.
- Thakur, Ramesh. and Schnabel, Albrecht. (eds.), *United Nations Peacekeeping Operations: Ad Hoc Missions, Permanent Engagement*, United Nations University Press, 2001.
- The United Nations Institute for Training (UNITAR), The Institute of Policy Studies (IPS) of Singapore, and The Japan Institute of International Affairs (JIJA), *The Reform Process of United Nations Peace Operations—Debriefing and Lessons (The Report of the 2001 Singapore Conference)*, “ Kluwer Law International, 2001.
- Uyangoda, Jayadeva and Morina, Perera, *Sri Lanka's Peace Process 2002: Critical Perspective*, Social Scientist Association (Colombo), 2003.
- Walter, Barbara F. and Snyder, Jack (eds.), *Civil Wars, Insecurity, and Intervention*, Columbia University Press, 1999.
- Waltz, Kenneth N., *Theory of International Politics*, Random House, 1979.
- Walzer, Michel, *Arguing about War*, Yale University Press, 2004.
- Wheeler, Nicholas J., *Saving Strangers—Humanitarian Intervention in International Society*, Oxford University Press, 2000.
- Wilson, A., Jeyaratnam, ‘Sri Lankan Tamil Nationalism: Its Origins and Development in the 19th and 20th Centuries,’ *Penguin Books India*, 2001.
- Woodhouse, Tom and Ramsbothom, Oliver (eds.), *Peacekeeping and Conflict Resolution*, Frank Cass, 2000.

#### 4. 外国語論文（報告書を含む）

- Abu-Nimer, Mohammed, ‘Conflict Resolution, Culture, and religion: Toward a Training Model of Interreligious Peacebuilding,’ *Journal of Peace Research*, Vol.38, No.6, November 2001,



- pp.685-704.
- Alpers, Philip, and Twyford, Conor, 'Small Arms in the Pacific,' *Small Arms Survey*, Occasional Paper No.8, March 2003.
- Anderson, Andreas, 'Democracy and Susceptibility to UN Intervention,' *International Peacekeeping*, Vol.13, No.2, 2006, pp.184-199.
- Annan, Kofi A., 'Two Concepts of Sovereignty,' *The Economist*, September 18, 1999, pp.49-50.
- Annan, Kofi A., 'Problems without Passports,' *Foreign Policy*, September/October, 2002, pp.30-31.
- Atanga, Lucien Mufor, 'Tackling Small Arms in Central Africa,' *Bonn International Center for Conversion (paper 29)*, Bonn International Center for Conversion, 2003.
- Ball, Nicole Abd Brzoska, Michel with Kingma, Kees and Wulf, Herbert, 'Voice and Accountability in the Security Sector,' *Bonn International Center for Conversion (paper 21)*, Bonn International Center for Conversion, 2002.
- Ball, Nicole, 'Strengthening Democratic Governance of the Security Sector in conflict-affected countries,' *Public Administration and Development*, Vol.25, Issue.1, 2005, pp.25-38.
- Batley, Richard, 'Mozambique: The Costs of "Owning Aid",' *Public Administration and Development*, Vol.25, Issue.5, 2005, pp.415-424.
- Bellamy, Alex J., and Williams, Paul, 'Conclusion: What Future for Peace Operations? Brahimi and Beyond,' *International Peacekeeping*, Vol.11, No.1, 2004, pp.183-212.
- Berdal, Mats R., 'Disarmament and Demobilization after Civil Wars,' *Adelphi Paper*, No.303, 1996.
- Boutwell, Jeffrey, and Klare, Michael, 'Small Arms and Light Weapons: Controlling the Real Instruments of War,' *Arms Control Today*, August/September 1998.
- Bredel, Ralf, 'The UN's Long Term Conflict Prevention Strategies and the Impact of Counter-terrorism,' *International Peacekeeping*, Vol.10, No.2, 2003, pp.51-70.
- Brinkerhoff, Derick W., 'Rebuilding Governance in Failed States and Post-conflict Societies: Core Concepts and Cross-cutting Themes,' *Public Administration and Development*, Vol.25, Issue.1, 2005, pp.3-14.
- Bullion, Alan, 'The Indian Peace-Keeping Force in Sri Lanka,' *International Peacekeeping*, Vol.1, No.2, summer 1994, pp.148-159.
- Caplan, Richard, 'Partner or Patron? International Civil Administration and Local Capacity-building,' *International Peacekeeping*, Vol.11, No.2, 2004, pp.229-247.
- Chandler, David, 'Imposing the "rule of Law": The Lessons of BiH for Peacebuilding in Iraq,' *International Peacekeeping*, Vol.11, No.2, summer 2004, pp.312-333.
- Chopra, Jarat and Hohe, Tanja, 'Participatory Intervention,' *Global Governance*, Vol.10, 2004, pp.289-305.
- Chanaa, Jane, 'Security Sector Reform: Issues, Challenges and Prospects,' *Adelphi Paper*, No.344, 2002.
- Chrobok, Vera, 'Demobilizing and Reintegrating Afghanistan's Young Soldiers: A Review and Assessment of Program Planning and Implementation,' *Bonn International Center for Conversion (paper 42)*, Bonn International Center for Conversion, 2005.
- Clare, Michael., 'The Kalashnikov Age, Special Issue: Small Arms, Big Problem,' *The Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol.55, No.1, 1999.
- Clarke, Walter and Herbst, Jeffrey, 'Somalia and the Future of Humanitarian Intervention,' *Foreign Affairs*, Vol.75, No.2, 1996, pp.74-75.
- Cronin, Bruce, 'The Two Faces of the United Nations: The Tension between Intergovernmentalism and Transnationalism,' *Global Governance*, Vol.8, No.1, 2002, pp.53-71.
- DeClerq, David, Destroying Small Arms and Light Weapons. Survey of Methods and Practical Guide, *Bonn International Center for Conversion (BICC)*, Report 13, April 1999.
- Detomasi, David, 'International Institutions and the Case for Corporate Governance: Toward a Distributive Governance Framework?,' *Global Governance*, Vol.8, No.4, 2002, pp.421-422.
- Diamond, Larry, 'What went Wrong in Iraq,' *Foreign Affairs*, Vol.83, No.5, 2004, pp.34-56.

- European Commission, *Small Arms and Light Weapons: The Response of the European Union*, Office of Official Publications of European Communities, 2001.
- Fetherston, A.B., 'Peacekeeping, Conflict Resolution and Peacebuilding: A Reconsideration of Theoretical Framework,' in Woodhouse, Tom and Ramsbotham, Oliver (eds.), *Peacekeeping and Conflict Resolution*, Frank Cass, 2000, pp.190-218.
- Franceschet, Antonio, 'Justice and International Organization: Two models of Global Governance,' *Global Governance*, Vol.8, No.2, 2002, pp.19-34.
- Gbla, Osman, 'Security Sector Reform under International Tutelage in Sierra Leone,' *International Peacekeeping*, Vol.13, No.1, 2006, pp.78-93.
- German Technical Co-operation (GTZ), The Norwegian Defense International Centre (NODEFIC), Pearson Peacekeeping Centre (PPC), and Swedish National Defense College (SNDC), *Disarmament, Demobilization, and Reintegration: A Practical Field and Classroom Guide*, 2004.
- Gompert, David C., 'for a Capability to Protect: Mass Killing, the African Union and NATO,' Vol.48, No.1, 2006, pp.7-18.
- Government of Indonesia, *Disarmament, Demobilization and Reintegration in Aceh: The Case for Sustainable Economic Reintegration (Guiding Principals)*, Government of Indonesia, December 2005.
- Grosse-Kettler, Sabrina, 'External Actors in Stateless Somalia: A War Economy and its Promoters,' *Bonn International Center for Conversion (paper 39)*, Bonn International Center for Conversion, 2004.
- Hampson, Fenosler and Malone, David M., 'Improving the UN's Capacity for Conflict Prevention,' *International Peacekeeping*, Vol.9, No.1, 2002.
- Harff, Barbara and Gurr, Ted R., 'Systematic Early Warning of Humanitarian Emergencies,' *Journal of Peace Research*, Vol.35, No.5, September 1998, pp551-579.
- Harris, Andrew and Dombrowsky, Peter, 'Military Collaboration with Humanitarian Organizations in Complex emergencies,' *Global Governance* 8 (2002), pp155-178.
- Hartzell, Caroline, Hoddie, Matthew, and Rothchild, Donald, 'Stabilizing the Peace after Civil War: An Investigation of Some Key Variables,' *International Organization*, Vol.55, No.1, winter 2001, pp.183-208.
- Heathershaw, John, 'The paradox of Peacebuilding: Peril, Promise, and Small Arms in Tajikistan,' *Central Asian Survey*, Vol.24, No.1, 2005, pp.21-38.
- Herz, John, 'Idealist and Internationalism and the Security Dilemma,' *World Politics*, Vol.2, No.2, 1950, pp.157-180.
- Hoffmann, Stanley, 'Clash of Globalizations,' *Foreign Affairs*, July/August 2002, pp.104-115.
- Hurd, Ian, 'Legitimacy, Power, and the Symbolic Life of the UN Security Council,' *Global Governance*, Vol.8, No.1, 2002, pp.35-51.
- Ishima, Jeffrey, 'Cash Payments in Disarmament, Demobilization and Reintegration Programmes,' *Journal of Security Sector Management*, Vol.2, No.3, September 2004.
- Jones, Seth G., 'Averting Failure in Afghanistan,' *Survival*, Vol.48, No.1, 2006, pp.111-128.
- Kaldor, Mary and Salmon, Andrew, 'Military Force and European Strategy,' *Survival*, Vol.48, No.1, 2006, pp.19-34.
- Keashly, Lorealeigh and Fisher, R. J., 'Towards a Contingency Approach to third Party Intervention in Regional Conflict: Cyprus in Illustration,' *International Journal*, Vol.45, Spring 1999, pp.424-453.
- Kirwin, Matthew, 'The Security Dilemma and Conflict in Cote d'Ivoire,' *Nordic Journal of African Studies*, Vol.15, No.1, 2006, pp.42-52.
- Knight, Mark and Ozerdem, Alpaslan, 'Guns, Camps and Cash: Disarmament, Demobilization and Reinsertion of Former Combatants in Transitions from war to Peace,' *Journal of Peace Research*, Vol.41, No.4, 2004, pp.499-516.
- Krause, Keith, 'Multilateral Diplomacy, Norm Building, and UN Conferences: The Case of Small Arms and light Weapons,' *Global Governance*, Vol.8, No.2, 2002, pp247-263.
- Lamb, Guy, 'reflections on Demilitarization: A southern African Perspective,' *International*

- Peacekeeping*, Vol.7, No.3, 2000, pp.120-136.
- Law, David M., 'Conclusion: Security Sector (Re)Constitution in Post-Conflict Settings,' *International Peacekeeping*, Vol.13, No.1, 2006, pp.111-123.
- Lummumba-Kasongo, Tukumbi, 'The Problematics of Liberal Democracy and Democratic Process: Lessons for Deconstructing and Building African democracies,' in Lumumba-Kasongo, Tukumbi (ed.), *Liberal Democracy and Its critics in Africa: Political Dysfunction and the Struggle for Social Progress*, Codesria Books, 2005, pp.1-25.
- MacFarlane, S. Neil, 'Intervention in Contemporary World Politics,' *Adelphi Paper*, No.350, 2002.
- Mehreteab, Amanuel, 'Veteran Combatants do not fade away: A comparative study on two demobilization and reintegration exercises in Eritrea,' *Bonn International Center for Conversion (paper 23)*, Bonn International Center for Conversion, 2002.
- Mendelson-Forman, Johanna, 'Security Sector Reform in Haiti,' *International Peacekeeping*, Vo.13, No.1, 2006, pp.14-27.
- Ministry for Foreign Affairs of Sweden, *Stockholm Initiative on Disarmament, Demobilization, Reintegration Final Report*, Ministry for Foreign Affairs of Sweden, 2006.
- Misra, Amalendu, 'Rain on a Parched land: Reconstructing a Post-conflict Sri Lanka,' *International Peacekeeping*, Vol.11, No.2, summer 2004, pp.271-288.
- Muggah, Robert, 'No Magic Bullet; A Critical Perspective on Disarmament, Demobilization and Reintegration (DDR) and Weapons Reduction in Post-conflict Contexts,' *The Round Table*, Vol.94, No.379, April 2005, pp.239-252.
- Muggah, Robert, 'Securing Haiti's Transition: Reviewing Human Insecurity and the Prospects for Disarmament, Demobilization, and Reintegration (Updated),' *Small Arms Survey Occasional Paper*, No.14, October 2005.
- Newman, Edward, '(Re)building Political Society: the UN and Democratization,' Edward Newman and Oliver Richmond (ed.), *The United Nations and Human Security*, New York: Palgrave, 2001, pp47-64.
- Nitzschke, Heiko and Studdard, Kaysie, 'The Legacies of War Economies: Challenges and Options for Peacemaking and Peacebuilding,' *International Peacekeeping*, Vol.12, No.2, 2005, pp.222-239.
- O'brien, David, 'The Search for Subsidiary: The UN, African Regional Organizations and Humanitarian Action,' *International Peacekeeping*, Vol.7, No.3, 2000, pp.57-83.
- OECD/DAC, *DAC Guidelines on Conflict, Peace and Development Cooperation on the Threshold of the 21<sup>st</sup> Century*, OECD, 1997.
- OECD/DAC, *Helping Prevent Violent Conflict: Orientation for external Partners*, OECD, 2001.
- Ottaway, Marina, 'Nation Building,' *Foreign Policy*, September/October, 2002, pp.16-24.
- Ozderem, Alpaslan, 'Disarmament, Demobilization and Reintegration of Former Combatants in Afghanistan: Lessons Learned from a Cross-cultural Perspective,' *Third World Quarterly*, Vol.23, No.5, pp.961-975.
- Peake, Gordon, 'From Warlords to Peacelords?' *Journal of International Affairs*, Vol.56, No.2, Spring 2003, pp.181-191.
- Porto, Joao Gomes, 'Sustaining the Peace in Angola: An Overview of Current Demobilization, Disarmament and Reintegration,' *Bonn International Center for Conversion (paper 27)*, Bonn International Center for Conversion, 2003.
- Posen, Barry R., 'The Security Dilemma and Ethnic Conflict,' *Survival*, No.5, 1993, pp.27-47.
- Pouligny, Beatrice, 'Promoting Democratic Institutions in Post-Conflict Societies: Giving Diversity Chance,' *International Peacekeeping*, Vol.7, No.3, 2000, pp.17-35.
- Reilly, Benjamin, 'Post-Conflict Elections: Constraints and Dangers,' *International Peacekeeping*, Vol.9, No.2, 2002, 118-139.
- Rondinelli, Dennis A. and Montgomery, John D., 'Regime Change and Nation Building: Can Donors Restore Governance in Post-conflict States?' *Public Administration and Development*, Vol.25, Issue.1, 2005, pp.15-13.
- Rubin, Barnett R., 'Constructing Sovereignty for security,' *Survival*, Vol.47, No.4, 2005,

- pp.93-106.
- Saba, Aime Samuel, 'The Electoral Process in the Central African Republic in 1993 and 1999: Protagonists and Challenges,' in Lumumba-Kasongo, Tukumbi (ed.), *Liberal Democracy and Its critics in Africa: Political Dysfunction and the Struggle for Social Progress*, Codesria Books, 2005, pp.173-203.
- Saikal, Amin, 'Securing Afghanistan's Border,' *Survival*, Vol.48, No.1, 2006, pp.129-142.
- Saliu, Hassan A., 'Nigeria and Peace Support Operations: Trends and Policy Implications,' *International Peacekeeping*, Vol.7, No.3, 2000, pp.105-119.
- Scheye, Eric, and Peake, Gordon, 'To Arrest Insecurity: Time for a Revised Security Sector Reform Agenda,' *Conflict, Security & Development*, Vol.5, No.3, December 2005, pp.295-327.
- Sedra, Mark, 'Challenging the Warlord Culture: Security Sector Reform in Post-Taliban Afghanistan,' *Bonn International Center for Conversion (paper 25)*, Bonn International Center for Conversion, 2002.
- Sedra, Mark (ed.), *Confronting Afghanistan's Security Dilemma: Reforming the Security Sector*, Bonn International Center for Conversion (brief 28), Bonn International Center for Conversion, 2003.
- Sedra, Mark, 'Security Sector Reform in Afghanistan: The Slide towards Expediency,' *International Peacekeeping*, Vol.13, No.11, 2006, pp.94-110.
- Smith, Chris, 'In the Shadow of a Cease-fire: The Impacts of Small Arms Availability and Misuse in Sri Lanka,' *Occasional Paper (Small Arms Survey)*, No.11, Oct. 2003.
- Spark, Natascha and Bailey, Jackie, 'Disarmament in Bougainville: Guns in Boxes,' *International Peacekeeping*, Vol.12, No.4, 2005, pp.599-608.
- Spear, Joana, 'Disarmament and Demobilization,' Stedman, in Stephen John, Rothchild, Donald, and Cousens, Elizabeth M. (eds.), *Ending Civil Wars: The Implementation of Peace Agreements*, Lynne Rienner Publishers, 2002, pp.141-182.
- Toki, Hinako, 'Peace-building and the Process of Disarmament, Demobilization, and Reintegration: the Experiences of Mozambique and Sierra Leone', Institute for International Cooperation (JICA), March 2004.
- United Nations Development Programme (UNDP), *Practice Note: Disarmament, Demobilization, and Reintegration of Ex-combatants*, 2006.
- Wallensteen, Peter and Margareta, Solenberg, 'Armed Conflict, 1989-2000,' *Journal of Peace Research*, Vol.38, No.5, September 2001, pp.629-644.
- Walter, Barbara F., 'The Critical Barrier to Civil War Settlement,' *International Organization*, Vol.51, No.3, 1997, pp.335-364.
- Weiss, Thomas G., 'Governance, Good Governance and Global Governance: Conceptual and actual Challenges,' *Third World Quarterly*, Vol.21, No.5, 2000, pp.795-814.
- Western, Jon, 'Sources of Humanitarian Intervention: Beliefs, Information, and Advocacy in the U.S. Decisions on Somalia and Bosnia,' *International Security*, Vol.26, No.4, 2002, pp.112-142.
- William, Paul D., 'Military Responses to Mass Killing: The African Union Mission in Sudan,' *International Peacekeeping*, Vol.13, NO.2, 2006, pp.168-18.
- Wulf, Herbert (ed.), *Disarmament and Conflict Prevention in Development Cooperation*, Bonn International Center for Conversion (BICC), Report 14, February 2000.